『唐宋軍礼の比較構造論的研究』

王博

【目　次】

序　　論・・・

第二節　唐代前期講武礼の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
（一）高祖朝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
（二）太宗朝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
（三）高宗・則天武后朝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
第三節　唐代後期の講武礼とその変容・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
（一）玄宗・粛宗朝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
（二）代宗・武宗・僖宗・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65

第三章　周礼へ復帰する田狩礼――唐宋を中心にして――・・・・・71
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
第一節　唐代前期田狩礼とその実施問題・・・・・・・・・・・・・・・・・72
（一）唐代田狩礼成立の前提・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
（二）唐代前期の田狩礼・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
(1) 唐代前期における田狩礼の規範化過程・・・・・・・・・・・・・・・76
(2) 玄宗朝『開元礼』「皇帝田狩」の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・79
第二節　唐代田狩礼の衰退・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・83
（一）田狩礼における軍事性格の衰退・・・・・・・・・・・・・・・・・・85
（二）唐代田狩礼の衰落・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85
第三節　周礼へ復帰する宋代田狩礼―北宋田狩礼の軍事性と儀礼性―・89
（一）練兵の儀式としての田狩礼・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
（二）周礼へ復帰した『政和五礼新儀』・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95

第四章　唐宋射礼の性格およびその変遷 ・・・・・・・・・・・・・・・103
はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
第一節　唐宋礼書における射礼の確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
（一）唐宋射礼の性格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
（二）唐宋時期における射礼の性格の変容 ・・・・・・・・・・・・・・107
第二節　唐代射礼の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
（一）安定期（高祖・太宗朝）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110

（二）転換期（高宗・玄宗朝）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・113
第三節　大射礼から宴射礼へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・121
（一）大射礼の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・121
（二）宴射礼の盛行とその多様化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・123
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・127

第五章　唐代軍礼における「献俘礼」の基本構造 ・・・・・・・・・133
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・133
第一節　唐代献俘礼の多重構造性 ―特に「造」と「告」について―・134
第二節　唐代献俘礼の実例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・137
第三節　太廟での献俘礼の式次第 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・141
第四節　皇帝に対する献俘礼・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・144
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・146

第六章　献俘礼から見た唐・宋軍礼の変容 ・・・・・・・・・・・・・152
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・152
第一節　唐宋礼典から見る献俘礼・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・153
（一）唐代礼典における献俘礼・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・153
（二）唐宋献俘礼の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・155
（三）宋代礼典における献俘礼・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・157
第二節　唐宋献俘礼の変容過程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・159
（一）献俘礼の会場 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・159
（二）献俘礼における儀式の統一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・164
（三）献俘礼の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・167
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・171

終　論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 184

参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 192

序　論

第一節　五礼制度研究の原点

中国の前近代において、各時代に成立したいくつもの王朝は、いずれも「礼」と「法」を国家運営の二つの大きな柱としてきたといってよいであろう。このうち、「法」の分野に関しては、かなり以前から中国律令の研究が進められ、また秦代・漢代の竹簡の研究や、近年では北宋「天聖令」の発見もあって、これまでに膨大な研究成果の蓄積がある。ところが、それに比べると、「礼」の分野の研究は、ようやく最近になって研究の途に就いた状況である。「礼」と「法」との関係でいえば、まず国の根本理念として礼が存在し、法はそれを実現するためのいわば道具の役割を果たすものである。

中国の歴史において、「礼」というものは時代・場所・身分を問わず、社会のあらゆる面に影響を及ぼしてきた。その礼の文化をめぐっては、かなり早い段階で、三礼、五礼などの概念が派生した。三礼とは『周礼』『儀礼』『礼記』という三つの礼書を指すが、五礼は吉礼・凶礼・賓礼・軍礼・嘉礼を指し、この概念も広く学界に知られている。ただし、長い歴史を見れば、礼に関する研究はほとんど三礼に集中しており、それによって礼経（礼書）に基づく所謂「経学」が大いに発展し、これまで礼学の中核を占めてきたと言っても過言ではない。例えば、呂思勉氏は、南北朝の儒家が最も後世に敬服されるのは、三礼学に努めたからであると指摘した(1)。

一方、五礼という概念は早くも『尚書』舜典に見え、それについて、前漢・孔安国注は、「修吉・凶・賓・軍・嘉之礼」とする。ただし、その時の五礼は単に概念に留まっており、それを制度化する作業が展開されたのは、魏晋南北朝に入ってからであった。この制度化過程を詳しく論じたのは梁満倉氏である(2)。梁氏によれば、西晋・武帝期（二六五～二九〇）に、礼学者が礼経と前朝説話及び公議に基づいて、それまでにはなかった五礼制度を備えた国家礼典『晋礼』を完成させたことが、歴史的には重要な意義を持った(3)。これ以降、魏晋南北朝を経て、礼は「五礼制度」の構造を形成し続け、それは唐代になって成熟の段階を迎えた。玄宗の開元二〇年（七三二）に完成さ

れた『大唐開元礼』（以下は『開元礼』と略す）はその結晶とされる。また、五礼制度が成立された歴史的原因については、梁氏は、①儒家思想が発展していったこと、②実際の社会背景の需要を満たしたこと、の二点にまとめた。

三礼学に比べれば、五礼制度に関わる研究はそれほど注目されず、封建王朝の学者たちは、その多くが五礼制度に関わる資料の収集と、それらを整理する作業に力を入れ、その後もそれを評論するような論述が続いた(4)。そして近代を迎えると、新しい礼学の先駆者として陳寅恪氏の名が挙げられる。一九四四年に、『隋唐制度淵源略論稿』が出版され、その第一章に「礼儀」が取り上げられ、その中で陳氏は、魏晋南北朝・隋・唐の礼儀の継承と発展の輪郭とを初めて明確に示した。それによれば、隋唐の礼制の由来は煩雑であるが、その源を極めれば、一は北魏・北斉、二は梁・陳、三は西魏・北周に求められるという(5)。しかし、陳氏の研究方法は、現在の立場から見れば、礼の儀注を制定した士大夫の出自および彼らの生涯を手がかりとして、西魏・北周、東魏・北斉、梁・陳の形成とそれらが隋唐礼儀制度に与えた影響を検討することに費やされ、儀式そのものを論じることは多くないし、儀式が隋・唐においてどのように発展したことについてもほとんど言及していない。これは、陳氏の礼儀制度に対する研究姿勢が、理論系統のシステムの構築に重点を置いたことと関係するであろうが、具体的な儀式を分析の対象にしなければ、その結論を検証することはできないのであって、そこには誤差が生じることがあるかもしれない。

陳氏の観点は、魏晋南北朝時代の政治史は大分裂時代であり、それは後に北方民族によって国家の統一が遂げられたが、それでも中華思想はそのときにも依然として中国の主流思想であるという立場に立つ。そして、彼の唱えるこの観点を論証するものとして支えたのが、第一章の「礼儀」なのである。陳氏の論著が出版された当時は、氏の主張は残念ながらさほど注目されなかったようで、その論説を肯定し続けて検証したり、さらに深くまで掘り下げる研究者はいなかった。このような状況に、今から約四〇年前に変化が生じた。

中国礼儀史研究は前世紀の六、七〇年代から動きだし、その後は礼儀史の研究方法は徐々に成熟してゆき、それに伴って礼制における研究対象が徐々に明確化されてきた。これによって、礼制研究という領域は重要な研究課題

になる可能性が出てきたのである。その中でも、日本の学者の研究は無視できない。とりわけ、西嶋定生氏は特に注目すべき一人である。彼によって、中国古代皇帝制度研究が提唱され、その中にある重要な一環として、皇帝制度を構成する郊祀・宗廟・即位を始めとする国家儀礼が注目され始めた。西嶋氏の研究は漢代に集中しており、隋唐儀礼制度史を研究の射程に入れたのはその弟子の金子修一氏である。氏は七〇年代から、唐代の大祀・中祀・小祀を取り上げ、皇帝の自称と祭祀との関係を検討した。また、その後、皇帝親祭と有司摂事の意義を分析し、皇帝と祭祀の関係をかなり明らかにした。しかし、金子氏が検討する対象は、郊祀・宗廟のような吉礼であり、ほかの四礼（賓礼・軍礼・嘉礼・凶礼）に触れることは少なかった。ほかの四礼に研究の目が向けられたのは、前世紀九〇年代からであった。この時期を起点として、これら四礼の研究が盛んに行われるようになり、それによって儀礼制度の研究は注目され始め、今や開花しようとしている。

ところで、現在の史学界では、日本の学者の内藤湖南氏が提唱した「唐宋変革論」は既に定説になっている(6)。その前にも「唐宋時代」と呼ばれることはあったが、内藤湖南氏の説がそれを「唐宋変革」論と変え、両時代の間に発生した深刻な社会変革に注意を集められた。内藤氏によれば、中国史は「唐宋変革」を契機として、二つの大きな歴史時期に分けられるという。唐宋変革によって、貴族政治時代は君主独裁の時代へ転換する。唐以前の時期には天子は貴族の一員であるのに対して、宋以後の時代になると天子はすべての階層を超越している。後者の時期には、臣下は貴族ではなくなり、天子が主導する官僚機構の一員に過ぎない。このような政治における変化は、単に政治形態が改変されたことではなく、当時の社会・経済・文化などの面にも反映され、これらによって中国全体が変革されたという。とすれば、そうした歴史的変化において、儀礼のあり方も例外ではないはずである。それならば、この時期の礼制はどのような変容を示すのであろうか。

第二節　軍礼研究の現状

（一）軍礼を通論する研究

前述のように、吉礼を始め、軍礼以外の四礼を対象とする研究も前世紀九

〇年代には盛んに行われていた。ところが、そうした状況にあっても、軍礼だけは他の四礼と比べてその研究が遅れており、現在に至るまで着実に進歩しているとは言い難い状況にある。その原因の一つは、史料に軍礼の直接関連する記事が他の四礼に比べて少ない点にあったであろう。しかしながら、軍事儀礼というものは、いかなる国家においてもその統治理念を色濃く反映するはずであり、特に唐宋変革期という皇帝権力が大きく変貌するプロセスの中にあっては、軍事と緊密に関わる軍礼の歴史意義は、他の四礼とは比べられない変容が想定され、それが看過されることは中国史学界にとって大きな痛手だといわざるをえない。それでは、唐宋両時代を取り上げて軍礼を論じた先行研究には、どのようなものがあるであろうか。

これまでの先行研究を見ると、唐宋軍礼を検討したものは大きく二つに分類できる。その一つは、中国五礼制度を通論する研究の一環として軍礼全体を論じるものであり、もう一つは、軍礼の中から独立した儀式を取り上げて、その唐宋両時代における相違点を述べたものである。

軍礼全体を通論する研究としては、まず陳戍国氏の研究が挙げられる。氏は『中国礼制史』「隋唐五代巻」、『中国礼制史』「宋遼金夏巻」を出版した(7)。その中には、隋唐から、宋・遼・金・西夏の五礼を全て包括されている。「隋唐五代巻」の軍礼に関する内容は、第二章「唐礼」の第一〇節「李唐軍礼」と第一一節「李唐射礼田狩礼」に納められる。第一〇節「李唐軍礼」では、氏はまず『開元礼』、『通典』、『新唐書』に基づいて唐代軍礼の内容を略述する。それから、また、出土資料と『全唐文』に記される詩歌から軍礼と関係するものを拾い集め、戦争と人間の心情とを関連づけて検討された。第一一節「李唐射礼田狩礼」では、氏は、唐代に実施された大射礼の発展とその廃止を整理し、また馬射についても触れている。一方、田狩礼について、陳氏は、唐代の田狩礼には閲兵の効果が含まれ、また皇帝が宗廟に獲物を献上することによって「儒家の孝の思想で天下を治める」ことを誇示する特徴があると指摘した。ただし、唐代の皇帝はしばしば田猟を実施しようとして臣下に諫められ、やむを得ずそれを断念しているので、田狩礼の持つ娯楽性をも指摘している。

一方、宋代の軍礼については、「宋遼金夏巻」第一章「趙宋礼儀制度」、第九節「趙宋軍礼及相関諸礼」に納められる。その中で、陳氏は、『宋史』の軍

礼の内容に触れ、これらを精査したのは、管見の限りでは現在まで陳氏のみである。ただし、陳氏はこの問題をそれ以上深化させることはなかった。氏は『宋史』の記事に基づいて儀式の式次第を整理しているが、周知のように、北宋では、建国初期からその末期までに『開宝通礼』、『太常因革礼』、『政和五礼新儀』が編纂されている。これらの国家礼典は、いずれも北宋のその時代の礼儀制度に対する認識を示している(8)。したがって、陳氏がこれらの国家礼典を分析しなかったことは、その研究の不足部分であると言わざるを得ない。また、北宋の田狩礼について、氏は太祖朝より「吾、天下の主と為れば、畋猟を軽事す」との態度を示し、太宗朝になってさらに周代の蒐狩の礼制度を回復しようとする意図があったと述べる。

以上を要するに、陳氏の研究は軍礼を通論して軍礼を概観し、それまでの大まかの認識がより明確にされたとは言えよう。しかし、唐・宋軍礼の研究においても、それを概観するに留まっており、その内容を深く分析し、それが両時代においてどのように変容したかについては、ほとんど触れなかったのである。

陳氏と同じように軍礼を通論したのは、任爽『中国礼制史』(東北師範大学、一九九九年)、楊志剛『中国礼儀制度研究』(華東師範大学出版社、二〇〇一年)、王美華「唐宋礼制研究」(東北師範大学博士論文、二〇〇四年)の三研究が挙げられる。なかでも、任氏・王氏は陳氏とはほぼ同じように軍礼の概観を俯瞰し、特にそれ以上に深化させることはなかった。それに比べて、楊志剛氏は軍礼を多くの紙面を割いて分析した一人である。その著書では、軍礼は第七章に記され、軍礼を三代より清代まで整理した。そのため、楊氏の研究は上掲の諸氏より、各時代における軍礼の継承関係がより明確に示され、軍礼研究を一歩前進させたといえる。なぜなら、周礼は儒家によって整備されてから、後世に大いに尊崇され、各時代の王朝はその正統性を示すために、積極的に周礼を継承したからである。

氏の研究の中でも、唐宋軍礼をめぐって特に注目すべきは、以下の指摘である。その一は、北宋の軍礼には皇帝親征儀式がなくなり、唐代に重要視されなかった禡祭を取り上げたこと。その二は、唐宋時代の将軍出征儀式では、出発する前に実施する祭祀の内容が周礼とは異なっている点を指摘したこと。その三は、唐代では、受降礼より献俘礼を重視し、北宋になってからも献俘

礼は依然として重要視されたが、受降礼の地位も上げられた点を指摘されたこと。その四は、大射礼は唐代では軍礼に所属すが、北宋になってからはそれは嘉礼に移されたこと、である。しかし、楊氏は軍礼の継承を示したとは言え、その内容はあまりにも長い時代を包括しているせいで、唐宋両時代の軍礼の一部にしか触れておらず、また、それを深化させることはしなかったので、上記に指摘した四点にも再検討する余地が残っている。例えば、第一、第二、第四は問題を認識させたが、その原因に触れていない。第三については、筆者の考えでは、北宋では献俘礼が徐々に衰退していくにともなって受降礼の地位が上げられ、やがてそれが献俘礼を凌駕することになったと思われる。楊氏がこの問題を正しく認識の表面に浮かび上がらせなかった原因は、北宋の献俘礼を深く分析しなかったことにあるであろう。

一方、日本において、唐代軍礼の成立を通論したのは丸橋充拓氏である。氏が目を向けたのは、唐代『開元礼』に記される出征する場合に実施する一連の儀式の源流である(9)。それによって、周礼の『礼記』王制に記される出征儀式を国家儀礼として現実化するにあたり、実際の運用をめぐる起きた論争を分析し、武力発動の根拠となる天・社稷・宗廟と皇帝権力との関係を示し、唐代の出征儀礼と射礼の源流と変革をたどり、その結果『開元礼』軍礼は北朝の影響を受けたとされたのである。また、氏は「魏晋南北朝隋唐時代における「軍礼」確立過程の概観」を発表し(10)、南北朝・隋の軍礼を正史礼儀志から抽出して、その中に北朝の、特に北斉の軍礼が『開元礼』の軍礼に影響を与えた点を指摘した。

（二）軍礼の個別儀式の研究

軍礼は軍事に関わる儀式であり、その内容は様々であり、しかも多くの儀式によって構成される儀式群である。また、前述したように、先学が挙げたのは五礼制度を通論するものであり、軍礼そのものではないため、上述の通論によって軍礼が唐宋変革期に発生した変容は大まかに概括されたが、その詳細はほとんど明らかにされてはいない。このような現状を打破しようとしたのは、軍礼の儀式群から一つの儀式を取り上げてそれに分析を加える研究であった。なかでも、丸橋充拓「唐宋変革期の軍礼と秩序」は特に注意すべきである。氏は、まず軍礼そのものを内容によって「有事の軍礼」と「平時

の軍礼」とに分類し、さらに講武・田狩儀式を取り上げて唐宋両時代における変化を示し、軍礼の変容を唐宋変革論の視野で討論した。また、氏は、「唐代射礼の源流」を発表し、射礼の性格を整理した上、『開元礼』ではそれが軍礼に配属されたのは南北朝から由来するからとする(11)。このように、丸橋氏の研究によって、軍礼の思想はかなり明らかになったと言える。しかしながら、それでもなお、唐から宋にかけての軍礼全体の構造変化を見ようとすると、いまだ考察すべき余地が残されていると思われる。

軍礼の中では、講武礼が最も注目される儀式である。それはその史料がほかの軍礼儀式より多いことと関係するからであろう。講武礼を取り上げたものとしては、上記丸橋「唐宋変革期の軍礼と秩序」のほか、李訓亮「唐代講武述論」、金相范「唐代講武礼研究」、陳峰「北宋講武礼初探」、王瑜「中國古代講武礼的幾個問題—以唐代為中心」がある(12)。丸橋「唐宋変革期の軍礼と秩序」によれば、講武は唐代では帝国構成員の代表が場を同じくして、軍事教練の一定の動作を共同で遂行し、軍事のコンテクストに則った一連の象徴的なプログラムを媒介にして、彼らの結合が成し遂げられたという。これが北宋に入ると、この所定動作が空洞化され、軍礼の象徴的な媒介機能が失われたとき、残されたのは二次的な君臣関係だけであった。しかし、丸橋氏は礼儀制度自体を討論の対象とし、その過程に当時の時代背景を結び合わせることはほとんどしなかったので、その点で不満が残るといえる。一方、李訓亮・金相范・陳峰・王瑜諸氏は、唐宋時代の講武礼を時代背景と合わせて注目したが、その論述は深くまで踏み入ることはなかった。それでも、特に注意されるのは、金相范・王瑜両氏の研究である。これらの研究では、これまで等閑視されてきた「講武礼」の概念そのものに触れているからである。しかし、両氏の観点にはそれぞれ矛盾する部分があり、再検討する余地が残される。

講武礼は、『開元礼』軍礼では一つの儀式とされているが、周礼では田狩礼と一体の儀式であったため、両者は本来は関係深いものであった。上掲の講武礼に関する先行研究では、両者をまとめて論じたのは、丸橋氏の「唐宋変革期の軍礼と秩序」である。氏は礼儀制度の面でその変化を把握し、唐代の田狩礼では宗廟に献上する内容が核心を占めたが、それが北宋から空洞化され、田狩をめぐって展開された君臣間の応酬に取り代わられたと指摘した。

ところが丸橋氏は、他の儀式では、講武礼の分析のように儀式を時代背景と結びつけて充分に論説することはしなかった。この問題を認識したのは、久保田和男氏の「宋代の『畋猟』をめぐって」であった(13)。その研究によれば、北宋の太祖朝では毎年田狩礼を実施し、またその時期はほとんど冬に集中しており、その意味で田狩礼の実施は礼制の規定に符合しているという。太宗・真宗朝は、それぞれにその前期には田狩礼を積極的に実施したが、武功から文教へ転換することと、宗教的な要因もあって、それぞれの後期からは田狩礼を実施しなくなった。田狩礼は、仁宗の慶暦五年・六年に二回実施されたが、その後の北宋期には完全に停滞してしまった。北宋で田狩礼が停滞された原因に目を向けたのは、二〇一四年初めに、公表された孫方圓氏の「北宋廃止皇帝『田猟』之礼考述」である(14)。孫氏の研究は久保田氏に同調するが、それをさらに深めた。しかし、これらの諸氏は田狩礼を検討するにあたって、その変容を挙げて分析したが、その源となる周礼との関係を無視した点では物足りないと言わざるを得ず、また国家礼典における諸儀礼のあり方についてもほとんど触れてはいない。

これらのほか、献俘礼は唐代には盛んに行われ、その実施場所が都を舞台とするため、都市計画に注目し続けてきた妹尾達彦氏の注目を引いた。氏の「唐代長安の盛り場（中）」（『史流』三〇、一九八九年）では(15)、唐代の市を検討し、献俘礼の流れと儀注を整理している。しかし、妹尾氏の焦点は市との関連性にあり、献俘礼そのものの両時代における変容までは分析しなかった。

以上のように、先行研究では軍礼が通論されてはいるが、儀式の儀注を整理してその内容を述べながらも、唐宋変革という時代意識が稀薄で、それによって礼儀制度の継承と変容を深く検討できてはいないといってよい。一方、軍礼の中から一つの儀礼を取り上げて検討する研究では分析が深められたが、それでも儀式の儀注に対する関心度がいまだに高くはない。また、周礼に基づいて唐宋両時代の軍礼が持つ全体像を比較検討する視点からの分析も決して充分ではないのである。

（三）本論文の構成

本論文では、以上の先学の研究を踏まえたうえで、これらの問題を常に意

識して唐宋変革期に軍礼に生じた深刻な変容を抽出したいと考える。軍礼はその儀式数が多いが、当時の皇帝政治と緊密に関わり、しかも歴史の変動と特に関連の深い儀式を取り上げて検討したい。それによって、五礼制度の中で、唯一軍事と政治を融合する軍礼という舞台がいかなるものなのか、その場で皇帝はいかなる政治劇を演出したのかは明らかにしたい。そこからは、必然的に唐代と宋代との政治・軍事両面の意識の差が浮かび上がるはずであり、ひいては両王朝の国家理念の違いが見えてくるはずである。

そこで、以下のように論を進めたい。

第一章「唐宋軍礼の構造とその変容」では、まず唐宋両王朝の儀礼書に規定される軍礼の全体像を俯瞰し、軍礼というものに対する王朝意識の違いを浮かび上がらせ、そこから唐から宋への軍礼の変容のあり方を分析したい。

それを踏まえて、第二章「唐代講武礼について」、第三章「周礼へ復帰する田狩礼」、第四章「唐宋射礼の性格とその変遷」において、軍礼の中でも史料が比較的豊富で、これまでも注目されてきた「講武礼」「田狩礼」「射礼」の具体的な運営方法を確認し、それぞれの当該期における変容を分析したい。

そして第五章「唐代軍礼における『献俘礼』の基本構造」および第六章「献俘から見た唐宋軍礼の変容」では、「献俘」（俘虜の献上）という行為の示す意味を考察し、それによって第一章で提示した問題にあらためて解答を与えたいと思う。

以下、順に問題を追いかけてみよう。

注釈

(1)呂思勉『両晋南北朝史』、上海古籍出版社、一九八三年。

(2)梁満倉『魏晋南北朝五礼制度考論』（社会科学文献出版社、二〇〇九年）参照。

(3)西晋の礼書編纂に関して、甘懐真「制礼観念的探析」（黄俊傑主編『皇権、礼儀与経典詮釈:中国古代政治史研究』華東師範大学出版社、二〇〇八年）参照。

(4)例えば、杜佑『通典』、馬端臨『文献通考』、秦蕙田『五礼通考』はその例である。

(5)陳寅恪『隋唐制度淵源略論考』（社会科学院歴史語言研究所専刊、上海古

籍出版社、一九四四年)。

(6)『内藤湖南全集』(筑摩書店、一九六九年) 八に収録、同『支那近世史』、一九四七年、『内藤湖南全集』一〇に収録される。

(7)陳戍国『中国礼制史・隋唐五代巻』(湖南教育出版社、一九九五年)、同氏『中国礼制史・宋遼金夏巻』(湖南教育出版社、二〇一一年)。

(8)張文昌『制礼以教天下――唐宋礼書与国家社会』第三章「宋代国家礼典之修撰」(台湾大学出版中心、二〇一二年)。

(9)丸橋充拓「中国古代の戦争と出征儀礼―『礼記』王制と『大唐開元礼』のあいだ―」(『東洋史研究』七二―三、二〇一三年)。

(10)丸橋充拓「魏晋南北朝隋唐時代における「軍礼」確立過程の概観」(『社会文化論集』七、二〇一一年)。

(11)丸橋充拓「唐宋変革期の軍礼と秩序」(『東洋史研究』六四―三、二〇〇五年)、同「唐代射礼の源流」(宮宅潔研究代表、科研費研究成果報告書『中国古代軍事制度の総合的研究』京都大学人文科学研究所、二〇一三年)。

(12)李訓亮「唐代講武述論」(『西安文理學院學報・社會科學版』、二〇〇五年第五期)、金相范「唐代講武礼研究」(『宋史研究論叢』第七輯、二〇〇六年)、陳峰「北宋講武礼初探」(『清華大学学報・哲学社会科学版』五、二〇〇七年)、王瑜「中國古代講武礼的幾個問題―以唐代為中心」(『求索』四、二〇〇九年)。

(13)久保田和男「宋代の『畋猟』をめぐって」(『古代東アジアの社会と文化』、汲古書院、二〇〇七年)。

(14)孫方圓「北宋廃止皇帝『田猟』之礼考述」(『中国史研究』一、二〇一四年)。

(15)妹尾達彦「唐代長安の盛り場(中)」(『史流』三〇、一九八九年)。

第一章　唐宋軍礼の構造とその変容

はじめに

「礼」という概念は、中国史上において極めて重要で、なおかつ複雑な様相を呈す。それは、儒家の唱えた「礼」思想が、王朝成立の核心として統治者によって代々肯定され続け、しかもそれが各王朝によって様相を異にするからであろう。だからこそ、中国史学の分野では、王朝の性格を見ようとする際に、「礼」は重要な課題となり、これまで多くの研究者に注目されてきた(1)。

西晋・武帝期（二六五～二九〇）に、礼学者が礼経と前朝説話及び公議に基づいて、それまでにはなかった五礼制度を備えた国家礼典『晋礼』を完成させたことは、歴史的に重要な意義を持った(2)。これ以降、魏晋南北朝を経て礼は「五礼制度」（吉礼・嘉礼・軍礼・賓礼・凶礼）という構造を形成し、それは唐代になって成熟の段階を迎えた。玄宗の開元二〇年（七三二）に完成された『大唐開元礼』（以下は『開元礼』と略す）はその結晶とされる(3)。礼制度が変革を経て成熟期に到達したこの長い歴史過程で、最も重要な点は、秦・前漢初期の所謂シャーマニズム（shamanism）的な特徴を残す国家祭祀体系が、儒家の王朝参入によって変容し、後漢・光武帝期（二五～五七）に至ると、儒家の礼制が主導する構造に改造されたことである(4)。隋唐では、この儒家的色彩がさらに深化していくが、同時に宗教的要素も組み込まれ、礼は多元化する傾向を示す(5)。

これまで、中国五礼制度に触れた先行研究は数多く公表されているが、その多くは吉礼・嘉礼・賓礼・凶礼に関わるもので、軍礼を対象とする研究は途についたばかりといってよい(6)。これまで軍礼に研究の目が向けられなかった一つの要因は、史料に直接関連する記事が他の四礼に比べて少ない点にあったであろう。しかしながら、軍事儀礼というものは、いかなる国家においてもその統治理念を色濃く反映するはずであり、それが看過されることは中国史学界にとって痛手だといわざるをえない。そうした状況下にあって、先行研究の中で特に注目すべきは丸橋充拓氏の論考であろう。氏はまず軍礼

そのものを分類し、さらに講武・田狩儀式を取り上げて唐宋両時代における変化を提示し、軍礼の変容を唐宋変革論の視野で討論した。また氏は、唐代の出征儀礼と射礼の源流と変革をたどり、『開元礼』軍礼は北朝の影響を受けているとされた(7)。丸橋氏の研究によって、軍礼の思想はかなり明らかになった。しかしながら、それでもなお、唐から宋にかけての軍礼全体の構造変化を見ようとすると、いまだ考察すべき余地が残されていると思われる。
そこで筆者は、小論において、五礼制度が「成熟した」(梁満倉説)とされる唐宋期の軍礼を取り上げ、まず基礎的な作業として軍礼全体の構造を整理し、それぞれの特徴を分析した上で、それが唐から宋へと変容する過程を探ってみたい(8)。

第一節　軍礼と五礼制度

(一)軍礼と他の四礼との関係

まず、軍礼の概念を確認しておきたい。史料に現れる「軍礼」という用語には幾つかの解釈が可能であるが(9)、本稿で討論する対象は、「礼経に基づいて編纂された国家礼典の軍礼規定」と「軍礼の臨時儀注」である。両者の関係は、前者の国家礼典が第一義的に存在し、後者の儀注はその延長線上または補足的関係にある。両者とともに儀式実施の際に依拠する式次第規定であるが、前者はその基礎であり、国家礼典が適用できない、あるいは有効でない場合、または国家礼典の規定では不足の場合に儀注が作られる(10)。両者は同じような性格を持つのであり、本稿でいう「軍礼」はこの両方を指すこととする。

軍礼の五礼制度における位置づけを追求するには、当然ながら五礼(吉・賓・軍・嘉・凶)が相互にどのように関連するのかという問題と向き合わねばならない。一見すると、この五礼はそれぞれ独立しており、互いに無関係のように見えるかもしれないが、それは必ずしもそうではない。

管見の限りでは、「五礼」を記す最初の典籍は『尚書』である(11)。その舜典に、「舜修五礼」とあり、これについて、前漢・孔安国注は、「修吉・凶・賓・軍・嘉之礼」とする。また、『周礼』春官・大宗伯によれば、吉礼が「事邦国之鬼・神・祇」の礼、凶礼が「哀邦国之憂」の礼、賓礼が「親邦国」の

礼、軍礼が「同邦国」の礼、嘉礼が「親萬民」の礼であるとする。ところで、これら五礼間の関係には次のような二つの問題が存在する。

第一は、ある特定の事例の際には五礼間で相互に影響しあう、または儀式が共同で施行される点であり、第二は、五礼の配列順序に関わる問題である。

第一の点は、例えば西嶋定生氏が述べられたように、漢代の皇帝即位においては二回にわたって儀式が行われ、最初は天子位に就き（凶礼的性格）、次に皇帝位に即く（嘉礼的性格）などのようである(12)。軍礼の場合を見ると、吉礼との関係が特に深い。『左伝』成公三年条に「国之大事、在祀与戎」とあるように、王朝にとっては鬼、神、祇に対する祭祀的儀礼（吉礼）と諸国を和同する軍礼は「大事」だとされ(13)、両者が深い関係を持っていたことを伝えている。『左伝』桓公二年条に、

冬、公至自唐、告於廟也。凡公行告於宗廟、反、行飲至、舍爵、策勲焉。禮也。

冬、公、唐より至り、廟に告するなり。凡そ公、告を宗廟に行い、反りて、飲至、舍爵、策勲を行う。禮なり。

とあり、また、『周礼』春官、大祝に、

大師、宜於社、造於祖、設軍社、類上帝。

大師は、社に宜し、祖に造し、軍社を設け、上帝に類す。

とあり、出征する前に鬼（造於祖）・神（類上帝）・祇（宜於社、設軍社）に対して祭祀を行う必要性を記す。なぜ軍礼にはこれらの吉礼的な祭祀を実施しなければならなかったのかというと、『白虎通義』巻四、三軍に挙げられる理由は特に重要だと思われる。すなわち、

王者將出、辭於禰、還格於祖禰者、言子辭面之禮、尊親之義也。……。出所以告天何、示不敢自專也、非出辭反面之道也。与宗廟異義。

王者將に出でんとし、禰に辭し、格を祖禰に還すは、言は子の辭面の禮、尊親の義なり。……。出所するに以て天に告ぐるは何ぞや。敢て自ら專せざるを示すなり、辭を反面の道に出だすに非ざるなり。宗廟と義を異にす。

とあり、宗廟で実施する告礼は出征に赴く「王者」が「子」として「尊親之義」を示す「辞面」（暇乞いをする）の礼、また、昊天上帝に告げるのは親征が「自専」の行為であることを避けるためとする。すなわち、これら古典に

記される出征前の一連の祭祀は、上記『白虎通義』記事の前文に、

國必三軍何。所以戒非常、伐無道、尊宗廟、重社稷。

國、三軍を必とするは何ぞや。非常を戒め、無道を伐ち、宗廟を尊び、社稷を重んずる所以なり。

とあるように、出征が自分勝手な専横ではなく、自己の行為が正義に立脚していることを確認し強調するプロセスであり、軍礼とは単に「戦う」ことではなく、そこに吉礼を内包することが、軍礼を昇華させる重要な要素だったのである(14)。

一方、軍礼に吉礼が内包される関係は軍礼儀式内部に留まらず、さらにその外部までにも延伸していった実例も、史料に散見する。『開元礼』に記される献俘礼（軍礼）では、俘虜を処分して儀式は終了するが、実際にそうでない例もある。例えば、高宗・総章元年（六六八）に、李勣が高句麗を平定した後に、昭陵・太廟・含元殿で献俘礼を行い、さらに郊祀礼で亜献（第二番目に酌献をする担当者）を務めた。金子修一氏は、この時の郊廟親祭が高句麗平定に因るものであり、李勣が郊祀の亜献を務めたのも、高句麗平定の功労に因るものであったことは疑いないとされ、この告祭に戦役の司令官を務めた李勣が酌献を担当したことは献俘礼の延長線にあって、軍礼と吉礼との関連性が意識されていたことを指摘されている(15)。

第二の五礼における軍礼の順序の問題を見てみよう。礼と法は国を支える二本の柱で、五礼篇目の変化は、政府の国策と当時に生きる人々の世界観の一面でもあるから、五礼における順序はその礼の重要度を反映すると認識された(16)。表 1 は周から宋までの国家礼典（儀注）が示す五礼順の変遷である（『隋書』、両『唐書』また現存する各礼典によって作成。カッコ内は篇数(17)）。それによれば、時代の進行につれて凶礼は周礼の第二位から末位まで移動され、唐代では南朝に形成された吉・賓・軍・嘉・凶という順を一貫して踏襲した(18)。ただし注意すべきは、北宋までは軍礼の前に置かれたのは常に賓礼であった。これについて、北宋・王召禹『周礼詳解』巻一七は、

先王以賓禮一天下、有不帥、則軍禮於是乎用矣。然則賓禮所以接外治、軍禮所以制外亂、而軍禮者所以待賓禮之變也、此軍禮所以次於賓禮。

先王、賓禮を以て天下を一とし、帥せざる有らば、則ち軍禮、是に於て用うるなり。然らば則ち賓禮は外治に接する所以にして、軍禮は外亂を

制する所以なり。而して軍禮は賓を待する禮の變ずる所以なりて、此れ軍禮の賓禮に次ぐ所以なり。

と説明する。これによれば、賓礼と軍礼は外部世界に対応するものであり、前者は外交、後者は戦事の礼で、賓礼に「変」が生じた場合、それに軍礼が対応するので、軍礼は賓礼の後ろに置かれたというのである。ところで、宋代に入ると、軍礼の前に位置された賓礼は嘉礼に代えられた。これは、後述するように、嘉礼が北宋に入って重要視されたことと関係する。北宋末の『政和五礼新儀』に、賓礼はまた嘉礼を凌駕してもとの地位を取り戻したが、その背景に、当時北宋と遼・金などの外交が強調される傾向にあったことと関係すると思われるほか、唐『貞観礼』を肯定したことも重要な理由だったであろう(19)。それにもかかわらず、北宋では嘉礼が軍礼を凌駕してその五礼順が第二位まで挙げられたことは、北宋末期成立の『政和五礼新儀』にも大きく影響したはずである。

すなわち、五礼は相互に関係しあう性格をもつが、軍礼は特に吉礼との関係が深いこと、五礼の配列順は各王朝のもつ時代背景によって異なること、が確認されるのである。

（二）『開元礼』軍礼の成立

前述のように、唐代は南朝の五礼順を踏襲し、それを『貞観礼』から『開元礼』にかけて一貫させた。しかし、それはあくまでも表面上のことであり、その内部の儀式の運営手順には大きな変容が存在したと思われる。そこで、『開元礼』軍礼の成立に関する基礎的な問題に触れてみたい。

貞観二年（六二八）の『貞観礼』の制定をめぐって(20)、『唐会要』巻三七、五礼篇目は、

初、玄齢（房玄齢）與禮官建議、……。又皇太子入学及太常行山陵、天子大射、合朔、陳五兵於太社、農隙講武、……皆周隋所闕、凡増二十九条、餘并依古(21)。

初め、玄齢（房玄齢）、禮官と建議し、……。又、皇太子の入学、及び太常の山陵を行う、天子の大射、合朔、五兵を太社に陳す、農隙の講武、……皆、周・隋の闕くる所なり。凡そ二十九条を増し、餘は并びに古に依る。

と記される。これに従えば、房玄齢と礼官の建議によって、「皆周隋所闕」の計二九条を増補したことがわかる。そのうち軍礼と考えられる儀式には「天子大射」「合朔陳五兵於太社」「農隙講武」の三儀式がある。「皆周隋所闕」について、呉麗娛氏は「北周・隋になかった儀式や不備の儀式」と解釈しているが、「闕」には「誤る」の意もあるので、この記事に追加された三儀式は北周・隋に「なかった」または「不備」（一部を欠く）というほかに、「誤った」（北周の儀式内容に調整を加えた、あるいはそれを一部改変した）の意味も考慮すべきかもしれない(22)。

『貞観礼』に追加されたこの三儀式はその後に、高宗朝の『顕慶礼』を経由して『開元礼』に踏襲されたことから、建国初期に実施した軍礼制度が盛唐に与えた強い影響がうかがわれる。同時にその過程において、当時の礼制度をさらに完備させていく作業が必要となったはずである。そこで、これら三儀式の儀式名に基づき、それらが『開元礼』軍礼成立までに生じた変化をまとめてみると、次のとおりである(23)。

一、天子大射は、「皇帝が自ら大射に参加すること」（表 2〈以下同じ〉⑭皇帝射於射宮）と「皇帝が百官による射礼を視察すること」（⑮皇帝観射於射宮）という二つの儀式に細分化されたこと。『貞観礼』天子大射の源流は周礼である。『礼記』射義に、「是故古者天子以射選諸侯、卿、大夫、士」、「是故古者天子之制、諸侯歳献、貢士於天子、天子試之於射宮」とあるように、天子大射は天子が人材を選ぶ儀式であり、天子本人も儀式に参加するが、実際には大射は臣下の諸侯・卿大夫・士が行った。史料によれば、初唐から実際に実施した大射のほとんどは「賜」という手段で臣下に射させるものであり、皇帝本人が参加するのは稀であったため(24)、儀式運営は周礼と同様であり、皇帝はその臣下の「徳」を検証し、互いに交流する機能が強かったと思われる(25)。『開元礼』に「皇帝観射於射宮」が追加されたことはまさにこの実情を順応してできたものではないかと考えられる。

二、講武儀式の実施は「農隙」（四季）とされたが(26)、『開元礼』では「仲冬」に限って実施するようになったこと。『貞観礼』は、講武の実施を「農隙」（農事の休閑期間）と規定しており、これは四季の農事を避けるためで『周礼』に依拠したものであった。高宗朝から『礼記』の地位が向上し、『開元礼』は『礼記』から強い影響を受けたので(27)、講武儀式の実施は

『礼記』月令に依拠するようになった(28)。一方、高宗朝から辺境の安定に伴って、敵国の威嚇、国力の誇示を目的とする講武儀式を四季に実施する必要性が弱まったこともその重要な背景と考えられよう。

三、「合朔陳五兵於太社」は中央の儀式（⑳合朔伐鼓）と地方の儀式（㉑合朔諸州伐鼓）とに拡大したこと。合朔（朔日における日・月の相会）に伐鼓することは周礼に依拠したものであり、その性格が軍事と関係する意識は少なくとも周から既に存在したことがうかがえる(29)。合朔について、『後漢書』巻九三、律歴志三に「日月相推、日舒月速、當其同『所』、謂之合朔」とあり、日月の運行が合朔を形成する関係を示すが、これは天人感応で日を皇帝、月を皇后とする思想と対応した(30)。『開元礼』によれば、中央では、その日に皇帝は素服を着て正殿を避ける。百官は政務を中止し、府史以上は素服を着てその庁事の前に日に向かって日・月の運行が元に戻るまで立ち並ぶ。一方、地方では、その日に刺史・州官及び九品以上の者は素服を着て、中央の官員と同じように庁事の前に立ち並ぶという。このように日月の運行を皇帝・皇后と対応させることによって、皇帝をはじめ中央と地方政府が同調し、王朝の官僚機構の一体化が共感される。

ちなみに、北宋嘉祐六年（一〇六一）に日蝕が発生したときに、「当蝕不蝕」（日蝕が占いのとおりに発生しなかった）の祥瑞を百官が祝賀することに対して、同判尚書礼部の司馬光は『続資治通鑑長編』巻一九三、嘉祐六年六月壬子条で「臣以為、日之所照、周遍寰區、雲之所蔽、至為近狭、雖京師不見、四方必有見者」と上奏している。これによれば、日蝕の発生には地域性があり、京師で見えなくても地方で見えることもあり得るという。『開元礼』に見える、日蝕の対策を中央政府が地方に規定する内容（㉑合朔諸州伐鼓）は、これと同様の考慮によって制定されたのかもしれない。

すなわち、礼書の編纂とは、前例を引き写すだけでなく、各時代相や中心となる礼思想によって、同一王朝においても変容されるものなのである。『開元礼』軍礼は建国初期に編纂された『貞観礼』軍礼から大きく影響を受けたものの、『貞観礼』が完成された以降になっても軍礼儀式を調整する作業が絶えずに行われ、それがようやく玄宗朝に『開元礼』軍礼に結実したのであった(31)。特に、大射と合朔伐鼓がそれぞれ二つの儀式に細分化されたことは、玄宗朝になって礼制度の完備作業が一歩進んだことを示していると思われる。

それならば、唐代軍礼は具体的にどのような構造を持つ儀式群なのであろうか。

第二節　『開元礼』軍礼の性格

（一）『開元礼』軍礼の諸儀式

本節では、現存する『開元礼』軍礼の各儀式を挙げ、それぞれの性格を分析してみたい。

『開元礼』は玄宗・開元二〇年（七三二）に上進された礼典であり、唐代以前の成果を集大成して百五十巻の巨編に及んでおり、後世にも大きく影響を与えたものとして高く評価された(32)。そのうち、軍礼は巻八一から巻九〇にかけて計二三の儀式で構成されており、全貌を示せば表 2 のごとくである（祭祀の格は『開元礼』巻一・序例に依拠する）。丸橋充拓氏は、各儀式の内容によって軍礼を「有事の軍礼」（皇帝親征、将軍出征）と「平時の軍礼」とに類別された(33)。この分類法には一理あると思うので、表 2 にはそれを反映させている(34)。

さて、有事の軍礼は戦争系統の一連の儀式を構成する。皇帝親征の場合は、まず昊天上帝、社稷の諸神、皇帝の先祖に対する祭祀を実施する（表 2〈以下同じ〉①皇帝親征類於上帝、②皇帝親征宜於太社、③皇帝親征造於太廟）。さらに出征時に国門（⑤親征及巡狩郊祀有司軷於国門）、途中の山川（⑥親征及巡狩告所過山川）、戦場（④皇帝親征禡於所征之地）においてもそれぞれに国門、山川の諸神、軒轅黄帝氏の祭祀を行う。作戦終了後に戦勝報告書が公布され（⑩平蕩寇賊宣露布）、皇帝は使者を遣わして軍将たちを慰労する（⑪遣使労軍将）。

一方、将軍が皇帝からの「制」を受けて出征する場合には、まず有司が社稷の諸神、皇帝の先祖と斉太公に対する祭祀を行う（⑦制遣大将出征有司宜於太社、⑧制遣大将出征有司告於太廟、⑨制遣大将出征有司告於斉太公廟）。作戦終了時に戦争報告書が公布され（⑩）、皇帝は使者を遣わして軍将を慰労する（⑪）。

「皇帝親征」と「将軍出征」の帰還時に露布と慰労が行われるが、これについて、『唐六典』巻五、尚書兵部、兵部郎中条に、

凡大将出征皆告廟、授斧鉞、辭齊太公廟、辭訖、不反宿於家。臨軍對寇、士卒不用命、並得專行其罰。既捷、及軍未散、皆會衆而書勞、與其費用、執俘、折馘之数、皆露布以聞、乃告太廟。元帥凱旋之日、天子遣使郊勞、有司先獻捷於太廟、又告齊太公廟。

凡そ大将出征すれば皆、廟に告し、斧鉞を授け、齊太公廟に辭し、辭訖れば、反りて家に宿さず。軍に臨みて寇に對し、士卒、命を用いざれば、并びに專ら其の罰を行うを得。既に捷するに、軍の未だ散ぜざるに及び、皆會衆して勞を書し、其の費用、執俘、折馘の数と與に、皆露布もて以て聞し、乃ち太廟に告ぐ。元帥の凱旋の日は、天子、使いを遣わして郊勞し、有司先に捷を太廟に獻じ、又、齊太公廟に告ぐ。

と規定されている。将軍は、戦勝後の軍団がまだ解散されていないうちに、兵士たちを集合させて彼らの功績を記し、また軍費と俘馘の数を露布で報告し、凱旋の日に天子は使者を派遣して都の郊外で軍隊を慰労するのである(35)。それから多重構造を持つ「献俘礼」が行われるが、その記載は『開元礼』では省略され、③「皇帝親征造於太廟」の文末に、

凱旋告日、陳俘馘於南門外、北面西上、軍實陳於後。其告奠之禮皆與告禮同。

凱旋の告日は、俘馘を南門の外に陳し、北面して西もて上とし、軍實して後に陳す。

其の告奠の禮は皆、告禮と同じ。

と記される。つまり、省略された理由は、帰還時の献俘礼は出発時に実施する「告奠之礼」と同じ式次第で行われるからである。ただし、注意すべきは、献俘礼は「皇帝親征」と「将軍出征」とで献俘する対象が異なっている点である。「皇帝親征」の場合には祖霊を祀る太廟で行い、一方「将軍出征」の場合には太社と太廟の両方で行うのである。

平時の軍礼については、丸橋氏は分類していないが、筆者はこれらの儀式は、「尚武精神を示す儀式」と「年中行事的な儀式」とに分けられると考える。「尚武精神を示す儀式」には、閲兵式（⑫皇帝講武）、巻狩り（⑬皇帝田狩）、射礼（⑭皇帝射於射宮、⑮皇帝観射於射宮）があり、「年中行事的な儀式」には馬に関わる一連の儀式（⑯祀馬祖、⑰享先牧、⑱祭馬社、⑲祭馬歩）がセットで四季に合わせて行われ、また中央と諸州政府の主導下で日食（⑳合朔

伐鼓、㉑合朔諸州伐鼓)、疫病を消滅する儀式（㉒大儺、㉓諸州縣儺）もその都度に行われる。

「馬に関わる儀式」が軍礼の範疇に入れられた理由は、管見の限り史料では触れられていないが、おそらくは馬が軍事と深い関係にあることが最大の理由であろう(36)。その儀式の流れは吉礼と合致しており、おそらくそのために北宋徽宗朝の『政和五礼新儀』では馬に関わる儀式は吉礼の範疇に移動された。一方、「合朔伐鼓」と「大儺」儀式に、それぞれ五兵と諸衛が参加しており、さらにその目的が日食と疫病の克服の戦いという意識から、軍礼に納められたと考えられる。ちなみに、地方で実施する両儀式には「五兵」と「諸衛」が参加せず、庶民の参与度が高いから、民俗的な雰囲気が濃いことも留意すべきであろう。

以上のごとく、唐代『開元礼』軍礼の各儀式は、「皇帝親征」「将軍出征」「尚武精神を示す儀式」「年中行事的な儀式」の四系統に分けてとらえることができよう。これらの儀式はそれぞれに単独で成立するが、互いに関連し、時に連続して実施するものもある(37)。

ところで、『開元礼』軍礼の分析で、一つ看過すべきでない点がある。「皇帝親征」の場合に、都から出発する際に、国門と山川で⑤「親征及巡狩郊祀有司軷於国門」、⑥「親征及巡狩告所過山川」の儀式を実施し、その儀式名は「親征及巡狩郊祀」および「親征及巡狩」と題されている。これによれば、両儀式は親征のほか、「巡狩」と「郊祀」の場合にも実施されることがわかる。郊祀は都の付近で実施するので、山川に対する祭祀は規定されていないが、「巡狩」は天子が出御して地方を視察する性格をあわせもつので(38)、『開元礼』では「巡狩」儀式は吉礼の祭祀に記され、巻五六～六一で圜丘・宗廟・社稷での告礼（有司摂事も含まれる）を規定する。「皇帝巡狩」儀式は巻六二に記され、その冒頭に、

> 將巡狩、所司承制……。駕將發、告圜丘、宗廟、社稷皆如別儀。皇帝出宮、備大駕鹵簿皆如常儀。軷於國門、祭所過山川如親征之禮。
>
> 將に巡狩とすれば、所司、制を承け……。駕將に發せんとすれば、圜丘・宗廟・社稷に告げること、皆、別儀の如し。皇帝、宮を出づれば、大駕・鹵簿を備うること、皆、常儀の如し。國門に軷し、過ぐる所の山川を祭ること、親征の禮の如し。

とある。巡狩儀式では、皇帝の大駕が出発する前に圜丘・宗廟・社稷を祀り、出発後は国門と途中に経過する山川の祭祀を規定しており、軍礼の親征儀式とは基本的に同じ式次第で実施したことになる(39)。そもそも「巡狩」儀式は複雑な機能を持っており、その中に、「軍事的目的」と「地方との応酬」があり、それによって唐代以前の王朝では吉礼のほか、軍礼と嘉礼とも見なされたことが既に先学に指摘されている(40)。『開元礼』「巡狩」儀式の式次第を見れば、都で行われる圜丘・宗廟・社稷の三儀式では細かい点（皇帝の着装、乗用物など）が親征と異なり、吉礼の性格を呈しているが、国門・山川に対する儀式では「如親征之礼」とあるように、まったく一致している。つまり、「巡狩」儀式では国門と山川での祭祀を省略して軍礼でその詳細を記述するのである。その理由の一つは、『開元礼』では重複した内容を省略するのが慣例でありながら、巡狩は『開元礼』では吉礼と認定されているが、同時に軍礼的な性格の一面をも有しているためと考えられる。

（二）『開元礼』軍礼儀式の特徴

前項では、軍礼を戦時儀礼と平時儀礼とに分類する丸橋氏の説に主として依拠したが、ここでは別の視点から軍礼儀式群を見てみたい。それによって、軍礼の有するもう一つの側面を読み取ることができると思われるからである。

筆者は、『開元礼』軍礼を、その内容から「対神儀礼」と「対人儀礼」、およびその両者を総合した所謂「総合儀式」に分類できると考える。その分類とは、以下のとおりである（数字は表２参照）。

対神儀礼――①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、「③、⑦、⑧」（献俘礼）。

対人儀礼――⑩、⑪、⑫、⑭、⑮。

総合儀礼――⑬。

対神儀礼のうち、①～⑨、⑯～⑲は神的存在を祭祀する儀式である。また、⑳～㉓の四儀式は当時の人知では解釈できない現象と闘争する儀式である。一方、対人儀礼は戦争終了後の露布の宣布と将軍たちに対する慰労と閲兵の講武儀式からなる。総合儀礼は田狩儀式のみである。すなわち、『開元礼』軍礼では神的存在が前面に打ち出され、それらが登場する儀式が主流を占めていると言えるのである。

秦漢以来の王朝は、原初的祭祀を儒家体系の道へと導き、天命思想を内包する儒教を思想的背景として五礼制度に転換させた。このことは具体的に皇帝および官僚層が執り行う儒家の礼制に基づいた祭祀によって示されており、このような神が主導する天命観に基づく思想は『開元礼』軍礼にも色濃く反映され、一連の対神儀礼を形成したことがうかがえる。

唐王朝は、儒家の天命観に基づいて、諸神を以下のようにランク付けした。『開元礼』巻一、序例上に、

> 凡國有大祀・中祀・小祀。昊天上帝・五方上帝・皇地祇・神州・宗廟、皆為大祀、日月・星辰・社稷・先代帝王・嶽・鎮・海・瀆・帝社・先蚕・孔宣父・齊太公・諸太子廟、竝為中祀、司中・司命・風師・雨師・靈星・山林・川澤・五龍祀等、竝為小祀、州県社稷・釋奠及諸神祀、竝同小祀。
>
> 凡そ國に大祀・中祀・小祀有り。昊天上帝・五方上帝・皇地祇・神州・宗廟は、皆大祀と為し、日月・星辰・社稷・先代帝王・嶽・鎮・海・瀆・帝社・先蚕・孔宣父・齊太公・諸太子廟は、竝びに中祀と為し、司中・司命・風師・雨師・靈星・山林・川澤・五龍祀等は、竝びに小祀と為し、州県の社稷・釋奠及び諸神祀は、竝びに小祀に同じ。

とあり、唐代に定期的に実施される所謂正祭を大・中・小という三段階と区別している。軍礼で実施される臨時の告祭とは異なる点はあるものの、祭祀対象の格は五礼制度の中では共通されるはずであるから、軍礼の祭祀ランクは基本的にこれに準ずるものと思われる。これに大過ないとすれば、祀られる対象の区分は、次のとおりである。

大祀……昊天上帝、宗廟。

中祀……社稷、嶽・鎮・海・瀆、斉太公廟（太公望呂尚）。

小祀……山林、川澤。

このうち「昊天上帝」「宗廟」「社稷」は、『通典』巻四三、郊天下、天宝五年詔に「尊莫大於天地、礼莫崇於祖宗」とあるように、この三儀式（郊祀・宜社・廟享）は一般に古来中国では数ある祭祀の中でも最も重要視されてきた。嶽・鎮・海・瀆はそれぞれ五嶽、四鎮・四海・四瀆の略称で、国の四方にある重要な山川や海である(41)。斉太公廟は太公望呂尚を祭る場所であるが(42)、それが初めて両京と地方諸州に設置されたのは玄宗・開元一九年

（七三一）の詔によってである。武廟として毎年の二月・八月の上戊日（孔廟を祭祀するのは上丁日なので、その翌日に太公廟を祭祀する）に祀ることを命じた。さらに、天宝六年（七四七）に、玄宗は詔を下して、武挙の参加者が上京する前にまず太公廟に謁見するようにし、軍将も出征する前に斉太公廟に告げるようにした。また、山林・川澤は地方に散布する名山と大川である(43)。以上のうち、斉太公廟は唐代に太公望を神格化して作られたもので、ほかの神はすべて周礼に由来したものであった。これらの諸神が平時にも核心的な儀礼として祭られ、唐王朝では精神的な柱として王朝の正当性を支えており、そして戦時にも活用されて軍礼に登場するのである。

（三）「皇帝親征造於太廟」儀式の構造――対神儀礼の一例――

それならば、『開元礼』軍礼の対神儀礼は具体的にどのように進行されるのであろうか。一例として、巻八三、「皇帝親征造於太廟」を取り上げてみよう（筆者が『開元礼』に基づいて作成した「造於太廟儀式復元図」参照）。

まず式次第をまとめれば、以下のとおりである。

(1) 卜日、斎戒、(2) 陳設、(3) 省牲器、(4) 鑾駕出宮。

(5) 晨祼

①酒、尊、九室の位牌などの準備

②皇帝は到着すると、大次で祝版に署名。会場に入ると皇帝は罍洗で手と瓚を洗う。皇帝は鎮圭を受け、版位に就く。

③皇帝は阼階から上がり、献祖の神座前に鬱酒を床にそそぎ（晨祼）、またほかの室にも次々に晨祼して版位に戻る。

(6) 饋食

①饌食、俎の陳列。

②皇帝は罍洗で手と瓚を洗う。

③皇帝は阼階から上がり、献祖の尊で醴齊を汲み、献祖神座に酌献して退室。太祝は祝文（親征の意を告げる）を読み上げる。皇帝はほかの室にも酌献して東序で福酒を受け、版位に戻る。

④軍将は皇考の睿宗大聖真皇帝室の前で福酒、胙肉を受け、位に戻る。

⑤百官も胙肉を受ける。儀式終了して全員退場。祝版を燃やす。

本儀式は軍礼ではあるが、式の流れは吉礼の太廟での儀式と同じで、「晨祼」

と「饋食」がその中心的内容を占めている。ただし、細部においては吉礼と異なり、その大きな相違点は、三献が一献になること、祝文の内容が親征の意を告げること、軍将が登場することである。儀式では、皇帝は鬱酒を各室の床にかけ、また酌献を担当する。これらは、皇帝が儀式の主宰者であることを示している。なお、福酒は注意すべきであり(44)、『旧唐書』巻四三、職官志二、侍中条に、「凡大祭祀、……洗爵、則酌罍水以奉。及賛酌泛斉、進福酒以成其礼焉」とある。宋代の例ではあるが、『続資治通鑑長編』巻七〇、真宗・大中祥符元年（一〇〇八）九月条に、「礼儀使言、『……皇帝所飲福酒、蓋上霊降祚、以交神明之福』」と見える。つまり、福酒を飲むということは、礼が完成された証しと認識されたのである。儀式の流れを見れば、福酒は酌献と祝文の読み上げの後に行っており、これは祖霊が親征を肯定して支援する意の表現であろうと思われる。このように、対神儀礼においては、皇帝の親征が諸神の加護を受けていることを来場者全員に伝達し、その統治の正統性を強調することに第一義が置かれるのである。

総合儀礼に目を移せば、表 2 の⑫と⑬はしばしばまとめて行われるが、⑬の「皇帝田狩」には、成果としての獲物を皇帝の遠祖や社稷および参加者と共有する内容が見える。つまり田猟で獲った野獣を宗廟と社稷に捧げることが規定されている。『開元礼』巻八四、皇帝田狩では、獲物の分配を以下のように簡略に説明している。

大獸公之、小獸私之。其上者以供宗廟、次者以供賓客、下者以充庖厨。乃命有司饁獸於四郊、以獸告至於廟社。

大獣は之を公とし、小獣は之を私とす。其の上なる者は以て宗廟に供し、次なる者は以て賓客に供し、下なる者は以て庖厨に充つ。乃ち有司に命じて獣を四郊に饁し、獣を以て告して廟社に至る。

すなわち、「皇帝田狩」の獲物は、品質によって宗廟・賓客・皇帝個人用に分けて配分されたのである。また、有司が皇帝の勅を受けて四郊の神を祭る際にも、獲得した獲物を太廟の先祖、太社の諸神に供えた。このように、神的存在は対神儀礼だけではなく、対人儀礼の中心である「田狩」にも確認できる(45)。

『開元礼』軍礼は諸神と人間が共存する儀式群であって、その多くの儀式は祭祀を目的とするもので、吉礼の祭祀儀式と重複する。この点は、他の礼

に比べて軍礼のもつ最も大きな性格上の特徴と見なければならない。春秋期の「國之大事、在祀与戎」という理念は、唐代軍礼にも色濃く反映されているのである。

以上はごく一例であるが、『開元礼』軍礼の神的存在に対する祭祀のあり様が見て取れよう。こうした様相を見ると、軍礼を有事の軍礼と平時の軍礼とに分類する丸橋氏の見解とは別の視座から、軍礼を対神儀礼と対人儀礼とに分類する見方があり得るであろう。しかも、『開元礼』の軍礼は、多くの部分が対神儀礼によって構成されている。そして、その傾向は、前節で見たように、先秦・漢代以来の礼思想や礼構造をいまだ色濃く継承して成り立っているのである。

それでは、このような傾向は宋代の軍礼ではどうであろうか。

第三節　宋代軍礼の構造と性格

（一）『太常因革礼』『政和五礼新儀』の軍礼

『宋史』巻九八、礼一、吉礼に、「五代之衰乱甚矣、其礼文儀注往往多草創、不能備一代之典」とあるように、五代期には「一代之典」は備えられなかった。したがって、北宋太祖期の編纂とされる礼典『開宝通礼』は、基本的に『開元礼』に依拠しつつ (46)、細部では唐後半期から五代の礼制の影響を受けていたと思われる (47)。ただし、その『開宝通礼』の内容は伝わっていない。

現存する北宋の国家礼典は、『太常因革礼』と『政和五礼新儀』（以下『因革礼』、『新儀』と略す）である。『因革礼』は仁宗・嘉祐年間に完成した百巻に及ぶ礼典であり、その軍礼は本文が散逸し、目録のみしか残存していないが、その篇目のみを整理すれば、表３のごとくである (48)。

『因革礼』軍礼は巻六一から六三を占め、この割合は百巻の礼典から見れば、『開元礼』軍礼と比較して大幅に縮小したことがわかる。その儀式名を見てみると、有事と平時とに分類すれば、有事の軍礼は、皇帝が親征する場合の一連の祭告（皇帝親征祭告）、凱旋したときに実施する祭告（凱旋祭告、太社と太廟か）、皇帝が御した楼に露布を捧げて献俘する儀式（献俘馘御楼宣露布上、献俘馘御楼宣露布下）となり、平時の軍礼は閲兵式（皇帝講武）、大射

礼（皇帝射於射宮）と馬に関わる定期的な一連の祭祀（諸馬祭）となる。これによれば、『因革礼』は『開元礼』から以下のように変容したことが指摘できる。

一、『開元礼』に記される煩雑な軍礼が簡略化されたこと。その簡略化の方法は、皇帝が親征する場合の一連の祭告を一つに統一したことであり、さらには『開元礼』軍礼儀式の一部を廃止したことである。その中で最も目立つのは、将軍出征の諸儀式が消失したことであり、そのほかに「皇帝田狩」「皇帝観射於射宮」「合朔伐鼓」「合朔諸州伐鼓」「大儺」「諸州縣儺」も礼典から姿を消した。

二、戦争終了段階の儀式を再編成し、拡大させたこと。『開元礼』では戦争の準備段階に一連の祭告があり、軍礼の中で非常に重要な地位を占めるが、『因革礼』ではそれらが二つの段階にまとめられている。すなわち、戦勝するとまず祭告を実施し（凱旋祭告）、それから皇帝が御する楼の前で露布を告げ、献俘する（献俘馘御楼宣露布）。後者は上・下に分かれていることから、大きな構造を持つ儀式群であったことがうかがえる。ここに至って、献俘礼が堂々と軍礼の舞台に登場したのである(49)。

一方、時代が進んで徽宗・政和年間になると、全二二〇巻の巨篇に及ぶ『新儀』が完成された。その軍礼篇目を示せば、表４のごとくである。『因革礼』より約六〇年後の編纂であるが、軍礼には大きな変化が認められる。有事の軍礼は、皇帝が楼に上り蕃王の降附を受ける儀式（皇帝御楼受蕃王降儀）と、将軍に命じて出征させる儀式（命将出征儀上、命将出征儀下）とが見える。後者は「受旌旗、引見、造廟、宜社、告武成王廟、禡祭、師凱奏凱、御樓献俘宣露布」という一連の儀式群で構成される。また、紫宸殿で勝利の情報を祝賀する儀式（紫宸殿賀勝捷儀）も見える。平時の軍礼は、軍事訓練としての田狩（皇帝田猟儀上、皇帝田猟儀下）、諸王・大臣を册命する儀式（册命諸王大臣儀）、疫病を追い払う儺儀（大儺儀、州縣儺儀）、地方の貢献の儀式（諸州歳貢儀）、日食の対策の儀式（命朔伐鼓儀）となる。『因革礼』からさらに変化した点を要約すれば、以下のようになるであろう。

一、皇帝の親征が消え、将軍による出征の一連の儀式が有事の軍礼を独占すること。

二、戦争終了段階の軍礼は『因革礼』より明らかに規模を拡大させたこと。

それは、皇帝が楼に出御して蕃王の投降を受ける儀式、紫宸殿で勝利を祝賀する儀式、献俘儀式（命将出征儀下）という三段階によって強調されている。

三、尚武精神の儀式の比重が下がり、講武儀式が廃止された一方で田猟（田狩）が復活し、皇帝に対する臣従を強く象徴する「冊命諸王大臣儀」と「諸州歳貢儀」の両儀式が軍礼の舞台に登場したこと。

四、田猟儀式では、その準備段階が充実され、宗廟・社稷・黄帝軒轅氏に対する祭祀を取り入れたうえ、さらに射礼の要素を吸収して大規模な儀式に拡大されたこと。

五、『因革礼』になかった大儺儀（州縣儺儀）は復活したが、馬の祭祀と合朔伐鼓は軍礼から消えたこと。

以上は、宋礼を代表する国家礼典の『因革礼』と『新儀』に収められる軍礼儀式の変容を整理したものである。両礼典が唐の『開元礼』を踏襲したということ自体は、史書に採録される礼官の上疏から確認できる。ただし、その継承程度には差異が認められる。『因革礼』には、唐礼から離脱しはじめ、独自の特徴を出しつつあることが確かめられるものの、軍礼はあたかも『開元礼』の縮小版のようであり、大幅な変更点はさほど多くはない。ところが、北宋末の『新儀』になると、いくつかの新儀式が軍礼に編入されたほか、『開元礼』軍礼の元来の儀式内容にも大きな差異が生じている。『新儀』の軍礼は、それまでの儀式の増減と再編成とによって、完全に唐礼を脱却した独自な風格を提示していると見受けられるのである。

（二）宋代軍礼儀式の変容

前述のとおり、『因革礼』は唐代後半より行われた「皇帝が楼上で献俘礼を受ける」儀式を「露布の宣布」内容と融合し、また「太社・太廟に対する祭告」（凱旋祭告）を一つの儀式としてまとめた。それらが宋初の『開宝通礼』を踏襲したのか、あるいは『因革礼』軍礼が『開宝通礼』に調整を加えたものなのかまでは不明である。

一方、それ以降さらに半世紀を経た徽宗・政和年間（一一一一～一八）に「一代之典」として完成された『新儀』は、『開元礼』の不備を認識したうえで編纂されたので(50)、したがって『開元礼』とは様相を大きく異にしている（(51)。軍礼における大きな変更は、前述のとおり『開元礼』と比較して儀

式の増減である。追加された儀式は「皇帝御楼受蕃王降儀」「冊命諸王大臣儀」「紫宸殿賀勝捷儀」「諸州歳貢儀」であり、削除されたのは「皇帝親征の諸儀式」「大射儀式」「講武儀式」「馬に関わる祭祀」である。管見の限りでは、史料にこれらの増減理由は直接的に説明する記事が見えないが、追加された儀式のうち「皇帝御楼受蕃王降儀」と「紫宸殿賀勝捷儀」とは献俘礼の台頭にともなう変更と見てよいであろう。

一方、削除された儀式とその理由については、次のように考えられる。皇帝親征の諸儀式……北宋後半から事実上親征は行われていないため。大射儀式……北宋初期から嘉礼的性格の宴射に代えられ、太祖・太宗朝に大射が提起されたことはあるが実行はされず、朝廷の舞台から後退したため。

講武儀式……丸橋氏が「講武礼の軍事教練の共同動作が空洞化し、ようやく存続の危機を迎えた」と指摘されたように(52)、本儀式の核心ともいうべき軍事教練の性格が喪失したため。

馬に関わる祭祀……吉礼祭祀類の儀式と認識され(53)、『新儀』では吉礼に移動された。

すなわち、以上の儀式の増減は、当時の実際の状況や王朝の儀礼認識の変化によるものであろう(54)。ところが、「冊命諸王大臣儀」と「諸州歳貢儀」とが軍礼に納められた点は問題である。なぜなら前者は、諸王・大臣を冊命する儀式であり、後者は地方の州が毎歳行う貢献・進奉の儀式であって、一見するとそこには軍事関係の要素や兵士の参加も見られないからである。それならば、この両儀式はなぜ軍礼の範疇に入れられたのであろうか。

そもそも「冊命諸王大臣儀」は『開元礼』に既に存在する。皇后・皇太子・諸臣・二品以上の内命婦の冊命儀式とともに嘉礼に置かれ、『因革礼』でも同様であるので、軍礼に移されたのは徽宗朝『新儀』からである。『新儀』の式次第では冊命される対象（諸王・大臣）を「受冊者」と記しているが、『宋史』の記載に「受冊者」を見れば、それらは親王・宰臣・使相・枢密使・西京留守・節度使であり(55)、いずれも王朝官僚機構のトップクラスに立つ者たちである。実際の儀式会場は大慶殿であり、大慶殿は大朝会・冊尊号・饗明堂を実施する場所で、数万人もの収容人数を誇るかなり広大な空間を持つ正殿であった(56)。さらに『宋史』の記載を見れば、『新儀』に記される準備段階の式次第よりも厳かな儀式で行われている様子がうかがえる。『新儀』の

「冊命諸王大臣儀」は「陳設」「臨軒冊命」の二部によって構成され、「臨軒」とは皇帝が正殿に御せずに、前殿に御することをいう。儀式の格が高いので、「竊以臨軒冊命之礼、国朝以来、雖元功徳之臣、未嘗敢有当之者」とされるように(57)、王朝に大きな功労を立てた者でも上表して儀式自体を辞謝し、実際には実施されることはなかったとされる。

皇帝は「冊命諸王大臣儀」で王朝官僚機構のトップクラスに立つ者たちを任命し、その最高指導者の権威を顕示するが、一方、『宋会要輯稿』礼五九、冊命王親大臣に、

> 折禦卿為永安軍節度使、加檢校太保、食邑五百戸。以同討李繼捧之功也。
>
> 折禦卿を永安軍節度使と為し、檢校太保を加え、食邑は五百戸とす。同に李繼捧を討つの功を以てなり。

とあるように、太宗・淳化五年五月六日に、李継棒討伐で功を立てた府州観察使の折御卿が永安節度使に任命され、軍功も冊命の要因として挙げられる(58)。こうした状況を斟酌すれば、冊命を軍礼に入れたのは、軍将の軍功を主たる対象としたからであり、同時にそれによって軍将に軍功を奨励する目的があったと考えられる。

また、『涑水記聞』巻一一に、

> （慶歴）四年五月、（李）元昊自號夏國主、始遣使稱臣。八月、朝廷聴元昊稱夏國主、歳賜絹茶銀彩合二十五万五千、元昊乃獻誓表。十月、賜詔答之。十二月、冊命元昊為夏國主、更名曩霄。
>
> （慶歴）四年五月、（李）元昊、自ら夏國主と號し、始めて使いを遣わして臣を稱す。八月、朝廷、元昊の夏國主を稱するを聴し、絹茶銀彩合二十五万五千を歳賜し、元昊は乃ち誓表を獻ず。十月、詔を賜わりて之に答う。十二月、元昊を冊命して夏國主と為し、名を曩霄と更む。

とある。宋は仁宗朝に西夏とほぼ三年にわたって交戦し、最終的に「慶歴和議」を結んだ。その冊文に「約称臣、奉正朔」とあるように(59)、藩国の王を冊命する形でその国の帰付関係が結ばれるのであり、宋から西夏に定期的な「歳賜」を附加条件とするとはいっても、それによって北宋皇帝の威権は維持されるのである。

すなわち、「冊命諸王大臣儀」が軍礼のカテゴリーに入れられたのは、国内においては功労、特に軍功と関連し、「臨軒冊命」という盛大な国家礼典の形

で軍将を奨励する目的があったためであり、国外との関係においては、冊命は戦争の結果として外国君主を対象にして形成されたからである。こうした状況から、同儀式は軍事関係の儀礼と認識されたと思われる。

一方、「諸州歳貢儀」はどうであろうか。地方からの特産品の貢献はいうまでもなく宋以前から既に行われていたが、それが国家礼典に登場するのは『新儀』からである。『新儀』の儀式次第を要約すれば、

貢物を匭に納め、進表とともに闕に向けて設けた香案の上に置く。→ 長吏は僚佐を率いて席位に立つ。→ 長吏は笏を持って香を捧げ、皆拝礼。→ 執事者は長吏に匭と表を渡し、儀式終了。

のごとくである。すなわち、地方長官が部下を率いて皇帝に対する忠誠心を示す内容となっている。これは、辺境勢力が方物を歳貢して宋王朝に臣従を示す手段でもあった。『宋朝事実』巻一六、兵刑、平広南蛮賊儂智高条に、

皇祐元年、寇邕州。明年、廣西轉運使蕭固遣邕州指揮使元贇往侯之。……贇頗為陳大略、説（儂）智高内属。由是遣贇還、并奉表、願歳貢方物、許之。

皇祐元年、邕州を寇す。明年、廣西轉運使の蕭固、邕州指揮使の元贇を遣わし、往きて之を侯わしむ。……贇、頗る為に大略を陳べ、（儂）智高に内属を説く。是に由りて、贇を遣わして還らしめ、并せて表を奉じ、方物を歳貢するを願えば、之を許す。

とある。仁宗・皇祐二年（一〇五〇）に、広源州の蛮の儂智高が邕州指揮使の元贇に説得されて宋に帰朝したとき、上表とともに方物を歳貢することを求めている。すなわち、外部の勢力が王朝に帰付した者も、地方長官と同様に皇帝に対する忠誠心をこの儀式で示すのであり、それは唐後半期から盛行する国内藩鎮および諸外国からの「進奉」の場合も同様であろう。

「冊命諸王大臣儀」と「諸州歳貢儀」とは、唐の朝廷で既に一般的に行われていた制度であるが、その執行が儀礼に取り入れられ、しかも軍礼に分類されたのは奇異に映るかもしれない。しかしながら、以上のように見ると、この両儀式は完全に軍事と無関係とはいえない。戦争・冊命・忠誠・貢献（進奉）は、いずれも宋代では軍事の一環ととらえられたのであり、そこで『新儀』はそれらの儀式を軍礼に編入したと解されよう。

（三）対神儀礼から対人儀礼へ

ところで、このようにして出来上がった『新儀』の軍礼儀式群を、あらためて表 4 で見てみれば、一見してそこに諸神をめぐる儀式が完全に衰退している様子が看取されるであろう。つまり、『開元礼』軍礼から『新儀』軍礼に至る変容とは、対神儀礼重視の傾向から対人儀礼重視の傾向への変容なのであり、これが両者の最も大きな礼思想の差異といわねばならないのである。

皇帝の威権が、いわば世俗的な「冊命」や「歳貢」によって顕示されることは、これらに孤立的な現象ではなく、軍礼全体が世俗化していく傾向と関係が深いと思われる。唐代後半から皇帝祭祀に世俗化という性格が現れ始めたことは、既に先学によって指摘されている (60)。ただし、そうはいっても、それが軍礼に反映され、世俗的な儀式が軍礼の重要な地位を占める過程には、そこに大きな思想的変化の存在を考えざるを得ない。

皇帝が神仙の世界においてどのように位置づけられるべきなのかという問題をめぐっては、唐代で既に人神関係を調整する作業が始まっていた (61)。諸神を国家礼制の管理の下に置き、皇帝が諸神より高い地位を確保することを強調したこの作業は、唐代後半になっても続けられた (62)。北宋になると、神宗・元豊六年（一〇八三）に諸神の加封に際して、太常寺博士の王古は諸神の身分に応じて爵位や封号を加えるべきだという建議を上し、神宗に採納された。その最後に「如此、則錫命馭神、恩礼有序」とあり (63)、宋王朝が新たな神霊の秩序を作り上げようとしていることをうかがわせる。また、宋代では太廟のほかに前代皇帝の神御を景霊宮に供養し、全国多くの寺院にその神御殿を建てた。このような、本来は宮廷で行われる祭祀が地方にまで「一般化」する経緯は、北宋の神霊システムのあり方を前代までには見られなかった様相に変容させたのであり、そこには非常に重要な意味があったはずである (64)。

唐代後半期からの神霊世界の秩序に対する意識改革は、世俗的な面での改革にも反映されたと思われる。前述のとおり、唐代の軍礼儀式の中心は祭祀的儀式であり、朝廷で日常に祀られている諸神のほとんどは軍礼にも取り入れられ、それらの諸神は平時の場合だけではなく、有事の場合でも王朝を加護していた。そして、それらはそもそも吉礼において祀られるものなのであり、それを中心に据える『開元礼』の軍礼とは、いわば「吉礼的軍礼」とも

いうべきものなのである。ところが、安史の乱の衝撃によって中央政府の核心であるべき皇帝の威厳は下落し、地方にまで及ばなくなった。それにともなって、諸神の力によって統治力を強化する手段も、当然のことながら動揺せざるを得なかったであろう。とすれば、皇帝は自己の権力の強化に頼る以外に方法はなくなったはずである。そこで、皇帝権威を最も有効的に顕示できる献俘礼が重視されるようになった。献俘礼では、皇帝が楼上から俘虜に判決を下す。死刑にする場合は市に護送のうえ処刑させ、赦免する場合はその場で王朝の服に着替えさせる。このように、戦勝の結果としての献俘礼を利用して皇帝が臣下と民衆に生殺与奪の権を握ることを示し、視覚効果でその威厳を国民に伝達した。北宋ではこれがさらに発展し、『新儀』軍礼では献俘礼を核心とする膨大な儀式群を形成したのである（注６拙稿参照）。

それと反比例して、『新儀』では対神儀礼は軍将出征の祭祀は維持されたものの、王朝の祭祀対象として最も重要である昊天上帝は、軍礼から外されたのである。

『新儀』では皇帝親征の儀式は削除されたが、軍将出征の儀式は残されている。ただし、そこでは諸神の祭祀の前に「受旌節」と「引見」を行う手順とされている。「旌節」は軍権の象徴であり、それを皇帝より授与されることは軍権の一時譲渡を意味する(65)。そもそも、『唐六典』巻五、兵部郎中条に、

凡大將出征、皆告廟受斧鉞。辭齊太公廟、辭迄、不反宿於家。

凡そ大將出征するに、皆、廟に告して斧鉞を受く。齊太公廟に辭し、辭迄れば、反りて家に宿さず。

とあり、唐代では軍将出征の際に太廟で皇帝より軍権を象徴する斧鉞を受ける規定であった(66)。太廟において斧鉞を授受するということは、軍権が太廟と関連づけられ、祖霊から皇帝を経由して軍権が授与されることを意味する。しかし、『新儀』の軍将出征儀式では太廟での授受は廃止され、代わりに皇帝が宮殿で直接に軍権を授与するのであり、皇帝権力の拡大を示している。

また『新儀』の「引見」式次第では、「升殿近御前之左、大將奏事、稟方略」とあるように、軍将が戦地に赴く前に、皇帝に出征の状況と方略を報告し確認する。『隋書』巻八、礼儀志三には、

古者天子征伐、則宜於社、造於祖、類於上帝。還亦以牲遍告。梁天監初、陸璉議定軍礼、遵其制。帝曰、「宜者請征討之宜、造者稟謀於廟、類者奉

天時以明伐、并明不敢自專。陳幣承命可也」。璉不能對。

古えは、天子征伐すれば、則ち社に宜し、祖に造し、上帝に類す。還らば亦た牲を以て遍く告ぐ。梁の天監の初、陸璉、軍礼を議定し、其の制を遵す。帝曰く、「宜は征討の宜を請い、造は謀を廟より稟け、類は天の時を奉じて以て伐を明らかにし、并びに敢て自ら専らせざるを明らかにす。幣を陳して命を承くれば、可なり」と。璉、對うる能わず。

とあり、太社に「宜」礼、太廟に「造」礼を実施するのは「征討の宜を請う」「謀を廟より稟ける」ためである。『開元礼』の中でも、皇帝親征や将軍出征の前に、太社、太廟に出征の意を報告した(67)。しかし、『新儀』になってこれらの前にまず皇帝に報告しなければならないと規定しているようになったから、そこでは諸神よりも皇帝本人の権力が第一に強調され、皇帝親征でなくてもその意志が軍将によって貫徹できるものとされるのである。こうした側面にも、対神儀礼の衰退と、皇帝・君臣間における対人儀礼を重視する傾向が現れているといえよう。

『因革礼』で見られた有事の軍礼（特に献俘礼）における皇帝権威の強調傾向は、『新儀』においては平時の軍礼の舞台にも浸透していく。その結果が、前述の「冊命諸王大臣儀」と「諸州歳貢儀」との軍礼カテゴリーへの編入である。さらに、宋代の軍礼では宴会・賞賜などの君臣間の応酬と協和が重要視され、史書の記載を見るとそれらは盛んに行われている。これらの「人と人との関係を重視する」内容は、いわば「嘉礼的軍礼」と言ってよく(68)、それが唐代の「吉礼的軍礼」を凌駕し、宋代の軍礼では核心的な位置を占めている。事実、この変容の傾向は、唐代後半期以降の他の軍礼儀式にも見られる大きな現象なのである(69)。

唐・宋両代の史料残存量の差異によって単純に比較できない面もあるが、北宋になるとこうした傾向はさらに進展し、軍礼関連の史料には君臣が宴会や賞賜の場で交流する内容が圧倒的多数を占め、吉礼的軍礼は姿を消して嘉礼的軍礼が台頭する傾向を示している。その実例を、各儀式についてそれぞれ挙げてみよう。

〔**献俘**〕受降獻俘。太祖平蜀、孟昶降、詔有司約前代儀制為受降礼。……閤門使引昶等入、舞蹈拜謝、召昶升殿、閤門使引自東階升、宣撫使承旨安撫之。昶至御坐前、躬承問迄、還位、與官属舞蹈出。中書率百官稱賀、

遂宴近臣及昶于大明殿。(『宋史』巻一二一、志第七四、礼二四)

受降獻俘。太祖、蜀を平らげ、孟昶降り、有司に詔して前代の儀制を約して受降礼を為さしむ。……閤門使、昶らを引きて入り、舞蹈し拜謝せしめ、昶を召して升殿せしめ、閤門使、引して東階より升り、宣撫使、旨を承けて之を安撫す。昶、御坐の前に至り、躬ら問を承け迄り、位に還り、官属と舞蹈して出づ。中書、百官を率いて賀を稱し、遂に近臣及び昶を大明殿に宴す。

〔**田狩**〕太祖建隆二年、始校獵於近郊。……帝親射走兔三、従官貢馬稱賀。其後多以秋冬或正月田于四郊、從官或賜窄袍暖靴、親王以下射中者賜以馬。(『宋史』巻一二一、志第七四、礼二四)

太祖の建隆二年、始めて近郊に校猟す。……帝、親ら走兔を射すること三、従官、馬を貢して賀を稱す。其の後、多くは秋冬或いは正月を以て四郊に田し、従官は或いは窄袍暖靴を賜わり、親王以下の射して中つれば、賜うに馬を以てす。

〔**講武**〕真宗詔有司擇地含輝門外之東武村為廣場、……乃召従臣宴、教坊奏楽。回御東華門、閲諸軍還營、鈞容奏樂於樓下、復召従臣坐、賜飲。明日、又賜近臣飲於中書、諸將校飲於營中、内職飲於軍器庫、諸班衛士飲於殿門外。(『宋史』巻一二一、志第七四、礼二四)

真宗、有司に詔して、地を含輝門の外の東武村に擇びて廣場を為させめ、……乃ち従臣を召して宴し、教坊に樂を奏せしむ。回りて東華門に御し、諸軍を閲して營に還り、鈞容して樂を樓下に奏せしめ、復た従臣を召して坐し、飲を賜う。明日、又、近臣に飲を中書に賜い、諸將校は營中に飲し、内職は軍器庫に飲し、諸班の衛士は殿門の外に飲す。

〔**射礼**〕(真宗咸平二年、九九九年)十二月十四日、幸殿前指揮使班院閲馬射、又召挽弓至百斤已上者射於禦前、引滿命中、帝甚悅。……安定郡王元撚、鎮安軍節度使李繼隆、(附)[駙]馬都尉石保士、勝州團練使德恭皆射中、賜襲衣、金帶、鞍馬、侍臣盡酔。(『宋会要輯稿』礼四五、宴享二、雑宴、習射宴)

(真宗咸平二年、九九九年)十二月十四日、殿前の指揮使班院に幸して馬射を閲し、又、弓を挽くこと百斤已上に至る者を召して禦前に射らしめ、滿を引きて命中すれば、帝甚だ悅ぶ。……安定郡王の元撚、鎮安軍

節度使李の繼隆、(附)[駙]馬都尉の石保士、勝州團練使の德恭、皆、射して中て、襲衣・金帶・鞍馬を賜わり、侍臣盡く酔う。

以上は一例に過ぎないが、軍礼における対神儀礼から対人儀礼に比重が移行する傾向とは、一面では吉礼的軍礼の減少および嘉礼的軍礼の増長と表裏一体化した現象と見るべきなのである。以前より中国史学界においては「唐宋変革」が夙に指摘され、その変革の一面に皇帝権の強化があげられていた。小論で取り上げた唐・宋の軍礼の変容は、その一側面における現れとも言えよう。すなわち、『開元礼』軍礼に見られるような神的存在を対象とする吉礼的儀式は、昊天や祖霊などが皇帝を権威付けているのであるが、同時に皇帝は臣下と同様にそれらに服従する立場であった。ところが、神的存在が姿を消した宋代の軍礼においては、臣下は皇帝にのみ服従するのであり、皇帝の徳をのみ顕彰する形をとる。皇帝権の強大化とは、こうした礼思想や礼構造と密接に関わった現象と見るべきではあるまいか。

おわりに

本稿は、唐・宋両王朝の重大な国家儀礼である軍礼の構造を分析し、両者を比較してそれぞれの特徴と変容を明らかにした。得られた知見をまとめれば、次のとおりである。

（1）中国古代の五礼制度は後世の王朝に受け継がれ、国家の正統性の支柱とされたが、その内容は各時代によって異なった。唐王朝の国家儀礼書は『貞観礼』『顕慶礼』『大唐開元礼』が編纂され、その内容もそれぞれ異なるが、五礼の配列順序は一貫して吉礼・賓礼・軍礼・嘉礼・凶礼の順を採用した。現存する『開元礼』の式次第を見ると、軍礼は吉礼の儀式を内包しており、軍礼は他の四礼のうちとりわけ吉礼と密接な関係にある。

（2）吉礼は昊天・祖霊・社稷等を祀る儀礼を中心とし、軍礼儀式の多くにそれらの祭祀が取り入れられているのは、それら諸神から軍事行動の正統性と加護を担保するためである。国の大事は「祭祀の礼」と「軍事の礼」にあるとするのは『左伝』以来の指針であり、それが唐にも受け継がれているのである。その意味で、『開元礼』はそうした古来の思想をいまだ色濃く残していると見なければならない。

（3）こうした視点から『開元礼』を見ると、軍礼の儀式群は「対神儀礼」と「対人儀礼」とに分類するとらえ方が可能である。小論では、対神儀礼の具体例として「皇帝親征造於太廟」儀式を取り上げたが、他の儀式もおおむね同様の式次第である。

（4）ところが、北宋の『太常因革礼』の軍礼篇目を見ると、いまだ『開元礼』の影響から完全には脱却していないが、北宋末の『政和五礼新儀』の軍礼では対神儀礼は全くといっていいほど姿を消している。そこでは献俘礼が重要視され、「冊命諸王大臣儀」と「諸州歳貢儀」さえもが軍礼に編入されている。それらは『周礼』春官の言葉を借りれば嘉礼的軍礼といえる。すなわち『開元礼』から『新儀』へと至る軍礼の変容とは、吉礼的軍礼重視から嘉礼的軍礼重視への変容である。

（5）こうした唐後半期～北宋末の軍礼の変容は、安史の乱によって皇帝の威厳が失墜し、それと同時に神的存在の意義が失われた結果である。そのため、皇帝権威を最も有効的に顕示する儀式が重視されるようになった。事実、『新儀』軍礼の諸儀式のトップに立つのは神的存在ではなく、常に皇帝その人である。唐代の軍礼は、皇帝（または代理人）が上帝・太廟・社稷などを祀って皇帝権威の根拠を再確認したが、北宋の軍礼は皇帝自身を顕彰する形を採っている。

（6）以上の軍礼の変容は、唐後半期に前代の神権政治的儀礼から脱却し始め、それが宋代の皇帝権威を顕彰する儀式に変わっていく流れである。その意味で、唐代はむしろ儀礼の過渡期であり、むしろ軍礼そのものは北宋になってようやく成熟したといえる。従来、唐宋変革の指標の一つに皇帝権の強大化があげられてきたが、それはこうした国家儀礼のあり方を一つの背景として起こってきた現象ととらえるべきではなかろうか。

本稿は、唐宋の軍礼の構造に対して俯瞰的な理解を示したものである。その内実をより明らかにするには、各儀式を一つ一つ分析する作業が必要である。また、現実問題としては、実際に行われた軍礼儀式はしばしば国家礼典の枠を超えている。一例を挙げれば、遊戯的性格を持つ「打毬」儀式の問題があり、また地方においても軍礼的性格を有する儀式が独自に行われる場合すら認めされる。このような事例が国家礼典の軍礼とどのように関連するのかについても、視野に入れねばならない。いずれも今後の課題としたい。

注釈

(1)「礼」の研究はこれまでに膨大な蓄積があり、その範囲は礼学、礼制度、礼俗、礼儀など多方面にわたり、歴史研究に大きな貢献を果たしたが、紙数の都合で本稿に関わるもののみを以下にその都度紹介する。

(2)西晋の礼書編纂に関しては、甘懐真「制礼観念的探析」(黄俊傑主編『皇権、礼儀与経典詮釈:中国古代政治史研究』華東師範大学出版社、二〇〇八年) 参照。

(3)梁満倉『魏晋南北朝五礼制度考論』(社会科学文献出版社、二〇〇九年)。

(4)西嶋定生「皇帝支配の成立」(岩波講座『世界歴史』第四巻古代四所収、一九七〇年)、また、甘懐真「西漢郊祀礼的成立」(前掲注 2 黄俊傑主編書所収)、Michael Puett:Determining the Postion of Heaven and Earth:Debates Over State Sacrifices in the Western Han Dynasty.in Confucian Spirituality,ed.Tu Wei-Ming and Mary Evelyn Tucker,New York:Crossroad Press,2003.鷲尾祐子「前漢郊祀制度研究序説–成帝時郊祀改革以前について」(立命館東洋史学会中国古代史論叢編集委員会編『中国古代史論叢』、二〇〇四年)。

(5)雷聞『郊廟之外:隋唐国家祭祀と宗教』(三聯出版社、二〇〇九年)。

(6)唐宋軍礼に関する研究は、①軍礼研究の通論としては、陳戍国『中国礼制史・隋唐五代巻』(湖南教育出版社、一九九五年)、同氏『中国礼制史・宋遼金夏巻』(湖南教育出版社、二〇一一年)。任爽『中国礼制史』(東北師範大学、一九九九年)、楊志剛『中国礼儀制度研究』(華東師範大学出版社、二〇〇一年)、王美華「唐宋礼制研究」(東北師範大学博士論文、二〇〇四年)、丸橋充拓「魏晋南北朝隋唐時代における「軍礼」確立過程の概観」(『社会文化論集』七、二〇一一年) などがある。②特定の儀式を取り上げた研究としては、特に講武が注目を集めており、李訓亮「唐代講武述論」(『西安文理学院学報・社會科学版』、二〇〇五年第五期)、金相范「唐代講武礼研究」(『宋史研究論叢』第七輯、二〇〇六年)、陳峰「北宋講武礼初探」(『清華大学学報・哲学社会科学版』五、二〇〇七年)、王瑜「中國古代講武礼的幾個問題—以唐代為中心」(『求索』四、二〇〇

九年）がある。また、丸橋充拓「唐宋変革期の軍礼と秩序」（『東洋史研究』六四―三、二〇〇五年）は講武と田狩を対象にしてその変容を検討する。献俘礼には、妹尾達彦「唐代長安の盛り場（中）」（『史流』三〇、一九八九年）、拙稿「唐代軍礼における『献俘礼』の基本構造」（『史観』一六七、早稲田大学史学会編、二〇一二年）、同「唐宋における皇帝秩序の変容－献俘礼を手がかりにして」（『史滴』三四、二〇一二年）がある。射礼には、拙稿「射礼的性質及其変遷――以唐宋射礼為中心」（二〇一三年一一月に第三届清華青年史学論壇（於北京清華大学）で口頭発表をし、『第三届清華青年史学論壇論文集』に収録）がある。なお、後文の献俘礼、大射礼に関する内容は特に断りのない限りすべて上記拙稿参照。

(7) 丸橋充拓「中国古代の戦争と出征儀礼―『礼記』王制と『大唐開元礼』のあいだ―」（『東洋史研究』七二―三、二〇一三年）、同「唐代射礼の源流」（宮宅潔研究代表、科研費研究成果報告書『中国古代軍事制度の総合的研究』京都大学人文科学研究所、二〇一三年）。

(8) 本稿は二〇一一年一一月六日第一〇九回史学会大会東洋史部会における口頭発表「唐・宋『軍礼』の構造とその変容」を骨子とする。

(9) 例えば、『資治通鑑』巻二二七、徳宗建中三年二月条に、「蔡雄與兵馬使宗項等矯謂士卒曰、……雄又曰、汝曹不欲南行、任自歸北、何用喧悖、乖失軍礼」とあり、ここの「軍礼」は「軍容」に近い意味をする。

(10) 劉安志「関於『開元礼』的性質及行用問題」（『中国史研究』三、二〇〇五年）参照。また、張文昌『制礼以教天下-唐宋礼書与国家社会』第二章（台湾大学出版中心、二〇一二年五月）によれば、儀注はしばしば皇帝が個人的意志を貫徹する手段となり、皇帝は儀注の作成と国家儀式の最終裁決権を有するという。

(11) 『漢書』巻三〇、芸文志に、「『軍礼司馬法』百五十五篇」があり、これが史料上は最も早く完成した軍礼の礼儀書である。

(12) 西嶋定生「漢代における即位儀礼-とくに帝位継承のばあいについて」（『榎博士還暦記念東洋史論叢』所収、一九七五年）参照。

(13) 王学軍・賀威麗「『国之大事、在祀与戎』的原始語境及其意義変遷」（『古代文明』六―二、二〇一二年四月）は、晋・厲公三年（前五七八）三月に、晋の主導で秦を討伐するにあたって、宗廟・社稷に対する告礼が実

施され、周天子を代表する劉康公・成粛公も儀式に参加した。「受脤於社、不敬」の態度をとった成粛公に対して、劉康公は「国之大事、在祀於戎、祀有執膰、戎有受脤、神之大節也」と批判した。したがって、ここの「祀」は「祭祀」の意であるが、「戎」は「軍事」ではなく、礼制度の「軍礼」を指す。この概念は恐らく『孫子兵法』とその注によって意味が拡大され、「軍事」を指すようになった、と述べる。

(14)この点については丸橋充拓氏も、原初の軍事行為は地神や祖霊の力による罰の発動、軍事儀礼・場所はそのための交信・回路とされている。前掲注7丸橋「中国古代の戦争と出征儀礼」参照。

(15)金子修一『中国古代皇帝祭祀の研究』第二部、第七章（岩波書店、二〇〇六年）参照。

(16)例えば、『文献通考』巻一七八、経籍考五に、「『周礼』為本、聖人体之。『儀礼』為末、聖人履之。為本則重者在前、故『宗伯』序五礼、以吉、凶、賓、軍、嘉為次。為末則軽者在前、故『儀礼』先冠、婚、後喪祭」とある。先述したように、『左伝』成公三年条に「国之大事、在祀与戎」とあり、これに従えば、軍礼は吉礼に次いで二番目になるはずであるが、『周礼』春官、大宗伯によれば、五礼順は「吉・凶・賓・軍・嘉」となっており、軍礼は四番目であって、「国之大事」という重要な地位とは見えない。これは恐らく、元・馬端臨が「為本則重者在前」と述べたように、吉礼と凶礼は五礼の「本」であったからであろう。

(17)ここでいう奏上時間とは、礼官が礼典を皇帝に奏上したものであり、編纂の完成時間とは別である。

(18)『貞観礼』の「国恤礼」削除については、呉麗娛「対『貞観礼』淵源問題的再分析―以貞観凶礼和『国恤』為中心―」（『中国史研究』二、二〇一〇年）、同氏『終極之典――中古喪葬制度研究』上編、第一章（中華書局、二〇一二年）参照。

(19)『政和五礼新儀』巻首に、「『周官』五礼以吉・凶・賓・軍・嘉為序。自唐『貞観』中、所列叙次與『周官』不同、『開元』因而不改、至本朝『開寶通礼』亦遵用之。……故礼以義起、不必同也」とあり、『貞観礼』の五礼順に賛同する意見を示している。

(20)呉麗娛「関於『貞観礼』的一些問題――以所増二十九条為中心」（『中国

史研究』二、二〇〇八年）は『貞観礼』の編纂を貞観二年（六二八）とする。

(21)『旧唐書』は「合朔、陳五兵於太社」とするが、筆者はこれを誤りと考える。なぜならば、『後漢書』巻一三、律歴志三、歴法に、「日月相推、日舒月速、當其同、謂之合朔」とあり、また『晋書』巻一九、礼志九に、「元帝太興元年四月合朔、中書侍郎孔愉奏曰、「『春秋』、日有蝕之、天子伐鼓于社、攻諸陰也」とあるように、「合朔」は日食を指すと思われる。「陳五兵於太社」という儀式は管見の限り、唐およびその他の時代の史料に見えないが、『旧唐書』巻四四、職官志三、両京郊社署に、「凡有合朔之變、則置五兵於太社、以朱絲縈之以俟変、過時而罷之」とあり、同記事は『唐六典』巻一四、太常寺、郊社令条にも見える。つまり、太社に「五兵を置く」のは日食の発生に備える措置である。したがって「天子大射、合朔陳五兵於太社、農隙講武」の方が正しいとすべきであろう。ちなみに、陳寅恪『隋唐制度淵源略論考』（上海古籍出版社、一九四四年）は文中の「古礼」を隋礼と指摘している。

(22)前掲注 20 呉麗娛論文は、『貞観礼』に追加された三つの軍礼儀式の南北朝における継承関係を整理する。しかし、呉氏が「闕」を「ない」と「内容に一部が不備した」と理解したのに対して、筆者はそれに「誤った」という意味があり、唐は『貞観礼』でその部分を調整したと補足したい。例えば、大射儀式に関して、『隋書』巻八、礼儀志三に、「隋制、大射祭射侯于射所、用少牢」とあり、隋では射礼を実施する前に少牢を用いて射侯を祭る例がある。これは唐の史料で確認できず、『開元礼』にもないので、『貞観礼』が加えた調整の一つではないかと考えられる。

(23)唐宋両時代に編纂された国家礼典は実際の実施状況と一致しないことが多くあるため、『貞観礼』軍礼に追加されたこの三儀式は儀式名しか参考にしえない。

(24)『唐会要』巻二六、大射参照。また同書同巻に、「五年九月三日、御丹霄樓、觀三品已上行大射礼」とあるように、百官が射る場合も「大射」と呼ばれる。

(25)唐代の大射に、臣下の素質を検証する目的が存在したことは、その実施場所の名称「武徳殿」「観徳殿」などからもうかがえよう。

(26)『左伝』隠公五年に、「故春蒐、夏苗、秋獮、冬狩、皆於農隙以講事也」とあり、杜預注は「各随時事之間」とする。

(27)前掲注20呉麗娛論文参照。

(28)『唐会要』巻二六、講武に、「聖歴二年（六九九）十月、欲以季冬講武、有司稽緩、延入孟春。麟台監王方慶上疏曰、『謹按禮記曰、月令、孟冬之月、天子命將帥、講武、習射禦、角力。此乃三時務農、一時講武、以習射禦、校才力、蓋王者常事、安不忘危之道。孟春之月、不可以講兵。兵者、干戈甲冑之總名。兵、金也、金性克木、春盛德在木、而舉金以害盛德、逆生氣也。孟春行冬令、則水潦為敗、雪霜大摯、首種不入。…（中略）…孟春講武、是行冬令、陰政犯陽氣、害發生之德。臣恐水潦敗物、雪霜損稼、夏麥不登、無所收入也。伏望天恩、不違時令、至孟冬教習、以順天道』。手制答曰、『循覽所陳、深合典礼。若違卿意、此乃月令虚行、佇起直言、用依來表』」とある。

(29)『周礼』夏官、太僕の職掌に、「凡軍旅田役、賛王鼓、日月蝕亦如之」とある。

(30)『旧唐書』巻三六、天文志下に、「古者日蝕、則天子素服而修六官之職、月蝕、則后素服而修六宮之職、皆所以惧天戒而自省惕也。人君在民物之上、易為驕盈、故聖人制禮、務乾恭竟惕、以奉若天道。苟徳大備、天人合応、百福斯臻」とある。

(31)『開元礼』は「開元の盛世」を誇示するため、その編纂方針は単に前礼を「踏襲」するだけではなく、『旧唐書』巻二五、礼儀志五所収、開元一〇年（七二二年）正月制に「朕聞王者乗時以設教、因事以制禮、沿革以従宜為本、取捨以適會為先。故損益之道有殊、質文之用斯異。……嘗覧古典、詢諸舊制、遠則夏、殷事異、近則漢、晉道殊、雖禮文之不一、固厳敬之無二。……是知朕率於禮、縁於情、或教以道存、或禮従時變、將因宜以創制、豈沿古而限今」とあるように、当時の実際の情況を踏まえて礼典を制定することが重視された。同書巻二一、礼儀一に、『開元礼』の編纂にあたって、「右丞相張説奏曰、『禮記漢朝所編、……望與学士等更討論古今、刪改行用』」とある。高明士「唐代的武挙与武廟」（『第一届国際唐代学術会議論文集』、中国唐代学会編、一九八九年）は、唐代武廟について、「将軍が制を受けて出征する場合に、斉太公（太公望・呂尚）

廟での告礼の実施を『開元礼』に編入したことは、辺境での戦闘が多かった当時の状況下で武人の地位を上げる必要性があったことと関連しただろうし、また玄宗が文武双方で天下を統治する有為な君主のイメージを築く必要も意識された」とする。

(32)その意義については、池田温「『大唐開元礼』解説」（古典研究会『大唐開元礼附大唐郊祀録』汲古書院、初版一九七二年、一九八一年再版）に詳しい。

(33)前掲注６丸橋「唐宋変革期の軍礼と秩序」参照。

(34)馬に関わる諸儀式の等級について、『開元礼』巻一、序例上に「州県社稷、釋奠及諸神祠、並同小祀」とあり、また『新唐書』巻一一、礼儀一はこれらを小祀としているので、『開元礼』の「諸神祠」に馬に関わる一連の儀式が含まれていた可能性は高いと思われる。

(35)仁井田陞『唐令拾遺』軍防令第一六条は、この規定を開元七年軍防令に基づくものとする。また、露布文について、中村裕一『唐代官文書研究』（中文出版社、一九九一年）第二章「露布」参照。

(36)『周礼注疏』巻三三、校人によれば、馬祖は馬の祖先（天駟）、先牧は最初に馬を飼養した者、馬社は最初に乗馬した者、馬步は馬の災を管理する神である。

(37)『開元礼』巻八五、「皇帝講武」儀式に「若因田狩、則令講武軍士之外先期為圍、觀迄、乘馬、鼓行、親禽如別禮。狩迄、乘輅振旅而還如常儀」とあり、また「皇帝田狩」儀式に「其因講武以狩、則先設圍亦如之」とあるように、講武と田狩が共同で行われる場合の規定が記されている。

(38)『尚書』舜典に、「歳二月、東巡守、至於岱宗、柴。五月南巡狩、至於南岳、八月西巡狩、至於西岳。十有一月朔巡狩、至於北岳」とあり、『尚書孔伝』は「諸侯為天子守土、故称守。巡、行之。」とする。また、『孟子』梁恵王下に「天子適諸侯曰巡狩。巡狩者、巡所守也」とある。

(39)円丘・宗廟・社稷に対する告礼の流れは通常とは異なる点が多いが、「皇帝親征」の場合とも若干異なる。また、巡狩の性格は軍礼・吉礼・嘉礼の間で変動したことも注目すべきである。

(40)何平立「中国古代帝王巡狩与封建政治文化」（『社会科学』三、二〇〇六年）。また同氏『巡狩与封禅：封建政治的文化軌跡』も参照。

(41)それらの名称については、『唐令拾遺』巻八祠令第二三条参照。

(42)『大唐郊祀録』巻一〇、饗礼二、釋奠武成王によれば、両京の斉太公廟は、西京長安では外郭の太平坊にあり、東京洛陽では外郭の道徳坊にあることがわかる。

(43)唐代山川、嶽瀆について、清・秦蕙田『五礼通考』巻四七、四望山川に「山川之神加以人爵封號蓋始於此、非禮之端、肇之者則天也」とあり、山川の神々に人爵を授けるのは則天朝からだとする。朱溢「論唐代的山川封爵現象――兼論唐代的官方山川崇拜」(『新史学』一八―四、二〇〇七年）も同じ考えを示し、その目的を皇帝の拡張のためとする。現に、唐政府は地方祠祀管理を一貫して規範し、『開元礼』完成の後も、玄宗は中央が地方政府の祭祀すべき対象を規定しようと試みた。『唐六典』巻三、戸部郎中員外郎条に、全国の十道それぞれに名山・大川の名前が列挙されているのも、それを反映すると思われる。

(44)唐代祭祀における酒については、江川式部「唐朝祭祀における五斉三酒」(『文学研究論集　文学・史学・地理学』一四、二〇〇〇年)、同氏「唐朝祭祀における玄酒と明水―『大唐開元礼』の記載とその背景―」(『駿台史学』一一三、二〇〇一年八月）参照。

(45)前掲注 6 丸橋「唐宋変革期の軍礼と秩序」は「獲物の共有」が「田狩を通じて軍事教練を行うこと」と同等の重みが置かれていると指摘し、前掲注 6 陳戍国著書も「宗廟に獲物を供えることは蒐狩の重要の目的の一つ」とする。

(46)『宋史』巻九八、礼一、吉礼に、「開寶中、四方漸平、民稍休息、乃命御史中丞劉温叟、……、撰『開寶通禮』二百巻、本唐『開元禮』而損益之」とある。

(47)耿元驪「五代礼制考」(東北師範大学修士論文、二〇〇三年）はこの時期の軍礼を考察し、軍礼全体が空洞化したことを指摘する。楼勁「宋初礼制沿革及其与唐制的関係――兼論‘宋承唐制’説之興」(『中国史研究』二、二〇〇八年）は、北宋が『開元礼』をどれほど踏襲できたかは疑問であり、むしろ北宋初期は五代に変容した唐制を受容した、と述べる。しかし、耿氏による五代の五礼制度の検討では軍礼には言及しておらず、その「変容」についてもわずかに触れるだけで、検討の余地が残されて

いる。

(48)『因革礼』は広雅書局本による。

(49)献俘礼の変容過程は注６拙稿参照。

(50)『政和五礼新儀』巻首に、「裁成損益、親製法令、施之天下、以成一代之典。……行禮当追述三代之意、適今之宜、『開元礼』不足為法」とある。

(51)小島毅「宋代の国家祭祀―『政和五礼新儀』の特徴―」（池田温編『中国礼法と日本律令制』に収録、東方書店、一九九二年）は、両礼典を比較し、吉礼の九鼎・太一・九宮貴神・感生帝・火星に対する儀式を取り上げて考察し、『開元礼』と『政和五礼新儀』の異同を指摘している。

(52)前掲注６丸橋「唐宋変革期の軍礼と秩序」参照。

(53)儀式の性格が変わったことは、宋代以前にもあった。例えば、朱溢「唐代孔廟釋奠礼儀新探―以其功能和類別帰属的討論為中心」（『史学月刊』一、二〇一一年）は、魏晋に起源する釋奠礼は、最初は嘉礼に近い性格を持ったが、唐代より吉礼に定着して後世の孔子廟祭祀の基本構造を形成した、と指摘する。

(54)これらの儀式を増減した理由や時代背景については、さらに専論が必要であろう。

(55)『宋史』巻一一一、礼一四、嘉礼二に、「冊命親王大臣之制、具『開寶通事禮』……。每命親王、宰臣、使相、枢密使、西京留守、節度使、並翰林草制」とある。

(56)『玉海』一六〇、景祐大慶殿条に「東西廊各六十間、有龍墀、沙墀。正至朝會、冊尊號御此殿、饗明堂、恭謝天地即此殿行礼、郊祀齋宿殿之後閣、蓋正殿也。」とある。その広さを『東京夢華録』巻一〇、車駕宿大慶殿条は、「冬至前三日、駕宿大慶殿、廣闊可容數萬」と説明する。

(57)『宋会要輯稿』礼五九、冊命王公大臣。同書同巻に、「故事、親王、大臣例辭冊禮、後不複書」とある。

(58)例えば、澶淵の盟に軍功を挙げた石保吉はその一例である。

(59)『続資治通鑑長編』巻一五三、仁宗慶歴四年（一〇四四）一二月乙未条。

(60)金子修一『古代中国と皇帝祭祀』（汲古書院、二〇〇一年）第五章「唐代皇帝祭祀の特質」は玄宗・天宝年間に太清宮が長安皇城外に移されたことが契機となって、長安市民の皇帝祭祀への関心が高まったとされ、唐

代後半期における皇帝祭祀の世俗化を指摘する。妹尾達彦「唐長安城の儀礼空間―皇帝儀礼の舞台を中心に―」(『東洋文化』七二、一九九二年)および前掲注 6 妹尾論文も同様に、長安は唐代後半期から象徴性よりも機能重視の方向へ転換し、皇帝の儀礼もこの変化した都市構造の中で世俗的性格を強めたとする。また、穴沢彰子「唐代皇帝生誕節の場についての一考察――門楼から寺院へ」(『都市文化研究』三、二〇〇四年)も、唐代後半期に「世俗化」した皇帝儀礼は、軍事的な脅威が増して唐朝の権威が低下するにつれて民衆に「見られる」必要があったと指摘する。

(61)唐代前期に人神関係を調整したことは、「神に対する皇帝の自署と拝礼の有無」、「山川に対する爵位の授与」、「唐王朝の遠祖・老子を始祖とする道教的要素(例えば太清宮)と斉太公廟を祭祀系統に導入すること」などから展開された(『旧唐書』礼儀志参照)。また、唐王朝が諸神を礼制度の管理の下に置く意識は『開元礼』中にうかがえる。

(62)例えば、吉礼の九宮貴神を祭る儀式について、『旧唐書』巻二四、礼儀志四に「文宗大和二年(八二八)八月、監察御史舒元輿奏曰、『臣伏以天子之尊、除祭天地、宗廟之外、無合稱臣者。王者父天母地、兄日姉月』。……詔都省議、皆如元輿之議。乃降為中祠、祝版稱皇帝、不署」とあり、皇帝の権威に対する認識が反映されている。

(63)『続資治通鑑長編』巻三三六、神宗元豊六年(一〇八三)閏六月辛卯条に、「太常寺言、『博士王古乞自今諸神祠加封、无爵號者賜廟額、已賜廟額者加封爵、初封侯、再封公、次封王、生有爵位者从其本。婦人之神封夫人、再封妃。其封號者、初二字、再加四字。如此、則錫命馭神、恩禮有序。凡古所言皆当、欲更增神仙封號、初真人、次真君』。并従之」とある。

(64)北宋の景霊宮と神御殿については、吾妻重二「宋代の景霊宮について―道教祭祀と儒教祭祀の交差」(『宋代思想の研究:儒教・道教・仏教をめぐる考察』第四章、関西大学出版部、二〇〇九年)、山内弘一「北宋時代の神御殿と景霊宮」(『東方学』七〇、一九八五年)、朱溢「唐至北宋時期的皇帝親郊」(『政治大学歴史学報』三四、二〇一〇年)参照。

(65)旌節については、大原良通『王権の確立と授受―唐・古代チベット帝国(吐蕃)・南詔国を中心として―』(汲古書院、二〇〇三年)第一章「中

国における王権の確立とその象徴」、第二章「唐における王権」参照。

(66)ただし、『開元礼』の「制遣大将出征有司宜於太社」「制遣大将出征有司告於太廟」「制遣大将出征有司告於斉太公廟」の三儀式に斧鉞の授受を伝える件は見えないので、太廟における斧鉞の授受は実際には行われなかったと考える向きもないわけではない。前掲注 35 中村論文、附論 I「唐代の軍制に関する若干の考察」参照。確かに、『唐李問対』巻下に、「太宗曰、『古者出師命將、齋三日、授之以鉞曰、従此至天將軍制之。又授之以斧鉞、従此至地將軍制之。又推其轂曰、進退唯時。既行、軍中但聞將軍之令、不聞君命。朕謂此禮久廢、今欲与卿参定遣将之儀、如何』。靖曰、『臣窃謂聖人制作致齋於廟者、所以假威於神也。授斧鉞而推其轂者、所以委寄以權也。今陛下毎有出師、必与公卿議論、告廟而後遣、此則邀以神聖矣。毎有任將、必使之便宜従事、此則仮以權重矣。何異於致斎推轂邪。尽合古禮、其義同焉。不須参定』。上曰、『善』。乃命近臣書此二事為後世法」とある。つまり、『唐六典』の規定は象徴的な意味を持つのであるが、実際には将軍は皇帝が任命しているので、社稷・太廟・斉太公廟における斧鉞の授受は唐代でも省略された、とある。こうした習慣が、北宋においては皇帝から直接旌節を受ける儀式として『新儀』に明記されたのである。

(67)『開元礼』巻八二、「皇帝親征宜于大社」に、その祝文の内容に「其祝文臨時撰、告以親征之意」とある。

(68)嘉礼の本来の性格については、『周礼』春官・大宗伯に、「以嘉禮、親萬民。以飲食之禮、親宗族兄弟。以昏冠之禮、親成男女。以賓射之禮、親故旧朋友。以饗宴之禮、親四方之賓客。以脤膰之禮、親兄弟之國」とある。

(69)前掲注 6 丸橋「唐宋変革期の軍礼と秩序」参照。

(70)『宋史』巻一二一、礼儀志二四、軍礼。

(71)『冊府元亀』巻三九八、将帥部に「(建中四年) 鄂州刺史李兼禱于城隍神、因大破李希烈之將」とある。

付録　図表

	奏上時間	礼典（儀注）	篇目
周		『周礼』	吉、凶、賓、軍、嘉
梁		梁儀注	吉、賓、凶、軍、嘉
陳		陳儀注	吉、賓、軍、嘉、凶
唐	太宗貞観一一年（637）	『貞観礼』	吉（61）、賓（4）、軍（20）、嘉（42）、凶（6）、国恤（5）
	高宗顕慶三年（658）	『顕慶礼』	吉、賓、軍、嘉、凶（篇目数不明）
	玄宗開元二〇年（732）	『開元礼』	吉（55）、賓（6）、軍（23）、嘉（50）、凶（18）
北宋	英宗治平二年（1065）	『因革礼』	吉（32）、嘉（17）、軍（6）、凶（25）、廃礼（1）、新礼（21）、廟議（12）
	徽宗政和三年（1113）	『新儀』	吉（58）、賓（23）、軍（9）、嘉（30）、凶（12）
南宋	高宗淳熙一二（1185）	『中興礼書』	吉（172）、嘉（49）、賓（8）、軍（6）、凶（65）

表１　礼典における五礼篇目

	儀式(巻数)	会場	目的	対象	格	出自
有事軍礼	①皇帝親征類於上帝（81）	圜丘	祭告	昊天上帝	大	『周』春官　大祝、『礼』王制
	②皇帝親征宜於太社（82）	太社	祭告	社稷	中	『周』春官　大祝、『礼』王制
	③皇帝親征造於太廟（83）	太廟	祭告	祖霊	大	『周』春官　大祝、『礼』王制
	④皇帝親征禡於所征之地（84）	戦場	祭告	軒轅黄帝		『礼』王制
	⑤親征及巡狩郊祀有司軷於国門（84）	都の城門	祭告	道路神		『周』春官　職方氏
	⑥親征及巡狩告所過山川（84）	岳瀆山川	祭告	岳瀆山川の諸神	中小	『周』春官　職方氏、大祝、『礼』王制
	⑦制遣大将出征有司宜於太社（87）	太社	祭告	社稷	中	『周』春官　大祝
	⑧制遣大将出征有司告於太廟（88）	太廟	祭告	祖霊	大	『周』春官　大祝
	⑨制遣大将出征有司告於斉太公廟（88）	斉太公廟	祭告	斉太公	中	唐代前期
	⑩平蕩寇賊宣露布（84）	太極殿	勝利の公布			北魏
	遣使労軍将（84）	軍営	慰労			
平時軍礼	皇帝講武（85）	郊外	閲兵式			『周』春官　大司馬、『礼』王制
	皇帝田狩（85）	郊外	獲物の供献	祖霊、社稷	大中	『周』春官　大司馬、『礼』王制
	皇帝射於射宮（86） 皇帝観射於射宮（86）	射宮	射礼			『周』春官　射人、『礼』射義、『儀』大射儀第七
	祀馬祖　享先牧（89） 祭馬社　祭馬歩（89）	大澤	祭告	馬に関する諸神	小	『周』夏官　校人
	合朔伐鼓（90）	太社	日食対策	無		『周』地官　鼓人
	21合朔諸州伐鼓（90）	政務庁	日食対策	無		
	22大儺（90）	都	疫の対策	無		『周』夏官　方相氏
	23諸州縣儺（90）	州府	疫の対策	無		

表２　唐代『開元礼』軍礼儀式一覧

巻		儀式	会場	目的
61	対神	皇帝親征祭告	不明	祭告
61		凱旋祭告	不明	祭告
63		諸馬祭	大澤?	祭告
61	対人	皇帝講武	郊外	閲兵式
62		皇帝射於射宮	宮殿	射礼
63	総合	献俘馘御楼宣露布上	太廟、社稷	献俘
63		献俘馘御楼宣露布下	宮殿	献俘、露布の宣布

表 3『因革礼』軍礼儀式一覧表

巻		儀式	会場	目的
157	対人	皇帝御楼受蕃王降儀	楼	受降
162		冊命諸王大臣儀	大慶殿	冊命式
163		諸州歳貢儀	地方の役所	貢献
163		紫宸殿賀勝捷儀	紫宸殿	祝賀
163	対神	大儺儀（州縣儺儀）	宮殿（地方）	宮殿（地方）
164		命朔伐鼓儀	壇	日食の対策
158	総合	命将出征儀上	出征前:太廟、太社	祭告
159		命将出征儀下	出征前:武成王廟、前線 帰還時:太廟、太社、楼	祭告 献俘、露布、祝賀
160		皇帝田猟儀上	太廟、社稷、近郊	祭告、狩猟
161		皇帝田猟儀下	近郊	獲物の供献

表 4『政和五礼新儀』軍礼儀式一覧表

第二章　唐代の講武礼について

はじめに

中国歴代の王朝の国家運営を支えた指針は、「礼」と「法」であるといってよいであろう。このうち、「法」（例えば律令法）に関しては古くから研究対象とされてきたが、歴史学界で「礼」の構造分析が本格的に問題とされ始めたのは比較的近年のことである。

中国の礼は、五礼（吉・凶・軍・賓・嘉礼）の制度によって成り立つ。これら五礼はそれぞれが研究の対象とされ、そこには一定の成果があげられているが、ただ軍礼だけはさほど多くの研究が発表されている訳ではない。しかしながら、軍事に関する儀礼はいつの時代においても国家の最も重要な指針であり、そこにはその国家の性格が如実に反映されるはずである。そこで前章で、これまであまり注目されなかった軍礼を取り上げ、特に唐宋時代の軍礼の構造と性格を分析してきた。

ところで、軍礼の諸儀式の中で、従来最も注目されてきたのは「講武礼」である (1)。それは、史料が比較的多く残されていることに加えて、閲兵式や軍事訓練を想起させるこの儀式が軍礼の代表的儀礼との印象が強いためかと思われる。それならば、それらの先行研究によって唐代講武礼の実態が明らかにされたかといえば、実は、必ずしもそうとはいえないのである。講武礼という概念さえ十分に議論されたとは思えず、また実際の講武礼実施の背景を考察する研究も不足しており、いまだ論ずべき余地が多く残されるといわねばならない。

そこで本稿では、「講武礼とは何か」という基礎的な問題を取り上げ、玄宗・開元二〇年（七三二）に完成された国家礼典『大唐開元礼』の「講武礼」儀式規定と実際にそれが実施された状況とを分析し、唐王朝における講武礼の性格と意義を明らかにしたい (2)。

第一節　唐代講武礼とは

（一）大閲と校閲

そもそも、「講武礼」とは一体どういうものなのか。これまで、この基本的な問題に触れたのは、管見の限りでは王瑜・劉俊文・金相範の三氏である。

王氏は、まず「早期の講武」と「講武礼」とに分け、前者は単に武備を修めるための「武を講じる」という軍事活動であり、その例として『周礼』夏官、大司馬の「四時の講武」「農隙の講武」や、後漢末の孔融が郡で士民を集めて武を講じたこと、諸葛亮が武を講じて兵を訓練したことをあげ(3)、それが時代の進行とともに「講武礼」という儀式を形成したと指摘された。

しかし、王氏の言う「四時講武」「農隙講武」は、『周礼』夏官、司馬に見える仲春・仲夏・仲秋・仲冬にそれぞれ兵士を集め、「振旅、芟舎、治兵、大閲」を教える内容であり、これらは一定の時期に一定の基準で行う行為であり、儀礼としての要素を十分に備えていると見るべきである。また、『周礼』には「講武」という語は見えないものの、清・孫希旦は、『礼記』月令に、

> 孟冬の月、……天子乃ち将帥に命じて武を講じ、射御・角力を習わしむ(4)。

とある講武を、「此れ即ち『周礼』冬の大閲の礼なり」と説明している(5)。そして、唐代の『開元礼』巻八五、講武礼の儀式規定は基本的にこの「大閲」を踏襲しているのであり(6)、『周礼』の「振旅、芟舎、治兵、大閲」は少なくとも唐代までの国家礼典の根拠とされ、両者には継承関係が認められるのである(7)。したがって、『周礼』に記される「振旅、芟舎、治兵、大閲」とは、孔融や諸葛亮が組織した「講武」と違って、「単に武備を修める軍事活動」ではなく、恒例として行う講武儀礼であると思われる。とすれば、講武礼は少なくとも周代には存在しており、それは単発的な「武を講じること」と並存したと解釈すべきである。

『周礼』夏官・大司馬の記載によれば、仲春に行軍と陣の構えを訓練し、兵士に鼓・鐸・鐲・鐃の指令を覚えさせ、それに合わせて起立・進退・行軍の規律や集合・解散を訓練する。仲夏には、宿営の方法を学ばせ、各種の標示を覚えさせる。仲秋には、練兵を行い、旗の指示するところを覚えさせる。仲冬には、大閲の訓練を行う。そして、それらを踏まえて「田狩」を実施す

るという。唐代では、「振旅」「茇舎」「治兵」は行われなくなり、「仲冬の大閲」のみが実施され、田狩の規定は外されて単独の儀式となった(8)。劉俊文氏は、唐代には「仲冬の大閲」のほかに、校閲（折衝府の閲兵）もあるが、「仲冬の大閲」こそが皇帝の参加する校閲であり、それを講武礼と称したと指摘され(9)、金相範氏もこの劉氏の説に従っている。

（二）『開元礼』講武礼

これまでの唐代軍礼の研究では、講武礼は分析対象とされてはいるが、その儀式次第にまで踏み込んでの分析はなされていない。そこで、唐代講武礼の儀式の流れを『開元礼』によってまとめてみれば、以下のとおりである。

1. 準備段階

仲冬の月の、儀式の十一日前に、有司が講武の実施を奏上し、兵部が参加する兵士を選ぶ。有司は区域を選定して、表・大次などの準備作業を行う。

2. 教習段階

儀式の三日前、大次と御座を設置。儀式前日、将帥は兵士を会場に集め、歩軍大将と教騎大将が兵士に戦陣を教示。その具体的な方法は、年少者が前に、年長者が後に立ち、陣形を収める時には両者の位置を交換する。背の高い者は弓矢を、低い者は矛戈を持ち、力持ちは旗を、勇敢な者は鉦・鼓・刀・楯を持って前導する。将帥は兵士に旗・鼓などの意味を教え、また刑罰・賞賜を教える。

3. 大閲段階

儀式当日、皇帝が会場に到着。軍隊は左右軍に分かれ、大将は「今日は講武を行い、戦闘の訓練をする。進退は一にし、軍法によって命令に従う者には賞賜を下し、違反する者には刑罰を下す。努力すべし」と誓言を述べる。

左右軍の歩軍は鼓・旗の指令で東・西・南・北軍を結成。東軍が青旗を挙げて直陣を構えると、西軍はそれに対抗して白旗を挙げて方陣をなす（金が木を剋する）。南軍が赤旗を挙げて鋭陣とすれば、北軍はそれに対抗して黒旗を挙げて曲陣をなす（水は火を剋する）。陣を変えるときに、左右軍からそれぞれ五十人の兵士が陣前に出て挑戦する。騎軍も歩軍と同じように対抗する。

4. 儀式終了

『開元礼』は唐代国家礼儀を代表する官修史料であるから、上記の記事に

唐代政府講武礼の核心内容が含まれている。儀式では、左右軍の歩軍と騎軍はそれぞれ五陣を結成して対抗する。この陣法は儒家思想の五行相剋説に基づくものであり、『李唐問対』巻中に、

太宗曰、「五行陳如何」。（李）靖曰、「本因五方色立此名。方、圓、曲、直、鋭實因地形使然。凡軍不素習此五者、安可以臨敵乎。兵、詭道也。故強名五行焉。文之以術數相生相剋之義」。

太宗曰く、「五行の陳は如何」と。（李）靖曰く、「本より五方の色に因りて此の名を立つ。方・圓・曲・直・鋭は、實に地形に因りて然らしむ。凡そ軍、素より此の五を習わざれば、安くんぞ以て敵に臨むべけんや。兵は、詭道なり。故に強いて五行に名づくるなり。之を文するに術數の相生相剋の義を以てす」と。

とある。この五陣は初唐に既に採用され、後の『開元礼』講武礼に継承されたのである。また、式次第には「交戦を模擬する際に、刃を相手の体に加えない」、「歩兵が進撃する場合は、中表の二十歩を超えない」などの文言が見え、仁と礼の観念も示されている。五行相剋説に基づく陣法と仁・礼の観念に依拠する点は、唐代講武礼が周礼とは大きく異なる部分である。これは、漢代に儒家思想が正統とされて五礼制度に浸透した結果であるが(10)、より直接的には北斉の講武礼を継承したことが杜佑『通典』の記事よりわかる(11)。

一方、皇帝は出御しないが、各地の折衝府において季冬に軍の校閲を実施する儀式は、『新唐書』巻五〇、兵志に記される(12)。それによれば、折衝都尉が五校の兵馬を率い、左右校尉を置き、それぞれ歩隊・騎隊を結成して、鼓・鉦で進（攻撃）と退（撤退）を検閲する。また、その日には狩猟を行い、獲物は賞品とされる。これを上述『開元礼』の皇帝出御の講武礼（大閲）と比べると、講武礼は軍を単位にして、折衝府校閲は校を単位として実施され、儀式のランクが低く、規模も小さいことがわかる。後者では校閲が終わった直後に狩猟が行われるが、これは『周礼』の大閲後の狩猟を継承するものであろう。また注意すべきは、講武礼が仲冬に実施され、折衝府校閲がその一ヶ月後の季冬に実施される点である。皇帝出御の講武礼の実施が先に設定され、各地の折衝府の校閲はそれを受けて実施される形をとっているのであろう。

皇帝が主導する講武礼の実施例は、隋代以前の史書にも散見する。ただし、残念ながらそれらの王朝の儀礼書は残っていないため、その儀式名や式次第は不明である。唐代初期の太宗朝に編纂された『貞観礼』では、講武礼の儀式名は「農隙講武」と記されており、「皇帝」の文字は冠していなかった(13)。続く高宗朝の『顕慶礼』は不明であるが、講武礼の儀式名に「皇帝」が冠されたのは、『開元礼』編纂時である可能性が高いのではなかろうか。前述したように、「講武」の用語は講武礼を示すほか、単に「武を講じる」意味としても史書に用いられる。しかし、唐代の史料に見える「講武」の用例はほとんどが皇帝主導の講武礼を指し、単に武備を修める事例は極めて少なくなった。このことは、『開元礼』において講武礼の皇帝専属化が一層強化されたことと無関係ではないであろう(14)。ただし、「講武」の皇帝専用化が進んだ一方で、皇帝が主導する講武礼は史書には「講武」のほかに「校閲」「観習水戦」「閲武」「講閲」「大閲」などの語も用いられ、表現方法には拘泥されていなかった一面もある(15)。

なお、これまではさほど注目されていないが、『開元礼』に従えば、講武礼の教習は儀式前日に行われる。しかし、皇帝臨場前のわずか一日の教習で兵士に複雑な五行相剋説による陣法を熟知させるには、あまりにもにわか仕込みである。丸橋充拓氏によれば、講武礼の規模の広大さは嘉礼の元日儀式をも上回るという。また後述するように、『開元礼』編纂の約二〇年前、玄宗の執政初期の先天二年（七一三）に、講武礼の実施における過失によって有力政治家が重罪に問われた前例があり、この教訓を受けて玄宗朝では事前に万全の準備をしておく必要が認識されたはずである。現に、『唐会要』巻二六、講武に所収される開元八年（七二〇）八月の玄宗の詔に、

（前略）故周禮以軍禁糾邦國、以蒐狩習戎旅、不教人戰、是謂棄之。宜差使於兩京及諸州、揀取十萬人、務求灼然驍勇、不須限以蕃漢、皆放番役差科。惟令團伍教練、辨其旗物、簡其車徒、習攻取進退之方、陳威儀貴賤之等。……應須期集、及有蠲免。所司明為條制、仍別作優賞法聞奏。

（前略）故に周禮は軍禁を以て邦國を糾し、蒐狩を以て戎旅を習わしめ、人に戰を教えず、是れ之を棄つると謂うなり。宜しく使を兩京及び諸州に差わし、揀びて十萬人を取り、務めて灼然たる驍勇を求め、須らく限るに蕃漢を以てせずして、皆な番役の差科放てを。惟だ團伍をして教練

せしめ、其の旗物を辨じ、其の車徒を簡び、攻取進退の方を習い、威儀貴賤の等を陳するのみ。……應に須らく期に集め、及び蠲免有るべし。所司は明かに條制を為し、仍りて別に優賞の法を作り、聞奏せよ。

とある。この詔で、玄宗は軍事面での講武礼の性格と必要性を述べ、講武礼の実施準備を命じ、関連する諸原則を頒布した。その原則とは、① 民族の出身を問わず、両京と諸州の府兵より十万人を選別すること、② 訓練に専念させるため、講武儀式に参加する兵士の差役と賦税を免除すること、③ 訓練内容は「圍伍教練……」以下に見えるように、講武礼の実施前に政府が周到に準備すること、である。史書にはこの年の講武実施の記事は見えないが、この詔は八月に下されたものであるから、もし仲冬（十一月）実施を意識しているのならば、ほぼ三ヶ月前に準備命令が下されたことになる。こうした事例を勘案すれば、『開元礼』に記される「儀式前日の訓練」とは、三ヶ月以前からの訓練を実際の講武会場で最終確認するものだと見てよいであろう。

唐代の講武礼は、基本的には周礼の仲冬大閲を継承し、地方折衝府が行う校閲が構造面でそれと似ているが、皇帝主導の講武礼はそれよりも遥かに高いランクと大きな規模を持つものとなっている。ただし、以上のように見てくると、その儀式内容は実質的には戦闘局面での軍事訓練を目的とするというよりは、むしろ五行思想に則って王朝の正統的な尚武精神を誇示するために行う象徴的な儀式のように思われる。

それならば、唐代には講武礼は実際にはどのような時に行われたであろうか。それを見るためには、史書に講武礼実施記事を逐一確認するしか方法はない。ただし、折衝府における軍の校閲の事例は、現実には史書には記されにくい。そこで、次節以降では皇帝出御の講武の実施例を取り上げ、その実施背景を念頭に置いて、この国家儀式が唐代の前期と後期とではどのような性格を有していたか、およびそれが唐一代を通じてどのように変容したかを見てみたい。

第二節　唐代前期講武礼の実施

唐代における皇帝出御の講武礼の実施状況を示せば、表１のごとくである。これを見ると、まず講武礼の実施回数が意外と少ない印象を受けるであろう。

それだけ講武礼は大規模な儀式なのであり、頻繁には行われないものなのである。逆にいえば、講武礼が実施された時には、それを行うだけの何らかの理由や背景が存在したはずだということでもある。

表１によれば、前期の高祖・太宗・高宗三朝に講武は盛んに実施され、則天武后朝から減少し、中宗・睿宗朝は短命で講武礼を実施する余裕もないまま唐代中・後期に入る。玄宗・粛宗・代宗三朝は初唐を彷彿とさせ、講武の二度目のピーク期を迎えるが、やがて低迷期に陥り、武宗・僖宗朝に一旦復活されたものの、継続されることはなかった。

唐代前期は、歴史的状況から見て二つの段階に分けてとらえるべきであろう。その一は高祖・太宗期であり、その二は高宗・武后期である。前者は建国初期の軍事活動が活発な様相を呈する段階にあり、後者は王朝統治が安定したが、北方や東北辺境に戦事が多発し、さらに朝廷内の激しい政治闘争をも伴うため、両者は異なる時代背景を有するからである。そうしたなかで、講武礼はどのように実施されたであろうか。以下、順に見ていこう。

（一）高祖朝

高祖朝には、講武礼は四回実施されている。唐王朝が成立した初年の武徳元年（六一八）十月四日に、高祖は詔を下し、講武礼の実施を命じた(16)。高祖が隋・義寧二年を武徳元年に改元したこの年には、新王朝の慣例に従って新律令の編修を開始する一方、隋室の継承者を酇国公に封じ、煬帝に太上皇を追贈して、隋王室を正統に継ぐ立場を内外に示していた。しかし九月に、煬帝を弑逆した宇文化及が魏州で自らが擁立した秦王楊浩を鴆殺し、公然と天子を号して許国を建立した。講武の詔はその翌月に発せられ、『唐会要』巻六、講武および『冊府元亀』巻一二四、帝王部、講武に収録されるその文中には、

> 人蠹未盡、寇盗尚繁。……今農收已畢、殺氣方嚴。宜順天時、申曜威武、可依別勅、大集諸軍。朕將躬自循撫、親臨校閲。
>
> 人蠹未だ盡きず、寇盗尚お繁し。……今、農收已に畢り、殺氣方に嚴し。宜しく天時に順い、申ねて威武を曜かすべく、別勅に依りて、大いに諸軍を集むべし。朕、將に躬自ら循撫し、親ら校閲に臨まん。

とある。この時の講武が、宇文化及はじめ各地の割拠勢力に対する威喝に照

準を合わせたものであることがわかる。また、「宜順天時」の文言から、礼に則った国家儀式としての講武を行うことで、新政権の正統性のアピールを狙っている。

この講武礼から五年後の武徳五年（六二二）十一月に、高祖は再び講武礼を実施した。その時点までに、長安の唐政権は幾度も大きな軍事活動を起こし、特に秦王（後の太宗李世民）が各地を奔走して、山西の宋金剛、洛陽の王世充、河北の竇建徳などを討伐したが、この間に講武礼は一度も実施されていない。そして、武徳五年に竇建徳の遺衆を率いた劉黒闥が河北で再挙を図ると、皇太子・李建成は高祖に劉黒闥討伐を願い出た。弟の秦王の軍功に対抗するため、配下の王珪や魏徵に勧められてのことだという。武徳九年の玄武門の変に至る、皇太子・秦王の兄弟対立の醞釀である。劉黒闥は唐軍の討伐を受けたが、その都度突厥などの援助を得て蜂起し、『旧唐書』巻一、高祖本紀によれば、高祖はこの年の十一月甲申の日に皇太子に劉黒闥討伐を命じ、その十二日後の丙申の日に宜州で将士の簡閲（講武）を実施している。これは、皇太子出征と皇帝講武とが呼応しあう形の行為であり、皇帝と皇太子の一体性を朝廷の内外に示すためのものであったと見るべきである。

以上のように見れば、唐初の講武礼は戦争が起こるたびに実施する儀式ではなく、むしろ政治的要因によって行われる性格のものであったことが知られよう。

『冊府元亀』巻一二四、帝王部、講武によれば、武徳九年（六二六）に高祖は昆明池で水戦を検閲している(17)。しかし、これは『唐会要』巻二六「講武」の条には見えず、巻二七「行幸」の条に収録されていることに注意すべきである。当時の状況を見れば、江南は基本的に平定され、唐にとって最大な脅威となるのは北部の遊牧民族なので、水戦を訓練する必要はなく、三月に講武を行う理由も見当たらない。唐代の昆明池が水軍の専用練習場ではないことは、高宗と許敬宗との対話からもうかがえる(18)。むしろ昆明池は風光明媚の地であり、宴会や狩猟の場としても用いられた。この時の講武は軍事的な性格は薄く、娯楽の宴遊の可能性が高いと考えられる。したがって、『唐会要』も行幸の条に収録したのであろう。

（二）太宗朝

太宗朝では、講武の実施は一度しか史書に確認できない(19)。それは貞観七年（六三三）十二月に行われ、場所は城西である(20)。なぜ、この時点で、太宗は講武を行ったのであろうか。注意すべきは、この年の正月に、唐が建国以来に初めての国家礼典である『貞観礼』は頒布されたことである(21)。『貞観礼』編纂に際しては、房玄齢と礼官が北周になかった二九条の儀式の増加を太宗に上奏し、採納された。そのうちの一条に「農隙講武」が見えるので、この度の講武は新国家礼典に基づく初めて実践ということになる。『資治通鑑』巻一九四によれば、この年の正月太宗は三品以上の官員、州牧、蛮夷の酋長を招いて玄武門で宴会を開き、「七徳」（「破陣楽舞」の改称）の舞を奏で、天下統一の武徳を誇示した。この時には天下が安定し、長年にわたって唐の脅威となっていた東突厥の頡利可汗も貞観四年に降伏しており、国内外では平和な環境となっていた(22)。講武礼の実施は、太宗がその武徳を誇示する重要な手段であったはずである。

また、この年の講武礼には、上皇（高祖）の参加が特別の意味を添えている。史書には「皇帝従太上皇閲武於城西」、「高祖親視」と見え(23)、太宗は上皇が儀式の主導者であることを来場者に示していることがうかがえる。講武礼が終了した直後に、上皇は将士を慰労し、漢の未央宮で盛大な宴会を開いた。宴席では三品以上の官がみな上皇の傍に仕え、上皇は頡利可汗に胡舞を踊らせ、南越酋長の馮戴智に詩を作らせた。この時、太宗は上皇に上寿の賀詞を捧げ、天下一統で自分が立てた功労を上皇一人に帰している(24)。

以上のような儀礼の行い方を見ると、太宗は講武礼で上皇に孝義を示すとともに、周辺諸国の臣従を上皇に見せ、自己の天下統治者としての能力をも示したと考えられる。貞観七年の講武礼挙行には、こうした背景が存在したのである。同時にそこには、玄武門の変で兄弟を殺害し、高祖から帝位を奪ったことに対する太宗の複雑な心情をも窺うことができよう(25)。

（三）高宗・則天武后朝

高宗朝で初めて講武礼が実施されたのは、顕慶二年（六五七）である。前年の顯慶元年に、唐代政治史に大きな影響を与えた出来事が起こっている。武氏が皇后に立てられたことである。武則天の立后は、建国以来実権を握っ

てきた長孫一派など保守派との闘争に、高宗と武則天が勝利した象徴であった。新皇后は、北郊に周礼に従って皇后が主導する先蠶礼を行い、国家礼典を通じて皇后の地位確定を図る政治意識を示している(26)。続いて顯慶二年正月、高宗は即位後初めて洛陽に出幸し、洛陽宮に長く滞在した。その年の十一月、高宗は許州・鄭州の郊外で講武礼を実施したのであるが、同時に講武の現場で後漢・馬融が尚書を講じた「尚書台」を「講武台」と改名している(27)。また、講武の影響を考慮して現地の庶民を曲赦して一年の租税を免除し、さらに八〇歳以上の者に粟帛を賜り、高祖の太原挙兵に従軍した佐史のリストまで作らせた。後漢の経学者馬融は、東観典校秘書の任にあった時、世に流布した「文徳可興、武功宜廃」という思想に反対し、有名な「広成頌」を上奏して講武の必要性を強調した(28)。高宗は、馬融が尚書を講じた尚書台に昇り、講武礼を検閲した後にそれを講武台と改名し、さらに種々の恩遇を下して講武礼の効果を最大化しようとしたのである。さらにはその後、高宗は使者を遣わし、儒家の発展に大きく影響した鄭子産と、徳名の高い漢の太丘長の陳寔の墓を祀らせている。これら一連の行為は、長孫一派から実権を奪回した高宗が文武両道で遠大な計画を推進する意図を強く示したものと見てよいであろう。

高宗が洛陽にしばしば行幸した理由については諸説があるが、その一つに郭紹林氏によって説かれた軍事説がある(29)。洛陽と太原の戦略的地位の重要性は、すでに太宗朝に褚遂良によって指摘されたが(30)、太宗が高句麗遠征で自ら前線に赴いたこともあって採用されるまでには至らなかった。高宗は、永徽六年（六五五）に程元振・蘇定方を遣わして太宗朝の遼東戦役を継続させ、太宗の教訓を汲んで前線に赴かず、そのかわりに戦争の指揮に便利な洛陽に駐屯すること必要が生じた。したがって、顯慶二年に高宗が実施した講武礼は遼東戦争とも深く関係しており、今後の軍事展開のための一環でもあった。特に注意すべきは、周礼では講武礼は都の郊外での実施が規定され、これは唐代にも継承されているのであるから(31)、高宗が洛陽近郊で講武礼を実施したことは、天下に洛陽の都としての戦略地位を喧伝した行為でもあったことである。事実、講武礼の翌月に高宗が詔を下し、洛陽を東都にしたのである。

以上のように見ると、高宗にとって講武礼の実施がいかに重要な意味を持

っていたかが知られるであろう。まさにそれは、軍事・政治両面における一挙両得の一大イベントだったのである。これは、唐代皇帝が国家礼儀を自らの目的達成の一手段として重要視しており、しかもそれを円滑に行える能力を有していたことを示している。遼東戦争の側面から考えれば、顯慶二年の講武礼は独立した出来事ではなく、三年後の顯慶五年（六六〇）三月に、唐軍は新羅と連合して百済を討伐する前に、大軍を并州に集結させて大規模な講武礼を実施しているから、両者は連動するものであろう(32)。『唐会要』巻二六、講武に、

五年三月二十八日、講武於并州城北。上禦飛龍閣、引群臣臨觀之。左衛大將軍張延師為左軍……、左武候大將軍梁建方為右軍……。一鼓而示衆、再鼓而整列、三鼓而交前、左爲曲直圓鋭陣、右爲方鋭直圓之陣。三挑而五變、步退而騎進、五合而各復其位。許敬宗奏曰、「延師整而堅、建方敢而鋭、皆良將也」。李勣曰、「甲冑精新、將士齊力、觀之者猶震恐、況當其事乎」。上曰、「講閲者、安不忘危之道也、梁朝衣冠甚盛、文物亦多、侯景以數千人渡江、一朝瓦解。武不可黷、又不可棄、此之謂也」。

五年三月二十八日、并州城の北に講武す(33)。上、飛龍閣に禦し、群臣を引きて臨みて之を觀る。左衛大將軍張延師を左軍と爲し……、左武候大將軍梁建方を右軍と爲し……。一鼓にして衆に示し、再鼓にして整列し、三鼓にして交前し、左は曲直圓鋭の陣を爲し、右は方鋭直圓の陣を爲す。三たび挑みて五たび變じ、步退きて騎進み、五たび合して各おの其の位に復す。許敬宗奏して曰く、「延師は整にして堅く、建方は敢にして鋭し。皆良將なり」と。李勣曰く、「甲冑は精新にして、將士は齊力たり。之を觀る者、猶お震恐するがごとし。況んや其の事に當たりてや」と。上曰く、「講閲は、安にして危を忘れざるの道なり。梁朝、衣冠は甚だ盛にして、文物も亦た多けれど、侯景、數千人を以て江を渡れば、一朝にして瓦解せり。武は黷すべからず、又棄つるべからずとは、此の謂なり」と。

とある。この記事によれば、軍を左右に分かち、五行相剋説で五陣を構えて対抗を展開し、步軍が退いて騎軍が前進している。文中の許敬宗は礼部尚書、李勣は太宗朝以来の名将であり、彼らが高く評価していることから、儀式は礼に符合しているだけでなく、軍事的な準備も充分である様子がうかがえる。この講武礼では、これまでの五陣の「鋭陣」が「曲直円鋭陣」に、「円陣」が

「方鋭直円陣」になっているが、これは李靖から兵法が授けられて五陣の運用に詳しい李勣は加えた調整であろう(34)。おそらく『開元礼』に記される「方・円・曲・直・鋭」の五陣は基本的な陣法であり、実際にはこれに基づいてさらに調整することがあったのであろう。

なお、高宗は麟徳二年（六六五）四月にも洛陽北の邙山で講武を行っているが、これは泰山封禅にあたって国威を誇示する一環だと思われる。

則天武后朝には講武礼実施の記録が見えないが、『唐会要』巻二六、講武に、

聖歴二年十月、欲以季冬講武、有司稽緩、延入孟春。麟台監王方慶上疏曰、「謹按『禮記』曰、月令、孟冬之月、天子命將帥、講武、習射御・角力。……孟春之月、不可以講兵」。

聖歴二年（六九九）十月、季冬を以て講武せんと欲すれども、有司稽緩すれば、孟春に延入す。麟台監王方慶上疏して曰く、「謹んで『禮記』を按ずるに曰く、月令に、孟冬の月、天子は将帥に命じ、講武して、射御・角力を習わしむ。……孟春の月は、以て兵を講ずべからず」と。

とあり、聖歴二年には季冬に講武礼を実施するつもりであった。しかし、有司（兵部・礼部）の準備の遅れのために、実施時期が孟春に延期された。これに対して王方慶が反対し、翌年の孟冬に変更したという。則天朝では『礼記』が優先され、講武礼の実施は孟冬とされたが、季冬の実施にまで王方慶に反対していないから、季冬実施も可能だったと思われる。もともと季冬に実施する予定が延期され、それによって兵部・礼部が罪に問われた節が見えないので、武則天は講武礼に対してさほど強い意欲を持っていなかったようである。この時点では、すでに彼女は高齢で健康状態も思わしくなく(35)、それも講武礼に無関心な理由の一つであろう。

第三節　唐代後期の講武礼とその変容

（一）玄宗・粛宗

唐代に実施された講武儀式の中で最も重要視されるのは、玄宗朝初期の一例である。玄宗・先天二年（七一三）十月（『旧唐書』巻八、玄宗本紀は十一月とする）に驪山の麓にある新豊で実施されたもので、この時の講武を、『唐会要』巻二六、講武は次のように記している。

先天二年十月十三日、講武於驪山之下。徵兵二十萬、戈鋋金甲、耀照天地、列大陣於長川。坐作進退、以金鼓之聲節之、三軍出入、號令如一。上體擐戎服、持大鎗、立於陣前。兵部尚書郭元振、以虧失軍容、坐於纛下、將斬之。宰臣劉幽求張説跪於馬前諫曰、「元振翼戴上皇、有大功於國。雖犯軍令、不可加刑、願寛宥以從人望」。乃捨之、配流新州。給事中知礼儀使唐紹、以董軍儀有失、斬之〔上既怒唐紹、左右猶望寛之、會有金吾衛將軍李邈、遽請宣敕斬之。時人痛惜紹而深咎邈、尋有制罷邈官、遂擯廢終身〕。薛訥為左軍節度。衆以元帥及礼官得罪、諸部頗亦失敘。惟訥及解琬軍不動、上令輕騎召訥等、至軍門不得入。礼畢、特加慰勞。

先天二年十月十三日、驪山の下に講武す。徵兵すること二十萬、戈鋋金甲は、天地を耀照し、大陣を長川に列す。坐して進退を作すこと、金鼓の聲を以て之を節し、三軍の出入は、號令一の如し。上、戎服を體擐し、大鎗を持ち、陣の前に立つ。兵部尚書郭元振、軍容を虧失するを以て、纛下に坐し、將に之を斬らんとす。宰臣劉幽求・張説、馬前に跪づきて諫めて曰く、「元振は上皇を翼戴し、大功を國に有す。軍令に犯すと雖も、刑を加うべからず。願わくは、寛宥もて以て人望に從わんことを」と。乃ち之を捨て、新州に配流す。給事中・知礼儀使唐紹、軍を董するの儀に失有るを以て、之を斬る〔上、既に唐紹に怒り、左右猶お之を寛すを望むも、金吾衛將軍李邈の遽かに敕を宣するを請う有るに會し、之を斬る。時人、紹を痛惜して深く邈を咎むれば、尋いて制有りて邈の官を罷め、遂に終身を擯廢す〕。薛訥、左軍節度と為る。衆、元帥及び礼官の罪を得るを以て、諸部も頗る亦た敘う失う。惟だ訥及び解琬の軍のみ動かず、上、輕騎をして訥らを召かしめ、軍門に至るも入るを得ず。礼畢りて、特に慰勞を加う。

玄宗のこの講武儀式は、規模・重要度などの面において唐代で最大なものであるから、これまで多くの先学によって検討されており、ここであらためて討論することは省略する。ただ、儀式の目的について、金相範氏は「武后以来の政治を革新することと皇帝権力の宣揚」にあったことを指摘している。

今回の講武儀式で元帥を務めたのは郭元振（兵部尚書・代國公）であるが、儀式の儀注を作ったのは給事中・知礼儀使の唐紹（攝太常少卿）であった。唐紹は、礼学の素養が当時「博学にして旧事に詳練し、議する者は以て稱職

と為す」と高く評価されており、おそらくはこのために彼が講武儀注の制定者に任命されたと思われる。儀式中、玄宗が軍陣の最前列に君臨したが、それにもかかわらず「虧失軍容」、「軍儀有失」という事態が発生し、これによって元帥の郭元振は新州に流され、唐紹はその場で斬首されるという悲劇に終わった。このような事故が生じた原因には、二つの点が挙げられよう。第一は、今回の講武礼は高宗朝最後の講武礼（麟徳二年、六六五）から久しぶりに実施した講武であり、その間に約半世紀以上の時間が経っており、したがって礼官は講武の経験をほとんど備えていなかった。そのため、儀式では軍隊は左右軍に分かれるが、思わぬ事態の発生で左軍以外の部隊はみなその影響を受けて秩序を失い、軍隊の訓練不足が露呈されてしまった。第二は、高宗朝末期から則天武后朝にかけて、府兵制の崩壊という深刻な歴史背景があった。したがって、講武礼に過失が発生したことには客観的な原因があり、儀注の制定を担当した唐紹に責任を負わせるのは妥当ではなかった。おそらくはこのために、唐紹が処刑された何年も後になっても、彼の死を冤罪と思う人が多くいたのであろう(36)。

玄宗朝の末期に安史の乱が勃発し、唐王朝は長期にわたる反乱平定の戦闘期に陥った。この間、粛宗は両京回復の前後でそれぞれ兵士の動員と皇帝権威の再建を狙って講武礼を実施した。二回の儀式の間に五ヶ月の間隔しかないのは、唐代では異例である。ここからも、講武礼が国家の秩序を示す儀礼として皇帝に重視されていることがうかがえる。

（二）代宗・武宗・僖宗

代宗朝の宝応元年（七六二）の講武礼は、安史の乱と関係する。この時の唐政府は回紇の出兵の承諾を得ており、その協力を受けて史思明の子の史朝義を討伐しようとした。講武は宝応元年の九月に行われ、その翌月に代宗は雍王李適および僕固懐恩を遣わして史朝義討伐に赴かせた。翌年の正月に史朝義は自殺し、これによって七年以上にもわたって唐を混乱させた安史の乱は終止符が打たれた。したがって、今回の講武はまさに史朝義に最後の一撃を加える士気高揚のために行われたものであろう。

安史の乱は平定されたものの、天下が混乱する状況がその後も絶えなかった。その状況下で、吐蕃・回紇・党項羌および地方の割據勢力の中央政府に

対する威脅は益々増大し、皇帝の権威は日増しに縮小していく傾向を示す。代宗朝以降の講武儀式はほとんど停滞状態に陥り、武宗と僖宗朝に各一回しか実施されていない。しかも史料はその実施について非常に簡略にしか記していないが、実は、この二度の講武儀式の意義は決して無視されるべきものではない。

武宗朝の講武礼の大きな特徴は、その実施が宦官と密接に結びついていることである。時期は会昌二年（八四二）七月、場所は神策軍の軍営である。神策軍は唐代後期に最も重要な天子の禁軍部隊であり、特に徳宗朝から涇原の変などの一連の事件を経て、文武大臣が皇帝の信頼を喪失し、代わりに側近の宦官を軍の最高長官に任命した。しかし、これはかえって宦官が長期に神策軍護軍中衛を担当して皇帝を操縦し、実権を手に握る局面を招いてしまい、唐代後期の皇帝は常に「神策軍に幸する」などの手段によってその関係を維持し、その支持を得なければならなかった。現に、唐代後期のほとんどの皇帝の即位の背景には有力宦官の存在があった。とりわけ武宗は、甘露の変で実権を握った宦官の頭目の仇士良の支持で帝位に即くことができたのである。この功績によって、仇士良は常に傲慢な態度をとり、武宗の政策にまで口を挟んでいる。当然ながら、これは武宗の不満と対抗心を呼び起こした。『新唐書』巻二〇七、宦者伝上、仇士良伝に、

> 帝明斷、雖士良有援立功、内實嫌之、陽示尊寵。李德裕得君、士良愈恐。
>
> 帝、明斷にして、士良に援立の功有ると雖も、内實は之を嫌い、陽は尊寵を示す。李德裕、君を得るに、士良愈いよ恐る。

とあり、会昌二年四月に、仇士良は「宰相（李德裕）、赦書を作し、禁軍の縑糧・芻菽を減ぜんとす」を理由とし、神策軍の反乱を鼓動して、武宗に信頼された宰相李德裕を除こうとした。武宗はこれを知り、直ちに使者を遣わし、「赦令は朕の意よりす、宰相何ぞ豫からんや」と伝えて、神策軍の将士を慰問して、この騒動を鎮めた。この事件は、一面では神策軍がまだ完全には宦官の手先になっていないことを示しており、これによって武宗は神策軍を掌握する自信を深めたのは間違いないであろう。それを感じ取った仇士良は、「惶惑して自ら安んぜず」という状態になり、その翌年に故郷に帰り、後に武宗に家財を没収されて病死した。会昌二年七月の講武礼は、神策軍騒動の三ヶ月後に行われたものであり、実はこれが、武宗が即位してから初めての

神策軍巡幸なのである。すなわち、武宗の講武礼実施は、禁中に設置された禁軍を安撫するとともに、禁軍における皇帝権威の確認という意図があったと考えられる。

同様に、僖宗が広明元年（八八〇）十一月に実施した講武礼の会場も左神策軍の軍営であった。この時の背景には、黄巣の反乱軍が両京に迫り、各地の守備軍が四散するという状況があった。僖宗は、最も信頼する宦官で神策軍護軍中衛の田令孜を諸道兵馬都指揮制置招討使とし、忠武軍監軍の楊復光をその副官に任命して、慌ただしく左神策軍に閲兵して反乱軍に対抗させようとした。しかし、すでに手遅れで、長安は黄巣に攻め込まれ、僖宗は玄宗の轍を踏むようにして、やむを得ず「幸鳳翔」して蜀中まで避難したのであった。

以上をふり返ってみれば、玄宗朝には確かに唐代最大規模の講武礼を実施したが、その後の講武礼は日々衰退の一途をたどったことになる。粛宗・代宗両朝の講武は主に安史の乱の影響下に実施され、武宗・僖宗両朝の講武は宦官の専権および神策軍と深く関係する。武宗・僖宗の時代には、講武礼を唐代前中期のように大規模には実施することができず、禁軍の神策軍の軍営に限られ、その規模は地方節度使の校閲にさえ匹敵しえないほどであった。特に、唐代後半期における皇帝権力の失墜とともに、講武礼には周礼のように王朝の軍事力を誇示して外敵を威喝する機能はなくなり、その実施契機も能動的な要因から受動的な要因へと変わり、十分な準備段階を経ずに慌ただしく外敵に対抗しようとしての動員となっている。そのため、実施時期はその場しのぎのバラバラな状態であり、五陣の変換など講武礼の核心的な儀式内容は完全に空洞化し、もちろん周制に基づくことなどできなくなった。『唐会要』巻二六、講武は、粛宗・至徳三年の講武礼記事の後文に、「自後遂に廃る」と記すが、これはそれ以降の講武礼は本来の姿を示しておらず、実質上は廃止されたも同然だとする撰者の意図を示していると思われる。宣宗朝に至って、詔を下して礼によって軍を教習し、講武を実施して礼的な講武を復活させようと試みたが(37)、講武礼の実施には皇帝が強大な軍事権を持つことが大前提となるから、それは当然ながら遂行できなかったのである。

ところで、前章で触れたとおり、宋代になると、『太常因革礼』の篇目には巻六一に「皇帝講武」の儀式題目が見えるが、『政和五礼新儀』の軍礼では講

武礼はまったく削除されてしまった。しかし、北宋期に講武に相当する儀式が行われなかった訳ではない。丸橋充拓氏が指摘されたように、北宋期の講武は、都城内の殿庭や施設に禁軍を召集するか、禁軍の各軍営を皇帝が個別に訪れて観閲を行うかの、いずれかの形をとった。小規模な会場での行為であるので、軍の「進退」や「五陣」の観察は行われず、圧倒的多数を占めるのは「射弓」であるという。

こうした傾向は、唐後半期の講武のあり方を継承したものと見てよいであろう。すなわち、唐前半期の皇帝と帝国の権威を朝廷内外に見せつける一大イベントとして講武は、唐後半期には皇帝と禁軍とのつながりの確認へと変容し、それが宋に受け継がれ、北宋末期の『政和五礼新儀』編纂の時点では、それらはもはや儀礼とはとらえられなくなったのである。

おわりに

本章では、唐代講武礼の概念を明らかにし、その実施の実例から代表的なものを取り上げ、これまでに重視されなかった時代背景との関係を述べてみた。論点をまとめれば、次の通りである。

（1）唐代の講武礼は、皇帝が直接に主導する極めて大規模な軍隊校閲儀式であり、これは唐代になって皇帝専属化という傾向が著しく推進した結果である。

（2）『開元礼』の唐代講武礼は、原型は周礼に基づいたものであるが、実際の内容は五行思想などによって大きく変容しており、現実的には練兵する機能はなく、むしろ武備を象徴する「見せる」儀式という性格が強い。

（3）唐代に実施された講武礼のあり方を見ると、それは前期と後期に分けられ、前期には外敵を威喝するなどの伝統的な機能が認められるが、実際には皇帝権力によって利用され、特に政治的な性格が強い。

（4）唐代後期になり、皇帝の権威と実権が大幅に衰退するにしたがって、講武礼の実施はほとんどなくなってしまい、史書に確認される事例を見ると、受動的な契機によって実施される傾向を示す。そのあり方は、皇帝が禁軍とのつながりを再確認するというもので、それが北宋に受け継がれ、やがて儀式とは認識されなくなった。

要するに、国家儀礼の軍礼としての講武礼は、その実際の機能はこれまで述べられているよりもっと豊かであり、その実施は当時の時代背景と緊密に関係していた。儀式自体は唐後半期になって空洞化したとはいえ、当時の時代背景から見ればそれはそれで重要な意味を持っており、決して行事化された儀式ではない。そして、それゆえに、やがて「礼」とは認識されなくなったといえよう。

注釈

(1)唐代の皇帝講武儀式に関する研究は、丸橋充拓「唐宋変革期の軍礼と秩序」(『東洋史研究』六四―三、二〇〇五年)、李訓亮「唐代講武述論」(『西安文理學院學報・社會科學版』二〇〇五―五)、金相范「唐代講武礼研究」(『宋史研究論叢』第七輯、二〇〇六年、韓国)、王瑜「中國古代講武礼的幾個問題―以唐代為中心」(『求索』二〇〇九―四)がある。後文で引用する際、特に説明がない限りすべてこれらの論文による。

(2)史実を述べる際に特に説明がない限りは、両『唐書』本紀・『資治通鑑』の記載による。

(3)『後漢書』巻七〇、孔融伝に、「融到郡、収合士民、起兵講武、馳檄飛翰、引謀州郡」、『三国志』巻三三、後主伝に「(建興)十年(二三二)、亮休士勧農於黄砂、作流馬木牛畢、教兵講武」とある。

(4)『礼記』月令に、「孟冬之月、…(中略)…天子乃命將帥講武、習射御、角力」とある。

(5)孫希旦『礼記集解』(『十三経清人注疏』中華書局、一九八九年)。

(6)前掲注1丸橋論文参照。

(7)むしろ楊寛『西周史』(上海人民出版社、一九九九年)第五章「大蒐礼新探」が指摘したように、「原始的な狩猟や軍事と関わる活動が西周より儀礼化され、周礼を形成した」とする説が有力ではあるまいか。

(8)『開元礼』巻八五、講武儀式には「若田狩、則令講武軍士之外先期為圍觀。迄、乗馬、鼓行、親禽如別禮。狩迄,乗輅車振旅而還如常儀」と、また同巻田狩儀式には「其因講武以狩、則先設圍亦如之」と原注が記され、講武と田狩が同時に実施する場合の措置がうかがえる。ただし、実際に

は両者の合同実施は唐代前期に集中しており、後期の史料には見えなくなる。この点は、唐代前期には『周礼』を継承する意図が存続していたが、後期にはその余裕がなくなったことを示している。

(9)劉俊文『唐律疏議箋解』巻一六、校閲違期条参照。

(10)梁滿倉『魏晋南北朝五礼制度考論』(社会科学文献出版社、二〇〇九年)参照。

(11)『通典』巻七六、礼三六、沿革三六、軍礼一。

(12)『唐六典』巻二五、諸府衛にも見える。

(13)『旧唐書』巻二一、礼儀一に、「(房) 玄齢等始与禮官述議、……。又皇太子入学及太常行山陵、天子大射、合朔、陳五兵於太社、農隙講武、納皇后行六禮、四孟月讀時令、天子上陵朝廟、養老於辟雍之禮、皆周所闕、凡増二十九条」とあるように、大射と上陵朝廟には「天子」が冠されているが、講武礼にはそれがない。

(14)現に『開元礼』の総目を見れば、「皇帝」の名義で表現される儀式は、軍礼だけではなくそれ以外の四礼にも数多く見られ、全儀式の約三分の一を占めている。

(15)『唐会要』巻二六、講武、『冊府元亀』巻一二四、帝王部、講武。ただし注意すべきは、「講武礼」はこれらの語彙で表現されるが、だからといってこれらの語彙が必ず皇帝「講武礼」を指すとは限らない。

(16)『唐大詔令集』はこの講武礼実施時期を武徳九年とする。金相範氏は、武徳元年に李淵が唐王朝を立てた時、天下の情勢は混乱しており、この時に講武礼を実施する蓋然性が強く、「九年」は「元年」の誤りの可能性が高いとする。王瑜氏は、武徳八年に大規模な講武を実施し、その翌年に再び行うことは考えにくく、武徳元年説をとる。筆者も武徳元年だと考えるが、王氏の理由は弱い。なぜなら、例えば粛宗・至徳二年(七五七)八月と三年正月に連続して講武を行った例が存在するからである。そもそも、武徳九年八月に高祖は既に秦王李世民に政権を譲渡しており、その二ヶ月後に兵士を動員して講武を行うのは考えにくい。

(17)『新唐書』巻一、高祖本紀、武徳九年三月庚寅条に「幸昆明池、習水戦」とある。

(18)『新唐書』巻二二三、許敬宗伝に「帝復問、『漢武開昆明池實何年』。対

曰、『元狩三年、将伐昆明、實以此池以肄戦』」とある。

(19)武徳九年（六二六）九月、即位直後の太宗は突厥の脅威から、顕徳殿の殿庭に諸衛の将士を集めて彼らに「習射」を教授し、その結果「自是後、士卒皆為精鋭」という状態になったという。先学の多くはこの「教射」を「講武」と見る。その理由は述べられていないが、おそらくは「習射」「教射」など武技の教習を講武儀式に近いから判断したのであろう。しかし、筆者はこれを大射礼だと考える。その理由は、①今回の教習内容は「弓矢の技能」であり、伝統的な講武の核心の陣法の内容とは異なること、②実施時期は九月なので、三月・九月に行われる大射礼と一致すること、③唐代では、皇帝が即位する初年や翌年に大射礼を実施して王朝の正統性を強調する慣例があること、である。③の慣例については、筆者は二〇一三年十一月の第三届清華青年史学論壇（北京・清華大学）で口頭発表をし、『唐史論叢』第一九輯に刊行される予定。

(20)この講武の実施時期について、『旧唐書』巻一、高祖本紀、巻三、太宗本紀下、『新唐書』巻二、太宗本紀、『唐会要』巻二六、講武、『太平御覧』巻一〇八、皇王部三三、唐高祖神堯皇帝条は「貞観八年十二月」とするが、『資治通鑑』巻一九四は貞観七年十二月とする。胡三省注が「『考異』曰、『旧高祖紀』、八年、閲武於城西、高祖親自臨視、還、置酒於未央宮。『高祖実録』不記年月、据『太宗実録』、八年正月、頡利可汗死。今從唐歴」という通り、講武礼の直後に宴会が開催されて頡利可汗が胡舞を踊ったのであれば、『太宗実録』によれば頡利可汗が死んだのは貞観八年正月のことであるから、儀式の実施時期は貞観七年と見なければならない。

(21)『唐会要』巻三七、五礼篇目に「至貞観初、詔中書令房玄齢、秘書監魏徴、禮官学士、備考舊禮。著吉禮六十一篇、賓禮四篇、軍禮二十篇、嘉禮四十二篇、凶禮六篇、國恤禮五篇、総一百三十八篇、分為一百卷。……七年正月二十四日、獻之、詔行用焉」とある。

(22)『旧唐書』巻一、高祖本紀に「貞観八年（前掲注 24 によれば、貞観七年になる）三月甲戌、高祖宴西突厥使者於両儀殿、顧謂長孫無忌曰、『当今蠻夷率服、古未嘗有』」とある。

(23)『玉海』巻一四四、兵制、唐閲武城西に、「會要貞觀八年十二月二十九日乙卯、皇帝從太上皇閲武於城西、高祖親視、勞將士而還、置酒未央宮」

とある。

(24)『旧唐書』巻一、高祖本紀に、「臣早蒙慈訓、教以文道。爰從義旗、平定京邑。重以薛舉、武周、世充、建德、皆上禀睿算、幸而克定。三数年間、混一区宇。天慈崇寵、遂蒙重任。今上天垂佑、時和歳阜、被發左衽、并為臣妾。此豈臣智力、皆由上禀聖算」とあり、『後漢書』明帝紀の李賢注に「壽者人之所欲、故卑下奉觴進酒、皆言上壽」とあるように、 この「上壽」は生誕の祝いではない。

(25)太宗が隠太子李建成を殺害した心理については、伏海翔、李超「新見李建成墓誌管窺唐太宗的政治主張」(『文博』二〇一三―一二）参照。

(26)則天武后の先蠶礼の政治利用については、新城理恵「先蠶儀礼と唐代皇后」(『史論』四六、一九九三年)、同氏「唐代先蠶儀礼の復元:『大唐開元礼』先蠶条訳注を中心に」(『史峯』七、一九九四年）参照。

(27)『唐会要』巻二六、講武に、「許州長史封道宏奏、『尚書台本因漢南郡太守馬融講尚書於此、因以為名。今陛下親降此臺、以觀校習、請改為講武臺、從之』」とある。

(28)馬融の「広成頌」は『後漢書』巻六〇、馬融伝に収録されている。その中に、馬融は「方今大漢收功於道德之林、致穫於仁義之淵、忽蒐狩之禮、闕槃虞之佃」と指摘した。

(29)郭紹林「唐高宗武則天常駐洛陽原因辨析」(『文史月刊』一九八五―三）参照。

(30)『旧唐書』巻八〇、褚遂良伝に「東京、太原、謂之中地、東撝可以為声勢、西指足以摧延陀、其於西京、径路非遠。為其節度、以設軍謀、系莫離支頸、獻皇家之廟。此実處安全之上計、社稷之根本、特乞天慈、一垂省察」とある。

(31)『開元礼』巻八五、皇帝講武に「仲冬之月、講武於都外」とある。また、唐代では両京以外の場所での講武礼の実施は見えない。

(32)金相範氏は、この講武礼は百済討伐の準備であるが、実施時期の三月、実施場所の并州は礼に反しているとする。しかし実施時期については、前述したように『貞観礼』の講武礼は「農隙講武」であり、冬季に限定していない。高宗・顕慶三年完成の『顕慶礼』は『貞観礼』と大きく変わってはいないと思われるので、「農隙」を踏襲した可能性が高い。講武

礼が三月に実施された前例は武徳年間にもあった。次に、実施場所の幷州は唐王朝の発祥地であり、高宗はかつて晋王・并州都督であり、武后も并州出身であって、則天朝天授二年（六九一）には并州を北都としたので、その地位は都と同列である。したがって、顕慶五年の講武礼はその時期・場所ともに周礼と符合していると見てよい。

(33)「并州城北」について、『旧唐書』巻四、高宗本紀上には「己酉、講武於並州城西」とあり、并州の西に作る。『新唐書』巻三九、地理志三に「晉陽、……西北十五里有講武臺、飛閣、顯慶五年筑」とあるので、正確には「西北」である。

(34)『唐李問対』巻下に「太宗曰、『道家忌三世為將者、不可妄傳也、不可不傳也。卿其慎之』。（李）靖再拝出、儘伝其書與李勣」とある。

(35)『旧唐書』巻一九〇、閻朝隱伝に「則天不豫」とある。

(36)詳細は『旧唐書』巻八五、唐臨伝附唐紹伝参照。

(37)『唐会要』巻二六、講武に、「大中六年五月敕、天下軍府有兵馬處、宜選會兵法能弓馬等人、充教練使、毎年依礼教習、仍以其數申兵部。」とある。

付録　図表

皇帝	時代	時間	場所	目的	備考
高祖	武徳元年	冬	宜州同官縣	地方勢力に軍事威喝	冊124、新1、会26
	武徳五年	一一月	宜州同官縣	軍事威喝、皇太子応援	冊124
	武徳八年	一一月	宜州同官縣	突厥に軍事威喝	冊124、旧1、新1、会26
	武徳九年	三月	長安昆明池	遊楽?	新1、会27
太宗	貞観七年	一二月	城西	天下一統の誇示	旧2、新2、会26、資194
高宗	顯慶二年	一一月	許州、鄭州郊外	東都の設置	旧4、新3
	顯慶五年	三月	幷州城西	百済、高句麗討伐の準備	旧4
	麟徳二年	四月	洛陽城北	封禅に伴う軍事威喝、国威の誇示	旧4、会26
則天武后	聖歴二年	一二月	（未遂）	突厥に軍事威喝	旧6、89、新116
玄宗	先天二年	一〇月	長安郊外の新豊	皇帝権力の誇示、武備の重視を示す	冊 124、旧 8、新 5、111、113、122、会26
	開元八年	冬	不明	武備のため	会26
粛宗	至徳二年	八月	鳳翔	両京の回復	冊124、旧10、新137
	至徳三年	一月	長安含元殿	両京回復の祝賀	冊124、旧10、新6、会26
代宗	宝応元年	九月	明鳳門街	史朝義討伐	冊124
	大歴九年	四月	不明	吐蕃の侵入に対応	旧11
武宗	会昌二年	七月	左神策軍軍営	神策軍における皇帝権力の確認	新8
僖宗	広明元年	一一月	左神策軍軍営	黄巣の長安侵攻に対応	新9

表1　唐代講武実施状況

（略号　冊＝『冊府元亀』、旧＝『旧唐書』、新＝『新唐書』、会＝『唐会要』、資＝『資治通鑑』、数字は巻数）

第三章　周礼へ復帰する田狩礼――唐宋を中心にして――

はじめに

太古には、狩猟は人間が食物を得る手段であり、人間の生活と密接な関係にあった。その歴史段階では、人々は絶えず狩猟の道具に改造を加え、その効果を上げさせつつ、それに伴ってその狩猟の方式も向上を重ねた。社会がさらに進展すると、狩猟の方式は発展しながらようやく軍事活動の陣法までに変化し、やがて中国では王朝礼儀の形となって礼書の中に納められるようになった。我々は『周礼』から、狩猟は少なくとも周代に正式な儀礼として存在したことを知ることができる。後に、周の制度は後世に尊崇され、歴代王朝に踏襲された。そのなかでも、唐宋という中国歴史上における重要な変革期は特に注目すべきであろう。

狩猟という人間の行為をめぐっては、人類学においても重要視されるほか、歴史学においても現在まで盛んに研究が行われてきた。唐宋時代を視野に入れて狩猟を討論した先学としては、陳戍国・丸橋充拓・久保田和男諸氏が挙げられる(1)。彼らによって、当該時代の田狩礼研究はかなり押し進められた。

陳戍国氏は、唐代の田狩礼には閲兵の効果が含まれ、また皇帝が宗廟に獲物を献上することによって「儒家の孝の思想で天下を治める」ことを誇示する特徴があると指摘した。ただし、唐代の皇帝はよく田猟の実施で臣下に諫められ、やむを得ずにそれを断念しているので、田狩礼の持つ娯楽性をも指摘している。一方、宋代の田狩礼については、陳氏は太祖朝より「吾、天下の主と為れば、畋猟を輕事す」との態度を示し、太宗朝になってさらに周の蒐狩の礼制度を回復する意図があったと述べる。

一方、丸橋充拓氏の研究も注目すべきである。氏は、唐宋に実施された田狩礼の統計をとり、唐代初期にはそれが盛んに行われ、武韋期に中断されたが、玄宗朝より再開され、唐代末になっても継続されたとする。宋代から田狩礼はまた一つのピーク期に入り、その後は徐々に衰退していき、仁宗朝以降より完全に停滞することになった、と指摘した。丸橋氏も田狩礼の遊戯性を認識し、また唐代後半より田狩礼の実施によって皇帝は百官に獲物を下賜

し、その代わりに百官が進状を皇帝に上奏して謝恩して、それに伴って鷹・犬など狩猟の道具を進奉することが一つの慣例まで定着するようになり、これは宋代でも維持され、宗廟への貢献を取って代わったと指摘する。

久保田和男氏は丸橋氏の研究をさらに押し進め、特に北宋時代に着目する。上記両氏と違うのは、久保田氏が北宋の実際の時代背景を重視し、それと合わせて田狩礼の実施と停滞を検討したことである。なかでも、氏は田狩礼の停滞の原因として、武功より文教へと政策の転換、宗教の影響などを想定した(2)。

これらの諸氏は、みな唐宋田狩礼が周礼を継承して成立したことを認識した上で研究を進めたもので、それによって田狩礼の輪郭は徐々に明確になってきた。しかし、その視野はほとんど当該時代に集中しており、それと周礼との具体的関係に触れることは少なかった(3)。しかし、諸氏がその研究で指摘したように、唐宋田狩礼はいずれも周礼の影響を強く受けているとこは確かである。そのため、唐宋時代の田狩礼を論じるには周の制度と合わせ考えなければ、その本来の様子を浮かび上がらせることは困難である。

そこで本章では、先学諸氏の研究に依拠しつつも、唐宋田狩礼と周礼との関係をさらに一歩掘り進め、両時代に実施された田狩礼の性格と歴史的意義を一層に明らかにしたいと思う。

第一節　唐代前期田狩礼とその実施問題

(一)唐代田狩礼成立の前提

唐代を最も代表する国家礼典は玄宗開元二〇年（七三二）に編纂された『大唐開元礼』（以下は『開元礼』と略す）である。その前に、『貞観礼』（太宗朝）、『顯慶礼』（高宗朝）が編纂されたが、それぞれ問題があるため、『開元礼』の編纂が行われたのである(4)。『旧唐書』巻二一、礼儀志一によれば、『貞観礼』は「節文未だ尽さず」、『顕慶礼』は「其の損益する所、多く希旨に渉り、行用してより已後、学者紛議し、以て『貞観』に及ばずと為す」、「有事の古を師とせざる多し」と当時の人に評価された。つまり、『貞観礼』の問題は「詳しくないこと」であり、その内容についてあまり指摘されなかったようである。一方、『顕慶礼』は周の制度と乖離しているところが多くあ

ることがわかる。

唐代はその建国初期に、「神堯受禅するに、未だ製作に遑あらず、郊廟宴享は、悉く隋代の旧儀を用う」とあるように、隋礼を全面的に踏襲した。後に『貞観礼』の編纂になって、北周・隋礼を改修し、それによって内容が調整された儀式は二九条にも及んだという(5)。その中には田狩礼に対する調整が見えないから(6)、少なくとも『貞観礼』では、唐は依然として隋礼を踏襲したことになる。『隋書』巻八、礼儀志三、『通典』巻七六、天子諸侯四時田猟に、南朝の宋・梁・陳、北朝の北斉・北周および隋の田狩礼の儀式の流れを伝えている。その相互の関係を示すため、それらをできるかぎり簡略すれば、以下のようにまとめられる。

宋（南、北、左、右四行の旌門と獲車を設け、田狩礼前日、校猟官は部曲を率い、先に狩猟し、会場を囲む。儀式当日、左右甄と分かれ、宣武場に集合する。皇帝が来場する。皇帝は南旌門から入り、禽を射、その後ろに謁者は獲車で獲物を載せ、それを獲旗の北に並べる。王公は順番によって射、獲物を獲旗の下に並べる。囲みの部隊を解散し、獲車で獲物を皇帝の厨房へ送り、ほかの獲物は田狩礼の軍隊に下賜する。）

梁・陳（宋と基本的に一致しているが、その儀式後に、宴会が開かれ軍隊を慰労し、得た禽獣の多少を比較する。また、違法した者を斬首する。）

北斉（有司は会場を確定し、獲旗と獲車を設ける。軍隊は前日に会場を囲み、左右甄と分かれる。甄は一方を開き、三駆を始める。天子は南旌門より入り、禽を射、謁者はその後ろに獲車で獲物を能勢、獲旗の北に並べる。王公は順番によって射、獲物を獲旗の下に並べる。囲みの部隊を解散する。有司は獲物から三十点を選び、一〇点を祭祀に、一〇点を賓客に、一〇点を皇帝の厨房に分配する。ほかの獲物を軍隊に下賜する。夏苗、秋獮、冬狩の礼もこれと同じように行われる。）

北周（仲春に振旅を（兵士に）教え、その後に会場の北に旗を立て和門と為す。諸将は徒騎を率いて入場し、有司は陣法を整え、地形の険しいところでは、徒は前、騎は後ろ、平坦のところでは、騎は前、徒は後となる。駆逆の騎を設け、有司は陣の前に禡祭を行い、三献の礼で黄帝軒轅を祭る。その後に田狩礼を実施して、その獲物を社稷に貢献する。仲夏に茇舍を教え、苗田を実施する。仲秋に練兵を教え、獮田を

行う。仲冬大閲を教え、狩田を実施し、その方法は周礼と同じ。）

隋（虞部は会場を確定し、冬狩の二日前に、兵部は旗を立てる。前日に、諸将は軍隊を率い、旗の下に集合し、遅刻した者を斬首する。軍隊は会場を囲み、その南を空ける。駆逆の騎を設ける。禽獣を皇帝の前に追い払い、一駆の時、有司は弓矢を用意し、再駆する時、備身将軍は弓矢を皇帝に進める。三駆の時から皇帝は禽を追ってその左から射る。皇帝は射る時に大綏が上げられる。次に王公が射、小綏が上げられる。続いて諸将は射る。最後に三軍、四夷、百姓が狩猟する。虞部が旗を立て、兵士がみな歓呼の声をあげる。獲物を旗の下に並び、その左耳を切って報告する。大獣は臘祭に合わせて宗廟に貢献し、小獣は個人に下賜する。）

以上に上げた南北朝、隋の田狩礼の流れによると、全体的に、南朝と北朝は大きな差異を示している。南朝は基本的に宋が確立した儀制に依拠しており、北朝は北斉・北周という二つのシステムに分化していることがわかる。そのなかでも、北斉は注目すべき王朝である。なぜなら、それは『周礼』の儀式名を復元し、獲物の分配は『礼記』王制に依拠し(7)、またその実施時期などは南朝とは異なるものの、北朝でありながら全体的に南朝に接近している(8)。北周は明らかに『周礼』を踏襲し、その四季によって実施した田狩礼の儀式名をそのまま用い、流れも基本的に踏襲した。ただし、北周は駆逆の騎を増加し(9)、また禡祭を三献の礼とし(10)、その祭祀対象を黄帝軒轅氏に設定しており(11)、『周礼』の規定をさらに精密にした。注意すべきことは、『周礼』の中で、四季の田狩礼が行われた後に、獲物を諸神へ貢献することを定める。その中に、仲春の蒐田に社稷への貢献（献禽以祭社）、仲夏の茇舍に宗廟への貢献（献禽以享礿）、仲秋の獮田に四方の神への貢献（致禽以祀祊）があり、仲冬の狩田は最も盛大に行われ、その祭祀対象は四方の神と宗廟（致禽饁獣於郊。入献禽以享烝）である(12)。

後に隋代が南北朝を統一したが、その出自は北朝にあるから、礼制の面でも当然に北朝から大きな影響を受けた（前掲注８陳氏著書参照）。それにもかかわらず、隋礼は北周田狩礼を以下のように修訂した。

一、実施時期を仲冬と定め、所謂「冬狩の礼」を実施した。

二、黄帝軒轅氏に対する禡祭を取り消すこと。

三、「三駆」の定義を明確したこと。

四、田狩礼で獲れた獲物を四方の神に貢献することを取り消し、臘祭と合わせて宗廟へ貢献する祭祀を強調したこと。

隋代は田狩礼を冬狩の礼と定めたことから、その実施は仲冬に限定されていることが明瞭であるが、実際に実施した田狩礼を見れば、それはただ儀式名に留まっており、実施時期を厳守しなかった(13)。禡祭は出征時に実施する礼であるから、それを田狩礼より外したことは隋代冬狩の礼に軍事性が弱まったことを示す。また、「三駆」概念の確定も注意すべきである。「三駆」について、隋代以前に既に諸説が飛び交い、統一されなかった。そのなかに、年に田狩礼を三回に実施すべきことと主張する「歳三田」説があり、獲物を祭祀、賓客、皇帝の厨房に分配すべきことを述べる「乾豆、賓客、庖廚」説もあって、さらに田狩礼に三回にわたって禽獣を追い払うとする「三度駆禽」説と、軍隊は会場の三面しか囲まない「圍三面」説があった(14)。右に挙げた隋代の冬狩の礼の流れをみれば、隋礼では「三駆」の概念を田狩礼に三回にわたって禽獣を追い払うとする「三度駆禽」説と採用したことがわかる。

一方、田狩礼で獲得した獲物を臘祭に合わせて宗廟に貢献することは『周礼』に見えないので、その源は『礼記』王制かもしれない。『礼記』王制はこれについて以下のように説明している。

（孟冬の月）天子乃ち来年を天宗に祈り、大いに公社及び門閭に割祠し、先祖を五祀に臘し、農を労いて以て之を休息す。

これについて、鄭玄は、「五祀、門、戸、中霤、竈、行也」と説明し、また孔穎達は、「臘、猟也。謂猟取禽獣以祭先祖五祀也」とする。つまり、田狩礼で獲れた野獣を祖先に捧げるに際して五種類の祭祀が定められていることになる。また、祭祀対象では、宗廟のほか、臘祭を諸神に対する祭祀と解釈する史料もある(15)。特に注意すべきことは、隋代冬狩の礼には『周礼』仲冬大閲の内容をも吸収したことである。それは、「田狩礼が開始する前に、兵部は旗を立て、諸将は士兵を率いて旗の下に集合し、遅刻した者を斬首すること」である(16)。

このように、隋礼は『周礼』を踏襲した北周田狩礼に基づいて成立しているが、その中には北周礼のない内容をも考慮して調節を加えた。隋礼冬狩の礼を『開元礼』と比較してみると、それは基本的に踏襲されたことがわかる

（後述）。したがって、周礼は秦漢、魏晋を経て、その田狩礼は南北朝時代に南北という二つのシステムを形成した。北朝の出自は胡族であるが、中華の儒家思想を強調するためにかえって南朝より周礼を強調しており、その途中では北周・隋が周礼に対する調整も加え、最終的に唐代『開元礼』に結実した。

（二）唐代前期の田狩礼

史料では田狩礼の名目や種類は非常に多岐にわたっていることがわかる。当時は狩猟の風潮が風靡し、貴族から庶民までみな狩猟を盛んに実施し、しかもそれが癖になってやめられない例も少なくない(17)。それならば、どのようにして普通の狩猟と田狩礼を区別できるのであろうか。史料の記事を比較してみれば、少なくとも唐宋時代に、その目的を問わず、皇帝が実施する狩猟は全て田狩礼と認識されたことがわかる（例えば、『唐会要』巻二八、搜狩、『宋会要輯稿』礼九、田猟）。とすれば、田狩礼が『開元礼』に「皇帝田狩」と「皇帝に所属される」儀式として記されているのは、しごく当然のことと理解できるであろう。

唐代田狩礼の発展は、その特徴によって二つの時期に分けることができ、その前期は高祖から玄宗前期までであり、後期は玄宗後期から唐代滅亡までである。それでは、まず唐代前期の田狩礼を見てみよう。

（1）唐代前期における田狩礼の規範化過程

唐朝はその建国初期に、皇帝が狩猟をするという行為に対して、それを一つの国家礼儀としてはさほど強く認識してはいなかったようである。そのときの田狩礼は規範されておらず、礼制度に符合しないことが多くあった。例えば、武徳元年（六一八）六月に、即位して間もなく、高祖は狩猟をして際、万年県法曹の孫伏伽が上書し、高祖は天子であり、その言行は史書に残されるため、ほしいままに任意に行動することをやめ、四時に従って田狩礼を実施すべきだと諫めた(18)。前述したように、唐の初めには本朝の儀礼を制定する余裕がなく、全般に隋礼を踏襲した。隋礼では田狩礼を冬狩の礼と定めているから、高祖はこの時（六月）に狩猟することは当然臣下から諫められたのである。

武徳二年から、高祖は礼を以て狩猟することを留意しはじめたようである。これより毎年の一〇から一二月の間に狩猟を実施しており、隋礼が定めた臘祭を合わせて田狩することを守った(19)。ただし、この実施時期に注意することは、ただ唐代田狩礼が規範することの第一歩に過ぎないと言える。その後の武徳五年（六二二）一二月に、高祖は涇陽に校猟し、後の宴会では、高祖は侍臣に「今日は狩猟して楽しかったのか」と尋ねると、その場で諫議大夫の蘇世長に諫められて非難された(20)。これによって、皇帝は田狩するときに、その言語は厳しく制限され、行楽の目的での狩猟は田狩礼の実施とは言えないことがうかがえる。このとき、言語ではなく、皇帝の行動も大臣の監督を受けている。例えば、武徳八年（六二五）一〇月に、高祖は自ら野獣と戦い、秦王府の褚亮に諫められたのはその一例である。また、褚亮は毎年にこれについて高祖を諫めた(21)。同年一二月に、高祖は侍臣に、

> 臘者、獵也。腰臘以供宗廟。朕當躬親其事、以申孝享之誠。
>
> 臘は、獵なり。腰臘して以も宗廟に供するなり。朕、當に其の事を躬親らし、以て孝享の誠を申さん。

と述べ、田狩の目的は宗廟に貢献して孝の誠意を示すためと表明した。ただし、「躬親其事」というのは、田狩礼の会場で自ら野獣と戦うための口実なのかもしれない。現に、高祖は臣下に諫められて、やむを得ずにその狩猟を控えめにしたが、その代わりに、毎年の年末に臘祭を口実にして、その前後に数回にわたって狩猟したことが史書より確認できる(22)。けれども、総じて言えば、唐代の田狩礼は高祖朝では大きく規範化されたことも事実である。

太宗は、唐代において最も狩猟に熱中した皇帝として挙げられる。これは太宗の生涯の大半が統一戦争期に過ごしたことと関係が深いであろう。『旧唐書』巻七七、柳亨伝附族子柳範伝に、

> 亨族子範、貞観中為侍御史。時呉王恪好畋獵、損居人、範奏彈之。太宗因謂侍臣、「權万紀事我兒、不能匡正、其罪合死」。範進曰、「房玄齢事陛下、猶不能諫止畋獵、豈可獨罪万紀」。
>
> 亨の族子の範は、貞観中に侍御史と為る。時に呉王恪は畋獵を好み、居人を損えば、範、奏して之を彈ず。太宗、因りて侍臣に謂う、「權万紀、我が兒に事うるに、匡正す能わず、其の罪は合に死しべし」と。範、進みて曰く、「房玄齢、陛下に事え、猶お諫めて畋獵を止む能わず、豈に

獨り万紀を罪すべきや」と。

とあり、房玄齢は常に太宗に礼を以て田猟すべきと諫めたが、あまり聴取されなかったことがうかがえる。ただし、注意すべきことは、太宗は礼儀の範囲を超えて狩猟することが良くないことは認識している。臣下からの諫言で時に狩猟を取りやめることもあり、それによって臣下に称賛され、あるいは物品の奨励を与えているから、彼は礼を以て狩猟すべきことを支持する態度をも示している(23)。たまに礼制度に違反することは、前述したように、田狩が趣味となってやめられないことと関係すると思う。太宗の田狩礼を守る態度によって、太宗朝では毎年の年末に臘祭に合わせて田狩礼を展開し、獲物を宗廟へ貢献することが継続されていた。彼の狩猟する時期は、ほとんど臘祭をめぐってその前の一〇月から翌年の一月までとなり、春と夏に実施することは稀であった（『旧唐書』太宗本紀など）。『冊府元亀』巻一一五、帝王部、蒐狩に、

（貞觀）五年正月癸酉、大蒐於昆明池、蕃夷君長咸從。帝謂高昌王麴文泰曰、「丈夫在世、樂事有三耳。天下太平、家給人足、一樂也。草淺獸肥、以禮田狩、弓不虛發、箭不妄中、二樂也。……今日王可從禽、明当歡宴耳」。丙子、至自昆明池、親獻禽於大安宮。

（貞觀）五年正月癸酉、大いに昆明池に蒐まり、蕃夷君長も咸な従う。帝、高昌王の麴文泰に謂いて曰く、「丈夫の世に在りては、樂事は三有るのみ。天下太平にして、家の給人足るは、一樂なり。草淺く獸肥え、禮を以て田狩し、弓は虛しく發せず、箭は妄りに中たらずは、二樂なり。……今日、王、從禽すべし、明ければ当に歡宴すべきのみ」と。丙子、昆明池より至り、親ら禽を大安宮に獻ず。

とある。太宗は貞観五年（六三一）に高昌王の麴文泰が来朝した時に昆明池に大蒐（狩猟）を行い、麴文泰に、有為の皇帝としては、その一生にとって楽しいことは三つがあり、その一つは太平の世に庶民が落ち着いて暮らすこと。一つは、自然に恵まれる環境の下で礼を以て田狩礼を実施し、矢を射れば禽獣を当てることであると述べた。ここにも太宗にとっての狩猟の重要性が反映されているが、その中には、太宗は中華の皇帝という意識に基づき、麴文泰に自分が国家礼儀を重視していることを伝えようとした意図が含まれていると考えられる。その後、太宗は礼儀に従って、自ら獲れた禽獣を太上

皇の大安宮まで捧げた。この行為について、陳戍国氏はその意義は臘日に宗廟へ獲物を貢献することと同じだと述べている(24)。この時には『貞観礼』の編纂作業が行われており、太宗が「蕃夷君長咸從」の時に田狩礼を実施したことは、彼が礼儀の制定者だという立場に立っていたことと関係するであろう。

太宗朝に比べれば、高宗朝の田狩礼はさらに規範化されていく。『唐会要』巻二八、搜狩に、

> 永徽元年、高宗出獵。在路雨、因問諫議大夫谷那律曰、「油衣若何為得不漏」。對曰、「能以瓦為之、必不漏矣」。上悅、因此不復獵。
>
> 永徽元年、高宗出でて獵す。路に在りて雨ふり、因りて諫議大夫の谷那律に問いて曰く、「油衣は若何ぞ漏れざるを得るを為さん」と。對えて曰く、「能く瓦を以て之を為せば、必ずや漏れざらん」と。上悅び、此に因りて復た獵せず。

とあり、高宗はその即位初年に狩りに出かけたが、それは諫議大夫の谷那律に諫められたことによって、「不復猟」の行動を取った。ただし、ここの「不復猟」とは田狩礼全体を廃止することではなく、礼制に符合しない狩猟をとりやめることを指すのであろう。太祖・太宗はよく臣下に狩猟で諫められたが、高宗の場合ではこの記事のみしか見えない。これは高宗が諫議大夫の谷那律に諫められたことと関係するが、彼の性格もその原因の一つだと思われる。高宗は天下が統一された貞観年間に生まれ育ち、「寛仁孝友」と評価された。彼は皇太子に立てられてから、常に太宗の傍におり、かつて太宗が狩猟で臣下に諫められることと、太宗が礼を以て田狩礼を実施したことを見たはずである。これらは彼に影響し、即位する前に既に田狩礼に対して固有の認識を養成したと考えられる。事実、高宗朝に実施した田狩礼の頻度は高祖・太宗より遥かに落ちており、それらも基本的に礼に従ったものであったことは彼の性格と関わると思われる(25)。

(2) 玄宗朝『開元礼』「皇帝田狩」の特徴

田狩礼は高宗朝以降から玄宗が即位するまでの期間には、ほとんど行われなかった。丸橋氏の統計によれば、この間には中宗・神龍元年（七〇五）の一例しか確認できない(26)。これは、当時の唐王朝内部の情勢と関係する(27)。

玄宗は即位してから積極的に田狩礼を再開し、これによって田狩礼はここから新しいピーク期に入った。『册府元亀』巻一一五、帝王部、籍田に、玄宗が開元三年（七一五）一〇月に校猟を実施する時に下した詔を採録されている。その文中で玄宗は、

昔周有岐陽之蒐、漢有扶風之命。或講師習武、跨胡曜威。故王者狩必以時、虞人招之以禮。

昔、周に岐陽の蒐有り、漢に扶風の命有り。師を講じて武を習い、胡を跨ぎて威を曜かす或り。故に王者は狩するに必ず時を以てし、虞人は之を招くに禮を以てす。

と述べ、明確に田狩の軍事性格を重視することと、礼を以てそれを実施することとを示している。このような態度を持つ玄宗は、これより七年後の開元一〇年（七三二）に『開元礼』の編纂を命じた。その中で、田狩礼は巻八五に納められ、講武の後ろに記されている。以下にその儀式を見てみるが、理解しやすくするため、筆者はひとまずそれを「準備→圍田（軍隊は会場を囲む）→田狩礼儀式→獲物の分配と四つのステップに分け、下記のようにまとめてみたい。

１　準備（仲冬。一〇前、兵部は庶民に田令を伝達する。虞部は表を立て会場を確定する。）

２　圍田（二日前、本司は旗を立てる。前日の未明に諸将は兵士を率いて旗の下に集合し、夜明けに旗を倒し、遅刻した者は処罰される。兵部は田令を伝達し、軍隊が会場を囲み始める。夜に圍田が終了し、その南面を空ける。）

３　田狩（皇帝が入場する。駆逆の騎を設け、野獣を皇帝の前に追い払い、一駆の時に、有司は弓矢を用意し、再駆の時、有司は皇帝に弓矢を進め、三駆の時に、大綏が上げられ、皇帝は禽を追い、その左より射る。次に、公王等も順番で射る。王が射る場合に、小綏が上げられる。駆逆の騎が止め、百姓が狩猟する。）

４　獲物の分配（虞部は旗を立て、兵士は歓呼の声をあげる。獲物は旗の下に並び、その左耳を報告する。大獣は公用に、小獣は私用にし、上等の獲物は宗廟、中等の獲物は賓客、下等の獲物は皇帝の厨房に分配する。また、有司は獲物を四方の神、宗廟、社稷に貢献する。）

上記の流れ以外に、『開元礼』「皇帝田狩」儀式には、また以下のように田狩の細かい規定が記されている。

① 田狩の方法：殺し尽くさないこと、一回射た禽獣を二度と射ないこと、禽獣の顔を射ない、またその毛を切らないこと、表から出た禽獣を追わないこと。

② 田狩水準の格：左から射ることであり、矢が禽獣の右（月禺）を貫通したのは上射、右耳本までは次射、左髀から右（骨冒）まで射抜いたのは下射である。

上記に挙げた儀式の流れをみれば、『開元礼』は基本的に隋礼に確立した冬狩の礼を踏襲したことがわかる。そのもとは『周礼』仲冬に実施される狩田礼であるから、儀式名も「皇帝田狩」になったと思われる。前述したように、『周礼』の狩猟儀式は四季によって、搜田・苗田・獮田・狩田となる。その本文に前三者を非常に簡略に記し、仲冬の狩田を詳しく記したのは、仲冬の礼は一年の礼を総括したものであり、その内容は最も完璧で大事であることがその原因である(28)。

周礼の田狩礼は、その前に実施した軍事訓練内容の儀式とは一体なものであった。すなわち、仲冬に振旅・搜田、仲夏に茇舍・苗田、仲秋に治兵・獮田、仲冬に大閱・狩田を行った。楊寛氏は、前者は軍事訓練と検閲の礼であり、後者は田猟によってその演習をすることであり、両者は一体なものであったが、異なる機能を持っていたという(29)。これによれば、周礼の中の田狩礼は軍事訓練と緊密に関わる儀式であり、非常に強い軍事的性格を備える儀式だとわかる。

『開元礼』「皇帝田狩」が軍礼の中に納められたことは、『周礼』におけるその軍事性格を認識した結果である。式次第では、儀式の全体を管理するのは尚書省兵部であり、また夜明けの前に各部隊は旗の下に集合することが定められ、遅刻した者は処罰される。兵部は田令を伝達した後に、圍田を始めるが、これはすなわち軍隊が会場を囲むことである。圍田の方法について、『開元礼』では記されていないが、『唐会要』巻二八、搜狩の記載によれば、以下のことがわかる。すなわち、①圍田に参加する隊列は何等かの陣法で繋がり、途中に途切れることは軍法に違反すること、②各部隊の移動には先後順が事前に定められており、その順番で移動しないと責任者が罪に問われる

こと、③圍田の隊列は軍容を判断する重要な基準であること、である(30)。

また、田猟が終了する時に、兵士が騒いで歓呼の声を上げるのは、敵を打ち負かして勝利を手に入れた喜びを象徴している(31)。また獲物を旗の下に並べるが、その時に獲物の左耳を切り落とし、狩猟とともに宗廟・社稷に貢献した。このやり方は唐代献俘礼とまるで同じであり、田狩礼が実戦を模倣して儀式の最後に左耳と獲物を貢献することを通して献俘礼を実践することを示している(32)。注意すべきことは、田狩礼の会場に「表」が立てられることである。『周礼』仲冬大閲では、四本の表が立てられ、陣法を構えた兵士は鼓・鐸・鐲・鐃などによって第一の表から第二の表まで移動し、それからまた加速して第三の表へ移動し、さらに最後の表まで突撃すると規定され、これによって、軍隊の行軍の速度、鼓・鐸・鐲・鐃が発した命令の練習ができた。『開元礼』をはじめとする史料の「皇帝田狩」儀式では、表がどのように用いられたか、それが儀式にどのような役割を果たしたかについては記していないが、『開元礼』に見える田狩の方法の規定に、「表」から出た動物を追わないとあるから、禽獣を表と表の間に追い込んだことがうかがえる。禽獣の速度は一定しないから、兵士はそれに応じて自分の速度を調節することが必要であった。これは、『周礼』仲冬の行軍速度を変化する義と類似する(33)。

ところで、「皇帝田狩」に軍事性格以外の特徴も含まれている。例えば、禽獣に対する哀れみが挙げられる。圍田の時にその三面を囲み、南面を空けるのは、禽獣に逃げ道を残していることである(34)。また、田狩の方法では、殺し尽きない、一度射た禽獣を二度と射ないことなどもそれを反映している。

田狩礼における秩序についても、注意すべきである。それを示すのは、①田狩の順番は皇帝・公王・百姓となり、また皇帝が射る時に有司が大綏を上げ、王が射る時に小綏を上げることで区別されている。②獲物の分配にはそのレベルを三等とし、上等の獲物は宗廟に、中等の獲物は賓客に、下等の獲物は皇帝に献上すると定める。その等級を区別する基準は、『開元礼』に見える田狩成績の格を決める規定である(35)。この規定は『毛詩故訓伝』によるものである(36)、③三駆の礼は皇帝本人に限っている。『開元礼』の記述によれば、皇帝が射る場合に、駆逆の騎は禽獣を三回その前に追い込み、王公や庶民が射る時にこの礼はない。

第二節　唐代田狩礼の衰退

（一）田狩礼における軍事性格の衰退

前述したように、『周礼』仲冬の狩田礼は大閲を実践する儀式であるから、非常に強い軍事訓練的性格を備えている。『開元礼』「皇帝田狩」儀式はそれを踏襲したものの、その軍事的な性格は弱まり、礼儀的に整備された。これは最初には漢代に始まり、魏晋南北朝にそれが儒家思想によって修飾され(37)、隋が続いてその礼儀化作業を続けた。例えば、『周礼』に見える禡祭は、隋礼では取り消されている（前文参照）。また、その後には「庶民に訓戒を与える」ことがあり、孔穎達は、これは『周礼』仲冬大閲礼にある軍陣の前に群吏を訓戒することであるとする(38)。その言葉に、「不用命者斬之」とある。この内容も隋礼から儀式より外された。『開元礼』は、隋礼が加えた礼儀化を踏襲して制定された。例えば、隋礼では、軍隊は規定時間以内に必ず旗の下に集合しなければならず、遅刻した者は斬首される。これは『開元礼』では「斬首」から「処罰」に換えられ、その軍事性格を弱めた。

『文献通考』巻一一〇、王礼考五、田猟には、以下のような太宗朝の記事が見える。

> （貞觀）十六年十二月、狩於驪山。時陰寒晦冥、圍兵斷絶。上登山望見之、顧謂左右曰、「吾見其不整、而不刑則墮軍法。刑之、則是吾登高臨下以求人之過也」。乃托以道險、引轡入谷以避之。
>
> （貞觀）十六年十二月、驪山に狩す。時に陰寒晦冥にして、圍兵斷絶す。上、山に登りて之を望見し、顧みて左右に謂いて曰く、「吾、其の整わざるを見て、刑せざれば則ち軍法を墮す。之を刑すれば、則ち是れ、吾、高きに登りて下に臨み、以て人の過を求むるなり」と。乃ち托するに道の險しきを以てし、轡を引きて谷に入り、以て之を避く。

太宗・貞観一六年（六四二）一二月に驪山で田狩礼を展開したが、当時の天候の影響で圍田の部隊が途切れられた。これを太宗が登山する時に見たが、もし軍法に従えば部隊の責任者を処罰すべきであるが、太宗は自分が故意に山に登って圍田の隊列を確認したと言われる恐れがあると考え、道が険しいという言い訳を探し、それを見ていないふりをしたという。当時の田狩礼で

は、軍隊の圍田には厳しい規定が定めており、軍法に違反すれば、「刑」されるから、『開元礼』「皇帝田狩」儀式のような簡単な処罰ではなかったようである。太宗朝に編纂された『貞観礼』に記される田狩礼の規定は、隋礼と同じように厳格であったことが上記の記事より推測できるであろう。皇帝が登山して田狩礼で圍田する部隊を監督することは、「覗きみる」行為であり、天子の身分にそぐわないと批判される可能性があったのである。すなわち、太宗の意識では、皇帝の身分による行動は、軍法より重大事だという意識が読み取れる。さらに『唐会要』巻二八、搜狩に、

> 龍朔元年十月五日、狩於陸渾県。……九日、又於山南布圍。大順府果毅王万興以輒先促圍集衆、欲斬之。上謂侍臣曰、「軍令有犯、罪在不赦、恐外人謂我玩好畋獵、輕斷人命」。又以其從征遼有功、特令放免。
>
> 龍朔元年十月五日、陸渾県に狩す。……九日、また山南にて布圍す。大順府果毅の王万興、輒ち先に圍を促して衆を集めるを以て、之を斬らんと欲す。上、侍臣に謂いて曰く、「軍令に犯有るは、罪は不赦に在るも、恐るるらくは、外人、我が畋獵を玩好し、人命を輕斷すると謂わん」と。また、其の遼に從征して功有るを以て、特に放免せしむ。

とある。高宗・龍朔元年（六六一）一〇月五日に陸渾県で田狩礼を実施し、圍田する時に、大順府果毅将軍の王万興は規定通りに従わず、真っ先に圍田を行い、これは軍法によれば斬首すべきであった。しかし、高宗はもし王万興を斬首すれば、この事情がわからない人に遊戯性格の「畋猟」で人命を軽視すると批判されることを恐れ、王万興は遼東の征伐で功労を立てた理由で彼を赦免した。田狩礼の儀式を監督する殿中侍御史が、過失を犯した将軍を弾劾した際にも、高宗は種々の言い訳を探して将軍の過失を弁護し、赦免を下した(39)。田狩礼における皇帝の将軍・兵士に対する寛容さは、唐代初期から玄宗朝まで一貫し、しかも徐々に明確になる。

玄宗・開元三年（七一五）一〇月二四日に、鳳泉湯で田狩礼を実施したが、圍田が終わって、これから皇帝が田狩礼を実施するはずであったところ、天候の急変によって小雪が降り始め、気温が下がった。そのため、玄宗は詔を下し田狩礼の中止を命じ、また慰労で将軍と兵士を賞賜した(40)。玄宗が軍事を重視しなかった訳ではない。これより二年前の（先天二年）に、玄宗は二〇万人の兵士を動員し、大いに講武礼（閲兵式）を実施した。その際に、過

失を犯した兵部尚書は流され、給事中は斬首された（『唐会要』巻二六、講武）。田狩礼は小雪の降下によって中止されたが、これは講武礼や実際の軍事活動では考えられない。玄宗朝では、田狩礼は依然として軍事活動と緊密に関連しているものの、皇帝の意識ではそれは本当の軍事訓練とは区別されていることが、上記の一例に明らかに示されているといってよいであろう。

『周礼』では、仲冬にそれぞれ大閲と狩田礼を実施すると規定する。大閲は一年の軍事訓練を検閲する儀式で、狩田はそれを狩りという手段で実践する儀式であり、非常に強い軍事的性格を持つ。北周は直接に『周礼』から両儀式を踏襲し、同時に受け継いだのはその強い軍事的性格である。北周が田狩礼をそのまま維持したことには、当時は天下が分裂しており、隣国の北斉と陳が虎視眈々と脅威を与えている現実の考慮があるかもしれない。しかし、隋が天下を統一すると、田狩礼にそれほど高い軍事的効果を求める必要性がなくなった。おそらくは、このために隋はその冬狩の礼の中に前文で挙げた礼儀的要素を追加したのであろう。このような軍事的性格は、唐代にも依然として存在したが、皇帝の意識の上では、田狩礼を本当の軍事活動と見る認識は徐々に稀薄していき、これに伴って『開元礼』「皇帝田狩」のような軍事的性格と強い儀礼的性格が融合した特性を形成することになったと考えられる。

（二）唐代田狩礼の衰落

田狩礼は、玄宗朝『開元礼』を経てその規範性が頂点に達した。ただし、これは次第に衰退する道を歩むことにもなった。唐代後半に実施した田狩礼の多くは、礼の制度に符合していないため、史料ではそれを詳細には記さない。そのため、それらの回数を性格に把握することは困難である。しかし、確定できるのは、特にそれが特定の時期に頻繁に行われたことである。それにもかかわらず、前述したように、皇帝が実施する狩猟であれば、すべて田狩礼と呼称できる。粛宗・代宗朝は、おそらくは安史の乱によって田狩礼を実施する余裕がなかったので、その間では代宗朝の一例しか見えない。それによれば(41)、

> 代宗大歴七年冬一〇月壬子、畋於禁苑、一發連中二兔、遣使出示宰臣、仍賜之。宰臣等拜舞稱賀。

代宗大歴七年冬一〇月壬子、禁苑に畋し、一發にして二兎に連中し、使いを遣わして出でて宰臣に示し、仍りて之を賜う。宰臣ら、拜舞して賀を稱す。

とある。代宗本人は礼書を熟読したが(42)、彼が生まれてから唐代にはほとんど田狩礼を実施した記録が見えないので、代宗にとって田狩礼はあまり馴染みがなかったはずである。今回の田狩礼から、それは既に唐代前期の規模とは比較にならないほど小さいことがわかる。それは禁苑にて行われ、しかも宰臣さえ参加していなかったと読みとれるからである。また、代宗が獲物を宰臣に下賜し、宗廟・社稷に貢献することもしなかった。玄宗朝後期から粛宗朝を経て代宗朝に至ると、田狩礼は長い停滞期によってその規範化が衰退する傾向を示し始めるのである。

次の徳宗朝は、その在位後期の貞元年間に数回にわたって臘祭と合わせて田狩礼を実施し、おろそかになった三駆の礼も復元されているから(43)、徳宗は田狩礼の復興を試みたことがうかがえる。しかし、徳宗が田狩礼を重視することに伴って、京兆周辺の州県は積極的に臘日に皇帝へ狐や兎を進奉するようになった(44)。この風潮は次第に臣下個人が進奉するまでに拡大し(45)、大臣が皇帝の田狩と関連する物品を進奉した際に添付した進状が史料に散見でき、その盛況を示している（『文苑英華』巻一二四、畋漁参照）。ただし、このような事情は初めて起こったのは徳宗朝ではなく、その前に既に見られた。『冊府元亀』巻一六八、帝王部、却貢献に、

（高宗永徽二年）十一月詔曰、「弋猟畋游、素非所好、常謂此志布於遠近。而蕃夷有獻鷹犬者、有阻来遠之情、時復為受、示以不違其意。其諸州及京官仍有訪求狗馬鷹鶻之類来進、深非道理、自今後更有進者、必加罪責」。

（高宗永徽二年）十一月、詔して曰く、「弋猟畋游は、素より好む所に非ざれば、常に此の志を謂いて遠近に布す。而れども、蕃夷の鷹・犬を獻ずる有る者は、来遠の情を阻む有れば、時に復た為に受け、示すに其の意に違わざるを以てす。其れ、諸州及び京官、仍りて狗馬鷹鶻の類を訪求し来進する有るは、深く道理に非ず。今より後、更に進むる者有らば、必ず罪責を加えよ」と。

とある。高宗朝に、外蕃が鷹・犬を捧げたことに対して、高宗は「有阻来遠之情」として、やむを得ずそれを受け取った。これはこの風潮を助長し、地

方の諸州や首都の官員もそれを模倣して各地に狩猟してそれらを探し、高宗に捧げたのである。この現象は、高宗のこの断固とした態度によって終息した。高宗の詔の中にある「深非道理」、と徳宗が詔で述べた「深乖道理、既違天性、又労人力」は、多くの者がこの現象を批判していることを認識し、心中これを警戒したことを示している。憲宗朝以後、田狩礼はさらに衰退していく。憲宗は即位して以来、頻繁に狩猟に出かけ、多くの侍臣と狩猟用の鷹犬が随行した。これは当然臣下に諫められ、吏部郎中の柳公綽は憲宗に「醫箴」を捧げ、その中では、田狩を儀礼ではなく、一種の心理的な病理である旨を上奏した(46)。このように、君臣の間で、は田狩をめぐって激しい対抗が繰り返されたのである。憲宗が狩猟に出れば、必ず臣下より諫められ、憲宗はしばしばそれによって狩猟をとりやめている(47)。さらに、元和九年（八一四）一一月には詔を下して、臣子からの狩猟用の的狐・兎を進奉することを禁止した（『新唐書』巻七、憲宗本紀）。

『唐会要』巻二八、搜狩に、

長慶四年三月赦文。鷹犬之流、本備蒐狩。委所司量留多少、其餘勒州府、更不得進来。

長慶四年三月赦文。鷹犬の流は、本より蒐狩に備う。所司の量留の多少に委ね、其の餘は州府に勒して、更に進来するを得ず。

とあり、これによれば、穆宗は詔を下して、有司に田狩礼の使用量をはからせて、地方から進奉される鷹犬の量を厳格に制限し、田狩礼の使用以外のものを禁止するように命じた。逆の言い方をすれば、当時は狩猟用の鷹犬の進奉は慣例になっており、それは有司に管理されていたのである。したがって、穆宗は公然に臣下に鷹犬を求めた(48)。儀礼としての田狩礼の衰退や、地方からの進奉盛行の現象に伴って出来上がったのは、五坊の地位の向上であった。五坊とは、玄宗・開元年間に成立した機構であり(49)、『順宗実録』巻二に、

貞元末、五坊小兒、張捕鳥雀於閭里、皆為暴横以取錢物。至其張羅網於門、不許人出入者。或有張井上者、使不得汲水、近之輒曰、「汝驚供奉鳥雀」。痛毆之、出錢物求謝、乃去。

貞元の末、五坊の小兒、鳥雀を閭里に張捕し、皆な暴横を為して以て錢物を取る。其の網を門に張羅するに至りては、人の出入を許さざる者なり。或いは井上に張る者有りて、水を汲むを得ざらしめ、之に近づけば

輒ち曰く、「汝、供奉の鳥雀を驚かす」と。之を痛毆し、錢物を出だして謝を求むれば、乃ち去る。

とあり、この記事から五坊の人が、鷹・犬などの進奉を理由に横暴をきわめた様子がうかがえる。田狩をめぐるこうした状況は、その後の敬宗朝になってピーク期に達した。『太平御覽』巻一一四、皇王部三九に、

帝好深夜自捕狐狸、宮中謂之「打夜狐」。（宝歴二年）十二月辛丑、帝夜獵還宮、與中官劉克明、田務澄、許文瑞打球、軍將蘇佐明、王嘉憲、石定寛等飲酒。帝方醉、入室更衣、殿上燭忽滅、劉克明等同謀害帝、即時殂於室内。時年十八。諡曰睿武昭愍孝皇帝、廟號敬宗。

帝、深夜に自ら狐狸を捕うるを好み、宮中之を「打夜狐」と謂う。（宝歴二年）十二月辛丑、帝夜獵して宮に還り、中官の劉克明・田務澄・許文瑞と打球し、軍将の蘇佐明・王嘉憲・石定寛らと飲酒す。帝、方に醉い、室に入りて衣を更むるに、殿上の燭忽として滅し、劉克明ら同に謀りて帝を害し、即時にして室内に殂す。時に年十八なり。諡して睿武昭愍孝皇帝と曰い、廟を敬宗と號す。

と見える。敬宗は、即位後は常に深夜に宮中で狐を捕らえ、これによって身近の宦官に殺害された。享年は一八であった。丸橋氏が指摘したように、穆宗・敬宗が田狩に惑溺ぶりを見せたため、文宗はその即位の詔で地方からの田狩礼以外の狩猟道具の貢献を禁じた（前掲注 1 丸橋論文参照）。注意すべきは、文宗朝から僖宗朝までの皇帝は、みなその遺詔の中で「五坊鷹犬並令解放」と記し、それを断固として禁止する意図を示したことである（『唐大詔令集』巻一二、帝王遺詔下）。

要するに、唐代で、は玄宗朝後期より田狩礼全体が急激に衰退することになり、その途中で儀礼的な性格が復活されたことがあったが、それは一日の栄に過ぎず、唐代前期の田狩礼と比べて大きな差異があった。また、その獲物が前期の猛獣・鹿から狐・兎になったことも、唐代前期とは違っており、打球などと同じような遊戯に没落してしまった(50)。唐代前期の皇帝が田狩礼の時にはよく『周礼』に触れたが、唐代後期の皇帝はそれには滅多に触れていない。当時の田狩礼が、『周礼』から遠ざかっていることを裏付けているといえよう。『周礼』においては、田狩は軍事訓練を実践する儀式であった。これは漢代、魏晋南北朝、隋、唐の礼儀化作業を経て、唐代後期に皇帝の遊

戯に発展し、軍事訓練としての田狩は完全に衰退することとなったのである。

第三節　周礼へ復帰する宋代田狩礼―北宋田狩礼の軍事性と儀礼性―

（一）練兵の儀式としての田狩礼

宋代の田狩礼について、久保田氏によれば、北宋の太祖朝では毎年田狩礼を実施し、またその時期はほとんど冬に集中しており、仲冬に田狩礼を実施する礼制の規定に符合しているという。太宗・真宗朝は、それぞれにその前期には田狩礼を積極的に実施したが、武功から文教へ転換することと、宗教的な原因とによって、その後期からは実施しなくなった。田狩礼は仁宗・慶暦五年、六年に二回実施されたが、その後に北宋では完全に停滞してしまった(51)。これによれば、北宋の田狩礼は文教の対立面に置かれており、また契丹を威嚇するために実施されたことがあったから、唐代より強い軍事性を持っていることになる。『宋会要輯稿』礼九、田猟に、

> 太祖建隆二年十一月十九日、始獵於近郊、賜宰臣・樞密使以下、見任・前任節度、防御・團練使・刺史・統軍侍衛・諸軍都校錦袍。其日、先出禁軍為圍場、五坊以鷙禽・細犬從。
>
> 太祖の建隆二年十一月十九日、始めて近郊に猟し、宰臣・樞密使以下、見任・前任の節度・防御・團練使・刺史・統軍侍衛・諸軍都校に錦袍を賜う。其の日、先に禁軍を出だして圍場を為し、五坊は鷙禽・細犬を以て従う。

とある。早くも太祖朝で、郊外に田狩礼を実施した。その会場を囲むのは禁軍であり（ここの圍場は唐代の圍田に相当する）、また参加者もほとんど武官であった。太宗朝でも閲兵のために田狩礼を実施した(52)。それについて、『続資治通鑑長編』巻一五七、仁宗慶歴五年八月辛酉条に、

> 真宗封禪之後、不復校獵、廢五坊之職、鷙禽走犬悉放山林。於是、兵部員外郎・直集賢院李柬之上言、「祖宗校獵之制、所以順時令而訓戎事也。陛下臨御以来、未嘗講修此禮。願詔有司草儀選日、命殿前、馬步軍司互出兵馬以從獵於近郊」。
>
> 真宗、封禪の後は、復た校獵せず、五坊の職を廢し、鷙禽走犬は悉く山林に放つ。是に於て、兵部員外郎・直集賢院の李柬之、上言す、「祖宗

の校獵の制は、時令に順じて戎事を訓する所以なり。陛下、臨御以来、未だ嘗て此の禮を講修せず。願はくは有司に詔して草儀して日を選び、殿前に命じて、馬歩軍司互いに兵馬を出だし以て従えて近郊に獵せよ」と。

とあり、また、『文献通考』巻一一〇、王礼考五、田猟に、

（慶歴）六年十一月、復獵於城南東韓村。自玉津園去輦乗馬、分騎士数千為左右翼、節以鼓旗。合圍場徑十余里、部隊相應。天子按轡中道、親挾弓矢、而屢獲禽。是時、道傍居民或畜狐兔鳧雉駆於場中。因謂輔臣曰、「畋獵所以訓武事、非専所獲也」。悉合縦之。……還次近郊、遣衛士更奏技駕前、兩兩相當、掉鞅挾槊以决勝。又謂輔臣曰、「此亦可觀士之才勇」。

（慶歴）六年十一月、復た城南の東韓村に獵す。玉津園より輦を去きて乗馬し、騎士数千を分かちて左右翼と為し、節するに鼓旗を以てす。合に圍場すること徑十余里にして、部隊相い應ず。天子、轡を按じて道に中たり、親ら弓矢を挾みて、屢しば禽を獲る。是の時、道傍の居民、或いは狐兔鳧雉を畜して場中に駆す。因りて輔臣に謂いて曰く、「畋獵は武事を訓する所以なり、専ら獲る所に非るなり」と。悉く合に之に縦つ。……次を近郊に還し、衛士を遣して更に駕前に奏技せしめ、兩兩相い當り、鞅を掉みを挾み以て勝を决す。また輔臣に謂いて曰く、「此れ亦た士の才勇を觀るべし」と。

とある。仁宗は兵部員外郎の李柬之の上奏を聴取して、その後の慶歴五年、六年にそれぞれ田狩礼を実施した。その圍場の両側に動員した騎士は数千人に及び、各部隊の間も相互に呼応しあい、その大きな規模から唐代前期の田狩礼を彷彿させる。仁宗は中道に射る時に、その周辺の庶民が狐などをその前に追い払うのを見ると、臣下に、「田狩礼の目的は獲物を取ることではなく、武事のためだ」と述べ、禽獣を全部解放した。その後に、仁宗は衛士の決闘を観察した。特に注意すべきことは、兵部員外郎の李諫之の上奏に、時令に従って田狩礼をして軍事訓練を行うことは「祖宗校猟之制」とあるから、太祖・太宗朝に田狩礼が軍事訓練のために行うものだという政策は北宋建国初期以来の制度であったことがわかる点である。

事実、『曾鞏集』巻四九、本朝政要策五十首、訓兵は、以下のように記し

ている。

古者四時田獵、以習武事。……至周世宗高平之退、遂收驍勇之士、命太祖習焉。取其尤者為殿前軍、而禁衛之精、自此始也。宋興、益修其法、壮鋭者升其軍籍、老懦者黜而去之、以至太宗、真宗屢自臨試而蒐擇。故興国有楊村之閲、咸平有東武之蒐。軍旅之盛、近世无比焉。然自此兵益以廣、議者以動衆為疑、而簡練之網遂疏、黜廃之法恕矣。雖天子丁寧、欲救其敝、而群臣莫能奉其意焉。

古えは四時に田獵し、以て武事を習う。……周の世宗の高平の退に至り、遂に驍勇の士を收め、太祖に命じて習わしむ。其の尤者を取りて殿前軍と為し、而して禁衛の精は、此より始まるなり。宋興り、其の法を益修し、壮鋭なる者は其の軍籍に升し、老懦なる者は黜けて之を去らしめ、以て太宗・真宗の屢しば自た試に臨みて蒐擇するに至る。故に国を興すに楊村の閲有りて、咸な平げれば東武の蒐有り。軍旅の盛んなること、近世比する无し。然れども、此より兵益ます以て廣く、議する者、衆を動かすを以て疑と為し、而して簡練の網遂に疏なりて、黜廃の法恕たり。天子丁寧し、其の敝を救わんと欲すると雖も、而れども群臣能く其の意を奉ずる莫し。

これによれば、北宋の太宗・真宗朝では田猟が練兵の手段であり、その実施によって禁軍の戦闘力を向上させた。また、その後に、田狩礼は莫大な人力を使うために、多くの人がそれを反対したため廃止されたが、それは国家の軍事力にも影響を与える結果となった。

仁宗が、慶歴六年の田狩礼に際して、「畋獵所以訓武事、非専所獲也」と述べていることは注目すべきである。これは北宋の田狩礼の実施において、獲物よりその軍事性が重視されることを示している。したがって、『礼記』王制が規定したように、獲物を三分にして、祭祀・賓客・皇帝の厨房に分配する必要がなくなるのである（前文参照）。丸橋氏は、田狩礼の宗廟へ対する貢献は北宋期に徐々に衰退していき、次第に狩猟をめぐって行われた進奉と賞賜に取り代わられた、と指摘した(53)。その原因も恐らくこれと直接に関わっていると考えられる。ところで、北宋の皇帝は田狩礼の儀礼的性格を無視したとは言えない。例えば、太宗が太平興国三年（九七八）一二月に実施した田狩礼について、史書は以下のように記している(54)。

庚午、獵、有司請備冬狩之禮、上從之、因謂左右曰、「老子云『馳騁畋獵、令人心發狂』。『夏書』曰『外作禽荒』、為人上者不得不戒。歴觀前代、多惑於此而至喪敗。朕今順時蒐狩、為民除害、非敢以為樂也」。

庚午、臘し、有司冬狩の禮に備えんことを請い、上、之に從い、因りて左右に謂いて曰く、「老子云う、『馳騁し畋獵するは、人心をして發狂せしむ』と。『夏書』曰く、『外に作せば禽荒る』と。人の上たる者、戒めざるを得ず。前代を歴觀するに、多くは此に惑いて喪敗するに至る。朕、今、時に順じて蒐狩するは、民の為に害を除き、敢て以て樂と為すに非ざるなり」と。

太宗は田狩礼の実施は時令に合わせるべきことを認識しており、その認識は前朝の滅亡によるものであった。北宋に実施した田狩礼のほとんどは、一〇月、一一月、一二月に集中しており、時令に従っている。しかし、軍事活動で最も重要なのは効率であり、この点では両者は明らかに矛盾している。また、田狩礼の実施は軍事訓練にもなるが、その効果は講武礼には比べられないほど小さいといわねばならない。これが、田狩礼が仁宗朝後期から実施されなくなり、講武礼が依然として維持された原因の一つであろう。

（二）周礼へ復帰した『政和五礼新儀』

先行研究における唐宋の田狩礼の分析では、徽宗朝政和年間に編纂された北宋を代表する国家礼典というべき『政和五礼新儀』（以下は『新儀』と略す）は、意外なことに検討の視野に入れられていない。筆者は、唐宋両時代の射礼の検討にあたって、「北宋礼書の編纂史を見渡せば、北宋初期の『開宝通礼』は基本的に唐代『開元礼』を踏襲し、その中期の『太常因革礼』になって、新しい要素が入れられたものの、大きな構造から見れば『開元礼』の輪郭と離れていない。北宋朝を代表する国家礼典はその末期の『新儀』の完成であって、ここから北宋はようやく唐礼の影響から離れ、宋礼的の国家礼儀構造を立てることができた」と述べた(55)。この特徴は明らかに『開宝通礼』『因革礼』と『新儀』の構造に反映されている(56)。そのため、『新儀』儀式を分析することは当然ながら非常に重要な作業とある。『新儀』の中で、軍礼は巻一五七から巻一六四までの計八巻を占めている。その中に田狩礼は二巻分を占め、「皇帝田猟儀上」と「皇帝田猟儀下」と分かれており、その

分量は『開元礼』「皇帝田狩」より大幅に増加された。その儀式の流れを見てみれば、次のとおりである。

１．時日（太卜令は日にちを占い、剛日を選定する）

２．祭告（告官は宗廟、社稷を告げる。有司は禡祭をして黄帝を田所に祭祀する）

３．陳設（虞部は会場を確定し、旗を立て和門と為す。前日の未明、兵部尚書は旗を立て、諸将は兵士を率いて旗の下に集合する。夜明けに旗を倒し、遅刻した者を処罰する）

４．車駕詣田所（諸官は大慶殿に常起居を賛し、皇帝は会場に移動する）

５．田猟（皇帝は従猟官に旋襴と韡子を下賜し、従猟官は着替えて謝恩する。兵部尚書は皇帝、従猟官を引導して圍場に移動する。駆逆の騎は、野獣を皇帝の前に追い払い、皇帝は野獣を左から射る。当たれば、王公などは馬から降りて再拝して祝賀する。王公なども順番で射る。当たれば、馬から降りて再拝して皇帝に謝恩する。百姓は狩猟する。虞部は旗を立て、兵士は歓喜の声を挙げる。獲物を旗の下に並び、宗廟、賓客と皇帝の廚房に分配する。残りは農家に下賜する）

６．賜射餘獲（田猟が終わるときに、有司は禽を並び、王公などはそれを射る。当たれる者に禽獣を授ける）

７．車駕還内

右にまとめた『新儀』「皇帝田猟儀」の内容をみれば、その儀式は『開元礼』に比べて大きく変化したところは以下のようである。

第一は、田狩礼が始まる前に、宗廟、社稷、軒轅黄帝に対する禡祭が追加されたこと。前述したように、田狩は練兵の礼であるから、出征の時の禡祭を実施し、それによって儀式の中で多くの猟物が獲られることを祈った。それでは、なぜ宗廟、社稷の祭祀が追加されたのか。史書にこれについて言及していないが、筆者はこれは出征の儀式の模倣だと考える。『新儀』に皇帝親征の儀式がなく、大将出征の儀式によれば、将軍は出征する前にまず都で太廟、社稷、武成王廟に対して告礼を実施し、前線に到着すると、軒轅黄帝に禡祭を実施する。『新儀』では「皇帝田猟儀」は「将軍出征儀」とその冒頭が基本的に一致している。したがって、『新儀』は『周礼』を拡大し、出

征の儀式に実施する祭告をそのまま「皇帝田猟儀」にコピーしたことになる。また、なぜ「将軍出征儀」のように「武成王廟」を祭るのかは『開元礼』によった可能性が高い(57)。

第二は、儀式の後期に獲物の分配にあたって、宗廟、賓客、皇帝の廚房、農家のほか、さらに射礼の実施によって王公への分配を追加した。この方法は『周礼』に見えず、『春秋穀梁伝』によったものであろう。それによれば(58)、

> 禽雖多、天子取三十焉。其餘與士衆以習射於射宮、射而中、田不得禽則得禽。田得禽而射不中、則不得禽。是以知古之貴仁義而賤勇力也。
>
> 禽多きと雖も、天子は三十を取る。其の餘は士衆に與え以て射宮に習射し、射して中つれば、田して禽を得ざれども則ち禽を得。田して禽を得れども射して中たらざれば、則ち禽を得ず。是を以て、古の仁義を貴びて勇力を賤しむを知るなり。

とある。つまり、皇帝は獲物の中から三〇点の禽獣を取って、それを宗廟、賓客及皇帝の廚房に配る。残った獲物は射宮に実施した射礼によって分配される。その儀式では、獲物を「的」とするが、田狩礼で射た業績は無効とする。射宮で射た者は獲物を得て、当たらなかった者は獲物を得られないという。このように、仁義を重視して武勇を軽視する意が体現される。

第三は、唐代『開元礼』「皇帝田狩」と比べれば、皇帝の儀式での地位がさらに向上されている。これは、①皇帝が出る前に百官から常起居を受けることと、②皇帝の射が当たれば、祝賀を受け、猟に従う者の射が当たれば皇帝に謝恩することによって示される。常起居は北宋の官員が内殿で皇帝に対して行う朝礼である。皇帝が百官から祝賀を受けることも、北宋前期から盛んに行われる行為であったから(59)、『新儀』「皇帝田猟儀」に追加されたこのようなやり方は北宋前期の実際状況によって加えられた調節である。『宋会要輯稿』礼九、田猟に、

> （慶歴六年）十一月二十一日、詔閤門、出獵日、内東門不面賜臣僚茶酒、只就幕次。到頓亦不作樂禦筵。如初射中狐兔、臣僚下馬賀、賜茶酒。再射中、則不下馬。如日色早、棘店進水、射中狐兔、就彼賜茶酒。如日色晩、直至韓村迴陣、射著更不下馬、賜茶酒畢還内。應時召預座臣僚賜旋襴・靴子。

（慶歴六年）十一月二十一日、閤門に詔し、出獵の日、東門に内して面せずして臣僚に茶酒を賜い、只だ幕の次に就く。頓に到れば、亦た樂を禦筵に作さず。如し初射にして狐兔に中つれば、臣僚馬を下りて賀し、茶酒を賜う。再射して中つれば、則ち馬を下りず。如し日色早く、棘店に進水して、射して狐兔に中つれば、彼に就きて茶酒を賜う。如し日色晩く、直ちに韓村に至りて陣に迴り、射して著すれども更に馬を下りず、茶酒を賜い畢れば内に還る。應に時に召して座に預るべき臣僚は、旋襴・靴子を賜う。

とあるように、このやり方が詔の形で定められたのは仁宗朝慶歴六年一一月のことであった。その詔に、臣下に旋襴・靴子を下賜する点も『新儀』「皇帝田猟儀」に継承されている。したがって、仁宗朝が作った規定は『新儀』「皇帝田猟儀」に大きく影響したことになる。

徽宗は即位してから、大観元年（一一〇七）に尚書省に議礼局を成立させた。また議礼局に五礼制度を検討することを命じて、「損益を裁成し、親ら法令を制し、之を天下に施し、以て一代の法と成す」と述べ、また「礼を行うは当に三代の意、適今の宜をすべし。『開元礼』は法と為すに足らず」と述べた(60)。その目的は『新儀』を「一代之法」にすることであり、その方法は則三代の意に基づき、実際の状況を参考することと唐代『開元礼』の制限から離脱することだと明言したのである。これらの改革は、すべて『新儀』「皇帝田猟儀」の中にうかがえる。要するに、『新儀』「皇帝田猟儀」は田狩礼の軍事的性格を強調し、出来る限り周制の思想に復帰することを試みたのである。

おわりに

本章では、唐宋の田狩礼を『周礼』と照合しながら検討を加えた。その考察の結果は、以下のとおりである。

一、唐代田狩礼の源は『周礼』を踏襲した北周・隋であり、その礼儀の規範化作業は高祖朝から絶えず進められ、玄宗朝に完成した『開元礼』になってようやく成熟することになった。

二、『周礼』においては、田狩礼は軍事活動と緊密に関連しているが、そ

れは隋礼になって大幅に弱められ、さらに唐代前期から徐々に減少していく。玄宗朝後半以降から、田狩礼は衰退の一途をたどり、最終的には打球などと同じような遊戯にまで没落してしまった。

三、北宋の皇帝は田狩礼の儀礼的性格を重視しているものの、同時にそれが軍事訓練であることを明確に認識していた。この傾向は仁宗朝にピーク期を迎えた。

四、北宋末期に編纂された『新儀』では「皇帝田猟儀」はこれまでになかった大きな儀式群に制定され、その形成には北宋前期の経験を汲んでいるが、最大な要因は周礼へ帰復することであった。

注釈

(1)陳戍国『中国礼制史・隋唐五代巻』(湖南教育出版社、一九九五年)、同氏『中国礼制史・宋遼金夏巻』(湖南教育出版社、二〇一一年)、丸橋充拓「唐宋変革期の軍礼と秩序」(『東洋史研究』六四―三、二〇〇五年)、久保田和男「宋代の『畋猟』をめぐって」(『古代東アジアの社会と文化』、汲古書院、二〇〇七年)。

(2)孫方圓「北宋廃止皇帝『田猟』之礼考述」(『中国史研究』一、二〇一四年)も北宋田猟礼が停滞された原因を述べており、宋学の盛行にしたがって、士大夫層は儒学のシステムを再構築することを試み、その一環として皇帝の心身を端正にすることは強調された。そのため、人力と財力を無駄にする田狩礼の実施は多くの大臣に強く反対されたという。この意味で、孫氏の研究は久保田氏の研究を発展させた。

(3)丸橋氏は唐代国家礼典に記される田狩礼と周礼とを比較したが、それを深めることはなかった(前掲注1丸橋論文表3「各軍礼の式次第」参照)。

(4)唐代礼典の編纂については、金子修一、高明士、呉麗娛諸氏によってかなり明らかされている。詳細は張文昌『制礼以教天下――唐宋礼書與国家社会』第二章「唐代国家礼典之修撰」(台湾大学出版中心、二〇一二年五月)参照。

(5)『旧唐書』巻二一、礼儀志一。また、これについて、呉麗娛「関於『貞観礼』的一些問題――以所増二十九条為中心」(『中国史研究』二、二〇〇

八年）参照。

(6)『唐会要』巻三七、五礼篇目に、「初、玄齢（房玄齢）与禮官建議……。又皇太子入学及太常行山陵、天子大射、合朔、陳五兵於太社、農隙講武、……、皆周隋所闕、凡増二十九条、餘並依古禮」とある。

(7)『礼記』王制に、「天子諸侯無事、則歳三田。一為乾豆、二為賓客、三為充君之庖」とある。

(8)北斉礼と南朝、北周の関係について、陳寅恪『隋唐制度淵源略論稿』礼儀（三聯書店、二〇〇一年）は北斉と南朝に近いと指摘した。田狩礼はこの説を裏付けている。

(9)『周礼』夏官、司馬に、「既陳、乃設駆逆之車」とある。これについて、鄭玄は、「駆、駆出禽獣使趨田者也。逆、逆要不得令走」とする。また、孫詒讓正義に、「謂禽獣奔逸在圍外者、乗此車駆之、使趨所圍厲禁之中也。逆、逆要不得令走者…」と説明した。

(10)「三献の礼」とは祭祀の対象に対して三回の酌献を行うことであり、詳細は江川式部「唐朝祭祀における三献」（『駿台史学』一二九、二〇〇六年）参照。

(11)『周礼』夏官、大司馬に、「遂以蒐田、有司表貉」とある。鄭玄は、「表貉、立表而貉祭也。鄭司農云、貉、読爲禡。禡、謂師祭也。書亦或爲禡」と説明しており、これによれば、「貉」は「禡」とも作り、「表貉」は「禡祭」であり、軍隊が出征する時に実施する祭祀のことを指す。また同書春官、肆師に、「凡四時之大甸猟祭表貉、則爲位」。これについて、鄭玄は、「貉、師祭也。……於所立表之處爲師祭、祭造軍法者、禱氣勢之倍増也。其神蓋蚩尤、或曰黄帝」とする。

(12)仲春の蒐田に社稷を行うことについて、『周礼註疏』巻二九に、「春田主祭社者、土方施生也」とあり、春に土地は万物を育てることから、土地の神の社稷を祭るのである。仲秋の祊祭について、同書同巻に「『釈』曰、云『祊當為方、声之誤也』者、以祊乃是廟門之外内、惟因祭宗廟及明日繹祭、乃為祊祭。今既因秋田而祭、當是祭四方之神、故云誤也。云『秋田主祭四方、報成万物』者、以秋物成、四方神之功、故報祭之。『詩』曰『以社以方』者、『詩・大雅』。引之、証方是四方之神也」とあり、仲秋には農作物が実り、それは四方の神の力であるから、それを祭る祊祭を

実施する。また、仲夏・仲冬に宗廟に告げることについて、同書同巻に「云『礿、宗廟之夏祭也』者、『大宗伯』文。云『冬夏田主於祭宗廟、陰陽始起、象神之在内』者、仲冬一陽生、仲夏一陰生、是陰陽在内、故神象之而行祭也。此祭因田獵獻禽為祭、若正祭自在孟月」とあり、仲夏と仲冬に陰陽の気が発生し、仲冬以降より陽気が増し始め、仲夏以降から陰気が増し始めるこの現象を、当時の人は神霊の出現を現すと認識したようで、このために宗廟で祭祀した。また、田狩礼における宗廟への祭祀儀礼は正祭とは区別されている。

(13)『隋書』巻八、礼儀志三、『通典』巻七六、天子諸侯四時田猟に隋代田狩礼の実施を伝えており、それによれば、煬帝大業三年（六〇七年）に、突厥の啓民可汗及び西域、東胡の君長が来朝する際に、煬帝は軍事力を誇示するために田狩礼を実施した。『隋書』巻三、煬帝本紀によれば、啓民可汗が来朝したのは大業三年六月丁酉であり、八月己丑に既に国に帰っていたため、今回の「冬狩之礼」が六月から八月の間に実施されたことがわかる。

(14)「三駆」概念について、李建国「三駆三田辨」（『辞書研究』二、一九八四年）参照。

(15)例えば、『左伝』僖公五年に、「宮之奇以其族行、曰『虞不臘矣』とあり、杜預は、「臘、歳終祭衆神之名」と説明している。

(16)『周礼』夏官、司馬に、「田之日、司馬建旗於後表之中。群吏以旗物鼓鐸鐲鐃、各帥其民而致。質明、弊旗、誅後至者」とある。

(17)唐代に狩猟が盛んに行われたことは史料に散見され、陝西省周辺の唐墓から出土された壁画の中にもそれと関係するものは少なくない、例えば章懐太子李賢墓の墓道の東西壁に描かれている「狩猟出行図」（陝西歴史博物館所蔵）など。『旧唐書』巻六四、李元吉伝に「元吉性好畋猟、載網罟三十余両、嘗言、我寧三日不食、不能一日不猟」とある。李元吉のような狩猟をやめられない人物に関する記事は史料に散見できる。

(18)『旧唐書』巻七五、孫伏伽伝。

(19)『隋書』巻七、礼儀志二に「開皇四年十一月、詔曰、古稱臘者、接也。取新故交接。……其十月行臘者停、可以十二月為臘。於是始革前制」とある。

(20)『唐会要』巻二八、搜狩に、「(武德) 五年十二月九日、諫議大夫蘇世長從幸涇陽之華池校獵。上謂朝臣曰、『今日畋樂乎』。世長曰、『陛下遊獵、薄廢万機、不滿十旬、未為大樂』。高祖色變、既而笑曰、『狂態發耶』。世長曰、『為臣私計則狂、為陛下國計則忠矣』」とある。

(21)『旧唐書』巻七二、褚亮伝。

(22)例えば、武德八年、臘祭に合わせて実施した田狩礼の前後に、高祖はそれぞれ一〇月、一一月に三回ほどの校猟を行った(『旧唐書』高祖本紀)。

(23)『貞観政要』畋猟第三八。

(24)前掲注1陳戍国著書参照。

(25)例えば、『唐会要』巻二八、搜狩に、龍朔元年一〇年五日に高宗は田狩礼が終了した後に、太官令が羊を殺すのを見て、太官令に「朕目擊彼羊、在於格下、見其無罪就戮、非無惻怛之情。今欲以死獸易之、可乎」と羊を哀れみ同情して、それを死んだ野獸に換えることを提案した。

(26) 前掲注1丸橋論文表3参照。

(27) 実際に高宗朝後半より玄宗朝までの間に、軍礼全体が基本的に停滞することになった。

(28) 楊寛『古史新探』「大蒐礼新探」(中華書局、一九五六年)参照。

(29) 前掲注28楊寛著書参照。

(30)『唐会要』巻二八、搜狩、太宗貞観一六年、高宗龍朔元年・總章二年の事例を参照。

(31)『通典』巻七六、礼三六、沿革三六、軍礼一、天子諸侯四時田猟。

(32)『毛詩註疏』巻二三に、「馘、獲也。不服者殺而献其左耳曰馘」とあり、左耳は「馘」とも呼ばれる。『開元礼』巻八三「皇帝告於太廟」儀式に献俘礼が「凱旋告日、陳俘馘於南門之外」と省略して記されている。これによれば、軍隊が凱旋して太廟に告げる日に、生け捕った敵とともに、殺した敵の左耳を太廟南門の外に並べることがわかる。また、『周礼訂義』巻四八に「鄭鍔曰、『田已得禽則歸而享祀、猶戰而得雋則歸而告廟也』」とある。

(33)『通典』巻七六、礼三六、沿革三六、軍礼一、天子諸侯四時田猟に、「御者不失其馳、然後射者能中。不失馳騁之節。過防弗逐、不從奔之道也。戰不逐奔之義」とある。

(34)『五礼通考』巻二四二、軍礼十、田猟上に「天子之畋圍合其三面、前開一路、使之可去、不忍盡物、好生之仁也」とある。

(35)『通典』巻七六、礼三六、沿革三六、軍礼一、天子諸侯四時田猟に「一為乾豆、謂自左膘而射、達於右□、為上等。□、膊前骨也、……。二為賓客、謂射右耳本、為次等。三為充君之庖。謂射左髀達於右（骨肩）、為下等」とある。

(36)『毛詩註疏』巻一七参照。

(37)梁満倉『魏晋南北朝五礼制度考論』（社会科学文献出版社、二〇〇九年）参照。

(38)『周礼註疏』巻二九、「言誓民者、即下大閲禮群吏聴誓於陣前、鄭引『月令』司徒北面誓之是也」とある。

(39)『唐会要』巻二八、搜狩に「総章二年九月、車駕自九成宮還京、仍西狩校習。自麟游西北、繞岐梁、歴普潤至雍、為兩圍。殿中侍御史杜易簡、賈言忠監圍。山阜懸危、□蹻杖策、不得暫停、凡五日而合。劾奏將軍劉元意、黄河上等□断圍。元意竟抵罪。黄河上圍日、軍容齊整、詔特原之」とある。

(40)『唐会要』巻二八、搜狩に「開元三年十月二十四日、大蒐於鳳泉湯。制曰『今四方無事、百穀有成。因孟冬之月、臨右輔之地。戒茲五校、爰備三駆、非謂獲多、庶以除害。昨日長圍已合、大綏未舉、而夜間朔風、天降微雪。狐裘且御、未免祁寒、鶉衣不充、寧堪凍露。朕為父母、育彼黎元、中宵耿然、明發増惕、其圍兵並放散、各賜布二端、綿一屯」とある。

(41)『冊府元亀』巻一一五、帝王部、籍田。

(42)『旧唐書』巻一一、代宗本紀に「代宗睿文孝武皇帝諱豫、……。仁孝温恭、動必由禮、幼而好學、尤専『禮』、『易』」とある。

(43)『冊府元亀』巻一一五、帝王部、籍田。

(44)『冊府元亀』巻一六〇、帝王部、革弊第二に「（貞元）九年十一月丙子詔、『如聞比来京兆府毎及臘日、府県捕養狐兎、以充進獻、深乖道理、既違天性、又勞人力、自今已後宜并停』」とある。

(45)前掲注１丸橋論文は、これについて詳しく論じている。

(46)『唐会要』巻二八、搜狩に「元和三年七月、上謂宰臣曰『朕昨因閲秋稼、行至苑東、祇以鷹犬自隨。本非畋獵、於時雖覺行人聚觀、亦無傷稼之意。

而諫官在外、章疏頗煩、不解何為、卿等知否』。李吉甫對曰『陛下軫念黎元、親問禾黍、察閭裏之疾苦、知稼穡之艱難、此則聖主憂勤、天下幸甚。但以弧矢前駆、鷹犬在後、田野縱觀、見車從之盛、以為万乗校獵、傳説必多。諫諍之臣、義當守職、既有聞見、理合上諫』とある。

(47)『李相国論事集』巻五、憲宗出遊田猟中罷に「上因暇、欲近出畋獵、行至蓬萊池西、謂左右曰、『李絳嘗諫我畋猟云虧損政事、今雖不遠、近出苑中、必有章疏。上陳不如且休』。遂却罷歸、其思理從諫如是之至也」とある。

(48)『冊府元亀』巻一六〇、帝王部、革弊第二に、「應縁田獵鷹雛獣犬等、並宜放除、五坊加配諸道鷹鷂等、長慶已来嘗進外宣索。自今已後一切停進、其須備蒐狩量留者、宜準憲宗朝故事」とある。

(49)『新唐書』巻四七、百官二、殿中省に、「閑厩使押五坊、以供時狩。一曰雕坊、二曰鶻坊、三曰鷂坊、四曰鷹坊、五曰狗坊」とある。

(50)『元氏長慶集』巻三六、進馬状、「同州防御使供進烏馬一疋、八歳、堪打毬及獵」とある。

(51)前掲注１久保田論文参照。

(52)『宋会要輯稿』礼九、田猟、「十二月五日甲戌、車駕北征、駐蹕大名。五日、校獵於近郊、因以閲武。賜禁軍校及衛士襦」とある。

(53)前掲注１丸橋論文参照。

(54)『続資治通鑑長編』巻一九、太宗太平興国三年（九七八）一二月庚午条。

(55)拙稿「唐宋射礼的性質及其変遷」、『唐史論叢』第一九輯、二〇一四年一二月刊行予定。

(56)唐宋礼典の編纂について、前掲注４張文昌著書参照。

(57)『開元礼』では、出征する儀式を「皇帝親征」と「将軍出征」と二つの場合に分ける。皇帝親征の場合に、圜丘、太廟、社稷、黄帝軒轅の禡祭を行い、大将出征の場合に、太廟、社稷、斉太公廟を実施する。『冊府元亀』巻三四、帝王部、崇祭祀第三に「先是、開元十九年始於両京置齊太公廟、以張良配。上元中、追封齊太公為武成王」とあるように、斉太公廟は武成王廟であり、『開元礼』の規定に従えば、皇帝が親征する場合は斉太公廟（武成王廟）には告げないとする。

(58)『春秋穀梁伝注疏』巻一七、昭公八年。

(59)『宋会要輯稿』礼九、田猟に、「太祖建隆二年十一月十九日、始獵於近郊、……。帝親禦弧矢、射中走兔三、従官貢馬稱賀。中路頓、召近臣賜飲、至夜還宮」とある。

(60)『通鑑長編紀事本末』巻一三三、大観二年一一月癸亥条。

第四章　唐宋射礼の性格およびその変遷

はじめに

「射」は六芸の一つとして、中国の古代貴族にとって必ず身につけなければならない基本的素養の一つであり、その重要性は言うまでもなく大きかった。これまで射礼に関する研究は多く発表されているが、その視点はほとんど三代に集中している。しかし、看過してはならないことは、秦漢以降、儒家思想の浸透や何回にもわたって行われた礼儀制度の更新によって、五礼（吉・凶・賓・軍・嘉礼）が制度化され、この礼儀史上で非常に重要なプロセスによって、射礼もその影響を受けたことである。梁満倉氏の指摘によれば、五礼制度は後漢末に発端し、三国・魏晋南北朝の長い発展期を経てようやく隋唐に成熟し、その象徴ともいうべきものが唐代玄宗朝の開元二〇年（七三二）の『大唐開元礼』（以下に『開元礼』と略す）の完成である (1)。

筆者は五礼制度の一つである軍礼に注目し、特に時代範囲で言えば唐・宋（北宋）という中国史上で大きく変動した時期を取り上げている。軍礼の持つ性格でほかの四礼と比べて最も異なるところは、それが軍事と政治を総合的に誇示する舞台であり、その施行には繊細な側面を有する点である (2)。また、軍礼は「対人儀礼」と「対神儀礼」を融合した二重的性格を持つ儀式群でもある (3)。周知のごとく、唐代後半期から北宋にかけて中国社会は経済・軍事など多領域において「変革」と言える変化が発生した。それは、国家イデオロギーを決定する五礼制度も例外ではなかったはずである。そのため、この時期の軍礼が変化した脈絡を把握すれば、唐宋変革を五礼制度の変容と関係させて、その変革に対する理解をさらに深めることが可能であると思われる。

そこで、本章では、軍礼研究における重要な一環として「射礼」を取り上げ、それを歴史背景と結び合わせ、それが唐宋時期にどのように変化したかを整理し、その上で射礼の歴史意義を皇帝権力との関係を視野に入れて、あらためて検討してみたい。

第一節　唐宋礼書における射礼の確立

（一）唐宋射礼の性格

唐礼は隋礼に基づいて成立したが、それは全面的に継承したのではなく、実際の状況に合わせていくつかの調整を加えた。そのうち最も大きな調整は、初唐の太宗朝の『貞観礼』の編纂にあたって、北周・隋礼より二九条が増加されたことであった(4)。これについて、『唐会要』巻三七「五礼篇目」に以下のように記している。

> 初、玄齢与禮官建議……。天子大射、合朔陳五兵於太社、農隙講武、……皆周隋所闕、凡増二十九条、餘並依古禮(5)。
>
> 初め、（房）玄齢と禮官建議し……。天子の大射、合朔に五兵を太社に陳す、農隙の講武、……皆、周・隋の闕くる所なれば、凡そ二十九条を増し、餘は並びに古禮に依る。

増やされた二九条の中で、軍礼に属するのは、「天子大射」「合朔陳五兵於太社」「農隙講武」の三儀式である。周礼では、射礼は「大射」、「郷射」、「燕射」、「賓射」と四種類とに分類される(6)。『貞観礼』に記される射礼は「天子大射」であるから、当時は大射礼と郷射礼しか存在していないことを示している(7)。史料では北周・隋の射礼を記す分量は多くないが、両時代における大射礼の実施は確認できる。そのため、上記史料に「（北）周、隋所闕」というのは、「北周（あるいは）隋になかった」という解釈ができず、むしろ両時代に実施した大射は儀礼の上では不十分であるから、調整したのではないかと考えられる。

確かに、初唐に追加された大射は、前朝に比べて異なる点があった。例えば、『五代史志』礼儀志に見える隋礼に関する記載は留意すべきである(8)。そこに、「隋制、大射祭射侯於射所、用少牢」とあり、隋礼の大射礼では、その儀式が始まる前に、まず射所（大射の会場）に少牢の礼を用いて射侯（的）を祭ることと規定したことがわかる。北周の大射も、おそらくは隋礼と同じようにこの祭祀を実施したと考えられる(9)。大射の前に射侯を祭祀することは、唐代の史料からは確認できず、『貞観礼』を継承した『開元礼』にもこの規定はない。したがって、『貞観礼』が「天子大射」を調整した部分は主にこの祭祀を削除したのではなかろうか。

大射について、『周礼』天官、司裘に、

王大射、則共虎侯、熊侯、豹侯、設其鵠。諸侯則共熊侯、豹侯。卿大夫則共麋侯、皆設其鵠。

とある。これについて、鄭玄は、

大射者、為祭祀射。王將有郊廟之事、以射擇諸侯及群臣與邦國所貢之士可以與祭者。(中略)、而中多者得於祭。

と解釈した。すなわち、大射礼を実施するのは、射の技術によって各地の推薦者から郊廟への祭祀に参加できる資格を持つ者を選出することにあった。また、『礼記』射義についても射礼の目的を説明しており、それらをまとめれば以下のようになる。

①射礼参加者の行為は礼に符合しているか、弓矢をきちんと持っているかでその徳を検証すること。

②射礼を通して諸侯、卿、大夫、士を選ぶこと。

③諸侯が推薦した者を検証し、その成績によって封地を増減すること。

このように、早期の大射は天子にとって「人材を選出すること」と「封地を管理する機能」があったのである。

杜佑が『通典』巻七七、天子諸侯大射郷射で、

周衰、禮多亡失、重以秦滅典墳、天子之禮無聞、諸侯二篇而已、誠與今異。略存古制焉。周衰え、禮に亡失多く、重ねて秦の典墳を滅するを以て、天子の禮は聞こゆる無く、諸侯は二篇なるのみ、誠に今と異なれり。略ぼ古制を存せり。

と述べているように、唐代になって大射礼は周代とは大きく変貌したことがわかる。

それならば、唐宋両時代の大射礼とはそのような内容の儀式なのであろうか。唐代の大射礼を伝えるのは『開元礼』巻八六軍礼の「皇帝射於射宮」と「皇帝観射於射宮」であり、北宋では大射礼を実施したことがなく、代わりに実施されたのは宴射礼であった。その式次第を記すのは、北宋末期に編纂された『政和五礼新儀』(以下に『新儀』と略す)巻一九八、嘉礼「皇帝宴射儀」である。それらの記事によって式次第の流れをまとめてみれば、表 1 のごとくである。

表 1 によれば、『開元礼』射礼は、皇帝本人が親射するかどうかによって、

『貞観礼』の「天子大射」儀式を「皇帝射於射宮」と「皇帝観射於射宮」の二つの儀式に分けたことがわかる。これは唐代では玄宗朝になって国家礼典を実施する経験の蓄積が豊富になるとともに、礼典の規範をさらに充実させたことと関係するであろう。

また、儀式名では大射礼の会場を「射宮」と記すことは、玄宗朝の周礼に対する帰復意識を示している(10)。両儀式の流れは基本的に一致しており、「準備段階」「宴会段階」「射礼の進行段階」「賞罰段階」「儀式終了」となるが、皇帝が親射する「皇帝射於射宮」儀式は礼制レベルは「皇帝観射於射宮」儀式をはるかに超えており、その準備時間、宴会の規模なども大きな差異が認められる(11)。「皇帝射於射宮」儀式には、皇帝が自ら射て、それに続いて射るのは「侍射者」とされる。『開元礼』ではその下に、

> 其射人多少臨時聴進止、若九品以上俱蒙賜射、則六品以下後日引射、所司監之。
>
> 其の射人の多少は時に臨みて進止するを聴し、九品以上の若きは俱に賜射を蒙むり、則ち六品以下は後日引射し、所司之を監す。

とあり、つまり、「侍射者」という団体は王朝の臣下で構成され、また文武官を問わない。九品以上の官員はみんな「侍射者」になる可能性があるから、王朝の官僚機構の全体が大射礼に包括されていることになる(12)。「侍射者」の身分は皇帝より下賜されたもので、いわゆる一つの政治待遇でもある。後述するように、「侍射者」に下賜された文武官員はかなり豊かな賞品が獲得できるほか、自分の成績が皇帝に注目されれば出世することもあり、制度上には見えない昇進のチャンスが大射礼には潜んでいるのである。

注意すべきことは、大射礼は国家儀礼として官人の身分の差別を体現しており、これは音楽の種類、射の順番などに読み取れるが(13)、上記の記事によれば、大射礼では六品を境として、六品以上の者は「侍射」する場合に、皇帝の親射と同日に射る。六品以下の官員が射る場合はその「後日」と規定されており、王朝の官僚機構における官員の身分差が国家儀礼にも投影されている。このように、「皇帝観射於射宮」儀式には二つの場が考えられ、一つは単独の儀式として、皇帝は儀式で自ら射ることはなく、臣下の射礼を観賞する。もう一つは、「皇帝射於射宮」儀式が行われた「後日」に実施する六品以下の官員が射る儀式を指すことになる。

ところで、「侍射者」という呼称は臣下が皇帝に付き添って射ることを明示しており、「皇帝観射於射宮」儀式においても、皇帝は自ら射ないが、儀式の流れでは侍中がその許可を得て伝達するのであるから、皇帝主導の「大射礼」の意味を持つと思われる(14)。また、『唐六典』巻二五、諸衛府に、

若親射於射宮、則大將軍・將軍率其属以従。

若し射宮に親射すれば、則ち大將軍・將軍は其の属を率いて以て従う。

とあり、皇帝が射る際に、禁軍の千牛衛はそばで補佐役を務め、これらによって皇帝と軍権との関係が示されている。ちなみに、『開元礼』巻八六、「皇帝射於射宮」儀式の文末には、皇帝一人で矢を射る場合や燕遊で矢を射る場合の規定が記されている。これらの場合には正式の大射礼よりかなり簡潔であり、むしろ遊楽の雰囲気が強く読み取れる。

唐代に比べ、北宋末期に完成した『新儀』の射礼は宴射礼であり、唐代の大射礼とは全く異なる特徴を呈している。まず、唐代大射礼の宴会は射礼の前に実施する。『新儀』「皇帝宴射儀」はその儀式名の通りに、宴会は最初から最後まで続く。また、宋代大射には「罰」が見えず、全体的に厳粛な感覚がなく、気楽な雰囲気を漂わせている。儀式では、皇帝は毎回に的を当てれば、来場した臣下はみな再拝し、酒を進め、また馬を献上して祝賀の意を現す。その返礼として、臣下が的に当てた時には皇帝が賞賜を下し、君臣の間では進奉と賞賜によって応酬が行われる形をとるのである。

（二）唐宋時期における射礼の性格の変容

前述のように、唐代射礼は大射礼であり、『開元礼』の中では軍礼のカテゴリーに納められている。一方、宋代になって、大射礼は君臣間の応酬を重視する宴射礼に代えられ、これによって射礼は北宋の『新儀』では嘉礼に納められるようになった。ただし、射礼が軍礼・嘉礼の間を移動するこの現象は、唐宋両時代に限定されるものではない。丸橋充拓氏をはじめとする先学はこの点を注目し、唐宋以前における射礼の性格の変動を以下のように整理した(15)。

嘉礼（『周礼』春官、大宗伯、『儀礼』郷射「鄭玄目録」、同書「大射」「鄭玄目禄」、『晋書』礼儀志、『宋書』礼儀志、『政和五礼新儀』、『宋史』礼志）。

軍礼（『隋書』礼儀志（北斉、北周、隋）、『大唐開元礼』、『太常因革礼』）。

『周礼』春官、大宗伯に、「以軍礼同邦国。……以嘉礼親万民」とあり(16)、軍礼と嘉礼とでは全く異なる機能を有しており、前者は軍事性格のもので、後者は人間どうしの交流を重んじる儀礼群である。周礼から隋までの史料の多くは射礼を嘉礼に納めており、その中には南北朝に盛んに行われた「九月九日馬射」儀式も含まれている。初めて射礼を軍礼として認識したのは、北斉である。また、北周の大射礼も軍事活動と直接に繋がっているから、その射礼は軍礼に納められた可能性が高いと想定できる(17)。後の隋・唐は北周政権から生まれたものであるから、その影響を受けて継承し、射礼を軍礼に納めたと考えられる。杜佑は唐王朝が射礼を軍礼のカテゴリーに納めたことについて、

> 五帝三王之時、天下万國、迭相征伐、士之志藝、以射為首。是以我過家開元中修五禮、以射禮入軍禮焉。
>
> 五帝三王の時、天下の万過、迭いに相い征伐し、士の志す藝は、射を以て首と為す。是を以て、我が國家は開元中に五禮を修むるに、射禮を以て軍禮に入るなり。

と述べている(18)。これによれば、唐代は射礼を軍礼に入れたことは単に北周からの影響だけではなく、「射」の戦闘における重要性を認識し、現実的な考慮があったからである。

一方、北宋中期に完成された『太常因革礼』（以下は因革礼と略す）では大射礼を軍礼に入れ、末期の『新儀』になってそれを軍礼より外し、嘉礼に宴射を納めたのはなぜであろうか。後述するように、この調整には大射礼と宴射礼の機能に直接に関わっているほか、礼典の編纂背景も注目すべきである。北宋初期の太祖・開宝年間（九六八～九七五）に、二百巻の『開宝通礼』が編纂された。その原文は現在に伝わっていないので、その軍礼内容は不明であるが、「唐『開元礼』に本づきて之を損益す」という方針で編纂したのであるから、『開元礼』と大きく変わったのではなく、大射礼は軍礼所属もそのまま継承されたと思われる。『開宝通礼』はその後、「其の制度の儀注の有司に伝わる者、殆ど数百篇なり」と記される状況になったので、新たに国家礼典を編纂する必要が生じた。仁宗・嘉祐年間（一〇五六～一〇六三）に、欧陽修は「散失を纂集し、『通礼』を主として其の変を記」して、『因革礼』を編

纂した。『因革礼』は「旧と異なる者は、蓋し十に三、四」であるが、全体的に『開宝通礼』の範疇を離れてはいなかった（以上は『宋史』巻九八、礼儀志一による）。言い換えれば、『因革礼』になっても宋礼に唐礼の性格はまだ強く残っていることになる。このような状況は神宗朝に変わり始めた。神宗朝には礼制改革が行われ、元豊元年に、枢密直学士の陳襄、太常博士の楊完らは、祭祀の礼を討論した際に神宗に以下のように上奏した(19)。

> 國朝大率皆循唐禮、至於壇壝神位、法駕輿輦、仗衛儀物、亦兼用歴代之制。其間情文訛舛、多戻於古。蓋有規摹苟略、因仍既久。而重於改作者、有出於一時之儀、而不足以為法者。請先条陳、候訓敕以為禮式。
>
> 國朝、大率は皆、唐禮に循い、壇壝の神位、法駕の輿輦、仗衛の儀物に至りては、亦た歴代の制を兼用す。其の間の情文訛舛すれば，多くは古に戻る。蓋し規摹苟略有ること、因りて仍りて既に久し。而れども、改作を重んずる者、一時の儀に出づる有れども、以て法を為すに足らず。請う、先に条陳し、訓敕を候ちて以て禮式を為さんことを。

この上奏によって、神宗に唐礼を改修する考えが現われ始めたことが知られる。この上奏は神宗に採納され、礼に対する討論の深まりとともに宋礼は唐礼を離れ、やがて自らの特徴を示すようになった重大な一歩であったと思われる(20)。後の徽宗朝の『新儀』は、まさにこれを基礎にして完成されたものである。張文昌氏も、『開元礼』を継承した『開宝通礼』に対して、初めて北宋独自の特徴を呈したのは北宋末期の『新儀』であり、最も北宋を代表できる国家礼典でもあると指摘している(21)。

したがって、唐代の軍礼としての大射礼は宋代になると廃止され、嘉礼の宴射礼に代えられたことには、宋礼における唐礼の影響の強弱とも関係するのである。『開宝通礼』、『因革礼』は唐礼から強い影響を受けているから、『開元礼』に依拠して軍礼としての大射礼を維持した。北宋末期の『新儀』はその編纂時期が北宋建国初期からほぼ二世紀経過しており、社会も大きく変わり、そこで宋王朝独自の状況に応じて国家礼典を制定すること必要性が生じた。また、『宋史』巻九八、礼儀志からもわかるように、それまでの北宋の歴代皇帝は、礼制度を修正しつつ、宋礼の唐礼離れという作業の経験も積んできた。これらも、陳襄らの上奏が採納された根本的な理由であったといえよう。このような時代背景の下で、一旦条件が成熟すると、唐代の大射礼

が変更されたのも当然のことだったのである。陳襄らが「概するに先王の礼を以てするが若きは、固より已に同じからず」と指摘したように、礼典は現実と離れることはできない。唐宋時代における射礼の変遷を分析するには、当時の時代背景と合わせ考えることによって、その発展の経緯を正確に把握できるであろう。この点については、次節以降であらためて触れることにしたい。

第二節　唐代射礼の実施

唐代における射礼実施の事例は、その前半期に集中している。玄宗朝の開元年間（七一三～七四一）以降は実施されなくなり、結局『開元礼』大射礼は空文にとどまることとなった。『通典』巻七七、軍礼、天子諸侯大射郷射に、

大唐之制、……三月三日、九月九日、賜百僚射。

とあり、唐代では、三月三日、九月九日に大射礼を実施すると記しているが、史料に見える射礼の事例を見れば、それは必ずしも毎年実施される訳ではなく、定期性は備えていない特徴があると言える。また、三月・九月をその実施時期とすることについて、『周礼』地官、州長に、

若以歳時祭祀州社、則属其民而讀法、亦如之。春秋以禮會民、而射於州序。

とあり、周礼では春・秋に郷射礼を実施するように規定される。大射礼は、郷党組織内部の郷射礼が上層階級へ浸透して形成されたものである。これは後世に踏襲され、漢代より三月・九月に大射礼を実施することになった(22)。

管見の限りでは、唐代に実施された大射礼は安定期（高祖・太宗朝）、転換期（高宗・玄宗朝）という二大時期に分かれ、唐代前期の高祖・太宗朝では、射礼は平穏に発展していくが、高宗朝後期から射礼の衰退傾向が現れ、玄宗朝になってその実施は次第に維持できなくなり、唐代の王朝儀礼の舞台より退くようになった。以下、唐代の射礼の実施状況を順次見てみよう。

（一）安定期（高祖・太宗朝）

史料に見える高祖が実施した大射礼は、二回ある。初回は武徳二年（六一九）正月である。これより半年前に、高祖は隋より皇帝位を禅譲され、太極

殿（元大興殿）で即位した。その即位式に伴われたのは、南郊礼の実施と天下の赦免である。続いて年号も隋の義寧二年を武徳元年に変更し、新格と「戊寅歴」が頒布され、新王朝成立を天下に示した。翌年の正月に、高祖は百官に大射礼を下賜し、玄武門で実施した(23)。周の制度では大射礼は天子の礼であるから、今回の大射礼は新王朝の成立と関係が深いと見なければならないであろう。大射礼の実施は南郊の礼など一連の活動と連動するものであり、高祖がこれらの行為を行ったのは、そこに天下君臨を誇示する政治的意図が存在したことは明らかである。二年後の武徳四年（六二一）八月（『冊府元亀』巻七九、帝王部、慶賜は「九月」とする）に、高祖はまた詔を下し、大射礼の実施を命じた。これは決して高祖がほしいままに決めたことではなく、その背景には政治的意味が含まれている。

武徳四年六月に、洛陽を陥落させた秦王の李世民は黄金の甲冑を羽織り、戦馬一万匹、甲冑を羽織った兵士三万人を率い、王世充・竇建徳および隋氏の器物・輦輅とともに太廟に献俘礼を実施した。『冊府元亀』巻七九、帝王部、慶賜にもこの記事は見え、同条に、

> 九月癸亥、賜五品以上射於武徳殿、賞金銀・綾綺各有差（『唐会要』巻二六、大射は「三品以上」に作る）。
>
> 九月癸亥、五品以上に射を武徳殿に賜い、金銀・綾綺を賞すること各おの差有り。

とあり、両者の関連を示している。史料に見える大射礼の賞賜品が通常は「玉帛」であるに対して、今回の賞賜物は金銀・綾綺であるから、通常よりかなり手厚い異例の賞賜といわねばならない。現に、李世民は洛陽を攻め落として入城した後に、高祖はかつて貴妃たち数人を遣わして洛陽城の府庫の宝物や宮女を探し求めたことがあったから(24)、王世充が駐屯した洛陽宮の府庫の蔵品の豊かさが推測できる。また、王世充・竇建徳は唐王朝の天下統一に際して最も大きな対抗勢力であり、李世民の勝利は極めて重大であった。したがって、武徳四年の大射礼実施は、王世充・竇建徳勢力の平定を誇示する儀式だと理解できる。儀式では、矢の成績の優劣によって臣下に賞賜を下し、賞品としての金銀・綾綺はみな洛陽宮からの戦利品だと思われる。この推測は決して事実無根ではなく、高祖が仕えた隋代にも行われたことがあった。『北史』巻六八、韓雄子附禽子伝に、隋の文帝・開皇九年（五八九）に陳

に出征する前に文帝が下した詔が記され、その中に、

大軍之始出也、上勅有司曰、「亡國物、我一不以入府、可於苑内筑五垛、当悉賜文武百官大射以取之」。及是、上御玄堂、大陳陳之奴婢貨賄、會王公文武官七品已上、武職領兵都督已上、及諸考使以射之。

大軍の始めて出づるや、上、有司に勅して曰く、「亡國の物、我は一として以て府に入れず、苑内に五垛を筑き、当に悉く文武百官に大射を賜わりて以て之を取らしむべし」と。是に及び、上、玄堂に御し、大いに陳の奴婢・貨賄を陳し、王公・文武官七品已上、武職の領兵都督已上、及び諸考使を會して以て之を射さしむ。

とある。文帝は陳の討伐前に、戦勝したらその戦利品を一つも国庫に納めず、それを全部五つの垛（的）に積んで、大射礼の実施によって文武百官に下賜することを承諾した。この詔には、文帝が王朝全体を鼓舞する目的が含まれるが、「亡国の物は府に入れない」という考えは唐・高祖にも継承され、武徳四年の大射礼に活用された。注意すべきことは、王世充・竇建徳は平定されたが、劉黒闥などの勢力がまだ各地に散在しており、大射礼を実施して戦利品を下賜することは、戦勝を誇示するほか、文武官員を激励することと敵対勢力に対する威喝などの多重効果を持っているのである。

高祖朝は、武徳四年以後は大射礼を再び実施することはなかったようであるが、太宗朝に入ると、大射礼は大いに発展して一つのピーク期を迎えた。貞観三年（六二九）三月三日に、天下が基本的に安定するとともに礼儀を重要する雰囲気も高まった。前年末に、太宗は圜丘に祭告し、正月に太廟にも拝謁し、さらにその後は自ら籍田礼を行い、また重臣に玄徳門で大射礼の実施を下賜した。圜丘と太廟の告礼は王朝儀礼の中では最も重大な儀式であるが、通常は皇帝が有司を遣わして告官に代行させることが多い(25)。しかし、この年の告礼では太宗が親告した(26)。また、籍田・大射も天子に専属する儀礼である。

史書は、

四月、太上皇徙居大安宮。甲子、太宗始於太極殿聽政。

四月、太上皇、居を大安宮に徙す。甲子、太宗始めて太極殿に聽政す。

と記している。太極殿は唐代では三大殿の一つであり、皇帝の即位が行われる場所である。太宗は武徳九年（六二六）に即位したが、その後もずっと東

宮の顯徳殿で執政し、貞観三年になって正式に政治の中枢である太極殿に移動した。したがって、上記の一連の活動は明らかに太宗が初めて太極殿で政治をつかさどることをめぐって行われたものである。その実施場所は東宮の北門であるが(27)、太宗はこれから宮城に入ることを表明したのである。

貞観五年（六三一）から、大射礼の実施は常態化という特徴を呈し始めた。その年の三月三日に、太宗は文武五品以上の官員に大射礼を下賜して武徳殿で実施した。その前年に、唐の建国以来、唐王朝に脅威を与え続けた東突厥の頡利可汗が破られ、俘虜とされた。その後、四夷の君主の多くが闕に謁見し、太宗を天可汗と尊んだ。貞観五年正月に、四夷の君主は太宗に従って昆明池に狩猟した(28)。今回の大射礼はこのような時代背景の下で行われたものであるから、天下泰平を誇示する意図は明らかであろう。

その後、同年九月と翌年の三月にも大射礼が実施され、一つのピーク期を迎えた。しかし、これは長くは続かず、貞観七年から十一年にかけて大射礼の実施は一時停滞した。貞観十一年（六三九）三月三日に大射礼が再開されたことは、この年の正月に唐建国以来、初めての国家礼典『貞観礼』が頒布されたことと関係する。『唐会要』巻二六、大射に、

太宗引五品己上、大射於儀鳳殿。

太宗、五品己上を引き、儀鳳殿に大射す。

とあり、今回の儀式で太宗自らが射たことを記している。そのため、この大射礼では新礼典に基づいて実施することになり、国家礼典を宣揚する意義もあった。しかし、大射礼の実施は、『貞観礼』頒布以後は続けて維持することはできなかった。貞観十六年（六四二）三月と九月に二回を実施した以降、太宗朝では大射礼は再び実施されることはなかった。

（二）転換期（高宗・玄宗朝）

高宗朝初期には、高宗は太宗を模倣して執政することが多かったため、永徽年間は貞観の遺風があると評価される(29)。これは、大射礼にも反映されている。永徽年間は大射礼も常態化され、貞観朝に次いで大射礼の二回目のピーク期と言える。永徽三年（六五二）、すなわち高宗が即位してから三年後のとき、高宗は服喪三年を迎えた。この前年の永徽二年一〇月から既に新政の準備作業が始められ、長孫無忌が編纂した永徽律・令・格・式が頒布され、

その後では高宗が自ら南郊を祀り、翌年には太廟に告げ、籍田礼を行い、同年三月三日に初めて観徳殿で大射礼を実施した(30)。今回の大射礼の実施は、高祖・武徳二年、太宗・貞観三年の大射礼を想起させる。これらはいずれも新しい政治の開始を宣告する機能を持つが、新皇帝が即位して執政する際に必ず大射礼を実施する慣例が確立されたのは高祖朝のことであった。その後の太宗朝は、執政する際に、南郊の礼（圜丘）→太廟→籍田→大射礼という順でこれらの儀礼を一体化し、その実施時期も三月三日という周礼に符合する時期に調整した。高宗が執政する際にも太宗朝と同じように南郊、太廟、籍田、大射礼という順で実施し、その時期も三月三日であるから、その流れを慣例化する意識がうかがえるが、後に大射礼は長期間にわたって停滞してしまい、また則天武后朝の波瀾も加わって、このような慣例を続けることはできなかった。

永徽四年（六五三）正月に、高陽公主・房遺愛・荊王元景など皇室の核心メンバーが密かに反乱を画策した。これは途中で情報が漏れたために、翌月のうちに撲滅され、高陽公主を始めとする反乱者は自殺を命ぜられた。その年の三月三日に大射礼が実施され、それについては『旧唐書』巻四、高宗本紀に、

> 丙辰、上御觀德殿、陳逆人房遺愛等口馬資財為五垜、引王公・諸親・蕃客及文武九品已上射。
>
> 丙辰、上、觀徳殿に御し、逆人房遺愛らの口馬資財を陳して五垜を為し、王公・諸親・蕃客及び文武九品已上を引きて射せしむ。

とある。今回の大射礼は反乱者の良馬・財産などを垜として賞品とした。「侍射者」は王公・蕃客・九品以上の文武官員であるから、王朝の官員全員を包括し、前述した隋の文帝・開皇九年、唐の高祖・武徳四年と同じように、来場者に反乱者の成れの果てを示すために行われたと考えられる。

翌年の永徽五年（六五四）九月三日にも大射礼が実施され、高宗は自ら丹霄門に上って三品以上の官員の射を観賞し、また翌日に永光門に上って五品以上の官員の射を観賞した。丹霄門と永光門は万年宮にあり、すなわち魏徵が書いた名高い「九成宮礼泉銘」の場所である(31)。太宗は気疾にかかって暑い環境にいられなくなった時期があり、万年宮は避暑の名所であるため、太宗の生前にもしばしばここを訪れ、長く滞在することがあった(32)。その

関係で、高宗もここに深い感情を抱え、永徽五年二月に万年宮を訪れた時に、

朕昔在震宮、侍游茲壤。山川如舊、歳月不追。

朕、昔、震宮に在りて、茲の壤に侍游す。山川は舊の如く、歳月は追わず。

と詔を下し感慨を述べている(33)。儀鳳三年（六七八）七月、高宗は九成宮に滞在するうちに宴会を開き、その場で太常卿の韋万石は以下のように発言をした(34)。

「破陣樂舞」者、是皇祚發跡所由、宣揚宗祖盛烈、傳之於後、永永無窮。自天皇臨馭四海、寢而不作、既緣聖情感愴、群下無敢關言。……今「破陣樂」久廢、群下無所稱述、將何以發孝思之情。上矍然改容、俯遂所請、有制令奏樂舞、即畢、上欷歔感咽、涕泗交流。

「破陣樂舞」は、是れ皇祚発跡の由る所なれば、宗祖の盛烈を宣揚し、之を後に伝え、永永窮ること無からしめん。天皇の四海に臨馭してより、寢して作さず、既に聖情の感愴に縁り、群下敢て關言する無し。……今「破陣樂」は久しく廢され、群下稱述する所無く、將に何を以て孝思の情を發せんとするや、と。上、矍然として容を改め、俯きて請う所に遂い、制有りて樂舞を奏せしめ、即ち畢れば、上欷歔して感咽し、涕泗交流す。

太宗は、貞観初年にその功績を誇示するために「破陣楽舞」を作り、代々歌い継がれるように図った。しかし、高宗が即位して以来、これに接すれば悲しい思いを催すと恐れ、儀鳳三年までおよそ三〇年間に一度も演奏させなかった。韋万石は「何以発孝思之情」と建議し、演奏すべき旨を述べ、高宗に太宗を追憶させた。永徽五年の大射礼も、これと同じように太宗を偲ぶために万年宮で実施したのであろう。大射礼が実施されてから三ヶ月後、翌年の正月に、高宗は二回も太宗の昭陵を謁見し、その所在地の礼泉県の賦税を一年免除したことも、上記の推測を裏付けている。

顯慶・龍朔年間に入って、高宗は長孫無忌を初めとする元老派を打倒し、政権を手に握ることができたが、大射礼の実施はかえって実施しなくなった。麟徳元年（六六四）三月三日に、太宗を偲ぶためか万年宮に再び大射礼を実施したが、ここから玄宗朝までおよそ半世紀の長期間にわたって大射礼は全く停滞した(35)。この期間は、則天武后が専権して武周を立てた時期でもあ

り、武后は権力を確保するために吉礼などを積極的に実施し、統治力の強化を図った。武氏と李氏の政治闘争の中で、李唐がこれまでに盛んに行なってきた大射礼を避けたのは、当然のことであったであろう。要するに、高宗朝に実施された大射礼は基本的に太宗を模倣することを企図しており、その実施には実際の軍事・政治との関わりはそれほど深くはなかった。これも、大射礼の実施がほとんど高宗朝の前期に集中する原因の一つだと考える。

睿宗の景雲二年（七一一）、大射礼の実施が再び日程にのぼった。『唐会要』巻二六、大射に、次のように記される。

景雲二年、諫議大夫源乾曜請行射禮。上表曰、「故君子三年不為禮、禮必壞。是以古之擇士、先觀射禮。所以明和容之義、非取樂一時。夫射者、別正邪、觀德行、中祭祀、辟寇戎。古先哲王、莫不遞襲。臣竊見数年以来、射禮便廃、或縁所司惜費、遂使大射有虧。臣愚以為所費者財、所全者禮。故孔子云、『爾愛其羊、我愛其禮』。伏望令聖人之教、今古常行、天下幸甚」。

景雲二年、諫議大夫の源乾曜、射禮を行わんことを請う。上表して曰く、「故の君子は三年禮を為さざれば、禮は必ず壊つ。是を以て、古の士を擇ぶは、先ず射禮を觀る。和容の義を明らかにする所以にして、樂を一時に取るに非ず。夫れ射は、正邪を別ち、德行を觀、祭祀に中たりて、寇戎を辟く。古の先哲の王、遞襲せざる莫し。臣、竊かに数年以来を見るに、射禮は便ち廃され、或いは所司の費を惜しむに縁り、遂に大射をして虧有らしむ。臣愚以為らく、費える所は財にして、全くする所は禮なり。故に孔子云く、『爾は其の羊を愛せ、我は其の禮を愛さん』と。伏して望むらくは、聖人の教えをして、今古常に行わしむれば、天下は幸甚たらん」と。

諫議大夫源乾曜の上奏には、大射礼の再開をめぐって、①その必要性、②近年に大射礼が実施されなかった原因、を述べている。その必要性について、源乾曜は「所費者財、所全者禮」、「爾愛其羊、我愛其禮」を使って大射礼の実施は「娯楽」ではなく、礼儀の崩壊を防ぐためだと主張した(36)。また、近年に大射礼が停滞した原因は所司が大射礼の実施にかける費用を惜しむからだとする。これによれば、この前に有司が大射礼の実施について検討して、費用が高いという理由で執行を止めていた可能性が高い。また、「非取楽一

時」とあるように、大射礼は娯楽と直接に繋がっている考えも当時すでに存在したようである。高宗・永徽年間に実施した大射礼の実態が史書に伝えられていないため、その現場における儀礼と娯楽の性格がどれほど強いのか不明であるが、幸いに玄宗朝の様子を伝える記事が残っており、それによれば、源乾曜の上奏は全く根拠のない話ではないことがわかる。

源乾曜が上奏した翌年の景雲三年八月に、睿宗は位を玄宗に譲り、大射礼を実施するチャンスはなかったが、玄宗本人に影響を与えたようである。『唐会要』巻二六、大射に、

先天元年九月九日、御安福門觀百僚射、至八日乃止。

先天元年九月九日、安福門に御して百僚の射を觀、八日に至れば乃ち止む。

とあるように、即位したばかりの玄宗は高祖・太宗・高宗の慣例を踏襲して新政権を誇示するために大射礼を復活させ、安福門に臨御して百官の射を観賞した。「至八日乃止」からも今回の大射礼は八日間も続き、その規模の大きさがうかがえる。これ以降の先天二年にも大射礼の実施が継続されたが(37)、太宗・高宗朝のようにピーク期に入ることはなかった。玄宗は、開元四年（七一六）年三月三日に再び大射礼を実施したが、その様子について、『唐会要』巻二六、大射の原注には、

時金部員外郎盧廙、與職方員外郎李蕃、俱非善射者。雖引滿俱不及垛、而互言工拙。蕃戲曰、「與盧箭俱三十步」。左右不曉。蕃箭去垛三十步、盧箭去身三十步也。

時に、金部員外郎の盧廙と職方員外郎の李蕃は、俱に射を善くする者に非ず。滿を引くと雖も、俱に垛に及ばずして、互いに工の拙なるを言う。蕃戯れて曰く、「盧の箭と俱に三十步なり」と。左右、曉かならず。蕃の箭は垛を去ること三十步、盧の箭は身を去ること三十步なり。

とある。金部員外郎と職方員外郎は官品の高くない従六品上の文官であり(38)、大射礼では二人が一緒に射るのは官品によって行われるので、礼規定に符合している。ただし、二人が弓をいっぱい引いたが、矢は的には及ばなかった。それにもかかわらず、二人は互いに揶揄い合い、玄宗から処罰されることを恐れなかった。ただし、これは玄宗が軍礼を重視しなかったことを意味するのではない。これより三年前の先天二年（七一三）に、大射礼と同

じように軍礼のカテゴリーに所属される講武礼の実施に、「軍儀に失有り」という原因で責任者の兵部尚書郭元振が新州へ流され、給事中・知礼儀使唐紹が斬首された。したがって、大射礼は軍礼に納められているが、それは軍事性より娯楽の性格が強いという意識が当時にすでに存在したことがうかがえる。開元八年（七二〇）に、玄宗は九月七日に詔を下して九日に大射礼を実施することを命じた。これは給事中の許景中から反対されたが、その時の上奏は注意すべきである(39)。

近以三九之辰、頻賜宴射、已著格令、猶降綸言。但古制雖在、禮章多闕、官員累倍、帑藏未充、水旱相仍、繼之師旅、既不以觀德、又未足威邊、耗國損人、且為不急。夫古天子、以射選諸侯、以射飾礼樂、以射觀容志、故有騶虞・貍首之奏、采苹・采蘩之樂。……今則不然、衆官既多、鳴鏑乱下、以苟獲為利、以偶中為能、素無五善之容、頻失三侯之禮。凡今一箭偶中、是費一丁庸調、用之既無惻隠、獲之固無慚色。

近く三九の辰を以て、頻る宴射を賜う。已に格令に著かなれども、猶お綸言を降す。但だ、古制は在ると雖も、禮章は多く闕け、官員は累倍し、帑藏未だ充たず。水旱相仍り、之に師旅を繼ぎ、既に以て德を觀ず、また未だ邊を威するに足らず。國を耗し人を損ない、且つ為に急がず。夫れ、古の天子は、射を以て諸侯を選び、射を以て禮樂を飾り、射を以て容志を觀る。故に騶虞・貍首の奏、采苹・采蘩の樂有り。……今は則ち然らず、衆官は既に多く、鳴鏑は乱下し、苟くも獲るを以て利と為し、偶ま中たるを以て能と為す。素より五善の容無く、頻る三侯の禮を失う。凡そ、今は一箭偶中すれば、是れ一丁の庸調を費やし、之を用うるに既に惻隠無く、之を獲るに固より慚色無し。

とある。許景中の上奏は、その冒頭で一つの重要な情報を提供している。つまり、これ以前に三月・九月の宴射はしばしば行われ、しかもそれは格・令にもなっていたことである。『通典』巻七七、軍礼、天子諸侯大射郷射に、「大唐之制、……三月三日、九月九日賜百僚射」とあり、仁井田陞氏はこの条は「大唐之制」と称しており、「唐令」と明記していないが、日本『養老令』雑令には同様の規定が見えるから、「唐令」逸文と見てよいのではないかと判断されている(40)。したがって、少なくとも大射礼はこの時に「宴射」と呼ばれ、宴会の内容が強調されていることになる。特に、九日に大射礼を実施

する詔が下されたのはそのわずか二日前の七日であり、準備時間の短さからも玄宗が大射礼に対する軽率な態度がうかがえる。前掲の開元四年の大射礼にも、このような宴射の性格が強かった可能性が高い。このような環境で二人の従六品下の員外郎の戯言は玄宗に責められず、そこで互いに揶揄ったのだと理解できる。この時の大射礼は、「不以觀德、又未足威邊」という指摘が示しているように、徳を検証するという礼儀的機能と敵国を威嚇して辺境を安定させる実際の機能を喪失しており、「以苟獲為利、以偶中為能」の場に没落してしまった。それにもかかわらず、賞品は「一丁の庸調」であった。許景中の上奏は玄宗に採納され、玄宗は大射礼の実施命令を撤回した。

大射礼は、これからまた長い停滞期に入った。開元二一年（七三三）、玄宗は八月二三日に詔を下して九月九日の安福門における大射礼の実施を命じた。その詔文は、以下のとおりである(41)。

大射展禮、先王刱儀、雖沿革或殊、而遵習無曠。往有陳奏、遂從廢寢、永鑑大典、無忘舊章。將射侯以觀德、豈愛羊而去禮。緬惟古詞、罔不率由、自我而闕、何以示後。其三九射禮、即宜依舊遵行。以今年九月九日、賜射於安福樓下。

大射の展禮は、先王刱儀し、沿革或いは殊ると雖も、而れども遵習して曠無し。往に陳奏有りて、遂に廢寢に從えども、永鑑の大典は、舊章を忘るること無し。將射して侯以て德を觀るは、豈に羊を愛して禮を去らんや。緬惟の古詞は、率由せざる罔し。自我にして闕くれば、何を以て後に示さん。其の三・九の射禮は、即ち宜しく舊に依りて遵行せよ。今年の九月九日を以て、射を安福樓下に賜わらん。

この前年に、唐代を代表する国家礼典『開元礼』が完成された。玄宗が大射礼を実施しようとしたのは、新国家礼典を実践して天下の太平を誇示する意図があったためだと思われる。『開元礼』は開元一〇年（七二二）から開元二〇年にかけて十年間を要して編纂された。この十年間に、礼官と玄宗との国家儀式をめぐる討論が絶えなかったことは史料から確認できる（『旧唐書』礼儀志参照）。詔に「往有陳奏、遂從廢寢」は許景中の上奏を指し、また、「豈愛羊而去禮」は睿宗・景雲二年に諫議大夫源乾曜の上奏を引用したものである。開元二一年に大射礼を実施したことは、『開元礼』編纂の余韻を受けて玄宗は許景中と源乾曜の建議をはかり、最終的に源乾曜の意見を採

納したのだと思われる。「自我而闕、何以示後。其三九射禮、即宜依旧遵行」も玄宗が大射礼をここで廃止せず、継承していく意欲を示している。そのため、今回の大射礼は前回と違って八月に詔を下し、二週間ほどの準備期間を設けた。しかし、この詔の直後に、『唐会要』の原注には「此より以後、射禮遂に廃す」とあるように、今回の大射礼は唐代に実施された最後の儀式であり、それ以降再開することはなかったのである。

以上は唐代大射礼の実例を辿ってみたものである。唐代の大射礼は規模が大きく、礼儀的性格も強く現れている。大射礼は軍礼のカテゴリーに所属されているが、これまで見たように、唐代に実施した大射礼の実例からは、この儀式を用いて軍隊を強化したり、将軍を選抜したりするような軍事的性格は読み取れない。高祖朝と高宗朝に戦利品を賞品とする実例が二例あり、それには潜在する敵対勢力を威嚇する機能が含められるが、全体的に見れば大射礼の軍事性格は強くはなかった。むしろ、皇帝の即位と関連づけて南郊、太廟の告礼、籍田礼と一体化して新政権の登場を誇示すること、儀礼の実施によって天下が安定するいわゆる政治面での機能が重要視されたと言える。言い換えれば、大射礼には実際の機能より象徴的な意義が強調されていることになる。しかしながら、あらためて考えてみれば、五礼の諸儀式の中でこのような機能を持つ儀礼は少なくない。そのため、大射礼は、その意味では王朝にとって実施しなければならない必須儀礼ではないと言える。このように、大射礼は慣例として毎年に実施することは維持できなく、その存在さえ危機を迎えてしまう。玄宗朝から大射礼は復活されたが、その内実は宴会の性格が強調されるようになり、しかもしばらくの間は盛んに行われた。おそらくこの影響を受けてのことであろう、『開元礼』の「皇帝射於射宮」規定の文末に、

> 若燕游小射、則常服不陳樂懸、不行會禮。王公以下事迄出、無北面再拜之儀。
>
> 燕游の小射の若きは、則ち常服にして樂懸を陳せず、會禮を行わず。王公以下、事迄れば出で、北面して再拜するの儀無し。

とあり、比較的気楽に行える儀式が追加されたと考えられる。しかし、これは許景先らに反対され、存続はできなかった。また、正式に実施する大射礼においても、もはや本来の機能は失われてしまったため、玄宗朝以降に大射

礼はついに復活することはなかったのである。

第三節　大射礼から宴射礼へ

上で触れたように、宋代の射礼は唐代に比べて大きく変化した。宋代射礼の特徴を一言で言えば、「大射礼」が「宴射礼」に代えられることである。宋代の史料残存量は唐代より遥かに多い側面があることは事実であるが、射礼は北宋では唐代の匹敵しないほど盛んに行われ、大きなピーク期に到達したと言える。元の脱脱は『宋史』巻一一四、志六七、礼一七、嘉礼五、大射礼条に宴射を混入させているが、これは必ずしも妥当ではないであろう。なぜなら、宴射は大射とは全く異なる機能を持っており、また管見の限りでは現存史料中に両者の継承関係が見えず、むしろ並列関係であるといってよい。そこで、筆者は両者を分けて論じたい。

（一）大射礼の廃止

大射礼は宋代初めに日程にのぼったことがある。『宋史』に(42)、

> 大射之禮、廢於五季、太宗始命有司草定儀注。其群臣朝謁如元會。酒三行、有司言請賜王、公以下射、侍中稱制可。皇帝改服武弁、布七埒於殿下、王・公以次射、開樂懸東西廂、設熊虎等侯。陳賞物於東階、以賚能者。設豊爵於西階、以罰否者。並圖其冠冕・儀式・表著・墩埒之位以進。帝覧而嘉之、謂宰臣曰、「俟弭兵、当與卿等行之」。
>
> 大射は禮、五季に廃れ、太宗始めて有司に命じて儀注を草定せしむ。其の群臣の朝謁すること、元會の如し。酒三行にして、有司言して王に賜わらんことを請い、公以下は射し、侍中、制可を稱す。皇帝、改めて武弁を服し、布七もて殿下に埒し、王・公、次を以て射し、樂懸を東西の廂に開き、熊虎等の侯を設す。賞物を東階に陳し、以て能者に賚す。豊爵を西階に設し、以て否者を罰す。並びに、其の冠冕・儀式・表著・墩埒の位を圖し、以て進す。帝覧て之を嘉し、宰臣に謂いて曰く、「弭兵を俟ち、当に卿らと之を行わん」と。

と記される。また、『玉海』巻七五、淳化大射図にも同様の記事があり、それによれば、

（淳化）五年九月壬子（二十三日）、中書門下獻「大射圖」。先是八月五日甲申、上有意於大射、詔有司講求典故（『實録』云、「講求大射儀注」）、自『周官』射禮及『開元』、『開宝礼』斟酌損益、草定其儀、大約如朝謁元會之禮。

（淳化）五年九月壬子（二十三日）、中書門下「大射圖」を獻ず。是より先、八月五日甲申、上、意を大射に有りて、有司に詔して典故を講求せしめ（『實録』云う、「講求大射儀注」なり）、『周官』射禮より『開元』、『開宝禮』に及ぶまで損益を斟酌し、其の儀を草定し、大約すること朝謁・元會の禮の如し。

とある。北宋太宗・淳化五年（九九四）八月五日に、太宗は大射礼の儀注を制定するように命じた。儀注の制定にあたって依拠したのは、唐代の『開元礼』と太祖朝の『開宝通礼』である。『開宝通礼』は「本唐『開元礼』而損益之」の方針で編纂された北宋初めての国家礼典であるが、これによって、少なくともその大射礼は『開元礼』と差異が存在することがわかる。その後に、有司が大射礼の儀注を献上し、その内容は、「朝謁→宴会→百官に射の資格を下賜→皇帝の射→王公・百官の射→賞罰の施行」となる（上記『宋史』記事参照）。したがって、『開元礼』「皇帝射於射宮」と基本的に一致している。太宗は直ちに大射礼を実施することはなく、戦事が終了してからまた百官と実施することを約束した。この時の戦事とは、淳化四年から四川で興った王小波、李順の蜂起を指すであろう。

太宗にとって、大射礼は反乱軍を威嚇するものではなく、天下が安定して平和を誇示する意味を持つ儀式であったことが推察できる。しかし、この蜂起は至道二年（九九六）になってようやく鎮圧され、それからしばらくして太宗が崩御したので、大射礼の実施が再び提起される余裕はなかった。

真宗が即位してから、咸平四年（一〇〇一）に後苑で宴射を行うときに臣下と大射礼について会話し、その後に直館に射宮をめぐって五言六韵詩を作らせた(43)。注意すべきことは、大射礼とともに討論されたのは、「投壺」と「郷射礼」だったことである。投壺礼は北宋では実施されたことはなく、郷射礼は地方の庶民と直接に関わるものとして盛んに行われたが、皇帝との距離が近い儀礼ではない。真宗が大射礼を投壺、郷射礼と合わせて言及したことから、当時の大射礼は投壺、郷射礼と同じように、皇室との関係がさほど

親しくない一面があったことを示している。それにもかかわらず、この後の仁宗朝に編纂された『因革礼』の中には、大射礼が依然として残されているのである。その原文は残存していないものの、儀式名は「皇帝射於射宮」であり、『開元礼』と全く同じである。大射礼の実践は北宋ではゼロなのであるから、内容に調節を加えることは考えにくく、おそらく太宗朝に制定した儀注と同じように、『開元礼』を基本的にそのまま踏襲した可能性が極めて高い。これ以降、大射礼は相変わらず停滞し続け、ようやく北宋末期に編纂された『新儀』になって儀礼書から外された。

（二）宴射礼の盛行とその多様化

大射礼が北宋で完全に廃止された一方で、宴射礼は盛んに行われた。その実施時期には、密集性と不定期性という特徴があり、平時に行われるほか、祝日にもよく行われたことも史料に散見するので、三月・九月に限定にして実施する大射礼とは全く異なる。北宋では射宮がなく、射堂は存在するが、それは太宗が開封府尹を務めたときに立てた射を練習する場所であり、皇帝専用の場ではなかった(44)。北宋の宴射の会場は、迎春苑・玉津園などの遊楽する場所であり、時に近臣や功臣の邸宅でも実施された。宴射の規模は大射礼よりはるかに小さくて、雰囲気も気楽なものがあるから、大射礼より簡単に実施できる特徴も持っている。この点が、宴射が北宋で盛行した非常に重要な条件の一つだと思われる。特に太祖・太宗・真宗の三朝では、宴射は頻繁に行われ、毎年に数十回を数え、北宋王朝で大きな機能を持つ儀式として挙げられる。真宗朝以降になって、仁宗・神宗朝にも絶えず実施されたが、北宋前期の三朝より大幅に減少しており、全体的に衰退する傾向を示す。

太祖朝は、宴射を最も頻繁に実施した時期で、毎月に数回行われた。『宋史』巻一、太祖本紀に、乾徳元年（九六三）に実施した宴射について、

> 三月辛未、幸金鳳園習射、七發皆中。符彦卿等進馬稱賀、乃遍賜從臣名馬・銀器有差。
>
> 三月辛未、金鳳園に幸して習射し、七たび發して皆中つ。符彦卿た、馬を進めて賀を稱し、乃ち遍く從臣に名馬・銀器を賜うこと差有り。

とされる。この儀式で、太祖は七発射して全て命中させた。それを見た符彦卿らは、馬を進めて祝賀し、その返礼として太祖も臣下に名馬・銀器を賞賜

した。君臣は進奉と下賜とによって、互いに良好な関係を構築したのである。『宋会要輯稿』礼四五、祥符太清楼宴射の次の記載も、注意すべきである。

> 國朝凡遊幸池苑、詔宗室武臣射、毎皇帝中的、從官(行)[再]拜稱万歳、奉觴・貢馬稱賀。預射官中者、帝為解之、賜襲衣・金帯・散馬。不解則不賜。苑中射皆有棚、書暈的。射則用招箭班三十人、服緋紫繡衣、帕首、分立左右、以喝中否。
>
> 國朝、凡そ遊幸の池苑は、宗室・武臣に詔して射し、皇帝の的に中つる毎に、從官再拜して万歳を稱し、奉觴・貢馬して賀を稱す。射に預つ官、中つれば、帝為に之を解し、襲衣・金帯・散馬を賜う。不解ならば則ち賜わず。苑中の射は皆、棚有りて、暈的を書す。射は則ち用て箭班三十人を招き、緋紫繡衣を服し、帕首して、分かちて左右に立ち、以て中否を喝す。

これによれば、北宋では遊楽する際に、皇帝は臣下に射させた。皇帝が的に当てれば、臣下が再拝して万歳を言い、皇帝に酒を進め、馬を貢献した。一方、臣下が的に当てれば、皇帝は襲衣・金帯・散馬を下賜した。宴射における物の授受を通して君臣関係が強化されるやり方は、太祖朝では既に定例となったことがわかる。これが、北宋末期に編纂された『新儀』に編入されたのであろう。

北宋初期に宴射が慣例として絶えずに行われたが、それが国家儀礼に整備して国家礼典に納めるには時間がかかった。特に、太祖、太宗朝に宴射は儀礼の性格がそれほど強くないように見える。例えば、太祖朝建隆二年三月のこととして、

> 太祖幸作坊宴射、酒酣、顧前鳳翔節度使、兼中書令、臨清王彦超曰、「卿曩在復州。朕往依卿、卿何不納我」。彦超降階頓首曰、「当時、臣一刺史耳。勺水豈可容神龍乎。使臣納陛下、陛下安有今日」。上大笑而罷。
>
> 太祖、作坊に幸して宴射し、酒酣なれば、前鳳翔節度使、兼中書令、臨清王の彦超を顧みて曰く、「卿、曩に復州に在り。朕往きて卿に依るに、卿何ぞ我に納めずや」と。彦超、階を降り頓首して曰く、「当時、臣は一刺史なるのみ。勺水、豈に神龍を可るるべけんや。臣をして陛下を納らしむれば、陛下安んぞ今日あらん」と。上、大いに笑いて罷む。

とある(45)。宴射では、酒の効果があるため、普段口から出せない話題も気

軽に話せる一面がある。こうした状況は、太宗・雍熙元年（九七七）になって、宴会の管理が厳しくなり、臣下だけではなく、皇帝本人が自由に酒を飲みたい場合でも事前に御史中丞に申請をしなければならない状態を招くことになった(46)。さらに、真宗朝になって宴会の規定はさらに厳密化され、制度化された。儀式では、文武官は朝儀の順序で入退場するように規定され、また内侍省から中使が遣わされて、宴会に参加する百官を管理し、会話さえ禁止されている(47)。徽宗・大観三年（一一〇九）に、議礼局は「集英殿春秋大宴儀」を上奏した。これは、その四年後に上進された『新儀』にも納められている。同時に挿入された宴会類儀式には、「皇帝宴射儀」、「集英殿飲福大宴儀」、「垂拱殿曲宴儀」、「上巳重陽賜宴儀」、「辟廱賜聞喜宴儀」（巻一九八～二〇三）もある。このように、宴会は国家礼儀のレベルまで上げられ、これらの儀式においても宴射礼はトップに置かれている。これは、実際には宴射は君臣関係を強化する機能を持つものの、さらに多機能の側面も持っており、王朝儀礼の中で重要視されていることと関係があると思われる。

太祖・太宗朝は天下統一の戦争期であり、皇帝はよく宴射の前後に教船池・武成王廟・講武池・新水磑などの軍事訓練や軍事性格の強い場所を訪れた(48)。このときの宴射は、これらの軍事活動とは直接には関係しないが、臨戦態勢の雰囲気が濃厚に漂っているはずである。それが真宗朝からは大幅に減少し、その代わりに、文学が宴射に登場し始め、『続資治通鑑長編』巻四六、真宗咸平三年二月丙子条に、

> 丙子、曲宴近臣於後苑、上作中春賞花釣魚七言詩、儒臣皆賦、遂射於水亭、尽歡而罷。自是著為定制。
>
> 丙子、近臣を後苑に曲宴し、上、中春賞花釣魚七言詩を作り、儒臣皆な賦し、遂に水亭に射し、歡を尽して罷む。是より著して定制と為す。

とある。また、『宋会要輯稿』礼四五、雑宴に、

> 淳化元年（九九〇）二月己未、宴近臣於後苑、習射、張樂飲酒、詔臣賦詩。上亦賦宗廟之饗及出征一章、賜宰相呂蒙正等。
>
> 淳化元年（九九〇）二月己未、近臣を後苑に宴し、習射し、樂を張りて酒を飲み、臣に詔して詩を賦さしむ。上、亦た宗廟の饗及び出征の一章を賦し、宰相の呂蒙正らに賜う。

とあり、宴射に物品の授受のほか、詩の授受も加えられ、君臣関係の強化は

単に物質面にとどまらず、詩によって精神面をも強調されるようになった。真宗・大中祥符二年（一〇〇九）九月、真宗は宗室を龍図閣に集め、その学問の進展を確認した。その席で、寧王趙元璠は、「侍講、近く『尚書』、『論語』を説く間、事無ければ即ち射を習う」と答え、真宗は「其の勤学を喜ぶ」と答えて寧王を賞賛した(49)。つまり、習射は遊びではなく、『尚書』、『論語』と並んで文武の正道であった。

宴射は外交面にも大きな影響を与え、しかもこの機能は早くも太祖朝に存在した(50)。『宋会要輯稿』礼四五、宴享に、

（真宗景德二年）十二月四日、命鎮安軍節度使石保吉賜契丹使宴射於玉津園。自是凡契丹使至、皆賜宴射、命節度使或枢密使、天聖後率用管軍者主之。

（真宗景德二年）十二月四日、鎮安軍節度使の石保吉に命じて、契丹使に宴射を玉津園に賜う。是より、凡そ契丹使至らば、皆な宴射を賜い、節度使或いは枢密使に命じ、天聖より後は率ね管軍者を用て之を主らしむ。

とある。真宗朝では、北宋と契丹が澶淵の盟を結んで以来、両国が互いに使節を送ることは慣例となっていた。契丹使者が来朝する際に、いつも宴射が下賜され、北宋側で使者を接待するのは節度使や枢密使であり、仁宗・天聖年間から将軍にも宴射の責任者を務めさせた。このような接待方法は、他の国の施設にも拡大された(51)。こうした風潮は外国にも影響を及ぼし、宋から使者が遣わされた際にも、外国の君主から宴射が下賜され、真宗朝に畢仲衍が使節として契丹に赴いた時、彼は宴射儀式の中で優れた技術を披露して契丹主を驚かせたという。おそらくは、日本古代の宮中における外国使節接待の一環としての「射礼（じゃらい）」も、この影響を受けたものではなかろうか。

以上のように見てくると、北宋期の宴射礼は軍事・外交・君臣関係の応酬などの多方面で大きな役割を果たしており、象徴的な大射礼とは異なって高い実用性を持つ儀式だと言ってよいであろう。

おわりに

本章では、唐宋両時代の射礼を取り上げて検討した。論点をまとめれば、以下のとおりである。

（１）唐代における国家儀礼としての射礼は大射礼であり、その実施は唐代前期に集中しており、高宗朝から衰退する傾向が現れはじめ、玄宗朝後半から廃止されることとなった。

（２）唐代大射礼は軍礼のカテゴリーに属しているが、多くの実例には軍事的な性格は見えず、むしろ新政権の確立や天下統一を示すという象徴的な側面が強く、その意味で実用性を欠いている。これは唐代の大射礼がやがて廃止された原因だと思われる。

（３）北宋の射礼には、大射礼と宴射礼とが同時に存在しており、前者は儀礼書の紙面にとどまって実践されることはなかった。宴射礼は北宋初期には礼儀的な要素を欠いていたが、真宗朝から整備され、北宋末期に一連の宴会関係の儀礼とともに国家礼典の『新儀』に名を連ねた。

（４）宴射礼の機能は外交・軍事・君臣関係の応酬などの各方面に及ぶ性格を有していたため、統治者に重要視され、それが長く行われ続けた理由であった。

注釈

(1)梁満倉『魏晋南北朝五礼制度考論』（社会科学文献出版社、二〇〇九年）参照。

(2)拙稿『献俘礼から見た唐・宋軍礼の変容』（『史滴』三四、二〇一二年）参照。

(3)これについて、筆者は二〇一一年十一月に開催された第一〇九回史学会大会東洋史部会（東京大学）において「唐宋“軍礼”の構造とその変容」という題目で報告した。

(4)この時に追加された儀式については、呉麗娛「関於「貞観礼」的一些問題――以所増二十九条為中心」（『中国史研究』二〇〇八―二）がある。

(5)陳寅恪『隋唐制度淵源略論稿』（上海古籍出版社、一九四四年）はこの「古礼」を隋礼と指摘する。

(6)射礼の分類については三種類との分類法もある。これについて、清・朱大韶『実事求是斎経義』巻一（『続修四庫全書』経部、上海古籍出版社、二〇〇二年）に、射礼を大射・郷射・燕射に分類している。燕射の記録は『周礼』にしか見えず、その存在さえ疑われている。また、大射と郷射は後世に継承されつつ、多くの王朝がそれを実施したことが史料よりしばしば確認できる。両者の関係について、小南一郎「射の儀礼化をめぐって」（『中国古代礼制研究』、京都大学人文科学研究所、一九九五年）は、両者の流れは基本的に同じであるが、レベルで言えば大射の方が郷射より高いと指摘する。また彭林『中国古代礼儀文明』第一三章「立徳正已之礼：射礼」（中華書局、二〇〇四年）にもこの認識を示している。さらに、小南氏は、最初に郷党組織内部に郷射が作られ、それは徐々に上層に浸透していき、統治階級に適用する大射を形成したと指摘する。

(7)郷射について、王美華「唐宋時期郷飲酒礼変遷の分析」（『史滴』三三、二〇一一年）は、郷射は庶民と緊密に関わっている儀式として唐代国家礼典に登場したことはなかった。宋代になって『太常因革礼』に嘉礼のカテゴリーに納められたが、その後に礼典より除外され、それにもかかわらず郷射は庶民層の社会秩序の維持に大きく作用した、と指摘する。

(8)『五代史志』の軍礼部分は『隋書』巻八礼儀志三に記される。

(9)前掲注５陳寅恪論文は、隋は北周から生まれた王朝であり、北周礼の多くを継承したとする。また、『五代史志』が取り上げた南北朝儀礼は唐礼と異なるものであり、北周大射を省略して隋礼の大射のみを記したのは、両者はほぼ同じであるからだと思われる。

(10)『礼記集解』巻六二「射義」（『十三経清人注疏』、中華書局、一九八九年）に、「是故古者天子之制。諸侯歳獻貢士於天子、天子試之於射宮」とある。

(11)「皇帝射於射宮」儀式では、大射の前にまず宴会が催され、それは元日と同じである。渡辺信一郎『天空の玉座―中国古代帝国の朝政と儀礼』（東京柏書房、一九九六年）に、元日の儀式では、太極殿に入場する官員は在京する九品以上の官員を含めて二六〇〇人ほどであり、また地方から上京した朝集使、外国の使節団を加えれば三〇〇〇人を超えると推

測した。この人数からも唐代大射礼の規模がうかがえる。

(12)『通典』巻一九、職官一、歴代官制総叙に「大唐一万八千八百五員。内官二千六百二十一、外郡県官一万六千一百八十五」とある。

(13)大射礼における君臣、臣臣の秩序の確立という機能は早期に既に存在した。これについて、伊藤清司「古代中国の射礼」（『民族学研究』二三―三、一九五九年）、陳戍国『先秦礼制史』（湖南教育出版社、一九九一年）、楊寛「射礼新探」（『古史新探』、中華書局、二〇〇八年）参照。また『開元礼』では、皇帝が射る時に、五節の「騶虞」、侍射者が射る時に三節の「貍首」が奏でられるなどで明確に王朝の秩序を示している。

(14)『唐会要』巻三七、大射に「五年九月三日、御丹霄楼、觀三品已上行大射禮。四日、賜五品已上射於永光門樓、以觀之」とあるように、「皇帝観射於射宮」も「大射」と呼ばれた。

(15)丸橋充拓「魏晋南北朝隋唐時代における「軍礼」確立過程の概観」（『社会文化論集』七、二〇一一年）参照。

(16)清・孫詒讓『周礼正義』巻三三、春官大宗伯に「以軍禮同邦國。大師之禮、用衆也。大均之禮、恤衆也。大田之禮、簡衆也。大役之禮、任衆也。大封之禮、合衆也。以嘉禮親万民。以飲食之禮、親宗族兄弟。以昏冠之禮、親成男女。以賓射之禮、親故舊朋友。以□燕之禮、親四方之賓客。以脤膰之禮、親兄弟之國。以賀慶之禮、親異姓之國」とある。

(17)『周書』巻五、武帝本紀上、保定二年十一月辛巳条に、「十一月辛巳、帝親率大軍講武於城東。癸未、集諸軍都督以上五十人於道会苑大射、帝親臨射宮、大備軍容」とある。また、丸橋充拓「唐代射礼の源流」（宮宅潔研究代表、科研費研究成果報告書『中国古代軍事制度の総合的研究』京都大学人文科学研究所、二〇一三年）参照。

(18)『通典』巻七七、軍礼、天子諸侯大射郷射。

(19)『宋史』巻九八、礼儀志一。

(20)『続資治通鑑長編』巻二八八、元豊元年（一〇七八）二月庚戌条に「詔詳定合更事以聞」とある。

(21)張文昌『制礼以教天下――唐宋礼書与国家社会』第三章「宋代国家礼典之修撰」（台湾大学出版中心、二〇一二年）参照。

(22)前掲丸橋論文参照。

(23)『唐会要』巻二六、大射参照。以下に唐代大射礼の実施例は全部この史料に依拠する。

(24)『資治通鑑』巻一九〇、武徳五年十一月庚申条。

(25)金子修一「唐代皇帝祭祀の親祭と有司摂事」（『東洋史研究』四七―二、一九八八年）参照。

(26)『旧唐書』巻二、太宗本紀上、貞観三年正月条。

(27)『類編長安志』巻二に、「東宮北門曰玄徳門、當承天門内、其北曰太極門」とある。

(28)『旧唐書』巻二、太宗本紀上。

(29)『資治通鑑』巻一九九、唐紀、永徽元年（六五〇）正月辛酉条。

(30)『旧唐書』巻四、高宗本紀。

(31)『冊府元亀』巻八〇、帝王部、慶賜第二に、「戊寅、宴三品以上於九成宮丹霄殿、賜從官帛各有差」とある（『玉海』巻一六四、唐丹霄楼丹霄殿にも同様の記事がある）。また、『玉海』巻三一、唐玉華宮万年宮銘に「永光門亦在萬年宮」とある。

(32)『旧唐書』巻七三、姚思廉伝に「太宗將幸九成宮、思廉諫曰、離宮游幸、秦皇、漢武之事、固非堯、舜、禹、湯之所為也。言甚切至。太宗諭曰、朕有氣疾、熱便頓劇、固非情好遊賞也」とある。『新唐書』巻九八、馬周伝に、太宗が貞観六年（六三二）二月に九成宮へ移動すると詔を下し、これについて、馬周が上奏したことを伝えている。その上奏文に「然詔書已下、業不中止、願示還期、以開衆惑」とあり、太宗が九成宮で長く滞在しないように諫めた。

(33)『冊府元亀』巻八四、帝王部、赦宥第三。

(34)『冊府元亀』巻五六九、掌礼部、作楽。

(35)『唐会要』巻二六、大射に「麟徳元年三月三日、展大射禮。自後、遂不行此禮」とある。

(36)『論語正義』巻四、八佾に「子貢欲去告朔之餼羊。子曰、賜也、爾愛其羊、我愛其禮」とあり、朱熹集注に「月朔、則以特羊告廟、請而行之。餼、生牲也」とある。この用例は唐代国家儀礼の討論に散見され、よく用いられた。

(37)『通典』巻七七、軍礼、天子諸侯大射郷射に、至景雲二年、諫議大夫源乾曜上表請行射禮、直至先天元年、二年」とある。

(38)『唐六典』巻三、尚書戸部、金部郎中条に「員外郎一人、従六品上」とあり、また同書巻五、尚書兵部、職方郎中条にも「員外郎一人、従六品上」とある。

(39)『唐会要』巻三七、大射。

(40)仁井田陞『唐令拾遺』雑令二八条（東京大学出版社、一九八三年）参照。

(41)『唐会要』巻三七、大射。

(42)『宋史』巻一一四、志六七、礼一七、嘉礼五、大射礼条。

(43)『宋会要輯稿』礼四五、賞花釣魚宴。

(44)『続資治通鑑長編』巻七三、真宗大中祥符三年（一〇一〇）閏二月己未条に、「太宗及秦王、許王之為開封尹、皆在南衙視事。至道初、上始復居府廨、太宗命府東建堂習射」とある。

(45)『続資治通鑑長編』巻二、太祖建隆二年（九六一）三月癸亥条。

(46)『宋史』巻二七六、滕中正伝に「雍熙元年春、大宴、上歡甚、以虛盞示群臣。宰相言飲酒過度、恐怕有失儀之責。上顧謂中正曰、今群臣相遇、有失者勿彈劾也」とある。

(47)『宋会要輯稿』礼四五、宴享に、「（景德二年一二月）十七日、詔宣徽院、凡有宴會、令入内内侍省差中使六人分垛殿两廊上、約百官、軍員、無得言笑喧嘩」とある。

(48)例えば『続資治通鑑長編』巻五、太祖乾德二年（九六四）二月辛巳条に、「辛巳、幸教船池、賜水軍將士有差。還、幸玉津園宴射」とある。

(49)『宋会要輯稿』帝系四、宗室雑録一。

(50)『宋史』巻四八〇、呉越錢氏に、「太祖受禅、俶遣昱入貢、與江南使同侍宴射於後苑、江南使先中的、令昱解之、昱應弦而中、賜以玉帶」とある。

(51)『宋史』巻八、真宗本紀、天禧元年一二月条に、「己卯、……高麗使徐訥賜射瑞聖園」とある。

付録　図表

『開元礼』皇帝射於射宮	『開元礼』皇帝観射於射宮	『新儀』皇帝宴射儀
三日前、有司は準備する。当日、儀式開始、元会のように宴会を開く。	前日、有司は準備する。儀式当日、宴會を開く。	事前に儀式の準備が行われる。儀式当日に、常起居を実施し、宴会が行われ、三巡にわたって飲酒する。
皇帝は音楽に合わせて四本の矢を射る。侍射者も四本の矢を射る。	王公などは射に就き、司射は導射する。王公は殿上に四本の矢を射る。次に四品以下の官員も四本の矢を射る。	皇帝は親射し、毎回に当てると、有司は馬を奉献し、班首は臣僚を率いて酒を進め、再拝する。臣僚が当てると、賞賜が下される。
当てた者は褒美を下賜され、外れた者は罰を受けて酒を飲まされる。儀式終了。	当てた者は褒美を下賜され、外れた者は罰を受けて酒を飲まされる。儀式終了。	五巡をわたって飲酒し、儀式終了。

表1 唐宋礼典の射礼

第五章　唐代軍礼における「献俘礼」の基本構造

はじめに

中国前近代の王朝は、「法」と「礼」を二大支柱としてその国家運営がなされてきたといってよいであろう。このうち、法については今日までに膨大な研究蓄積があるが、一方の礼に関する研究はそれと比較すると研究の蓄積は浅く、一九九〇年代から本格的に分析が進められたといってよい。

中国の礼は、『儀礼』『周礼』『礼記』の三礼をもとに、特に儀式次第については『儀礼』に依拠して漢・魏・晋・南北朝期に整理発展をとげ、それらは唐礼に結実した。そして、唐では『貞観礼』『顕慶礼』を経て、『大唐開元礼』一三〇巻に集大成された。儀式書としては、『儀礼』以降はこの『大唐開元礼』が現存する最古のものである（以後『開元礼』と略称）。

『開元礼』は、伝統的な五礼制度に基づいて編纂された。五礼とは、吉礼（祭祀の礼）、賓礼（外国賓客接待の礼）、軍礼（出征、田猟など軍事の礼）、嘉礼（冠婚・賓射などの礼）、凶礼（死喪・凶荒の礼）を指す。これらは、伝統の抽象的な「礼」の概念を制度化したもので、国家を統治する規範であり、かつ理想的な社会環境を整備しようとしたものである。このうち、皇帝権力構造の分析に関わるものとして、唐の吉礼・賓礼・嘉礼・凶礼についてはこれまでもしばしば取り上げられてきた。しかしながら、それらに比して、軍礼を視野に入れての研究となると、実はさほど多くはなく、いまだ空白の部分が随所に残される(1)。

いうまでもなく、軍事は王朝運営と統治者権力の維持において最も重要な要素の一つである。それに関わる軍礼は、軍事的性格を示す一連の儀式として、皇帝と天地等の諸神との関係だけではなく、実際に軍事に携わる軍将の要素も加味され、その点が他の四礼とは異なる特別な側面を有すると思われる。つまり軍礼の研究は、それらのいわば三位一体的な関係を明らかにすることとなり、そしてそれは中国史上における皇帝権力と国家体制のあり方を研究する上で、避けては通れない一分野であるとさえいってよい。

ただし、一言で「軍礼」とはいっても、唐の軍礼はそれなりに壮大な体系

をもって構築されている。そこで本稿では、唐の軍礼の重要な一側面である「献俘礼」（俘虜や戦利品を捧げる儀式）を対象に取り上げ、その基本的な構造を考察してみたい(2)。

献俘礼の起源は、原始社会の後期に戦争の勝利に対して功労と祝賀を表そうとする宗教的習俗に由来する(3)。戦争の勝利を、人々は諸神と先祖の加護によるものと認識し、その返礼として盛大に献俘の儀式を開き、戦利品を慎ましく諸神に奉げ、感謝の気持ちを示さねばならなかった。以後、各王朝において、献俘礼は国威を示し、皇帝の統治基盤を強化する機能をもつものとして認識され、重視されてきた。ただし、その過程には、当然ながら各時代の継続性だけでなく、その時代の特有性も存在したはずである。

それならば、強大な皇帝権力と強力な軍事力を有したとされる唐王朝においては、献俘礼はどのような構造をもっていたのであろうか。

第一節　唐代献俘礼の多重構造性 ―特に「造」と「告」について―

唐代の献俘礼を討論するに当たって、まず一つの問題を確認しておきたい。それは「献俘」と「献捷」の区別である。両者は類似する性格を有するが、次の点が大きく異なっている。すなわち、「献捷」は戦争勝利の報告で、戦勝規模の大小に関係なく中央政府に報告する。一方、「献俘」は戦争勝利を報告する行為を伴うが、それと同時に（あるいはその後に）地方政府または前線にいる将軍は俘馘を送り届けねばならない。中央政府は、それを迎える儀式を開くことがあり、しかもこの儀式は単一なものではなく、一連の連続する儀式で構成される複合体である。つまり、「献俘」儀式は「献捷」の場合よりも規模が大きく、内容も複雑なのである。それでは、唐代の献俘礼はどのような構造を持っていたのか、この献俘の過程を通して政府は何を意図したのかを見てみよう。

唐王朝が献俘礼を規定した文字資料として、『開元礼』に記される献俘礼に関する内容をあげてみよう。それらは『開元礼』軍礼の出征に関するいくつかの儀式の文末に散見でき、次のとおりである(4)。

a 皇帝親征造於太廟（巻八三）

凱旋告日、陳俘馘於南門外、北面西上、軍實陳於後。其告奠之禮皆與告

禮同。

b 制遣大將出征有司宜於太社（巻八七）

若凱旋、唯陳俘馘及軍實於北門之外、南面、其告禮如上儀、祝版燔於齋所。

c 制遣大將出征有司告於太廟（巻八九）

若凱旋、惟陳俘馘及軍實於南門之外、北面西上。其告禮如常儀。

右からうかがえるように、唐代献俘礼は「皇帝親征」と「制遣大将出征」の二つの場合に分かれている。「皇帝親征」の場合、皇帝は出発する前にまず圜丘・太社・太廟で「告奠之礼」（以下は告礼と略す）の祭祀を行い、「制遣大将出征」の場合、大将は出発する前に太社・太廟・斉太公廟で告礼を行う(5)。a の「其告奠之禮皆與告禮同」と b ・c の「其告禮如上（常）儀」が示すように、献俘礼における告礼の内容は、出征する際に行われる該当告礼に順ずるのであるが、献俘礼では門外（太廟は南門、太社は北門）で実際に「俘馘」を陳列する点が異なっている。

ところで、右では社稷・祖霊に対して「告」が行われるが、注目すべきは儀式に用いられる「造」「宜」「告」の使い方の差異である(6)。これは儀式内容と緊密に関係するので、あらかじめ説明しておきたい。今、『開元礼』篇目に列挙される諸儀式名の中から太廟と太社で行う儀式を取り上げて整理すると、表１のごとくになる。

まず太廟における諸儀式の式次第を『開元礼』に見てみると、それらでは皇帝が親祭するか否かに関係なく、各儀式画面の性格と目的とによって、儀式行為に用いる呼称が異なることがうかがえる。それらを整理すると、平時に実施する吉礼では「享・薦新・祭・告・祈」が行われ、戦時の際に開く軍礼では皇帝は「造」、大将は「告」を行う。

一方、太社の諸儀式では、平時に開く吉礼では「祭・告・祈」を、軍礼では皇帝も大将も同じく「宜」を用いる。すなわち、①『開元礼』の諸儀式において「造・宜」は軍礼に専属する用語であること、② 軍礼の中では「造・告」が区別されていること、の二点がまず知られるのである。

『周礼』春官宗伯・大祝条に、

大師、宜於社、造於祖。

大師は、社に宜し、祖に造す。

とあり、『礼記』王制篇には、

天子將出、類乎上帝、宜乎社、造乎禰。諸侯將出、宜乎社、造乎禰。

天子將に出でんとすれば、上帝に類し、社に宜し、禰に造す。諸侯將で出でんとすれば、社に宜し、禰に造す。

とある。これに対して、鄭玄は「類、宜、造、皆祭名、其禮亡」と注し(7)、また孔穎達は「造乎禰者、造、至也、謂至父祖之廟也」と注する。さらに正義は、

造乎禰者、造、至也。謂至父祖之廟也。…（中略）…。廟為親近、故以奉至言之、各隨義立名也。

禰に造するとは、造は至なり。謂は、父祖の廟に至るなり。…（中略）…。廟を親近と為し、故に以て至を奉じて之を言い、各おの義に隨いて名を立つるなり。

と解釈する。つまり、唐の治国理念と制度が三礼、特に『周礼』を模倣したように、上述の「造」と「告」も三礼に依拠している。右の史料から、「造」は、①軍礼に専属する用語であること、②天子あるいは諸侯が血縁関係（親近）にある父廟（あるいは祖廟）に対して用いる用語であること、の二つの特徴がうかがえよう。おそらく、唐の軍礼においては、太廟と血縁関係のある皇帝と区別するため、大将が太廟に対する告礼に「告」を用いたと思われる。

『隋書』巻八、礼儀志三には、

古者天子征伐、則宜於社、造於祖、類於上帝。還亦以牲遍告。梁天監初、陸璉議定軍礼、遵其制。帝曰、「宜者請征討之宜、造者稟謀於廟、類者奉天時以明伐、並明不敢自專。陳幣承命可也」。璉不能對。

古は、天子征伐すれば、則ち社に宜し、祖に造し、上帝に類す。還れば亦た牲を以て遍く告ぐ。梁の天監の初、陸璉、軍礼を議定し、其制に遵わんとす。帝曰く、「宜は征討の宜を請い、造は謀を廟より稟け、類は天の時を奉じて以て伐を明らかにし、並びに敢て自ら專らせざるを明らかにす。幣を陳し命を承くれば、可なり」と。璉、對うる能わず。

とある。この記事は、南朝・梁の天監年間（五〇二～五一九）に軍礼を制定した際の武帝と陸璉の会話である(8)。武帝は、「宜」は太社に征討の方法と専断の権力とを、また「造」は太廟の先帝たちに軍事策略を求める手段であ

り、幣を奉げることによって「命」（社稷諸神と先祖の加護）を得る儀礼であることを認識している。

第二節　唐代献俘礼の実例

『開元礼』によれば、そもそも唐の献俘礼は、戦場から凱旋した時に太社と太廟それぞれで告礼を行う儀礼である。太社と太廟で行うのは、国家が諸神から戦争勝利の加護を受けていることを表象し、それによって政権の正当性を強調する役割を果たすからである。しかし、史書に見える唐代の献俘礼には、それ以外の意味を示す事例も見受けられる。

『唐会要』巻一四、献俘の条には、高宗初期に西突厥・阿史那賀魯の乱を平定した際のこととして、次のように記される。

> 顯慶三年十一月。蘇定方俘賀魯到京師。上謂侍臣曰、「賀魯背恩、今欲先獻俘於昭陵。可乎」。許敬宗對曰、「古者出師凱還、則飲至策勳於廟。若諸侯以王命討不庭、亦獻俘於天子。近代將軍征伐克捷、亦用斯禮。未聞獻俘於陵所也。伏以園陵嚴敬、義同清廟。陛下孝思所發、在禮無違亦可行也」。十五日、還獻於昭陵。十七日、告於太廟。
>
> 顯慶三年十一月、蘇定方、賀魯を俘えて京師に到る。上、侍臣に謂いて曰く、「賀魯は恩に背く、今、先に昭陵に獻俘せんと欲す。可なるか」と。許敬宗對えて曰く、「古えは、出師して凱還すれば、則ち飲至して廟に策勳す。若し諸侯、王命を以て不庭を討てば、亦た天子に獻俘す。近代は、將軍征伐して克捷すれば、亦が斯の禮を用う。未だ陵所に獻俘するを聞かざるなり。伏して以うに、園陵は嚴敬にして、義は清廟に同じ。陛下の孝思の發する所、禮に在りて違う無ければ、亦た行うべきなり」。十五日、還りて昭陵に獻ず。十七日、太廟に告す。

阿史那賀魯は咥利失可汗の甥であり、太宗の貞観二二年（六四八）に部落を率いて唐に内附した。賀魯は太宗が派遣した亀茲討伐では昆丘道行軍總管に任命され、亀茲平定の功績によって安西都護府下の瑶池都督となった。亀茲遠征に出発する際に、太宗は嘉寿殿に賀魯を招き、自分の上着を彼に羽織ったほどであった。ところが、太宗が崩御すると間もなく賀魯は沙鉢羅可汗として自立し、唐に反旗を翻したのであるが(9)、顯慶三年（六五八）に至っ

て伊麗道行軍大總管の蘇定方に敗れ、長安に護送された。こうした事情を背景にして、右の会話があったのである。

高宗は、俘虜の賀魯を太宗の昭陵に献俘しようとして、礼部尚書の許敬宗に確認した。それに対して許敬宗は、陵の嚴敬な意義は宗廟と同じであること、先帝に対して孝を表明する行為は礼に反していないことを理由に、肯定したという。高宗の意図は、恩に背反した賀魯を昭陵に献じ、同時に孝を表すことにあったと思われる。逆にいえば、献俘礼は祖霊に対して行うのが本来の姿であったことがうかがえる。つまり、それはあくまでも実在しない諸神に対する観念的な行為であり、象徴的な意義をもつものとして理解すべきであろう。実際に、昭陵での献俘の二日後に、太廟での告が執行されている。

同じく『唐会要』献俘条には、

（元和）十二年十一月、隋唐節度使李愬、平淮西、擒逆賊呉元濟以獻。上御興安門、大陳甲士旌旗於樓南。文武群臣、皇親、諸幕使人、皆列位。元濟既獻於太廟・太社、露布引之、令武士執曳樓南。攝刑部尚書王播奏、請付所司。制曰「可」。大理卿受之以出。斬於子城之西南隅。

（元和）十二年十一月、隋唐節度使李愬、淮西を平らげ、逆賊呉元濟を擒えて以て獻ず。上、興安門に禦し、大いに甲士旌旗を樓の南に陳す。文武の群臣、皇親、諸幕の使人、皆、位に列す。元濟、既に太廟・太社に獻じ、露布もて之を引し、武士をして樓の南に執曳せしむ。攝刑部尚書の王播奏、所司に付さんことを請う。制して曰く「可」と。大理卿、之を受けて以て出で。子城の西南隅に斬る。

とある。憲宗の元和一二年（八一八）に、淮西地域の呉元済の反乱を平定した際のことであるが、太廟・太社での献俘礼を執り行った後、憲宗は興安楼に上り、文武百官・皇室も位に着き、俘虜の呉元済は露布の引導で興安楼の南に引き立てられた。そこで、攝刑部尚書の王播は呉元済を有大理寺卿に付するよう上奏し、憲宗から許可の勅が出ると、呉元済は子城の西南で斬首されたという。この記事からもわかるように、太廟・太社に献俘礼を終えてから、さらに皇帝に対して献俘礼を実施し、その上で俘虜の処置について皇帝本人の裁可を仰ぐこともあった。

俘虜が皇帝の前に引き立てられることは、例は少ないが唐の前半期にも見える。『唐会要』同条に、

顯慶五年正月、左驍衛大將軍蘇定方、討思結闕俟斤都曼、獻俘於東都。上禦乾陽殿、定方操都曼等以獻。法司請斬之。定方請曰、「都曼反叛、罪合誅夷。臣欲生致闕廷、與之有約、述陛下好生之徳、必當待以不死。今既面縛待罪。臣望與其餘命」。上曰、「朕屈法申恩。全卿信誓」。乃宥之。

顯慶五年正月、左驍衛大將軍の蘇定方、思結闕俟斤の都曼を討ち、東都に獻俘す。上、乾陽殿に禦し、定方、都曼らを操して以て獻ず。法司、之を斬せんことを請う。定方、請いて曰く、「都曼反叛すれば、罪は合に誅夷すべし。臣、生きて闕廷に致さんと欲し、之と約する有りて、陛下の好生の徳を述べ、必ずや當に待するに不死を以てすべしとす。今、既に面縛して罪を待つ。臣望むらくは、其に餘命を與えんことを」と。上曰く、「朕、法を屈して恩を申べ、卿の信誓を全くせん」と。乃ち之を宥す。

とあるのは、その例である。高宗の顯慶五年（六六〇）に、唐に背反した鉄勒の思結闕俟斤都曼が捕らえられ、高宗が御する洛陽の乾陽殿に連行された時の状況を伝えた記事である。反は十悪にあたるので刑部は大辟罪で斬刑の判決を下そうとしたが、大将軍の蘇定方は戦場で都曼を生け捕るために彼に死刑の判決が下らないことを約束していたので、高宗に赦免を求めた。蘇定方の信用を保全するため、高宗は特別に都曼を赦免したという。

また、『旧唐書』巻一二四、李正己伝附、李師道伝には、

擒師道而斬其首、送於魏博軍、元和十四年二月也。是月、弘正獻於京師。天子命左右、軍如受馘儀、先獻於太廟・郊社。憲宗禦興安門受之、百僚稱賀。

師道を擒えて其の首を斬り、魏博の軍に送る、元和十四年二月なり。是の月、（田）弘正、京師に獻ず。天子、左右の軍に命じて受馘の儀の如くせしめ、先に太廟・郊社に獻す。憲宗、興安門に禦して之を受け、百僚賀を稱す。

と見える。憲宗朝の記事であるが、斬首された李師道の首級が京に届けられ、通常の太廟と太社のほか、憲宗が御する興安楼において献俘礼が実施されている。一連の儀式の終了にあたって、憲宗は百官から祝賀を受けたことを伝える。

以上はいずれも、相当に大きな征役や反乱討伐の献俘礼の事例である。皇

帝が御する楼（または殿）に献俘する行為は、次の機能をともなっていると考えられる。すなわち、①俘虜は皇帝の前に連行されて皇帝から判決が下されること、②それは皇帝が合法的に生殺を決する権力を有する絶対的な至高者であるいることを来場者全員に認識させること、③一連の献俘礼の収束として百官から祝賀を受け、君臣の共楽を表現すること、である。場合によっては、投降した俘虜を赦免して任官することもあった（『唐会要』巻一四、献俘）。穴澤彰子氏が指摘されたように、唐代皇帝は楼の構造（楼の上・下）を生かして君臣関係の差別を確認させる効果を利用するが(10)、献俘礼の場合も同様である。

また、妹尾達彦氏が指摘されるように、唐の南郊祭祀儀礼は、玄宗朝になると「太清宮→太廟→南郊」という祭祀順序の形式が確立し、その影響で天宝年間以降は太清宮も献俘礼の会場に編入されるようになった。史料上、献俘礼を太清宮で行った最初の事例は、玄宗天宝五年（七四六）のことである(11)。唐後半期の献俘礼で、太清宮は大きな地位を占めた。

さらには、唐代の献俘礼は昊天上帝を祭る圜丘で行うこともあった。たとえば、『資治通鑑』巻二〇一、乾封元年（六六六）一〇月条に、

丁卯、上祀南郊、告平高麗、以李勣為亞獻。己巳、謁太廟。

丁卯、上、南郊を祀り、高麗を平らぐるを告し、李勣を以て亞獻と為す。己巳、太廟に謁す。

とある。これは、高宗の高句麗討伐後の例であるが、唐の高句麗遠征は太宗期に大規模な進攻を実施して失敗し、ここに至ってようやく征役に終止符を打ったので、高宗は圜丘においても告礼を実施し、功を立てた李勣に亜献（第二番目に酌献をする担当者）を担当させた。また、粛宗の至徳二年（七五七）に、安史の乱で喪失した西京長安が元帥・廣平王によって回復されると、その捷書が上皇（玄宗）の滞在する蜀に届き、上皇は宰相の裴冕を遣わして圜丘・太廟・太社に告礼を実施させている(12)。

以上、唐代献俘礼の実例のいくつかを見てきた。その機能的構造を大別すれば、太廟・太社・陵墓・太清宮（玄宗朝以降）で実施される象徴的な献俘告礼と、皇帝本人に対して行われる実用的な献俘礼の二種になろう。それに加えて、極めて大規模な征役においては圜丘で行われることもあった。ただし、陵墓や圜丘の例は個別的なものであり、太清宮も本来の形式のいわばバ

リエーションといってよいであろう。また、楼（殿）に御する皇帝に対して実施される献俘礼は、実際には慣例的に執り行われ、それが後世に影響を与えたことは認められるであろうが、それは唐王朝の滅亡まで正式な規定とはならなかった。唐代の献俘礼は、あくまでも太廟と太社で行われるのが常態であり、本来の形であった。

それならば、太廟・太社での献俘礼はどのように執り行われたのであろうか。

第三節　太廟での献俘礼の式次第

まず、献俘礼の常態ともいうべき太廟における儀式の式次第を整理してみたい。ここで太廟を取り上げるのは、太社における儀式の場合も、基本的な手順は太廟と同じだからである。上述のように、太廟での献俘礼は、皇帝親征の場合の「造」礼と大将出征の場合の「告」礼とに分けられる（唐礼では造と告を総称して「告礼」という）。そこで、この両者を唐王朝の国家祭祀書『開元礼』に規定される式次第を整理して、比較してみよう(13)。

「告礼」は祭祀全般のわたって行われるもので、献俘告礼もそれに準拠しているので、まず唐代の吉礼「告礼」の流れを述べておく。『新唐書』巻一一、礼楽志一に、

凡祭祀之節有六。一曰卜日、二曰齋戒、三曰陳設、四曰省牲器、五曰奠玉帛、宗廟之晨祼、六曰進熟、饋食。

凡そ、祭祀の節に六有り。一に曰く卜日、二に曰く齋戒、三に曰く陳設、四に曰く省牲器、五に曰く奠玉帛、宗廟の晨祼、六に曰く進熟、饋食。

とある。この六段階は、すなわち、儀式実施日を決定する占い、儀式前の斎戒（もの忌み）、その間に有司が行う位や道具などの会場設定の準備段階（一～四）と、儀式当日の玉帛の奠献（宗廟の場合は晨祼）、熟食の進め（あるいは饋食）の儀式進行次第（五・六）からなる。唐代の礼制は大・中・小の三ランクに分けられ(14)、太廟の祭祀は大祀に相当する。

『開元礼』記載の献俘「告礼」記事は長文なので、説明に障害を与えない範囲でできるだけその内容を縮小して整理すれば、表 2 のごとくになる(15)。さらに、儀式会場を可視化して理解に供すれば、図 1 のごとくである(16)。

『開元礼』の編纂された玄宗朝の廟制は、献祖から皇考睿宗までの合計九廟であった。

さて式次第を確認してみると、まず皇帝造礼の内容は、準備段階、晨祼、饋食、儀式終了の四段階で構成されている。皇帝は来場すると、まず九廟に晨祼する。饋食段階では、皇帝は順番に追って九廟の神主に醴齊を酌献する。その間に太祝による祝文の読み上げが行われる。皇帝が東序に至ると、太祝は各室の上尊から福酒を少しずつ汲んでそれを一つの爵に注ぎ合わせる。次に、侍中は福酒を皇帝に進める。皇帝は福酒を祭ってから、それを飲み（飲福）、床に置く。太祝は神主前にかけた胙肉と黍稷飯を籩に載せて、司徒がそれを皇帝に進める。皇帝はそれを食し、福酒を一口で飲み干して、皇帝の行動は終了する。次に軍将が登場するが、彼らの行為元素は単純であり、皇考睿宗大聖真皇帝の室外で福酒を少し飲んで終わる。その後、百官と軍将たちは勅を受けて胙肉を食す。儀式が終了し、出席者が全員退場すると、有司は祝版を燃やすのである。

一方、大将告礼は、準備段階、奠玉帛、進熟、儀式終了の四段階を経る。準備段階は皇帝造礼とほぼ同じである。儀式会場では、まず告官が九廟に入り、幣をもって九廟の神主に奉げる。続いて告官は九廟に醴斉を酌献し、その間に太祝が祝文を読み上げる。告官がまた東序に至ると、太祝は各室の尊から福酒を少しずつ汲んでそれを一つの爵に注ぎ合わせる。次に、告官は福酒を祭ってから、それを飲み（飲福）、床に置く。太祝が神主前にかけた胙肉を告官に進め、告官はそれを食し、福酒を一口で飲み干して、告官の行動は終了する。次に、諸将が登場し、皇考睿宗大聖真皇帝の室外で福酒を祭ってから、それを飲み（飲福）、床に置く。また、諸将は胙肉を食し、福酒を飲み干す。続いて百官が勅を受けて胙肉を食す。以上の後、幣・胙肉・黍稷飯を瘞に埋める。儀式が終了し、出席者が全員退場すると、有司は祝版を燃やすのである。

両儀式では太祝が祝文を読み上げるが、『開元礼』皇帝親征造於太廟（巻八三）の式次第には、祝文の内容について「祝文臨時撰、告以親征意」と記される。その具体的内容は毎回の実際の状況によって異同があろうが、基本的には親征の目的、戦争勝利の報告、俘馘などの状況が記されたと思われる。

ところで、両儀式には次の二つの差異が認められる。すなわち、①祭祀内

容、②軍将の行為元素の変化、である。その違いを説明するには、『開元礼』に規定された太廟の諸儀式の内容を参照する必要がある。それらを整理すれば、表３のごとくである。

まず祭祀の内容を見てみよう。『開元礼』では太廟の告礼には通常は以下の方法があることが知られる。すなわち、(1) 晨祼、饋食、祭七祀 (17) 、(2) 薦新、(3) 祭中霤 (18) 、(4) 晨祼、饋食、(5) 奠玉帛、酌献、(6) 奠玉帛、進熟、の六方法である。『新唐書』巻一二、礼楽志二に、「若宗廟、曰饋食」とあることから、方法(1)は太廟に対する常態だと見てよいであろう。つまり、献俘礼の皇帝造礼は、「祭七祀」がない点と酌献担当者の人数が変わる点以外は、基本的に吉礼の常態に従って実施されることになる。では、なぜ大将告礼では内容が変わるのであろうか。これは軍礼特有の性格に因んだ結果だと思われる。

前述したように、太廟は唐代祭祀系統の中では大祀として位置づけられた。その献官は、皇帝親祭の場合は、皇帝（初献）→太尉（亜献）→光禄卿（終献）であり、有司代行の場合は、太尉（初献）→太常卿（亜献）→光禄卿（終献）の三献の礼で、それぞれ神主に酒を奉げる。序列は、身分によって初献から低くなる (19) 。表 3 の中で、三献をとらない儀式は、薦新於太廟（巻五一）、季夏祭中霤於太廟（巻五一）、時旱祈於太廟（巻六五）、皇帝巡狩告於太廟（巻六〇）、巡狩告於太廟有司攝事（巻六一）、皇帝親征造於太廟（巻八三）、制遣大將出征有司告於太廟（巻八九）である。この七儀礼のうち、前三者は内容の小規模の儀式であり、三献の代わりに一献の礼で告げることは容易に理解できるのであるが、なぜ「巡狩」と軍礼の両儀式も一献なのであろうか。

『大唐六典』巻一六、衛尉宗正寺、武庫令条には、

凡大駕親征及大田、巡狩、以羝羊、猳豬、雄雞釁鼓。

凡そ、大駕の親征、及び大田、巡狩には、羝羊・猳豬・雄雞を以て釁鼓す。

とあり、また、同書巻一七、太僕寺、乘黄署条には、

凡乘輿五輅、……。一曰玉輅、祭祀、納後則乘之。…四曰革輅、巡狩、臨兵事則乘之。

凡そ、乘輿は五輅、……。一に曰く玉輅、祭祀・納後は則ち之に乘

る。……四に曰く革輅、巡狩・臨兵事には則ち之に乗る。

とある。「巡狩」は軍礼と同様に、軍事活動と直接的に関係していることがわかる。皇帝権力の基盤の一つは軍事権力であり、巡狩も軍礼も皇帝権と軍事権とを総合した儀式として、その中では皇帝は絶対的な唯一性を強調する必要がある。それには、最も有効な方法は通常に実施する三献の礼を一献の礼に入れ替えることである。これと同様に、皇帝の献俘造礼と大きく区別するために、大将告礼では皇帝が儀式中に実施する「晨祼と饋食」のかわりに、吉礼告礼で最も一般的な「奠玉帛と進熟」を用いたのであろう。

軍将の行為元素の変化については、皇帝（あるいは告官）が儀式中に晨祼（奠玉帛）、饋食（進熟）を行う間、軍将は傍観して無作為であるが、注意すべきなのは福酒と胙肉である。福酒はもともと酌献の時に用いられた醴斉で(20)、晨祼と祝文の読み上げ（奠玉帛、酌献）を経るうちに、その中身は太廟の先祖霊の加護で福酒へと変化すると認識される。『旧唐書』巻四三、職官志二、侍中条に、

凡大祭祀、……。洗爵、則酌罍水以奉。及賛酌泛齊、進福酒以成其禮焉。

凡そ大祭祀は、……。洗爵は、則ち罍水を酌みて以て奉ず。賛酌泛齊するに及べば、福酒を進めて以て其の禮を成すなり。

とあり、福酒の飲用は「禮を成す」を象徴する。つまり、福酒を「製造する」担当者の皇帝（皇帝の代理者の告官）は儀式の主導者でもある。皇帝造礼の中では、皇帝は胙肉を食してから福酒を飲み干すのに対して、軍将は皇帝が「製造した」福酒を飲み干さず、胙肉を百官とともに食す。これは、軍将は百官と同様に臣下の身分を表すものである。ところが、大将告礼の儀式になると、軍将は福酒を飲み干し、百官が先に胙肉を食べることになっている。つまり、大将告礼の儀式では、告官である軍将は皇帝造礼よりも権限が増大化されているのである。これは、告官の軍将は皇帝の代理者と認識されるからであって、したがって皇帝造礼と同様に一献の礼をとるのだと思われる。

第四節　皇帝に対する献俘礼

前述のように、太廟と太社の告礼を終えると、俘馘を皇帝が御する楼へ連行することが唐（特に後半期）では行われた。『開元礼』に該当規定のない

儀式であるが、史料から抽出してある程度は復元が可能であるので、以下に掲げることにする。

A大和三年（八二九）八月、太常礼院奏、謹按凱樂、鼓吹之歌曲也。……。謹檢『貞觀』、『顯慶』、『開元礼』書、並無儀注。今參酌今古、備其陳設及奏歌曲之儀如後。凡命將征討、有大功獻俘馘者、其日備神策兵衛於東門外、如獻俘常儀。其凱樂用鐃吹二部、笛、篳篥、簫、笳、鐃、鼓，每色二人、歌工二十四人。樂工等乗馬執樂器、次第陳列、如鹵簿之式。鼓吹令丞前導、分行於兵馬俘馘之前。將入都門、鼓吹振作、迭奏『破陣樂』等四曲。…候行至太社及太廟門、工人下馬，陳列於門外。…。謹詳禮儀、則社廟之中、似合奏樂。伏以尊嚴之地、鐃吹嘩歡、既無明文、或乖肅敬。今請並於門外陳設、不奏歌曲。候告獻禮畢、複導引奏曲如儀。至皇帝所禦楼前兵伏旌門處二十歩、樂工皆下馬徐行前進。兵部尚書介冑執鉞、於旌門内中路前導。……。次協律郎二人、公服執麾、亦於門下分導。鼓吹令丞引樂工等至位立定。太常卿於樂工之前跪、具官臣某奏事、請奏凱樂。協律郎舉麾、鼓吹大振作、遍奏『破陣樂』等四曲。樂闋、協律郎偃、太常卿又跪奏凱樂畢。兵部尚書、太常卿退、樂工等並出旌門外訖、然後引俘馘入獻及稱賀如別儀。別有獻俘馘儀注。俟俘囚引出方退。請宣付當司、編入新禮、仍令樂工教習。依奏（『旧唐書』巻二八、音楽志一）。

B（元和）十二年（八一七）十一月、隋唐節度使李愬、平淮西、擒逆賊□元濟以獻。上禦興安門、大陳甲士旌旗於樓南。文武群臣・皇親・諸幕使人、皆列位。元濟既獻於太廟太社、露布引之、令武士執曳樓南。攝刑部尚書王播奏、請付所司。制曰「可」。大理卿受之以出、斬於子城之西南隅（『唐会要』巻一四、献俘）。

C（元和）十四年（八一九）二月、魏博節度使田宏正奏、「今月九日、淄青兵馬使劉悟、斬逆賊李師道、並男二人首級、請降」。上禦興安門受田宏正所獻賊俘、群臣稱賀於楼下。授劉悟義成軍節度使・封彭城郡王李師道妻魏氏並女、沒入掖庭。堂弟師和、配流嶺表（『唐会要』巻一四、献俘）。

A、B、Cの記事はそれぞれ互いに時代が近い憲宗朝と文宗朝のもので、記載も比較的に詳細である。内容を整理すると、以下のとおりである。

①大功労で俘馘の奉献を任命された者（大功献俘馘者）は、東門（春明門）の神策軍と合流して俘馘を神策軍に渡す(21)→②鼓吹令、丞、歌工二四人、

楽工（乗馬）は神策軍、献俘馘者、俘馘を前導して東門に進む→ ③東門に入ると破陣楽、鼓吹を奏でる→ ④太社（太廟）の門外に着くと、音楽を停止して楽工は下馬し、全員がそれぞれに位に就き、俘馘を並べる→ ⑤告礼を終え、音楽演奏→ ⑥皇帝が御する楼の旌門前に就くと、兵部尚書が前導にして中路に入場し、位につく（百官・皇室・使者全員が位につく）→ ⑦太常卿は跪いて凱旋の楽の演奏を上奏し、「破陣楽」を奏でる→ ⑧音楽が終了すると、兵部尚書・太常卿は退き、楽工も退場→ ⑨俘馘が露布の引導で入場→ ⑩刑部尚書が俘虜の処分を大理寺に交付するよう上奏→ ⑪皇帝から「可」の勅が出され、大理寺卿は俘虜を受けて行刑に出発→ ⑫百官が楼上の皇帝に対して祝賀→ ⑬投降した者に官位を授与。

注目すべきは、献俘儀礼の執行日に儀式の行列は長安城東門の春明門から入城することである。というのも、長安の皇城では太社は太廟の西に位置し、つまり、春明門から入ると太廟を通してから太社に到着することになるからである。そうすると、むしろ太廟→太社の順で告礼を行う方が手順としては現実的だと思われる。おそらくはこの影響かと思われるが、唐代献俘礼の実際例では「太社→太廟」より「太廟→太社」の順の方が圧倒的に多く見えるのであり、さらには太社を避けて「太廟→皇帝の御する楼」という例も実は多いのである。

おわりに

本稿で述べたことを要約すると、次のとおりである。

（1）唐代の軍礼における献俘礼は、「皇帝親征」と「制遣大将出征」の二つの場合に分かれ、いずれも主として太社と太廟に対する儀礼であり、皇帝親征では「造」礼が、大将出征では「告」礼が行われる。

（2）献俘礼の実例を唐代の史料に見ると、太社・太廟以外に、皇帝が楼に御して、そこに俘虜が連行され、処分が下される儀式が行われた。しかし、それは『開元礼』には規定されておらず、国家の正式な献俘礼はあくまでも太社・太廟での儀式である。

（3）そこで、太廟における献俘礼の式次第を見ると、皇帝造礼では晨祼・饋食が、大将告礼では奠玉帛・進熟が儀式の中心となる。告礼で大将（＝

告官を務める軍将）が奠玉帛・進熟を行い、しかも三献ではなく一献の礼を行うのは、それだけ皇帝代理としての強大な権限が付与されたものと思われる。

（4）一方、皇帝本人に対する献俘礼は、俘虜の取り扱いや祝賀など視覚の効果を狙った現実的な性格が強い。儀式の行列は春明門から入城し、地理的な関係から太廟の告礼とセットになる傾向を示す。

すなわち唐代の献俘礼には、社稷や祖先霊に告するいわば「対神」的儀礼と、皇帝の軍事権力を象徴する「対人」的儀礼とが存在し、『開元礼』に規定されるのは前者の「対神」的儀礼である。しかし、実際には皇帝親征よりも大将出征のケースがはるかに多かったのであるから、「対人」的儀礼の意義が高まり、しかも対神的儀礼では俘虜に対する処分が下されないことからも、その執行傾向は強まったと思われる。事実、皇帝本人に対する献俘礼は唐後半期になると史料に頻出し、その式次第ともいうべき記述さえ認められる。とすれば、それが後世の軍礼に影響を与えたことが予想され、ここに宋代の献俘礼と比較するための具体的な視覚が得られるのである。

本稿は、そのための予備的考察である。

注釈

(1) 梁満倉『魏晋南北朝五礼制度考論』（社会科学文献出版社、二〇〇九年）、金子修一『中国古代皇帝祭祀の研究』（岩波書店、二〇〇六年）、西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造』（東京大学出版会、一九六一年）、尾形勇『中国古代の「家」と国家』（岩波書店、一九七九年）、妹尾達彦「唐長安城の儀礼空間―皇帝儀礼の舞台を中心に―」（『東洋文化』七二、一九九二年）、渡辺信一郎①『天空の玉座―中国古代帝国の朝政と儀礼』（東京柏書房、一九九六年）、②『中国古代の王権と天下秩序』（校倉書房、二〇〇三年）、井上光貞『日本古代の王権と祭祀』（東京大学出版会、一九八四年）、大原良通『王権の確立と授受』（汲古書院、二〇〇三年）、任爽『唐代礼制研究』（東北師範大学、一九九九年）、陳戍国『中國礼制史・隋唐五代巻』（湖南教育出版社、一九九五年）、甘懐真『皇権礼儀與経典詮釈：中國古代政治史研究』（台北・喜馬拉雅

基金会、二〇〇三年）、梅原郁「皇帝・祭祀・国都」（中村賢二郎『歴史のなかの都市』収録、ミネルヴァ書房、一九八六年）など。唐代軍礼そのものに関しては、管見の限りでは、丸橋充拓①「唐宋変革期の軍礼と秩序」（『東洋史研究』六四、二〇〇五年）、②「魏晋南北朝隋唐時代における「軍礼」確立過程の概観」（『社会文化論集』七、二〇一一年）がある。

(2)唐代では戦争が終了する段階に行われる諸儀式として、本文で取り上げる献俘礼のほか、宣露布、遣使勞軍、策勳、飲至なども行われた。

(3)郭旭東『甲骨卜辞所見的商代献捷献俘礼』（『史学集刊』三、二〇〇九年）、高智群『献俘礼研究』上・下（『文史』三五・三六、一九九二年）参照。

(4)本文で取り上げる『開元礼』は汲古書院刊、東京大学東洋文化研究所所蔵洪氏刊本の影印本を使用。句読点は筆者が付した。

(5)『開元礼』軍礼篇巻八一～八九参照。

(6)献俘礼は内容が告礼に属しており、その流れと出征する前の該当儀式とは一致していることから、その名称も一致していると思われる。

(7)「類」は軍礼では皇帝が圜丘で昊天上帝に対する告礼であり、その内容は『開元礼』巻八一「皇帝親征類於上帝」に詳細に記される。

(8)魏晋南北朝の軍礼については、前掲注１丸橋氏論文②を参照。

(9)『新唐書』巻二一五下、突厥伝下。

(10)穴沢彰子「唐代皇帝生誕節の場についての一考察―門楼から寺院へ―」（『都市文化研究』三、二〇〇四年）を参照。

(11)前掲注１妹尾論文を参照。

(12)『旧唐書』巻一〇、粛宗本紀。

(13)近年、『開元礼』の儀式過程を分析する考察は多くある。たとえば、前掲注 1 の丸橋論文（軍礼）、石見清裕①『唐の北方問題と国際秩序』（汲古書院、一九九八年）（賓礼）、②「唐代凶礼の構造―「大唐開元礼」官僚喪葬儀礼を中心に―」（福井文雅博士古稀記念論集『アジア文化の思想と儀礼』春秋社、二〇〇五年）（凶礼）。吉礼では西岡市祐①「卜日・斎戒・陳設儀礼の差異―時享儀礼の比較」（『国学院中国学会報』四五、一九九二年）、②「省牲器・晨祼儀礼の差異―時享儀礼の比

較―」（『国学院雑誌』一〇〇、一九九九年）、③「鑾駕の構成―「天宝元年２月甲午、親享太廟」の解説」（『国学院大学紀要』三七、一九九九年）、④「唐代「薦新于太廟」の儀礼復原」（『国学院雑誌』九七、一九九六年）など。

(14)『開元礼』巻一、序例上に「凡國有大祀、中祀、小祀。昊天上帝、五方上帝、皇地祇、神州、宗廟、皆為大祀。日、月、星辰、社稷、先代帝王、嶽、鎮、海、瀆、帝社、先蠶、孔宣父、齊太公、諸太子廟、並為中祀。司中、司命、風師、雨師、靈星、山林、川澤、五龍祠等、並為小祀。州縣社稷・釋奠及諸神祀、並同為小祀」とある。

(15)表 1「皇帝親征造於太廟」の段落区分は『開元礼』に従っているが、「制遣大將出征有司告於太廟」は記述が簡略で、原文では段落区分も省略されているが、その内容は吉礼諸儀式の「奠玉帛」と「進熟」と一致しているので、それにしたがって区分を加えた。

(16)本図は注 15 の④西岡氏の「唐太廟想定図」を参考に作成。

(17)『礼記』祭法に、「王為群姓立七祀。曰司命、曰中溜、曰國門、曰國行、曰泰厲、曰戸、曰灶。王自為立七祀」とある。

(18)『礼記』郊特牲に「家主中霤而國主社」とあり、 孔穎達は「中霤謂土神」と注する。

(19)江川式部「唐朝祭祀における三献」(『駿台史学』一二九、二〇〇六年)参照。

(20)醴齊は祭祀用の酒として五齊の一つである。『周礼』天官に、「辨五齊之名、一曰泛齊、二曰醴齊、三曰盎齊。四曰緹齊、五曰沈齊」とある。江川式部「唐朝祭祀における五斉三酒」（『文学研究論集』一四、明治大学文学研究科、二〇〇一年）、同「唐朝祭祀における玄酒と明水―『大唐開元礼』の記載とその背景―」（『駿台史学』一一三、二〇〇一年）参照。

(21)『大唐六典』巻七、尚書工部に、「京城……東面三門、中曰春明、北曰通化、南曰廷興」とあり、三門のうち、春明門から入城すると東西大通りを繋ぎ、途中に太廟と太社を通る。そこで、史料にいう東門とはこの門を指す可能性が最も高いと思われる。さらに、この門を利用すれば賑やかな東市をも通り、三門の中で最も理想的である。

付録　図表

<table>
<tr><th colspan="2">太廟</th><th>太社</th></tr>
<tr><td rowspan="8">吉
礼</td><td>皇帝時享於太廟（巻三七）
時享於太廟有司攝事（巻三八）</td><td>皇帝仲春仲秋上戊祭太社（巻三三）
仲春仲秋上戊祭太社有司攝事（巻三四）</td></tr>
<tr><td>皇帝祫享於太廟（巻三九）
祫享於太廟有司攝事（巻四〇）</td><td>皇帝巡狩告於太社（巻五八）
巡狩告於太社有司攝事（巻五九）</td></tr>
<tr><td>皇帝禘享於太廟（巻四一）
禘享於太廟有司攝事（巻四二）</td><td>時旱祈於太社（巻六五）</td></tr>
<tr><td>薦新於太廟（巻五一）</td><td rowspan="5">諸州祭社稷（巻六八）
諸州祈社稷（巻七〇）
諸縣祭社稷（巻七一）
諸裏祭社稷（巻七一）
諸縣祈社稷（巻七三）</td></tr>
<tr><td>季夏祭中霤於太廟（巻五一）</td></tr>
<tr><td>皇帝巡狩告於太廟（巻六〇）
巡狩告於太廟有司攝事（巻六一）</td></tr>
<tr><td>時旱祈於太廟（巻六五）</td></tr>
<tr><td>軍
礼</td><td>皇帝親征造於太廟（巻八三）
制遣大將出征有司告於太廟（巻八九）</td><td>皇帝親征宜於太社（巻八二）
制遣大將出征有司宜於太社（巻八七）</td></tr>
</table>

表 1

<table>
<tr><th colspan="2">太廟</th><th>太社</th></tr>
<tr><td rowspan="8">吉
礼</td><td>皇帝時享於太廟（巻三七）
時享於太廟有司攝事（巻三八）</td><td>皇帝仲春仲秋上戊祭太社（巻三三）
仲春仲秋上戊祭太社有司攝事（巻三四）</td></tr>
<tr><td>皇帝祫享於太廟（巻三九）
祫享於太廟有司攝事（巻四〇）</td><td>皇帝巡狩告於太社（巻五八）
巡狩告於太社有司攝事（巻五九）</td></tr>
<tr><td>皇帝禘享於太廟（巻四一）
禘享於太廟有司攝事（巻四二）</td><td>時旱祈於太社（巻六五）</td></tr>
<tr><td>薦新於太廟（巻五一）</td><td rowspan="5">諸州祭社稷（巻六八）
諸州祈社稷（巻七〇）
諸縣祭社稷（巻七一）
諸裏祭社稷（巻七一）
諸縣祈社稷（巻七三）</td></tr>
<tr><td>季夏祭中霤於太廟（巻五一）</td></tr>
<tr><td>皇帝巡狩告於太廟（巻六〇）
巡狩告於太廟有司攝事（巻六一）</td></tr>
<tr><td>時旱祈於太廟（巻六五）</td></tr>
<tr><td>軍
礼</td><td>皇帝親征造於太廟（巻八三）
制遣大將出征有司告於太廟（巻八九）</td><td>皇帝親征宜於太社（巻八二）
制遣大將出征有司宜於太社（巻八七）</td></tr>
</table>

表 2

太廟		祭祀内容	担当者（丸番号は左と一致）
吉礼	皇帝時享於太廟（巻三七）	①晨祼　②饋食　③祭七祀	①皇帝 ②皇帝、太尉、光禄卿 ③献官
	時享於太廟有司摂事（巻三八）	①晨祼　②饋食　③祭七祀	①太尉 ②太尉、太常卿、光禄卿 ③献官
	皇帝祫享於太廟（巻三九）	①晨祼　②饋食　③祭七祀	①皇帝 ②皇帝、太尉、光禄卿 ③献官
	祫享於太廟有司摂事（巻四〇）	①晨祼　②饋食　③祭七祀	①太尉 ②太尉、太常卿、光禄卿 ③献官
	皇帝禘享於太廟（巻四一）	①晨祼　②饋食　③祭七祀	①皇帝 ②皇帝、太尉、光禄卿 ③献官
	禘享於太廟有司摂事（巻四二）	①晨祼　②饋食　③祭七祀	①太尉 ②太尉、太常卿、光禄卿 ③献官
	薦新於太廟（巻五一）	薦新	太常卿
	季夏祭中霤於太廟（巻五一）	祭中霤	太廟令
	皇帝巡狩告於太廟（巻六〇）	①晨祼　②饋食	①皇帝 ②皇帝
	巡狩告於太廟有司摂事（巻六一）	①晨祼　②饋食	①告官 ②告官
	時旱祈於太廟（巻六五）	①奠玉帛 ②酌献	①祈官 ②祈官
軍礼	皇帝親征造於太廟（巻八三）	①晨祼　②饋食	①皇帝 ②皇帝（軍将飲福）
	制遣大将出征有司告於太廟（巻八九）	①奠玉帛 ②進熟	①告官 ②告官（軍将飲福）

表 3

唐代献俘礼復元図

☆は神主、▲は皇帝、番号は移動順を示す

図 1

第六章　　献俘礼から見た唐・宋軍礼の変容

はじめに

『周礼』春官・大宗伯に源を有する中国の五礼制度（吉礼〔祭祀の礼〕、賓礼〔外国賓客接待の礼〕、軍礼〔出征、田猟など軍事の礼〕、嘉礼〔冠婚・賓射などの礼〕、凶礼〔死喪・凶荒の礼〕）は、統治者が天下を管理するための名義であり、視覚的に王朝の政治を指導する根本的な規範だと言える。そのため五礼制度は皇帝権力と結びつけられ、礼のうちに中心な位置を占める皇帝（天子）とその補佐役を務める臣下（三公九卿など)、また管理を受ける側の庶民との相互関係構造などの諸問題の解明が避けて通れない重要課題とされ、これまで多くの先学によってその分析が進められてきた(1)。そのうちの一人である梁満倉氏は、五礼制度の成立を取り上げて、「後漢末、三国時期は五礼制度の孕育期で、魏晋交替期から南朝の梁、北朝の北魏までの間はその発育期、南朝の梁から隋までは基本成熟期で、完全に成熟した印しが唐代玄宗朝に編纂作業の完了した『大唐開元礼』である」とまとめられている(2)。ただし、五礼制度に関する研究成果が増える一方で、五礼の一つである軍礼に目を向ける研究はまだ稀少であり、さほど進展してはいないのが現状である(3)。

ところで、周知のように、かつて内藤湖南氏は唐宋時期には社会・経済・兵制など多方面にわたって大きな変動が生じたことを指摘された(4)。この学説は「唐宋変革」論と称され、多くの支持を得てきた。唐宋変革は巨大な変動現象であり、この変動によって、唐代のものは宋代になると一定の継承性があるものの、それとはまったく新しい容貌を呈することとなった。唐宋変革をめぐる研究は近年増加する傾向にある。しかし、その反面で「唐宋変革」という概念も唐代から北宋初期、唐代から北宋中葉、唐代から北宋末期、唐代から南宋初期というように扱う時代が変容し、その概念も次第に曖昧となり、いまだに定説といえるものは存在しないのが現状であるが、一般的な傾向としては唐代後半期から北宋末期もしくは南宋初期とする見方が主流となっているといえよう(5)。それならば、この時代の変革は、五礼制度にも適用

できるのであろうか。

五礼のそれぞれは、幾つかの具体的な儀式によって構成される礼儀式群で、その内容は極めて膨大で煩雑なものであり、それは軍礼においても同様である。そこで本稿では、唐代軍礼の重要な構成要素である「献俘礼」を取り上げ、時代としては唐代から北宋末期を念頭に置き、四百年間における献俘礼の変容を分析し、それを糸口として唐宋軍礼の姿に唐宋変革論が適用できるのか、できるとすればそれによって皇帝権力構造のあり方のどれだけ迫り得るのかという問題を論じてみたい。我々が唐宋の継承関係を見るだけでなく、具体的に発生した両者の間の断裂面を観察する一助になると思われるからである。

さて、献俘礼とは文字どおり戦争で捕まえた敵国の兵士（俘虜）を献ずる儀式である。管見の限りでは、今まで唐宋期の軍礼を取り上げた研究そのものが僅かであるが (6)、特に献俘礼を専論するものはほとんど存在しない。筆者は、前稿で国家礼典の『開元礼』と実際の献俘礼を取り上げて唐代献俘礼の構造を論じた (7)。そこでは、献俘礼は単に一つの儀式ではなく、一連の儀式が重ねて実施される一つの儀式複合体であるととらえた。戦争は政治の延長であり、戦争で勝利を得るという事実は周辺諸国や自国の民衆に国威を顕彰し、統治を強固にする最も有力な手段の一つである。この手段を具現化したものとして、献俘という行為が正式な国家式典とされ、歴史の舞台に登場するのである。ただし、前近代の王朝においては、国威と直接的に関わるのは皇帝の権威である。そのため、皇帝は献俘礼の舞台を借用し、それを利用して自身の権威を誇示するようになるのは当然であろう。しかし、史料を分析すると、この献俘礼によって皇帝権力を誇示するその方法が、唐と宋とでは徐々に変化するように見受けられる。

そこで、まず唐代の献俘礼の構造から見てみよう。

第一節　唐宋礼典から見る献俘礼

（一）唐代礼典における献俘礼

玄宗開元年間に完成した『開元礼』によれば、唐代献俘礼は「皇帝親征」と「制遣大将出征」の二つの場合に分かれており、「皇帝親征」の場合、皇帝

は出発する前にまず圜丘・太社・太廟で「告奠之礼」（以下、告礼と略す）の祭祀を行い、「制遣大将出征」の場合では、大将は出発時に太社・太廟で告礼を行うことになる(8)。また、献俘礼における告礼の内容は出発時に実施した「告礼」とほぼ一致している。筆者は前稿で既にこの献俘礼の内容を整理したので、詳細はそちらを参照されたいが、本稿では「皇帝親征」の場合に実施する献俘礼の内容を下記のように簡略にまとめる(9)。

皇帝親征造於太廟（巻八三）

１．晨祼：皇帝は献祖の尊彝で鬱酒を酌み、献祖の室で晨祼を行う→皇帝は懿祖、太祖、代祖、高祖、太宗、高宗、中宗、睿宗の室でそれぞれ晨祼を行う。

２．饋食：皇帝は献祖の尊彝で醴齊を酌み、爵を献祖神主に奉げる（酌献）→太祝は祝文を読み上げる→皇帝は懿祖、太祖、代祖、高祖、太宗、高宗、中宗、睿宗に酌献する→皇帝は福酒で祭り、酒を飲み、爵を奠く→皇帝は胙肉と飯を受け、福酒を飲み干して位に戻る→軍將は皇考睿宗大聖真皇帝の室外で福酒を受ける→軍將は福酒で祭り、福酒を飲み、爵を奠く→軍將は位に戻る→胙肉を百官（軍將）に下賜。

３．終了段階：有司は祝版を斎坊に燔す。

この儀式の流れは太廟で実施するもので、太社でも行うが内容はほぼ同じであり、皇帝の代わりに告官が儀式を主導するので、ここでは省略する(10)。唐代吉礼に属する告礼は、儀式実施日を決定する占い、儀式前の斎戒（もの忌み）、その間に有司が行う位や道具などの会場設定の準備段階と、儀式当日の玉帛の奠献（宗廟の場合は晨祼）、食事の共有（あるいは饋食）の儀式進行次第からなる(11)。上記の儀式次第からうかがえるように、唐代軍礼の告礼も完全にこの流れを踏まえて実施するように規定されていた(12)。内容は、皇帝がその先祖の室で晨祼をし、また酒を持って酌献し、その間に祝文の読み上げを伴い、各先祖に対して勝利の報告をした(13)。その後、皇帝は福酒を受けて先祖から福を得ていることを示し、軍將も続いて福酒を受ける。来場した百官も胙肉を共食した。

ここで注意すべきは、福酒が認識される過程である。儀式の場に出される酒には二種類がある。鬱酒は晨祼で床に撒いたが、醴齊は酌献を経て福酒に変わっていく。つまり、皇帝の先祖の加護を代表する福酒は皇帝の酌献によ

って生まれることになるのである(14)。そもそも『開元礼』を通覧すると、太廟で実施する儀式はみんな吉礼のものであり、ほかの四礼では軍礼の太廟告礼は唯一である。江川式部氏によれば、告礼で酌献を担当する者は儀式の担当者（献官）にもなる(15)。吉礼の太廟告礼に、皇帝が参加する場合、献官は皇帝（初献）→太尉（亜献）→光禄卿（終献）、皇帝が告官を派遣して儀式に参加する場合、太尉（初献）→太常卿（亜献）→光禄卿（終献）という順で三回にわたっての酌献を実施され、三献の礼と称する。ところが軍礼になると、酌献の担当者は皇帝のみであり、一献となった。これは軍礼が軍事権力と政治権力を総合した儀式のためで、その中では皇帝は絶対的な唯一性を強調する必要がある。それには、最も有効な方法は通常に実施する三献の礼を一献の礼に入れ替えることである(16)。

すなわち、唐の献俘礼の太廟告礼では、皇帝が一献の礼を実施することによってその皇帝権威を誇示しようと図ったといえる。一方、宋代の国家礼典ではどう規定されているのかを見てみよう。

（二）唐宋献俘礼の変化

宋代の国家礼典と言えば、仁宗朝に編纂された『太常因革礼』と徽宗朝の『政和五礼新儀』（以下ではそれぞれ『因革礼』と『新儀』と略す）がまず想起されよう。この二大礼典は『開元礼』から大きな影響を受けたが、変化した点も多く存在する(17)。それらの関係を示したのが、表１である（〔　〕内は巻数、献俘礼に当たる儀式を太字で表示する）。丸橋充拓氏は、軍礼を有事の軍礼と平時の軍礼とに分類しており、この分類方法には筆者も賛同するので、今はそれに従うこととする(18)。表１は有事の軍礼を列記したものである。ここから、各礼典における有事の軍礼という、より大きな視点から献俘礼を見てみよう。

まず、『開元礼』では、有事の軍礼は戦争系統の一連の儀式に即して構成される。皇帝親征の場合は、まず昊天上帝、社稷の諸神、皇帝の先祖に対する祭祀を実施する（皇帝親征類於上帝、皇帝親征宜於太社、皇帝親征造於太廟）。ついで、出征時に国門（親征及巡狩郊祀有司軷於国門）、途中の山川（親征及巡狩告所過山川）、戦場（皇帝親征禡於所征之地）においてもそれぞれに国門・山川の諸神、軒轅黄帝氏の祭祀を行う。作戦終了後に戦勝報告書が公布さ

れ（平蕩寇賊宣露布）、皇帝は使者を遣わして軍将たちに慰労の儀式（遣使労軍将）を行わせる。

軍将が皇帝からの「制」を受けて出征する場合には、まず有司が社稷の諸神、皇帝の先祖と斉太公に対する祭祀を行う（制遣大将出征有司宜於太社、制遣大将出征有司告於太廟、制遣大将出征有司告於斉太公廟）。作戦終了時に戦争報告書が公布され（平蕩寇賊宣露布）、皇帝は使者を遣わして軍将を慰労する（遣使労軍将）。これらの儀式を終えて軍隊が都に帰還した時に、問題の献俘礼は行われた(19)。前稿で示したように、『開元礼』では献俘礼の儀式は出征時の儀式では省略されており、皇帝親征の場合に太廟、軍将出征の場合に太廟・太社で実施すると規定されるのみである。

一方、『因革礼』になると、出征時の諸儀式はだいぶ削減され、皇帝親征のみの儀式しか残されなくなった。献俘礼は『開元礼』より大きく進化し、戦勝段階を独占する形となったうえで、さらにこれは「神霊に対する祭告」と「皇帝に対する献俘礼」に細分化された。これはいわゆる「対神儀礼」と「対人儀礼」を意識して生じた結果であろう（注 16 参照）。特に露布を宣告する儀式は「皇帝に対する献俘礼」に統合され、勝利情報の宣告と俘虜の献上を同時に実施するようにし、二巻を占める巨大な儀式として規定されている。

また、『因革礼』が完成され、およそ半世紀を経た徽宗朝に編纂された『新儀』では、皇帝親征はなくなり、軍将による出征の一連の儀式が再び復活した。献俘礼はさらに大きく進化し、「対神儀礼」としての祭告の献俘礼は命将出征儀上〔158〕の「造廟」と「宜社」とに帰納された。また、「皇帝に対する献俘礼」は命将出征儀下〔159〕に残存したまま、蕃王の投降を受ける「受降礼」と「紫宸殿という視朝の前殿での祝賀儀式」が追加され、戦勝段階の儀式がさらに伸張したことを示すと見られる(20)。

そもそも、献俘礼は中国史では古くから存在した儀式であり(21)、戦国時代には「礼崩楽壊」を受けて衰亡したが、魏晋になって再び確立され、北魏の太武帝期に、「小駕を以て天神を祭り、畢りて帝遂に親戎す。大捷して還り、歸るに祖禰に格り、遍ねく羣神に告す」という形となった(22)。

しかし、唐代軍礼における有事の軍礼は、『開元礼』の膨大な儀式群から北宋末期の献俘礼中心の儀式群に発展していき、宋代の儀礼は唐代をはじめそ

れ以前の諸王朝の軍礼とは完全に異なり、勝利を強調して皇帝権力と国威を誇示するほうが重要視される様相を呈している。そこで、次に宋代礼典に記される献俘礼の規定を見てみよう。

（三）宋代礼典における献俘礼

『因革礼』軍礼（巻六一～六三）は闕失したために内容は不明であるが、『新儀』では軍礼は詳しく記されている。以下になるべく簡略化して、『新儀』献俘礼の内容を俯瞰したい。

（１）命将出征儀下〔159〕「師旋奏凱」
俘馘を都門の外に並べておく→鼓吹が奏でられ、大将は軍隊を率いて太廟、太社に向かう。

（２）命将出征儀上〔158〕「造廟」(23)

１．献玉帛：告官は僖祖に玉帛を奉げ、また翼祖、宣祖、太祖、太宗、真宗、仁宗、英宗、神宗、哲宗にもそれぞれに玉帛を奉げる。

２．進熟：皇帝は僖祖の酒尊で酒を酌み、爵を僖祖神主に奉げる（酌献）→告官は翼祖、宣祖、太祖、太宗、真宗、仁宗、英宗、神宗、哲宗に酌献する→告官は酒で祭り、酒を飲み、爵を奠く→太祝は祝文を読み上げる→告官は位に戻り、軍将と胙肉を受ける→告官と軍將は望瘞位に就き、玉帛を埋めるのを見届ける。儀式終了。

（３）命将出征儀上〔158〕「宜社」は「造廟」とほぼ同内容のため、省略する。

（４）命将出征儀下〔159〕「御楼献俘宣露布」

１．皇帝は宣徳門楼に臨場する。

２．百官が舞踏して万歳を三回称し、東西側の位に就く→俘虜が場内に入り、露布が宣布される→刑部尚書は俘虜を所司に交付するように上奏→大理卿は就刑者を法場に運んでいく→赦免された者は百官とともに謝恩し、再拝する→班首は祝辞を述べ、百官は再拝し、万歳を三回称し、舞踏する→宣答が行われ、百官は再拝し、万歳を三回称し、儀式終了。

（５）皇帝御楼受蕃王降儀〔157〕

１．皇帝は宣徳門楼に臨場する。

２．百官が舞踏して万歳を三回称し、東西側の位に就く→蕃王などは来場して伏せ、起つ→皇帝からの詰問を受け、それに回答し、また赦免される→蕃王などは再拝し、万歳を三回称し、謝恩する→幞頭、衣帯が下賜され（官職が与えられる場合もある）、その場で着替え、再拝し、万歳を三回称する→蕃王と百官はまた再拝し、舞踏して万歳を三回称する→百官は祝賀して班首は祝辞を述べ、全員はまた舞踏して万歳を三回称する→宣答が行われ、百官は再拝し、万歳を三回称し、儀式終了。

（６）紫宸殿賀勝捷儀〔163〕

この儀式は、皇帝は垂拱殿から紫宸殿に移動し、その途中で近臣、軍事統帥、百官などが祝賀、宣答、舞踏を何回も繰り返す行為で成り立つ。

以上、『新儀』に記される献俘礼の諸儀式をまとめてみた。これらの儀式には以下の特徴がある。第一に、祭告の献俘礼に皇帝本人の参加はなくなり、告官代行という形で実施され(24)、代わりに俘虜や蕃王の降伏を受ける内容と祝賀の内容で溢れる儀式に参加することになった。第二に、皇帝が参加する献俘礼では、舞踏、万歳の称賛、再拝など臣従を表わす身体の行為が中心的な内容が何回も繰り返され、皇帝の威厳を最大化させる意向が目立つ。第三に、蕃王の献俘礼は通常の献俘礼とほぼ同じであるが、場面がさらに宏大であり、後者より詳細に規定されている。対神儀礼の献俘礼は重要視されず、皇帝・臣下と俘虜とをめぐる交際の場が重要視され、対人儀礼が中心の式次第になっているといえる。

すなわち、宋代の献俘礼では対神儀礼が冷遇化されるとともに、その政治における意義が唐代に比べて大きく弱化され、反対に君臣関係の確認段階と再構築の循環が儀式の主流を占め、皇帝と将軍・百官の集う舞台が中心となり、太廟・太社に代表される神霊の力で皇帝権力を顕彰するよりは、宮殿という政治の場を利用して儀式が展開された。ただし、このような展開は宋代から発したものではなく、唐代後半から皇帝政治の世俗化が既にその姿を現わし、宋代でようやく国家礼典という礼制度の高みまで到達し、軍礼も当然ながらその影響を受けたというべきであろう(25)。

受降を始めとする献俘礼では、降伏してきた蕃王と帰順した俘虜は皇帝から下賜された服を着し、百官に同列してからともに皇帝に向けて舞踏し、三

回にわたって一斉に大声で万歳を称賛し、何度も再拝するという一連の大げさで壮観な行動をとり(26)、そのうえ楼上と楼下（あるいは殿上の奥深くと殿庭）のような空間における上下の差別が可視化されることによって、皇帝の無上な威厳は一層際立ったものとなったであろう。この君臣関係の再確認と天下一統の理念を参加者全員に体感さることによって、王朝の向心力はさらに強化されたのである(27)。ところで、楊志剛氏は唐代の献俘礼では受降儀式が重視されないことを指摘した(28)。唐代の史書に受降が一つの儀式として行われた記事は見えないが、投降してきた者を受け入れ、献俘礼を実施したことは確認できる(29)、また、降伏してきた者に対して献俘礼を行わず、宴会で受け入れる場合もある(30)。おそらく唐代では受降と献俘とは同一視されていたのであり、それらは宋代建国初期における天下統一戦争期に初めて分化され(31)、『新儀』の受降礼を形成したと思われる。ただし、『新儀』が編纂されて間もなくのうちに靖康の変が発生し、徽宗・欽宗が金国に拉致されることで北宋が滅亡したため、受降礼は空文に留まり、ほとんど実施されることはなかったであろう。

以上、唐宋献俘礼を礼典の構造から俯瞰し、両者における異同を比較してみた。しかし、礼典とは儀式の大枠を確定する規範書であって、実際には儀式を実施する前に現実の状況に合わせて儀注を作成することが一般的であった(32)。また、礼典が編纂される前に献俘が実施した例が存在し、その中には既に一定の献俘礼を示していると思われる例もある。

それならば、唐宋の献俘礼はどのような過程を経て変容していったのであろうか。

第二節　唐宋献俘礼の変容過程

（一）献俘礼の会場

唐代に実際に行われた献俘礼については既に前稿で検討したが、それは献俘礼の実例を俯瞰したものであり、紙数の都合もあって、その変容過程まで述べる余裕はなかった。ただし、実際の唐代の献俘礼では、『開元礼』の規定に記された対神儀礼的性格を有する儀式だけでなく、皇帝本人に対するいわゆる対人儀礼の例も存在し、その実施場所は楼上であったという点は指摘し

た(33)。楼上で儀式を行う点については、穴澤彰子氏に詳細な論考があり、その最も重要な機能は楼の構造（楼の上・下）を生かして君臣の差別を確認させる効果であるとする(34)。今、唐宋両時代の正史や類書などを基本史料として、献俘礼の実施状況を皇帝ごとにまとめてみると、表 2 のごとくである。両時代の史料の残存量には大きな開きがあり、また、唐代が強盛な武功を立てるのに対し、宋代は重文軽武を実施したため、単純に比較できない面はあるが、おおよそ各時代の特徴を反映できると思われる(35)。

そもそも、唐代では、軍将が戦勝して都に戻った段階で皇帝に対して行う儀式が、開国時の高祖朝に既に存在したことが史料から確認できる。ただし、このときの儀式は宴会を中心としており、いわゆる高祖が帰還した軍将を慰労するための飲至礼であった(36)。天下統一がまだ成し遂げられていないため、国家儀礼も基本的に隋礼を継承し(37)、太廟で告礼を実施してから玄武門で飲至礼を行い、軍将を慰労するという流れで献俘礼を実施した(38)。太宗が登極すると、『江都集礼』などの「旧礼」に基づき、『貞観礼』が編纂された。その内容は逸失したため今は確認できないが、表 2 の例によれば、『開元礼』とほぼ同じように、太廟、あるいは廟社（太廟と太社）という流れで献俘礼を行ったことがうかがえる。また、太宗貞観四年（六三〇）三月二九日に、突厥の頡利可汗を献俘するとき、初めて順天楼に上がって俘虜を受けた。ただし、これは玄宗朝になるまでに定例とはされなかった。

特例ではあるが、唐代から先祖の陵廟に献俘礼を実施するようにもなった。最初の例は高宗永徽元年（六五〇）に太宗の昭陵で行われた献俘礼であるが、これは太宗の貞観二三年（六四九）、右驍衛郎将高侃を派遣して突厥・車鼻可汗を討伐したが、その年に太宗が病死し、翌年に車鼻可汗が敗北し、俘虜として昭陵に奉げられたものである(39)。ただし、これは太宗が在位中に起こした戦争を継続したものであるので、その献俘礼が昭陵で行われたのは当然であったかもしれない。同様の例として、高宗朝に、かつて太宗の大恩を受けて反乱を起こした阿史那賀魯を平定し、高宗は賀魯を捕まえた伊麗道行軍大總管蘇定方に、まず帰途に太宗の昭陵に献俘礼を実施させようとしたが、礼部尚書の許敬宗の意見を尋ねると、許敬宗は、

古者出師凱還、則飲至策勲於廟。若諸侯以王命討不庭、亦献俘於天子。近代将軍征伐克捷、亦用斯禮、未聞獻俘於陵所也。

古者は師を出だして凱還すれば、則ち飲至して勲を廟に策す。若し諸侯の王命を以て　不庭を討てば、亦た俘を天子に獻ず。近き代の將軍、征伐し克捷すれば亦た斯の禮を　用う。未だ俘を陵所に獻ずるを聞かざるなり。

とあるように、これまで先祖の陵墓に対して献俘したことは聞いたことがないと述べた。しかし、結果的には許敬宗は、「伏以園陵嚴敬、義同清廟。陛下孝思所發、在禮無違亦可行也」とあるように、陵は厳敬な場所でその意義は宗廟と同じであること、先帝に対して孝の気持ちを表明する陛下の行為は礼に違反していないこと。を述べて、高宗の意向を肯定した(40)。

このような理由で、先祖の陵墓に対する唐代の献俘礼はスタートした。その後も、例えば乾封元年（六六六）と総章元年（六六八）に、高句麗の討伐に失敗した太宗の昭陵に献俘礼を行った。また、高句麗の滅亡をもって高宗は太宗期から始発した対高句麗の連年の戦争が収束したのを示すために、都の南郊にある圜丘で昊天上帝に向けて大いに告礼を行った（表２参照）。前述したように、軍礼は軍事・政治を総合する舞台であり、『開元礼』軍礼によれば、昊天上帝に向ける儀式において酌献を実施することのできる儀式の主導者は、ただ一人皇帝のみである。しかし、大きな功労を立てたため遼東道行軍総管の李勣が亜献（皇帝に次ぐ二番目の酌献者）の担当者に任命された。先祖の陵廟に献俘の告礼を行うのは定例としては成立することはなかったが、現実にはそれはさらに拡大され、太廟、七陵を遍祭する例もあった(41)。

玄宗朝は唐代においてさまざまな面が転換し始める時期である、というのは学界に共有されている認識であろうが、それは献俘礼にも反映されている。この時期から、太清宮という道教の始祖の老子が祭られる廟にも俘虜を奉げるようになった。妹尾達彦氏によると、玄宗天宝年間以降に定着した太清宮→太廟→南郊の順番で行われた南郊の祭祀形式の影響を受けて、献俘の儀礼も太清宮で行うようになったという(42)。しかし、太清宮の献俘礼は玄宗と代宗・憲宗朝を経ても、その実施は稀であった。

一方、玄宗朝から皇帝が楼上に上がって献俘を受ける儀式が重要視され始め、以後は頻繁に行われ、太廟の告礼と並行するようになり、さらに粛宗・代宗朝を経て徐々に拡大化され、やがて太廟を超える儀式に発展した(43)。このような状況は唐が滅亡した後の五代十国の分裂期にも継がれていき、太

廟の儀式は楼（門）で実施される献俘礼に完全に圧倒され、ほぼ行われなくなった。そもそも、唐代末期には太廟で実施されなかった例すらあるが、それは実権を失った皇帝が戦乱を避けて都から逃げ出し、太廟で献俘礼を実施する基本条件を喪失したためであって(44)、京を一旦回復し、太廟が整理されると、太廟への献俘も次第に再開され、唐王朝の終焉までは何とか形式的には維持しようとする傾向が見られる。

また、『開元礼』が規定したような太廟・太社両方で献俘する儀式は、実際には太宗の貞観年間から太廟を中心にして実施されてきたことが、表 2 から確認できる。ところが、後の五代十国の分裂期では状況が大きく変貌し、太社が太廟に代わって対神儀礼の中心的な儀礼会場となり、太廟での献俘礼の実施はほぼ行われなくなった点が特徴的である。これについて、耿元驪氏は「五代十国に成立した諸王朝は長い歴史を持たず、諸帝の先祖に大きな功労がなかったし、もし先祖に対して献俘したら先祖を嘲ることになる可能性があるため、太廟で献俘をしなかったのであろう」と推測した(45)。しかし、建国当初から太廟に向けて献俘礼を行うことは唐、後唐、宋に存在したし、また、穆宗長慶元年（八二一）に、河北諸道が平定され、両省の上奏が「望下禮官撰儀擇日、薦告太廟、以彰陛下纘服之業、上慰聖禮」とあるように(46)、太廟に献俘礼を行う目的は先祖の霊に報告し、それを慰めることであるため、先祖が功労を立てなかったことはさほど関係はないと思われる。

太廟と太社の役割について、『尚書』甘誓に「命を用うるを祖に賞し、命を用いること弗きを社に戮す」とあり、軍隊が戦勝して帰還後に、皇帝の先祖が祭られる太廟で戦功を立てた軍将を官爵や賜物を授け、太社で軍令に違反した者を処決することが述べられている。太廟での「冊勲」は唐初にも行われたが(47)、これは次第に皇帝が臨場する殿で実施されるようになった。一方、唐代では反乱者を処決する場は太社ではなく、都の市であり、衆目の前での処刑は反乱の再犯を防ぐ対策の一環とされた(48)。後述するように、唐代中期以降になって、献俘の内容は大きく変わり、生きる俘虜よりも俘虜の首級を皇帝に奉げることが主流となり、これらの首級を納める場所は「陰」の性格を持つ太社であった。『五代会要』巻五、献俘に以下の記事が載せられている。

後唐天成四年二月、定州行營招討使王晏球來獻逆人王都首級並俘

馘。……宣訖、尚書刑部侍郎張文寶、奏曰、逆賊王都首級、請付所司。大理卿蕭希甫受之以出、獻於郊社、其王都男並蕃將禿餒等、命磔於開封橋、百官稱賀。

後唐の天成四年二月、定州行營招討使の王晏球、來りて逆人王都の首級並びの俘馘を獻ず。…… 宣し畢り、尚書刑部侍郎の張文寶、奏して曰く、「逆賊王都の首級は、所司に付さんことを請う」と。大理卿の蕭希甫、之を受けて以て出で、郊社に獻じ、其の王都の男、及び蕃将の□餒等は、命じて開封橋に磔とし、百官は賀を稱す。

後唐天成四年（九二九）に、定州王都の首級が皇帝に対して奉げられると、太社に献俘したという。太社に献俘することは、その後に首級を納めるのに便利な面があるからであろう (49)。

五代では太廟の代わりに太社の献俘が重視されたが、その状況は北宋になって変わった。太祖朝には献俘の儀注に通じている者がいないため、一時混乱を招いたようである (50)。それは、建隆年間に祓廟、泰山廟、城隍廟に対して献俘礼を行ったことからもうかがえるが、『開宝通礼』の編纂によって再び整理された。『宋史』巻九八、礼儀志一の冒頭に、

開寶中、四方漸平、民稍休息、乃命御史中丞劉温叟、撰『開寶通禮』二百卷、本唐『開元禮」而損益之。

開寶中、四方漸く平らぎ、民稍く休息す。乃ち御史中丞劉の温叟に命じ、……『開寶通禮』二百卷を撰し、唐の『開元禮』に本づきて之を損益す。

と記されるように、太祖の開宝年間から天下が徐々に安定していくとともに、国家礼典の編纂が注目され、唐の『開元礼』に基づいて礼典を編纂したという。その『開宝通礼』は今日伝わっていないため、文中の「損益」の詳細は不明であるが、唐代後期に起こった五礼諸儀式の改革と変化を参考しなかったとは考えにくいので、これは太廟→太社→楼という唐の旧制の軌道に戻ったと見てよいであろう。

太宗朝の太平興国四年（九七九）に、太廟に二回告礼を行ったことが表 2 からわかる。これは、太宗が北漢を征服した後に太原に滞在し、まず直史館の石熙古を派遣して太廟に勝利した情報を報告した儀式であるが、俘虜である北漢末帝の劉継元を奉げることはしなかった。

以上は、主として唐宋両王朝に実施された献俘礼の会場の変遷を見てきた。唐代から北宋にかけて、特に儀式会場が大きく変わったことがわかるが、その変化は宋から発したものではなく、唐代の高宗朝から端を発しはじめ、玄宗には完全に変貌し、それが後の北宋に継承されたものである。

また、紫宸殿で祝賀が行われる例は哲宗朝から初めて確認できる。紫宸殿の前身は崇徳殿であり、仁宗明道元年（一〇三二）に紫宸殿と改名され(51)、正殿の北に位置しており、視朝の前殿であるが皇帝が百官からの祝賀を受ける場所としてもよく使用されていた。戦勝の報告が朝廷に届くと、宰臣が百官を率いて紫宸殿で皇帝に祝賀する儀注が、哲宗元祐元年（一〇八六）三月に礼部尚書韓忠彦の上奏によって初めて成立した(52)。以後の記事では献俘礼の実施例は非常に少ないが、元符元年（一〇九八）一二月十八日に涇原路経略司から勝利の知らせが伝わると、哲宗は紫宸殿で祝賀を受けている。このほかの実例は管見の限り見つからないが、これらを踏まえて『新儀』巻一六三「紫宸殿賀勝捷儀」が成立したと考えられる。紫宸殿の儀式は『新儀』が編纂される時点で朝儀、望参儀、起居儀、外交の儀礼など多方面にわたって規定され、献俘礼の一部としての祝賀儀礼もこの一環としてその延長線に設けられたことになる。また、後述するように、紫宸殿で祝賀する儀式が興起したことは、露布の軽視傾向も一つの要因であると思われる。

（二）献俘礼における儀式の統一

献俘礼において、宋礼が唐礼と最も大きく異なる点の一つは、宋礼では露布の儀式と献俘礼が統一されたことである。露布は、唐代では地方から中央政府に対する上行文書の一種であり(53)、北魏から露布を使って戦勝の情報を四方に伝達したが、隋の文帝朝に初めて『宣露布儀』が編纂された。隋開皇九年（五八九）、晋王楊広は陳を滅ぼし、露布が兵部を経由して届くと、百官・四方客使は文帝の制を受け、広陽門外に集合し、再拝と舞踏を繰り返す中で露布が宣布された(54)。唐もこれを継承し『開元礼』巻八四「平蕩寇賊宣露布」を形成したと考えられる。宋代の『因革礼』、『新儀』では、露布の宣布が献俘礼に編入し、両儀式が統一されたが、これについて、清代礼学の大家の秦蕙田は「又案ずるに、獻俘と宣露布との二事は相い連なり、分ちて實は合す。但だ獻俘は經に見え、宣露布は後世に起こる。故に獻俘を以て前

に居き、次いで宣露布は焉に附す」と述べている(55)。露布と献俘礼は継続関係を持つ儀式であり、献俘は『尚書』にすでに存在したため、後世にできた露布をその付加儀式として追加されたというのが秦蕙田の解釈である。史料上は、露布と献俘が宋代において一つの儀式に接合されたことを直接伝えるものは見つからないが、献俘礼の実例からその成り立ちが読み取れる。唐代露布の伝達は高祖武徳年間から既に存在したものの(56)、それを踏まえて儀式を行ったかどうかは確認できない。『開元礼』巻八四「平蕩寇賊宣露布」の流れをまとめてみると、以下のようになる。

1．露布が届いたら、兵部侍郎はそれを奉じて上奏する→文武諸官、客使を東朝堂に集合させる。

2．中書令は露布を取り「有制」と称し、諸官、客使が再拝する→中書令が露布を宣告する。諸官、客使が再拝し、舞蹈する。

3．兵部尚書は中書令から露布を受ける。

唐代玄宗朝のこの露布宣告の流れは、隋文帝開皇九年のものとほぼ一致しており、中村裕一氏は、唐代露布の頒布を、「文書処理の上で露布は尚書兵部から上奏するという形で門下省を経由して皇帝に報告され、皇帝はそれに対して可否の意志を示さず、ただ『聞』と書くのみであった」とする(57)。そもそも、唐代初期では、露布は戦勝時に前線から送られ、それを受けた皇帝から恩賜が前線に返されるという流れで実行された(58)。

ただ、これは憲宗元和二年（八〇七）の李錡を献俘する儀式から変化しはじめた。李錡の前に露布が先導し、太清宮、太廟、太社、それから憲宗が出御する興安楼の下に奉げられ、露布の戦勝時の「上行文書」としての意義が拡大したことを物語る。武宗朝から露布は俘虜とともに都に運ばれ、献俘礼に出ることは何回も見え、例えば会昌四年（八四四）に劉稹の首級及び俘虜計一五〇人があり、また、僖宗朝にも李光復（中和元年〔八八一〕）と黄巣の首級（中和三年〔八八三〕）が露布とともに都に届けられたことがあった(59)。しかし、これ以外の献俘の実例からは露布は登場しない。これはおそらく『開元礼』の規定と合わないからではなく、唐末に地方勢力が圧倒的に強まる中で、皇帝に露布を送る必要がなくなったからであろう。このやり方は唐の滅亡まで制度として定着しなかったかもしれないが、後世に受け継がれて宋代の国家礼典に吸収されたことは、上掲『新儀』巻一五九、「命将出征儀下」

の「御楼献俘宣露布」によりうかがえる。

おそらくは唐末から露布の宣布は行われていなかったためか、このときの地方王朝に露布文を作成できる人さえいなかったことが世の失笑をかったという(60)。それにもかかわらず、五代十国の諸国はほとんど憲宗朝から形成された流れによって献俘礼を実施し、露布は俘虜とともに都に運ばれ、皇帝の目の前に宣告されたことが史料から多く確認できる（表２参照）。これは後の北宋にも継承されたが、露布を考える際に下記の史料は興味深い。

辛未、曹彬遣翰林副使太原郭守文奉露布、以江南國主李煜及其子弟、官属等五十五人来獻。上御明德門受獻、煜等素服待罪、詔並釋之、各賜冠帶、器幣、鞍馬有差。時有司議獻俘之禮如劉鋹、上曰、「煜嘗奉正朔、非鋹比也」。寝露布不宣。

春正月辛未、曹彬、翰林副使の郭守文を遣わして露布を奉じ、江南國主の李煜及び其の子弟・官属等四十五人を以て来りて獻ず。帝、明德門に御して獻を受く。煜等は素服して罪を待つも、詔して並びに之を釋し、各々冠帶・器幣・鞍勒・馬を賜ること差有り。時に有司、獻俘禮の劉鋹の如くせんことを議す。帝曰く、「煜は嘗て正朔を奉ずれば、鋹の比に非ざるなり」と。露布を寝きて宣せず。(『続資治通鑑長編』巻一七、開宝九年正月辛未条)

南唐の皇帝李煜が俘虜として露布とともに明德門で宋太祖に献上されたが、太祖は李煜がかつて正朔を奉じたため、露布の宣布をさせなかったという。太祖は、露布宣布の意義の重大さをはっきりと意識していたことを示している。

太祖朝から戦勝の情報は「露布」と呼ばれなくなり、代わりに「献捷」などと表現された。このことは、露布が完全に献俘礼に統一されたことを示していると思われる。前述したように、皇帝に対する献俘礼は玄宗朝から増加したが、この時の儀式では、皇帝が俘虜を詰問することが多かった(61)。露布が後に献俘礼に追加されたことは、この儀式の拡大化と理解してよいであろう。『大唐六典』巻五、尚書兵部、兵部郎中の条に、

既捷、及軍未散、皆會衆而書勞、與其費用、執俘、折馘之数、皆露布以聞、乃告太廟。

既に捷つ、及び軍未だ散ぜられば、皆會衆して勞を書し、其の費用、執

俘、折馘の數と與に、皆露布して以て聞し、乃ち太廟に告す。

とあるように、戦争にかかった費用、俘馘などの内容は露布文に記され、皇帝に報告されたが、これは少なくとも唐の徳宗朝から内容が大きく変貌し、多くの露布文は何千字にも及ぶ皇帝の帝徳や国威などを謳い上げる内容で構成されるようになった(62)。また、興元元年（七八四）、神策軍使李晟が反乱を起こした朱泚を破り、西京を回復し、梁州に避難していた徳宗に露布を送った。これを受け取った徳宗は露布文の内容に心を打たれ、百官とともに泣き、「議する者、国朝捷書・露布を以て、此の如き者無し」と評価したという(63)。このように、露布文の内容が豊かになるとともに、それを宣布することは大臣が皇帝を称賛する機会に発展し、このような雰囲気の下で君臣間のつながりを深める手段にもなった。

宋代では、露布の儀式は皇帝に対する献俘礼と併合され、前述のように戦勝の儀式には哲宗元祐元年（一〇八六）の礼官の上奏によって紫宸殿の祝賀儀式が堂々と登場し、唐代と完全に異なる様相を呈したのである。

（三）献俘礼の意義

上述のように、唐宋軍礼における献俘礼は、太廟、太社などに対して行う対神儀礼と皇帝本人に対する対人儀礼とに大きく分かれている。このうち、対人儀礼としての皇帝が楼（門）に出御して俘虜の献上を受ける意義については、既に前稿で検討した。それをまとめれば、

１、 俘虜は皇帝の前に連行されて皇帝から判決が下される。

２、 それは皇帝が合法的に生殺を決する権力を有する絶対的な至高者であることを来場者全員に認識させる意味がある。

3、一連の献俘礼の収束として百官から祝賀を受け、君臣の共楽を表現する。

ということになる(64)。これに加えて、さらに露布の宣布の過程を通して君臣が交流する場とされ、現実的な機能が重視されるようになる。

一方、対神儀礼はどのような機能を持つのか、あらためて見てみよう。

上述にまとめた『新儀』の対神儀礼では、告官が皇帝の代理者として儀式に出席し、皇帝が儀式における主導者であることを示す。その際、軍将の登場に注意を払うべきである。そもそも儀式に参加できる資格が与えられるか否かは、射礼で選ばれた。祭祀に参加できるチャンスを得ることは、周囲か

らも注目され、政治の中心に近づくことのできる重要な手段であった(65)。

実は対神儀礼の献俘礼は軍事・政治権力を誇示するものであり、政治に野望を抱える者にとって最適な演出舞台の一つであった。唐朝建国当初は、天下統一戦争が各地で行われ、その中で最も大きな戦功を立てたのは秦王李世民であり、彼は薛仁杲、劉武周、宋金剛を次々と平定し、その後に王世充、竇建徳を滅ぼし、天下統一を遂げる功績を挙げたが、その際に献俘礼を重視して実施した。『旧唐書』巻二、太宗本紀上に記されたところによると、黄金甲を羽織る太宗は斉王李元吉と李世勣を率い、その後ろに何万にも及ぶ甲士と鐵馬、さらに俘虜の王世充・竇建徳と隋の器物が続き、これらは鼓吹に伴って堂々と城外から太廟に移動して行われたという。李世民は献俘礼を挙行することによって、彼の人生の一大頂点を迎えたと言え、また事実、これは当時の皇太子李建成の大きな脅威にもなった(66)。このように、献俘礼で主導者を担当するのは非常に大きな政治的意義を持つことがわかる。それでは、告官を務めるのはどういう者なのであろうか。

唐代初期の天下統一戦争では、皇帝の息子である皇太子と秦王が告官を務めることが多かった。これは後に、『旧唐書』巻四三、職官志二に、

太尉、司徒、司空各一員。……武德初、太宗為之。其後親王拜三公、皆不視事、祭祀則攝者行也。

太尉、司徒、司空各々一員。……武德の初め、太宗之と為る。其の後、親王の三公を拜するも皆、事を視ず、祭祀は則ち攝者の行なうなり。

とあるように、太尉は親王が務めることが常例になり、実際の祭祀では通常は摂太尉という形で実施された。戦功を立てた将軍が対神儀礼の告礼に参加せず、代わりに皇帝から遣わされた告官が儀式を主導する例は初唐に既に存在したことが確認できる。例えば、貞観二二年（六四八）、右衛率長史王玄策が阿羅那順を捕え、闕で太宗に奉げたが、太宗はその場で所司に太牢で宗廟を告げるように命じたと伝えられる(67)。また、『冊府元亀』巻一二、帝王部、告功に、

（長慶）二年八月、汴州平、逆賊李宄梟首及其男四人至京師、分命攝太尉三人告社稷、太廟、太清宮。

（長慶）二年（八二二）八月、汴州平らぎ、逆賊李宄の梟首及び其の男四人、京師に至る。分ちて命じて太尉三人を攝し、社稷、太廟、太清宮

に告せしむ。

とあり、李宄が斬首され、その首級と四人の息子が京師に運ばれてから、穆宗が摂太尉を三人に分けて任命し、それぞれ社稷、太廟、太清宮に献俘礼を行わせた。これは一人の告官が三儀式を兼任し、過度に政治的に利用されることを避ける手段であろう。俘馘を送ったのは鄭滑節度使・汴州刺史の韓充であるが、彼は告礼に参加しなかったようである(68)。すなわち、基本的に、献俘礼の対神儀礼は有司で代理する形が一般的になっている。

しかし、告礼はたびたび政治に利用されることもある。例えば、『大唐六典』巻五、兵部、兵部郎中条に、

凡大將出征皆告廟、授斧鉞、辭齊太公廟。辭迄、不反宿於家。臨軍對寇、士卒不用命、並得專行其罰。既捷、及軍未散、皆會衆而書勞、與其費用、執俘、折馘之数、皆露布以聞、乃告太廟。元帥凱旋之日、天子遣使郊勞、有司先獻捷於太廟、又告齊太公廟。

凡そ、大將の出征には皆廟に告し、斧鉞を授け、齊太公廟に辭す。辭訖れば、反りて家に宿さず。軍に臨み寇に對するに、士卒の命を用いざれば、並びに專ら其の罰を行なうを得。既に捷つ、及び軍の未だ散ぜざれば、皆會衆して勞を書し、其の費用、執俘、折馘の數と與に、皆露布して以て聞し、乃ち太廟に告す。元帥の凱旋するの日、天子は使いを遣わして郊勞し、有司は先に捷を太廟に獻じ、又、齊太公廟に告す。

と規定される。ここでは、なぜ「大將…。元帥凱旋之日」に作るのであろうか。唐代では十六衛、三率府には常設の大将軍や将軍があるが、それは出征にあたる大将とは性格が異なるので、上記の史料に出る「大将」という呼称は軍隊を率いて出る統帥の大まかな呼称だと思われる。一方、「元帥」は具体的な呼称として存在した。『旧唐書』巻四四、職官志三には、

舊無其名。安・史之亂、肅宗討賊、以廣平王為天下兵馬元帥、又以大臣郭子儀、李光弼随其方面副之、號為副元帥。及代宗即位、又以雍王為之。自後不置。昭宗又以輝王為之也。

舊と其の名無し。安・史の亂し、肅宗の賊を討つに、廣平王を以て天下兵馬元帥と為し、又、大臣郭子儀・李光弼を以て其の方面に隨いて之が副とし、號して副元帥と為す。代宗の即位するに及び、又、雍王を以て之と為す。自後、置かず。昭宗、又、輝王を以て之と為るなり。

とある。また、『唐六典』巻五、尚書兵部に、

凡親王総戎則曰元帥、文・武官総統者則曰総管。

凡そ、親王の戎を總ぶれば則ち元帥と曰い、文・武官の總統する者は則ち總管と曰う。

とある。これについて、孫継民氏は、職官志冒頭の「旧無其名」という説は成立せず、唐初に既に行軍元帥の称号が存在し、その任官者は親王と大臣だったが、その後は元帥の正職は親王が専任する制が確立された（副元帥は大臣が担当可）と指摘する(69)。軍隊は国家政権を組む大事な機構であり、皇帝と血縁関係のある者が元帥を担当することは皇帝権力を確保する必要条件であるが、李氏政権も第三代に入ると、優雅な生活に育てられた親王・皇室が建国初期の秦王李世民のように出征することはほとんど無理になっているのが現実である。『旧唐書』巻五、玄宗本紀に、

（開元）二十年（七三二）正月乙卯、信安郡王禕為河東、河北道行軍副元帥以伐奚、契丹。二月……壬午、降囚罪、徒以下原之。三月己巳、信安郡王禕及奚、契丹戰於薊州、敗之。五月戊申、忠王浚俘奚、契丹以獻。

（開元）二十年（七三二）正月乙卯、信安郡王禕を河東・河北道行軍副元帥と為し、以て奚・契丹を伐たしむ。二月……壬午、降囚の罪は、徒以下は之を原す。三月己巳、信安郡王禕、奚・契丹に及びて薊州に戰い、之を敗る。五月戊申、忠王浚、奚・契丹を俘とし、以て獻ず。

とあり、また、同書巻一九九下、契丹伝に、

於是詔中書舍人裴寬、給事中薛侃等於京城及関内、河東、河南、河北分道募壯勇之士、以忠王浚為河北道行軍元帥以討之、師竟不行。

是に於て、中書舍人裴寬、給事中薛侃等に詔し、京城及び關内・河東・河南・河北に於て道を分かちて壯勇の士を募らしむ。忠王浚を以て河北道行軍元帥と為し、以て之を討たしむるに、師竟に行かず。

と記される。忠王浚は後の粛宗であり、彼は出征しなかったが、名義上は軍隊の最高統帥を担当しているため、帰還時に俘虜を諸陵と太廟に奉げる告官を務めたという。これには、玄宗が忠王浚の威信を立てようとする狙いがあったのであろう。

以上は献俘礼を対神儀礼と対人儀礼に分けてその意義を述べたが、やはり安史の乱から変化し始めたことは無視できない。安史の乱以降、中央政府の

威厳が節度使の台頭と宦官の権力侵入に伴って低下し、この状況は献俘礼にも反映されている。玄宗天宝年間までは献俘礼に参加することは政治の中心に接近する好機であったことは前述のとおりであり、皇帝は献俘礼を受けてその権力を誇示したが、安史の乱以降は主犯の首級と従犯が都に運ばれ、献俘礼に登場するようになった。このような変化を招いたのは朝廷権威の低下であり、それに伴って首級を取って戦功を偽称することも増えてくる(70)。このような事態が深刻になったことを受けて、粛宗は上元元年（七六〇）四月に、「其の諸軍の獲る所の首級は、元悪を除くの外は、一切須らく傳送すべからず」との詔を下したであろう(71)。

これ以降は、首級は主犯のみが都に運ばれるようになったが（表 2)、献俘礼における王朝の威厳の低下は止められなかった。献捷使という身分も次第に設けられ、彼らは節度使の代理で献俘礼に参加し、皇帝との交流に加わった(72)。以後、事はさらに深刻化し、楼に出御する皇帝に対する献俘礼は唐代末期にはまるでどたばた劇の様相を呈している(73)。

一方、宋代では、建国初期の太祖・太宗朝に天下統一で盛んに武功を立てることによって、大いに献俘礼を挙行し、それはまるで安史の乱以前を彷彿とさせた(74)。しかし、それ以降には俘虜の首級を軍功で偽称することが絶えず発生し、皇帝は祝賀すべきなのかどうかさえ疑うこともあった(75)。

唐代のような皇帝の威厳を演出した舞台としての献俘礼は、皇帝権威の高低の起伏とともに変化を繰り返すのであり、それはまるで政治局面の縮図とも言えるであろう。

おわりに

以上、本稿は唐宋軍礼のうちの献俘礼を取り上げ、国家礼典に記された式次第と実際に挙行された実例という両側面から、唐宋の儀式の変容を見てきた。これによって以下の結論を導き出すことができるであろう。

（1）唐代の献俘礼はその前代の隋礼などを継承し、太廟・太社など対神儀礼を実施するように規定したが、これは玄宗朝より変化が生じ、楼（門）上に出御する皇帝に対する献俘礼が重視され、徐々にそちらが儀式の中心として台頭していき、それに伴って太廟・太社の対神儀礼を凌駕するよう

になった。

（２）『開元礼』には見えないが、露布の宣布が献俘礼に編入され、両儀式が併合される傾向も既に玄宗朝より現れた。これは制度に定着しないものの、露布文の宣布によって君臣関係の密接さ繰り返し図られ、露布の宣布は単に戦勝情報の伝達ではなくなり、その意義が拡大化したことがうかがえる。この傾向は五代十国、北宋を経ても維持され、やがては仁宗期に完成された『因革礼』になって献俘礼に編入され、正式な儀式として確立した。

（３）献俘礼は一連の儀式で組み立てる小型の儀式群であるが、その構造は唐代中期、およそ安史の乱以降から大きく変貌し、次第に宋代の献俘礼を形成したことは、やはり『因革礼』からうかがえる。後の『新儀』ではさらに変化が生じ、唐礼の献俘礼とは大幅に異なることとなったが、実際には時代が北宋滅亡の直前にあたっていたため、実施されるには至らなかった。

本稿は、研究がまだ手薄な現状にある唐宋期の軍礼に一石を投じ、それによって将来への展望を切り拓こうと試みたものである。ある制度の変革は、当然ながら関連する社会・文化など多方面の要因から発生した現象であり、それらも合わせ考えて分析しなければならない。また、軍礼の変容には、献俘礼だけでなく他の儀式を分析し、それらを献俘礼と比較することも必要不可欠である。いずれも今後の課題としたい。

注釈

(1)皇帝権力に関連する研究は、西嶋定生氏を始め多くの研究者によって多大な蓄積がなされているが、紙枚の都合上、ここでは割愛する。

(2)梁満倉『魏晋南北朝五礼制度考論』（社会科学文献出版社、二〇〇九年）。しかし、梁氏の考察は軍礼の一部（鼓吹、講武、誓師の礼）にしか触れておらず、軍礼全体を分析してはいない。また、鼓吹は軍礼系統に属すると見てよいが、一つの儀式として成立できるかについては検討の余地がある。

(3)唐宋軍礼に関する研究は、「軍礼全般を論じた通史的な研究」、「時代を限定して軍礼全体をとらえようとする研究」、「軍礼の一部の儀式を分析対象とした研究」の三種類に分けられる。詳細は拙稿「唐代軍礼における「献俘礼」の基本構造」(『史観』一六七、二〇一二年）参照。

(4)『内藤湖南全集』(全十四巻：筑摩書房、一九六九年～一九七六年、復刊一九九七年)。

(5)柳立言「何謂『唐宋変革』」(『中華文史論叢』八一、二〇〇六年)。高明士「有関中国『古代』下限的時代区分論戦・唐宋間歴史変革之時代性質論戦的参考文献」(同氏『戦後日本的中国史研究』所収、台北、東昇出版事業公司、一九八二年)。

(6)唐宋献俘礼に触れた先行研究に、妹尾達彦「唐長安城の儀礼空間――皇帝儀礼の舞台を中心に――』(『東洋文化』七二、一九九二年)、任爽『唐代礼制研究』(東北師範大学、一九九九年)、陳戍国『中國礼制史・隋唐五代巻』(湖南教育出版社、一九九五年)、楊志剛『中国礼儀制度研究』(華東師範大学出版社、二〇〇一年)、王美華「唐宋礼制研究」(東北師範大学博士論文、二〇〇四年)、蓋金偉「献俘礼与北庭大捷質疑」(『西域研究』一、二〇一〇年）がある。妹尾氏は唐代の「市」を研究し、「市」と献俘礼の関係を詳しく論じた。他の諸氏は五礼制度を総合的に討論し、その中に献俘礼を俯瞰する視点で述べるものである。

(7)前掲注３拙稿を参照。

(8)一方、『大唐六典』巻五、尚書兵部、兵部郎中条に、「凡大將出征皆告廟、授斧鉞、辭齊太公廟、辭訖、不反宿於家。臨軍對寇、士卒不用命、並得專行其罰。既捷、及軍未散、皆□衆而書勞、與其費用、執俘、折馘之數、皆露布以聞、乃告太廟。元帥凱旋之日、天子遣使郊勞、有司先献捷於太廟、又告齊太公廟。」とあり、斉太公廟にも献俘礼が実施されるように規定されている。同様の記事はまた『旧唐書』巻四三、職官志二三にも見える。なお、仁井田陞『唐令拾遺』軍防令第一六（東京大学出版会、一九六四年）ではこの規定を開元七年令、軍防令に基づくものとする。ただ、これは史書に実際に実施した例は見えず、空文に留まっている。

(9)本文で取り上げる『開元礼』は汲古書院刊、東京大学東洋文化研究所所蔵洪氏刊本の影印本を使用。句読点は筆者が付した。

(10)前掲注３拙稿参照。

(11)『新唐書』巻一一、礼楽志一に、「凡祭祀之節有六。一曰卜日、二曰齋戒、三曰陳設、四曰省牲器、五曰奠玉帛、宗廟之晨祼、六曰進熟、饋食」とある。

(12)軍礼はこれらの「神と関係の深い祭祀関係の儀式」と「人間活動を中心とする世俗関係の儀式」によって構成されるのであって、これは軍礼がほか四礼と比べて最も大きな性格の差異だと思われる。

(13)祝文の内容について「祝文臨時撰、告以親征意」と記される。『唐六典』巻五、尚書兵部、兵部郎中条に「既捷、及軍未散、皆會衆而書勞、與其費用、執俘、折馘之數、皆露布以聞、乃告太廟」とあるように、基本的には親征の目的、かかった費用、俘馘などを記した露布文によって祝文を作成したのであろう。

(14)宋代の記事であるが、『続資治通鑑長編』巻七〇、真宗大中祥符元年（一〇〇八）に、「礼儀使言、『準典禮、皇帝飲福酒以上尊、太尉而下以罍。今参詳告廟及封禪日、皇帝所飲福酒、蓋上霊降祚、以交神明之福。望令尚食奉御一員、於上尊酌酒以進、庶協禮文』。從之。」とある。

(15)江川式部「唐朝祭祀における三献」（『駿台史学』一二九、二〇〇六年）。

(16)第五章参照。

(17)前掲注６楊志剛著書などを参照。また、小島毅「宋代の国家祭祀―『政和五礼新儀』の特徴―」（池田温編『中国礼法と日本律令制』東方書店、一九九二年）は、吉礼の九鼎・太一・九宮貴神、感生帝・火星に対する儀式を取り上げて考察し、『開元礼』と『政和五礼新儀』の異同を比較している。

(18)丸橋充拓「唐宋変革期の軍礼と秩序」（『東洋史研究』六四―三、二〇〇五年）参照。丸橋氏は軍礼を有事の軍礼（皇帝親征、軍将出征）と平時の軍礼とに類別しており、筆者はこれを補うために、平時の軍礼をさらに尚武精神を示す儀式と年中行事の儀式とに分類する。また、軍礼の性格を捉えるため、別の視点から、筆者は対神儀礼と対人儀礼に大別するのも有効だと考えている。これは「唐・宋『軍礼』の構造とその変容」（二〇一一年一一月六日、第一〇九回史学会大会東洋史部会、於東京大学）と題して発表した。

(19)皇帝親征の場合は、作戦終了時に両儀式が実施され、軍将出征の場合には両儀式は行われないとする。

(20)『宋史』巻一二一、礼儀志七四、軍礼に「受降献俘」が一つの項目として記されている。

(21)郭旭東『甲骨卜辞所見的商代献捷献俘礼』(『史学集刊』三、二〇〇九年)、高智群『献俘礼研究』上・下(『文史』三五・三六、一九九二年)

(22)『魏書』巻一〇八、礼志一。

(23)該当儀式の文末に『開元礼』と同じように「若凱旋祭告、惟陳俘馘及軍實於南門之外、北面東上、其告禮並如上儀」とあり、出征時の告礼とほぼ同じである。次の「宜社」も同様。

(24)金子修一『中国古代皇帝祭祀の研究』(岩波書店、二〇〇六年)は、有司による摂祭の場合、その祝文が書かれる祝版は事前に皇帝の署名がなければ無効で成立しないとし、祝文が書かれる祝版に署名する行為は皇帝の主宰者の地位を表す行為の一つだと考えている。なお、有司攝事の場合の祝版に関しては、『大唐郊祀録』巻七、祀風師条所引の王涇案には、「案開元禮、凡帝社以上、合至尊親祭。而使有司攝者、其祝版皆祀前先請禦署。迄、皇帝北面再拝、侍中奉出、分附所司」とある。

(25)唐代皇帝政治の世俗化については、多くの先学の共有認識となっている。例えば、渡辺信一郎『天空の玉座―中国古代帝国の朝政と儀礼』(東京柏書房、一九九六年)、金子修一「中国の皇帝制度―とくに唐代の皇帝祭祀を中心に―」(青木書店、講座「前近代の天皇」第五巻、一九九五年)など。

(26)舞踏礼について、李斌城「唐代上朝礼儀初探」(『唐文化研究』、上海人民出版社、一九九四年)は、唐代の「舞蹈礼」は隋から始まって、臣が君に対して行う儀礼であるとするが、前掲注25で渡辺信一郎氏は、「舞蹈礼が隋に入って突然に発明されたとは考えられず、六朝末には存在した可能性がある」とする。また、氏は「舞蹈は音声を発しながら手と足とを動かして行う所作であって、皇帝に対してのみに行われるものである」と述べる。ただし、『開元礼』巻一一三「皇太子元正冬至受宮臣朝賀」では、宮臣(東宮の臣)が皇太子の前に舞蹈礼を行う規定が確認できることから、「舞踏」の対象は皇帝のみではないようで、単に臣従を表わす行

為と理解するほうが妥当であろう。ちなみに、西本昌弘「古礼から見た内裏儀式の成立」(『史林』七〇―二、一九八七年）によると、古代日本では、弘仁九年（八一八）の全面的な唐風宮廷儀礼の導入に伴い、日本古来の拝礼である四拝・拍手から再拝・舞蹈へと変化したという。

(27)三島京子「日本古代における天皇の即位儀礼―特に日中比較を中心に―」(『寧楽史苑』四〇、一九九五年）では大臣が皇帝権力を確認することの重要性と、皇帝権力との関係を述べている。また、前掲注25渡辺書でも元会儀礼における君臣関係の確認過程を君臣関係の再生産とする。穴澤彰子「唐代皇帝生誕節の場についての一考察―門楼から寺院へ―」(『都市文化研究』三、二〇〇四年）が指摘したように、唐代皇帝は楼の構造（楼の上・下）を生かして君臣関係の差別を確認させる効果を利用した。献俘礼の場合も同様である。

(28)前掲注6楊志剛著書。

(29)『旧唐書』巻一、高祖本紀に、「四年春、…中略。丙寅、王世充舉東都降、河南平。秋七月甲子、秦王凱旋獻俘於太廟。丁卯、大赦天下。廢五銖錢、行開元通寶錢。斬竇建徳於市、流王世充於蜀、未發、為讎人所害」とある。また、『唐会要』巻一四、献俘にも高宗顯慶五年に、思結闕俟斤都曼が投降して献俘礼が執行された例もある。

(30)『冊府元亀』巻一六四、帝王部、招懐。また『新唐書』巻一、高祖本紀に、投降した者に献俘礼を行わない例が幾つか確認できる。

(31)『宋史』巻一二一、礼儀志七四、軍礼に「受降獻俘。太祖平蜀孟昶、降詔有司約前代儀制為受降禮」とある。

(32)劉安志「関於『大唐開元礼』的性質及行用問題」(『中国史研究』、二〇〇五年第三期)。また、梅原郁「皇帝・国都・祭祀」(中村賢二郎編『歴史のなかの都市―続都市の社会史―』所収、一九八六年、ミネルヴァ書房)は『開元礼』に記された唐代の郊祀の礼式を理念型と呼び、基本ラインは沿うとしても、細かいところは実際には相違すると述べる。

(33)前掲注3拙稿参照。

(34)前掲注27穴澤論文参照。

(35)表2の献俘礼の実例は一部であり、実際に献俘に触れる内容はこれ以上を超える量であるが、その記載が曖昧で、献俘会場が不明な場合は表に

入れなかった。

(36)『唐会要』巻一四、献俘。

(37)『旧唐書』巻二一、礼儀志一に「神堯授禪、未遑制作、郊廟宴享、悉用隋代舊儀」とある。

(38)『隋書』巻二、文帝紀に「四月己亥、幸驪山、親勞旋師。乙巳、三軍凱入、獻俘於太廟、拜晉王廣為太尉。庚戌、上御廣陽門宴將士、頒賜各有差。辛亥、大赦天下」とある。

(39)『旧唐書』巻一九四下、突厥上。

(40)『唐会要』巻一四、献俘。

(41)『旧唐書』巻一一四、周智光伝。

(42)前掲注６妹尾論文参照。

(43)『旧唐書』巻二八、音楽志一によれば、文宗大和三年（八二九）八月に太常礼院が凱旋した軍隊の入城の儀注を作成し、文宗に上奏した。その中に、軍将が俘虜を連れて都から入城し、それから太廟、太社に告礼を終え、皇帝が御する楼に向かう内容が詳細に記されている。また文末に「然後引俘馘入獻及稱賀如別儀。別有獻俘馘儀注」とあるように、皇帝に対する献俘礼の儀注が既に作成されたことがうかがえる。その内容は不明であるが、唐代の献俘礼の実例から基本的に了解できる。前掲注３拙稿参照。

(44)『旧唐書』巻二二、僖宗本紀に「（光啓三年、六月）丙辰、太常禮院奏、『太廟十一室、並祧廟八室、孝明太后等別廟三室、自車駕再幸山南、並経焚毀、神主失堕。今大駕還京、宜先葺宗廟神主、然後還宮。』遂詔修奉太廟使宰相鄭延昌修奉」とある。

(45)耿元驪「五代礼制考」（東北師範大学修士論文、二〇〇三年）。

(46)『冊府元亀』巻一二、帝王部、中興。

(47)『冊府元亀』巻八六六、総録部、貴盛。

(48)前掲注６妹尾論文を参照。

(49)五代十国期に、首級を太社に収める実例は史料に散見できる。例えば、『旧五代史』巻一〇、梁書一〇に記される後晋高祖天福二年（９３７）の事例など。

(50)『玉壺清話』巻二に、「擒劉鋹至闕下、欲獻俘太廟、莫知其儀」とある。

(51)『続資治通鑑長編』巻一一一、仁宗、明道元年。

(52)『続資治通鑑長編』巻三七二、哲宗、元祐元年に、「礼部尚書韓忠彦等言、今参詳如有祥瑞邊捷、宰臣已下紫宸殿称賀皇帝畢、赴内東門拜賀太皇太后。從之。」とある。

(53)『唐六典』巻八、門下省に「凡下之通于上、其制有六、一曰奏抄、二曰奏彈、三曰露布（謂諸軍破賊、申尚書兵部而聞奏焉）、四曰議、五曰表、六曰状。皆審署申覆而施行焉」とある。

(54)『封氏聞見記』巻四、露布。

(55)秦蕙田『五礼通考』巻二三九、軍礼七。

(56)『太平広記』巻一七四、薛収に、「唐薛收在秦府、檄書露布、多出于收」とある。

(57)中村裕一「唐公式令・露布式の研究――唐公式令研究(二)」(『大手前女子大学論集』九、一九七五年）を参照。

(58)『旧唐書』巻六九、侯君集伝。同書巻九九、蕭嵩伝。

(59)『旧唐書』巻二〇〇下、黄巣伝。

(60)『旧五代史』巻六〇、唐書三六、王緘伝に「(天祐）十年、從征幽州、既獲仁恭父子、荘宗命緘為露布、觀其旨趣。緘起草無所辭避、義士以此少之」とある。 また、同書巻四〇、明宗本□第六にも時の露布文の書式は勅や制と類似したため、失笑の対象になったという。

(61)『唐会要』巻一四、献俘。

(62)『封氏聞見記』巻四、露布に「近代諸露布、大抵皆張皇國威、廣談帝德、動逾数千字、其能体要不煩者、鮮云」とある。

(63)『唐国史補』巻上。

(64)前掲注３拙稿を参照。

(65)小南一郎「射の儀礼化をめぐって」(『中国古代礼制研究』、京都大学人文科学研究所、一九九五年)。

(66)『新唐書』巻二、太宗本紀に「初、高祖起太原非其本意、而事出太宗。及取天下、破宋金剛、王世充、竇建徳等、太宗功益高、而高祖屢許以為太子。太子建成懼廢、與齊王元吉謀害太宗、未發」とある。

(67)『冊府元亀』巻一二、帝王部、告功。

(68)『旧唐書』巻一六、穆宗本紀。

(69)孫継民『唐代行軍制度研究』第五章、第二節（文津出版社、一九九四年）。

(70)『太平御覧』巻六四〇、刑法部六、決獄。

(71)『唐大詔令集』巻四、改元上元赦。

(72)『冊府元亀』巻四三四、將帥部、献捷に「李光顔為忠武軍節度使、元和十一年正月奏連敗淮西呉元濟之衆、憲宗大悦、賜告捷使婢奴銀錦」とある。

(73)『旧唐書』巻二〇上、昭宗本紀に「天復元年春正月甲申朔、昭宗反正、登長樂門楼、受朝賀。班未退、孫徳昭執劉季述至楼前、上方詰責、己為亂棒撃死、乃尸之於市」とある。

(74)『宋史』巻一二一、礼儀志七四、軍礼と『宋会要輯稿』礼九、兵捷献俘に幾つかの実例が見える。

(75)庶民の首級を敵軍と偽称する例がしばしばあったことは『宋会要輯稿』兵一八、軍賞から確認できる。また、『続資治通鑑長編』巻五〇四、哲宗元符元年（一〇九八）に、哲宗が西羌統軍嵬名阿埋、監軍妹勒都逋平定に祝賀すべきかを確認したことが見える。

付録　図表

		『開元礼』	『太常因革礼』	『政和五礼新儀』
有事軍礼	皇帝親征	皇帝親征類於上帝〔81〕皇帝親征宜於太社〔82〕皇帝親征造於太廟〔83〕皇帝親征禡於所征之地〔84〕親征及巡狩郊祀有司軷於国門〔84〕親征及巡狩告所過山川〔84〕	皇帝親征祭告〔61〕	
	軍将出征	制遣大将出征有司宜於太社〔87〕 制遣大将出征有司告於太廟〔88〕 制遣大将出征有司告於斉太公廟〔88〕		命将出征儀上〔158〕（受旌節、引見、造廟、宜社） 命将出征儀下〔159〕（告武成王廟、禡祭、師旋奏凱、御樓獻俘宣露布）
	戦勝段階	平蕩寇賊宣露布〔84〕	凱旋祭告〔61〕 献俘馘御楼宣露布上〔61〕 献俘馘御楼宣露布下〔62〕	皇帝御楼受蕃王降儀〔157〕 紫宸殿賀勝捷儀〔163〕

表１　唐宋の有事軍礼一覧表

番号	獻俘月日		生擒月日	場所	俘馘	出典	備考
1	高祖武徳	元年（618）同月	同年一一月二三日	玄武門？（宴会）、太廟	薛仁杲	『新』一、『玉』一九四	『冊』一〇九に殿武門とする
2		三年（620）五月二四日	同年四月二四日	太廟	宋金剛	『唐』一四、『玉』一九〇	大赦

3		四年（621）四月		玄武門（宴会）	張長遜	『冊』一三六	
4		四年（621）七月九日	三年七月に王世充、四年五月に竇建徳を破る。	太廟、殿（飲至礼）	王世充、竇建徳	『旧』一、二『唐』一四	
5	太宗貞観	四年（630）三月二九日	同年二月	太廟、順天楼	突厥・頡利可汗	『旧』三、『玉』巻一九四	
6		一四年（640）一二月		観徳殿（飲至礼）	高昌王・麹智盛	『旧』三、『玉』巻一九〇	
7		一九年（645）八月		太廟	鉄勒諸部数千人	『玉』巻一九〇、『旧』一九九下	
8		二二年（648）五月	同年	闕下、太廟	帝那伏王阿羅那順	『旧』一九八、『冊』一二	
9		二三年（649）一月	二二年閏一二月	六日献太社、太廟、七日献紫微殿	亀茲王・訶利布失畢、宰相那利、羯猟顛等	『旧』三、『玉』一九四、『冊』一二	
10	高宗永徽	元年（650）九月七日	九月四日	七日献太社、太廟、昭陵、一八日献武徳殿	突厥・車鼻可汗	『旧』四、『冊』一二	
11	顯慶	三年（658）一一月一五日	一一月	一五日献昭陵、一七日献太社、太廟、闕下	突厥・阿史那賀魯	『旧』四、『冊』一二	
12		五年（660）正月		東都洛陽宮（乾陽殿）	思結闕俟斤都曼	『唐』一四、『玉』一九四	
13		五年（660）一一月	同年八月	則天門	百済王扶余義慈、太子隆等計五八人	『旧』四	
14	乾封	元年（666）一〇月二一日		昭陵、太廟	高句麗俘虜	『唐』一四	
15	総章	総章元年（668）一二月	同年一〇月	昭陵、太廟、含元殿、圜丘	高麗王・高藏、大臣の男建、男産等	『資』二〇一、『旧』一九九、『冊』一二	高宗親祀南郊、以李勣為亜獻
16	永隆	二年九月（681）	同年九月	太廟	突厥俘囚阿史那伏念と温傅可汗等計五四人	『唐』一四、『冊』四三四	東市で斬首
17	則天	万歳通天二年（697）七月		闕下	契丹俘虜	『旧』三九、『冊』四三四	平契丹獻俘
19	久視	元年（700）		太廟、含枢殿	契丹俘虜	『冊』四三四、『玉』一九四	
20	中宗神龍	三年（707）		太廟	節愍太子李重俊の首級	『旧』七、『資』二〇八	祭武三思、武崇訓
21	玄宗開元	二年（714）六月		闕下	西突厥都担の首級、その孥（家族）、胡禄等部落五万余	『新』五、『冊』一三三、一七〇	
22		一二年（724）一二年七月		朝堂（宴会）		『冊』一三六	
23		一七年（729）		太廟	吐蕃俘虜二〇〇余、首級四〇〇余	『旧』一九六上	
24		二〇年（732）五月	同年三月	諸陵廟、太廟、応天門	叛奚及び契丹	『新』五、『冊』一二	『新』五は信安王李禕とする
25		二二年（734）六月	同年同月	太廟	契丹・林胡	『冊』一二、『玉』一九四	

26		二八年（740）二月	二七年の夏	花萼楼（飲至礼）、太廟	吐火仙可汗骨啜	『冊』四三四	
27		二八年（740）八月		太廟	契丹・林胡	『唐』一四	
28	天寶	三年（744）	同年八月	太廟	烏蘇米施可汗の首級	『玉』一九一	
29		五年（746）正月		一七日献太清宮、一八日献太廟	吐蕃、突厥の俘虜	『冊』一二、『玉』一九四	
30		八年（749）	同年六月	太清宮、丹鳳楼	隴右石堡城・俘虜	『冊』四三四、『旧』一九六上、『新』五	獻功。閏月玄宗謁太清宮
31		一〇年（751）	同年一月	勤政楼	突騎施可汗、吐蕃大首領・石國王、可郭、羯帥	『新』五、『玉』一九一	
32		一一年（752）		太廟、三日献勤政楼、六日献躍龍門	吐蕃の俘虜	『冊』四三四	
33		一三年（754）正月		行在	契丹の俘虜	『旧』九	禁中に引見
34		一三年（754）五月	一二年九月	行在、勤政楼（大酺）	突厥首領阿布思	『旧』九、『玉』一九四、『新』五	
35	粛宗至德	二年（757）	同年九月	粛宗行在（祝賀）、上皇行在、圜丘、太廟、太社	捷書	『旧』一〇、『冊』一二	西京を光復
36	乾元	元年（759）	同年九月	望春楼（飲至礼）	偽将安守忠	『旧』一二〇	
37		二年（759）十月		闕下	逆賊史思明の偽将李帰仁等一〇〇余人	『旧』一一五	
38	上元	元年（760）		太廟	安太清、楊希仲	『新』一三六	
39		元年（760）一〇月	同年一〇月	太廟	懐州城・俘虜	『冊』一二、『玉』一九四	
40		二年（761）二月	同年正月	太廟	劉展の首級	『旧』巻一二四、『玉』一九四	
41	代宗寶応	元年（762）六月	同年同月	内殿	突厥・奴剌大首領	『冊』九七七	下賜も伴う
42		二年（763）四月	元年一〇月	太廟、太清宮	史朝義の首級	『冊』一二、『玉』一九四	
43	大歴	二年（767）正月	同年同月	太清宮、太廟、七陵	周智光、その子の元耀、元幹三人の首級	『旧』一一四、『玉』一九四	
44		一二年（779）四月		闕下	（虫葛）城兵馬使一三五〇人、牛羊及び軍資器械	『旧』一九六	
45		一二年（777）		闕下	吐蕃大籠官論器然	『旧』一一、『冊』四三四	
46	德宗建中	四年（783）三月	同年同月	太廟	李希烈将軍楊謹欽・張文江の首級・周冕	『冊』四三四	
47	貞元	元年（785）八月	同年八月	太廟	邠寧節度使李懐光の首級	『旧』一二、『玉』一九四	
48		七年（791）一二月	同年九月	延喜楼	吐蕃大首領結心	『旧』一九五、	

						『玉』一九四	
49		九年（792）二月	同年二月	闕下	吐蕃の首虜、器械、旗、牛馬	『旧』一九六下	
50	憲宗元和	元年（806）		闕下	叛将王承宗の部下三〇〇人	『旧』巻一四三	
51		元年（806）一〇月	同年八月	興安楼、太清宮、太廟、太社、昊天上帝	逆賊劉闢	『旧』一四〇	
52		二年（807）一〇月	同年	興安門（露布）、太清宮、太廟、太社	逆賊李錡	『唐』一四、『冊』四三四	
53		一二年（817）一一月	同年一〇月	興安門（露布、祝賀）、太廟、太社	逆賊呉元濟	『唐』一四、『冊』四三四、『玉』一九四	宣政殿で朝賀を受ける
54		一四年(819)二月	同年同月	宣政殿（祝賀）、太廟、太社、興安門（祝賀）	逆賊李師道の首級	『冊』一二、四三四、『唐』一四。	
55	穆宗太和	二年（822）	同年八月	太社、太廟、太清宮	逆賊李首級、その子の道源、道樞、道倫、道安等	『冊』一二、一五三	
56	文宗太和	三年（829）五月	同年同月	興安楼（祝賀）	李同捷首級	『唐』一四、『玉』一九二、一九四	
57	武宗会昌	四年（844）二月	同年八月	太廟、社稷、興安楼	太原叛将楊弁等計五四人	『唐』一四、『冊』四三四	
58		四年（844）八月	同年七月	太廟、太社、興安門（露布、祝賀）	逆賊劉稹の首級、郭義等一五〇人	『唐』一四、『冊』一二	『唐』は安福門とする
59	僖宗中和	三年（883）	同年	行廟、僖宗行在（露布、祝賀）	黄巣の首級	『唐』一四、『冊』一二、四三四。	
60	光啓	二年（886）一二月	同年	興元城門南（祝賀）	邠州節度使朱玫	『唐』一四、『冊』四三四	
61	昭宗龍紀	元年（889）	同年	延喜門（祝賀）、太廟、太社	秦宗全とその妻の趙氏	『旧』二〇上、『唐』一四	
62	乾寧	元年（894）一二月	同年一一月	延喜楼（祝賀）、太廟	王行瑜の首級、その部下と家族計五〇〇人	『玉』一九四、『旧』二〇上	
63	天復	元年正月（901）	光化四年（900）一二月	長楽楼	劉季述	『旧』二〇上	その場で殺される
64	後唐荘宗天祐	一一年（914）	一〇年（913）一一月	露布の下（殿か）、七廟	劉仁恭、劉守光	『旧五』一三五、	
65		一九年（922）			張文礼の子の張処球等	『旧五』五六	露布
66	同光	四年（926）		太微宮、太廟、太社、武成王廟	偽蜀主王衍	『冊』一二	
67	明宗天成	三年（928）八月		闕下	戎俘	『旧五』三九	
68		四年（929）二月二四日	天成四年（929）二月三日	咸安楼（露布、祝賀）、太社	定州・王都、その子四人、弟一人、契丹・塔納父子等	『五代』五、『旧五』四〇	戦勝情報が届く日に祝賀

					二千余人		
69	後晋高祖天福	五年（940）		闕下（露布）	偽都検杜光鄴及淮南軍五百余人	『旧五』七九	
70		六年（941）九月		乾明門（露布、祝賀）、崇徳殿（宴会）	安従進の子弘受、判官王鼎、李光圖等四四人	『旧五』八一、『五代』五	『五代』は天福七年九月とする
71		七年（942）一月		乾明楼（露布、祝賀）	逆人安重栄首級	『五代』五	
72	後漢隠帝乾祐	二年（949）七月		明徳門（露布、祝賀）	逆賊李守正首級并俘馘等	『五代』五、『旧五』一〇九	
73		三年（950）一月		闕下	逆賊王景崇首級同惡周璨	『五代』五	
74	後周太祖広順	二年（952）五月		太社、太廟	梟夷逆党	『冊』一二	
75	宋太祖建隆	元年（961）六月	同年同月	天地、太廟、太社、祓廟、泰山廟、城隍廟		『文』八九	
76	乾徳	三年（965）		太廟、太社、崇元殿（祝賀、宴会）	後蜀・孟昶	『宋』一二一	
77	開宝	四年（971）五月一日	二月一六日	太廟、太社、明徳門（露布、祝賀）	南漢・劉鋹	『宋』一二一、『宋会要』礼九	
78		九年（976）一月四日	開宝八年（975）一一月二七日	明徳門	南唐・李煜及其子弟仲、從鎰、從謙、從度、從信、偽官屬四五人	『宋』一二一、『宋会要』礼九	露布がキャンセルされる
79	太宗太平興国	四年（979）七月三〇日		太廟①、城台（宴会）、行宮（祝賀）、太廟②	北漢・劉継元	『宋』一二一、『宋会要』礼九、	
80	哲宗元祐	二年（1087）一一月一一日	同年八月一九日	延和殿祝賀（八月二八日）、永裕陵、崇政殿	西蕃大酋領鬼章宜結	『宋会要』礼九	
81	元符	元年（1098）一一月		紫宸殿（祝賀）、闕	西羌統軍嵬名阿埋、監軍妹勒都逋	『続』五〇四	
82		二年（1099）		宣徳門（祝賀）、紫宸殿（宴会）、太廟、諸陵	西蕃王攏拶、邈川首領瞎征等	『宋』一二一、『続』五一六	
83	徽宗宣和	三年（1121）七月二六日			方臘	『宋会要』礼九	

表２　唐宋献俘礼の実施状況一覧表

（『旧』は『旧唐書』、『新』は『新唐書』、『宋』は『宋史』、『旧五』は『旧五代史』、『資』は『資治通鑑』、『続』は『続資治通鑑長編』、『宋会要』は『宋会要輯稿』、『唐』は『唐会要』、『五代』は『五代会要』、『冊』は『冊府元亀』、『文』は『文献通考』、『玉』は『玉海』）

終　論

本論文は六つの章によって構成される。この六つの章を通して、筆者は唐宋変革期の下に変容された軍礼制度を取り上げ、その全体の構造と各儀式を分析した。この研究方法は、唐宋に皇帝を始めとする王朝が主導して編纂された国家礼典に基づき、それと実際に実施した軍礼儀式と対照しながら、それらが唐から北宋にかけてどのように変容したか、およびその変容の歴史的意義やそれを導いた原因を探るものである。結論をまとめる前に、ここであらためてそれらの内容を振り返っておきたい。

まず、第一章では、唐代の『貞観礼』（初期）、『開元礼』（中期）、北宋の『因革礼』（中期）、『新儀』（末期）に編纂された代表的な国家礼典に基づいて、両王朝の軍礼構造を分析し、両者を比較してそれぞれの特徴と変容を明らかにした。

礼儀というものは、周礼以来、継承されるとともにその調節も絶えずに続けられてきたと言っても過言ではない。五礼制度は後世の王朝に受け継がれ、国家の正統性の支柱とされたが、その内容は各時代によって異なった。筆者はまず、五礼において、軍礼と吉礼との関係を検討してみた。そもそも、五礼の中では、吉礼・賓礼・軍礼・嘉礼・凶礼は互いに独立する儀式群であるのか、それとも互いに関係するのかという問題については、これまで学界では直接議論されたことがなかった。唐代に編纂された『貞観礼』『顕慶礼』『大唐開元礼』はその内容がそれぞれ異なるが、それらの中では、五礼の配列順序は一貫して「吉礼・賓礼・軍礼・嘉礼・凶礼」の順を採用している。現存する『開元礼』の式次第を見ると、「國之大事、在祀與戎」（『左伝』成公三年条）とあるように、軍礼は吉礼の儀式を内包しており、軍礼は他の四礼のうちとりわけ吉礼と密接な関係にある。吉礼は昊天・祖霊・社稷等を祀る儀礼を中心とし、軍礼儀式の多くにそれらの祭祀が取り入れられているのは、それら諸神から軍事行動の正統性と加護を担保するためである。国の大事は「祭祀の礼」と「軍事の礼」にあるとするのは『左伝』以来の指針であり、それが唐にも受け継がれているのである。その意味で、『開元礼』はそうした古来の思想をいまだ色濃く残していると見なければならない。

こうした視点から『開元礼』を見ると、軍礼の儀式群は「対神儀礼」と「対人儀礼」とに分類するとらえ方が可能である。小論では、対神儀礼の具体例として「皇帝親征造於太廟」儀式を取り上げたが、他の儀式もおおむね同様の式次第である。ところが、北宋の『太常因革礼』の軍礼篇目を見ると、いまだ『開元礼』の影響から完全には脱却していないが、北宋末の『政和五礼新儀』の軍礼では対神儀礼は全くといっていいほど姿を消している。そこでは、皇帝権威を直接に誇示できる戦勝後の段階に行われる儀式が重要視され、『因革礼』では、献俘礼が大いに成長し、北宋末期になると、「冊命諸王大臣儀」と「諸州歳貢儀」さえもが軍礼に編入されている。それらは『周礼』春官の言葉を借りれば、嘉礼的軍礼といえる。すなわち『開元礼』から『新儀』へと至る軍礼の変容とは、吉礼的軍礼重視から嘉礼的軍礼重視への変容である。

こうした唐後半期～北宋末の軍礼の変容は、安史の乱によって皇帝の威厳が失墜し、それと同時に神的存在の意義が失われた結果である。そのため、皇帝権威を最も有効的に顕示する儀式が重視されるようになった。事実、『新儀』軍礼の諸儀式のトップに立つのは神的存在ではなく、常に皇帝その人である。唐代の軍礼は、皇帝（または代理人）が上帝・太廟・社稷などを祀って皇帝権威の根拠を再確認する。換言すれば、唐の皇帝は、昊天・祖霊・社稷等の前では官僚たちと同等の立場にあると見なければならない。ところが、北宋の軍礼では、それらの神的存在ではなく、皇帝自身を顕彰する形を採っているのである。

以上の軍礼の変容は、唐後半期に前代の神権政治的儀礼から脱却し始め、それが宋代の皇帝権威を顕彰する儀式に変わっていく流れである。その意味で、唐代はむしろ儀礼の過渡期であり、むしろ軍礼そのものは北宋になってようやく成熟したといえる。従来、唐宋変革の指標の一つに皇帝権の強大化があげられてきたが、それはこうした国家儀礼のあり方を一つの背景として起こってきた現象ととらえるべきではなかろうか。

第二章では、筆者はこれまでに最も注目されてきた講武礼に目を向けた。唐代の講武礼は、皇帝が直接に主導する極めて大規模な軍隊校閲儀式であり、これは唐代になって皇帝専属化という傾向が著しく推進した結果である。『開元礼』の中では、唐代講武礼は、原型は周礼に基づいたものであるが、実際

の内容は五行思想などによって大きく変容しており、現実的には練兵する機能はなく、むしろ武備を象徴する「見せる」儀式という性格が強い。

ただし、そうはいっても、唐代に実施された講武礼のあり方を見ると、それは前期と後期に分けられ、前期には外敵を威喝するなどの伝統的な機能が認められるが、実際には皇帝権力によって利用され、特に政治的な性格が強い。唐代後期になり、皇帝の権威と実権が大幅に衰退するにしたがって、講武礼の実施はほとんどなくなってしまい、史書に確認される事例を見ると、受動的な契機によって実施される傾向を示す。そのあり方は、皇帝が禁軍とのつながりを再確認するというもので、それが北宋に受け継がれ、やがて儀式とは認識されなくなった。

要するに、国家儀礼の軍礼としての講武礼は、その実際の機能はこれまで述べられているよりもはるかに豊かであり、その実施は当時の時代背景と緊密に関係していた。儀式自体は唐後半期になって空洞化したとはいえ、当時の時代背景から見ればそれはそれで重要な意味を持っており、決して行事化された儀式ではない。そして、それゆえに、やがて「礼」とは認識されなくなったといえよう。

第三章では、筆者は周礼との関連性を念頭に置いて、田狩礼が唐から宋にかけて変容する過程を検討した。

唐代田狩礼の源は『周礼』を踏襲した北周・隋であり、その礼儀の規範化作業は高祖朝から絶えず進められ、玄宗朝に完成した『開元礼』になってようやく成熟することになった。ここで特に注目すべきことは、そもそも『周礼』においては、田狩礼は軍事活動と緊密に関連しているが、それは隋礼になって大幅に弱められた。これを受け継いだ唐礼は統一王朝として礼制度を整備する作業をさらに進め、これによって田狩礼の礼儀性格が一歩強調されるようになったが、それに伴ってその軍事的性格がさらに弱まった。

田狩礼における軍事活動としての機能が衰えたことにより、玄宗朝後半以降から、田狩礼の実用性が減少して衰退の一途をたどり、最終的には打球などと同じような遊戯にまで没落してしまった。

一方、北宋の皇帝は田狩礼の儀礼的性格を重視しているものの、同時にそれが軍事訓練であることを明確に認識していた。この傾向は仁宗朝にピーク期を迎えると、ようやく軍事訓練としての性格が礼儀的性格を圧倒した。

隋・唐時代から、田狩礼の礼儀的性格が前代よりも強調され、そのためにそれを臘祭と合わせて獲物を宗廟へ貢献する儀礼行為が非常に重要視され、国家礼典に記載されただけでなく、実際にも積極的に行われた。これは北宋の仁宗朝になって、田狩礼における礼儀性格の喪失により、この獲物を貢献する儀礼も当然ながら実施されなくなり、廃止された。

また、北宋中期の仁宗朝より田狩礼全体が実施されなくなるものの、北宋末期に編纂された『新儀』では「皇帝田猟儀」はこれまでになかった大規模な儀式群として制定され、その形成には北宋前期の経験を汲んでいるが、最大な要因は周礼へ帰復することであった。

第四章では、筆者は射礼の唐宋時代における変容を検討した。周礼では、射礼の種類を、大射・賓射・郷射・宴射の四種類とされる。唐代の国家儀礼に記される射礼は、そのうちの大射礼であった。その実施は唐代前期に集中しており、高宗朝から衰退する傾向が現れはじめ、玄宗朝後半から廃止されることとなった。唐代大射礼は軍礼のカテゴリーに所属されているが、個別的な事例のほか、多くの実例には軍事的な性格は見えず、むしろ新政権の確立や天下統一を示すという象徴的な側面が強く、その意味で実用性を欠いている。これは唐代の大射礼がやがて廃止された最大の原因だと思われる。

北宋の射礼には、その開国初期から大射礼と宴射礼とが同時に存在している。ただし、前者は北宋中期まで儀礼書の紙面にとどまって、一度も実践されることはないまま続き、結局、皇室との関連が徐々に稀薄化していき、北宋末期に編纂された『新儀』では削除されてしまった。大射礼の衰退は、そこに礼儀的性格が整えられ、実用性を欠いていたことと関係すると思われる。

一方、宴射礼は北宋初期には礼儀的な要素を欠いていたが、これは真宗朝から整備されつつ、特に君臣関係を重視する宴会が台頭するとともに、宴射は北宋末期に一連の宴会関係の儀式とともに国家礼典の『新儀』に名を連ねた。大射礼に比べれば、宴射礼は非常に実用性を示しており、それは当時の外交・軍事・君臣関係の応酬などの各方面に及ぶ性格を有していたため、統治者に重要視され、それが長く行われ続けた理由であった。

第五、六章では、筆者は軍礼の中で最も構造が大きい儀式群である戦争終了段階の諸儀式を取り上げた。これらの儀式が上記に挙げた軍礼儀式と異なるところは、国家礼典では講武礼・田狩礼・射礼は平時に行われるものと設

定されているのに対して、戦争終了段階の諸儀式は直接に戦争と関わっている点である。

まず第五章では、唐代の軍礼における献俘礼は、「皇帝親征」と「制遣大将出征」の二つの場合に分かれ、いずれも主として太社と太廟に対する儀礼であり、皇帝親征では「造」礼が、大将出征では「告」礼が行われる。献俘礼の実例を唐代の史料に見ると、太社・太廟以外に、皇帝が楼に御して、そこに俘虜が連行され、処分が下される儀式が行われた。しかし、それは『開元礼』には規定されておらず、国家の正式な献俘礼はあくまでも太社・太廟での儀式である。そこで、太廟における献俘礼の式次第を見ると、皇帝造礼では晨祼・饋食が、大将告礼では奠玉帛・進熟が儀式の中心となる。告礼で大将（＝告官を務める軍将）が奠玉帛・進熟を行い、しかも三献ではなく一献の礼を行うのは、それだけ皇帝代理としての強大な権限が付与されたものと思われる。

一方、皇帝本人に対する献俘礼は、俘虜の取り扱いや祝賀など視覚の効果を狙った現実的な性格が強い。儀式の行列は春明門から入城し、地理的な関係から太廟の告礼とセットになる傾向を示す。

これによって得られた知見を基に、唐宋両時代におけるこれらの儀式の変容を比較して検討したのが、第六章である。唐代の献俘礼は、その前代の隋礼などを継承し、太廟・太社など対神儀礼の祭祀を実施するように規定したが、これは玄宗朝より変化が生じ、楼（門）上に出御する皇帝に対する献俘礼が重視され、徐々にそちらが儀式の中心として台頭していき、それに伴って太廟・太社の対神儀礼を凌駕するようになった。『開元礼』には見えないが、露布の宣布が献俘礼に編入され、両儀式が併合される傾向も既に玄宗朝より現れた。これは制度に定着しなかったものの、露布文の宣布によって君臣関係の密接さ繰り返し図られ、露布の宣布は単に戦勝情報の伝達ではなくなり、その意義が拡大化したことがうかがえる。

この傾向は五代十国、北宋を経ても維持され、やがては仁宗期に完成された『因革礼』になって献俘礼に編入され、正式な儀式として確立した。献俘礼は一連の儀式で組み立てる小型の儀式群であるが、その構造は唐代中期、およそ安史の乱以降から大きく変貌し、次第に宋代の献俘礼を形成したことは、やはり『因革礼』からうかがえる。後の『新儀』ではさらに変化が生じ、

唐礼の献俘礼とは大幅に異なることとなったが、実際には時代が北宋滅亡の直前にあたっていたため、実施されるには至らなかった。

以上のように、これまでの考察過程を要約してみたが、当初の問題意識に従って小論の結論を述べたい。

軍礼は五礼制度の一つであり、それは五礼制度の整備化によって変容がなされる。五礼を制度として熟成した歴史的プロセスは魏晋南北朝にあり、その思想そのものは周礼に由来するが、漢代に行われた礼制度の儒家化という作業の認識が不可欠である。本当の意味で言えば、唐代は漢代以降においては初めての統一王朝であった(1)。そのため、唐代にとって、その政治の課題として行わなければならないのは、漢代以来に発展されてきた五礼制度を整理してそれらを円滑に調節することであった。このような課題が実に唐代の建国初期から前期（太宗朝、高宗朝）に既に行われており、それに伴って編纂されたのは『貞観礼』、『顕慶礼』であった。しかし、これでこの五礼制度が完璧に完成されたと言えないことは、当時の礼官たちによる上奏から察知できる。彼らは、この二大礼典には不備な部分や乖離する部分があることを指摘し、それは皇帝にも承認されている。このように、王朝儀礼をさらに完備した国家礼典の需要が高まり、しかもこの国家礼典は漢代を超え、周代から唐までの礼儀制度をまとめるものでなければならない。玄宗朝に完成された『大唐開元礼』がその代表作であることは、その礼典名がこれまでの『貞観礼』、『顕慶礼』ではなく、「大唐」と冠したことからうかがえる。

唐代玄宗朝までに、その前代（周礼から隋まで）の礼儀制度をまとめたこの特徴は、軍礼にも明らかに示されている。その儀式はほとんど周礼に基づいて編纂されており、極力に各儀式のバランスを円滑に調節する工夫を施し、唐王朝と周との継承関係を体現している。なかには、当時の時代的要素を考慮したものもがあるが（例えば斉太公廟の編入）、基本的に「古礼」を多く踏襲し、「今礼」を控えめにする政策がうかがえる。このように、唐代の王朝儀礼では、「古礼」の特徴を強く示しており、その中でも特に大きな特徴は、軍礼における皇帝権力の発露が明らかに神の力に頼ることである。それらの儀式が、所謂「対神儀礼」である。軍礼の中で最も重要な儀式群である戦争段階の場合に、その前後にたくさんの祭祀を重ねて実施されたことがその好例

である。しかし、これは安史の乱以降になれば、皇帝権力が大いに損害され、諸神を過度に頼るといういわゆる空中の楼閣のような形は次第に維持できなくなる。これに伴って発生した現象は、人を重要視する「対人儀礼」の台頭である。これは唐代後期の皇帝たちが、皇帝権威を維持するためにやむをえず行った「改革」であろう。この「改革」がまず示されたのは、戦争段階の後半に行う俘虜を捧げる献俘礼であった。唐代後半より皇帝本人に直接に献俘して、その権威を最大化することが図られた。これは慣例にまで発展し、皇帝たちが受動的にそれを礼制度に少しずつ編入していく作業を始めた。これは、北宋になってさらに明確化され、皇帝権威を最も直接的に誇示する戦勝段階の献俘・受降・祝賀は、軍礼のなかで最も重要な儀式にまで上げられ、その台頭が段階的に進んでいき、北宋末期の『新儀』に結実した。このように、唐から北宋までの期間において、周礼から隋唐まで長く続けられた「対神儀礼」はやがて北宋になって「対人儀礼」に取り代わられる。

人を強調する「対人儀礼」の拡大は、ほかの軍礼儀式にも見える。その中で、もう一つ現れた側面は、君臣関係の構築作業である。軍礼儀式では、上記の戦勝段階のほか、講武礼・田狩礼・射礼において、物質面では賞賜・進貢・進状・詩歌の贈与、精神面では再拝・宴会などによる祝賀の意が大いに盛り込まれた。注意すべきことは、このような君臣関係を強化するプロセスでは、君臣の応酬で互いに関係増進だけではなく、上下関係の強化との特徴を強く示すことである。これによって、皇帝権威は北宋になって大いに上げられた。内藤湖南氏の唐宋変革論では、中国史は「唐宋変革」を契機として、二つの大きな歴史時期に分けられるという。それによって、貴族政治時代は君主独裁の時代へ転換するとされる。唐以前の時期には天子は貴族の一員であるのに対して、宋以後の時代になると天子はすべての階層を超越している。後者の時期には、臣下は貴族ではなくなり、天子が主導する官僚機構の一員に過ぎない。こうしたとらえ方は、小論の軍礼に対する分析によれば、皇帝を中心とする対人儀礼の重視というあり方から見た場合、一層明確化されるのではないだろうか。

唐代が行った五礼制度の成熟作業は、『開元礼』によって完成され、その内容は前代の儀礼を過度に吸収したせいで、現実には実用性を欠いていた様相が目立つ。これによって、戦争段階の儀式、講武礼、田狩礼、射礼がそれぞ

れ有効性を喪失するか、娯楽性の儀式にまでに変容するか、あるいは廃止されるか、いずれかの結果を招いてしまった。この点は、北宋が成立してまず直面しなければならない大きな問題であった。すべてのものの発展に、慣性という特質がある。制度も当然例外ではない。その慣性によれば、北宋は最初は唐代を踏襲し、中期の『因革礼』にはまだ踏襲した部分が残されているものの、唐礼より離れる傾向が現れ始める。そして、『新儀』になって軍礼はようやく宋礼的な軍礼として成立することになったのである。

小論では軍礼を専門に取り上げ、象徴的な儀礼を中心に分析した。ただし、軍礼の儀式の中にはさらに取り上げるべきものもあり、また吉礼・嘉礼との関係についてももっと掘り下げるべき問題が残されている。それらは、いずれも今後の課題としたい。

注釈

(1) 隋が短い時期で消滅され、唐の皇室は隋を出自としているから、それを唐と同一視することができる。

参考文献

史料

(1) 正史

［後漢］班固『漢書』（中華書局、一九六二年）
［劉宋］範曄『後漢書』（中華書局、一九六五年）
［西晋］陳寿『三国志』（中華書局、一九五九年）
［唐］房玄齢『晋書』（中華書局、一九七四年）
［北斉］魏収『魏書』（中華書局、一九六二年）
［唐］令狐德棻『周書』（中華書局、一九七一年）
［唐］魏徴『隋書』（中華書局、一九七三年）
［後晋］劉昫『旧唐書』（中華書局、一九七五年）
［北宋］欧陽脩『新唐書』（中華書局、一九七五年）
［北宋］薛居正『旧五代史』（中華書局、一九七六年）
［元］脱脱『宋史』（中華書局、一九七七年）

(2) 十三経

［周］左丘明伝、［西晋］杜預注『春秋左伝正義』（『十三経注疏』、北京大学出版社、一九九九年）
［前漢］孔安国伝、［唐］孔穎達注『尚書正義』（『十三経注疏』、北京大学出版社、一九九九年）
［前漢］毛亨伝、［後漢］鄭玄箋『毛詩正義』（『十三経注疏』、北京大学出版社、一九九九年）
［後漢］趙岐注、［北宋］孫奭疏『孟子注疏』（『十三経注疏』、北京大学出版社、一九九九年）
［後漢］鄭玄注、［唐］賈公彦疏『周礼注疏』（『十三経注疏』、北京大学出版社、一九九九年）
［魏］何晏注、［北宋］刑昺疏『論語正義』（『十三経注疏』、北京大学出版社、一九九九年）
［東晋］範寧集解、［唐］楊士勛疏『春秋穀梁伝注疏』（『十三経注疏』、北京

大学出版社、一九九九年）
［清］孫希旦、沈嘯寰、王星賢校合『礼記集解』（中華書局、一九九九年）

（3）礼書

［唐］蕭嵩『大唐開元礼（附大唐郊祀録）』（池田温解説、東京、汲古書院、一九七二年）
［北宋］鄭居中等『政和五礼新儀』（『景印文淵閣四庫全書』第六四七冊、台湾商務印書館、一九八六年）
［北宋］欧陽脩等『太常因革礼』（『叢書集成新編』第三五冊、新文豊出版公司、一九八五年）
［南宋］礼部太常寺撰、［清］徐松輯『中興礼書』（『続修四庫全書』第八二二、八二三冊、上海古籍出版社、二〇〇二年）
［明］徐一夔等『明集礼』（『景印文淵閣四庫全書』第六四九、六五〇冊、台湾商務印書館、一九八六年）

（4）ほかの史料

［唐］杜祐撰、王文錦等校合『通典』（中華書局、一九八八年）
［唐］李林甫撰、陳仲夫校合『唐六典』（中華書局、一九九二年）
［唐］李肇『唐国史補』（中華書局、一九九二年）
［唐］徐堅著、司義祖校合（中華書局、二〇〇四年）
［唐］呉兢『貞観政要集校』（中華書局、二〇〇三年）
［唐］元稹『元氏長慶集』（上海古籍出版社、一九九四年）
［唐］封演撰、趙貞信校合『封氏聞見記校注』（中華書局、二〇〇五年）
［唐］長孫無忌撰、劉俊文校合『唐律疏議』（中華書局、一九九三年）
『唐李問対』（中州古籍出版社、二〇一〇年）
仁井田陞『唐令拾遺』（東京大学出版社、一九六四年）
仁井田陞著、池田温等編集『唐令拾遺補』（東京大学出版会、一九九七年）
［北宋］王溥、上海社会科学院歴史研究所古代史研究室校合『唐会要』（上海古籍出版社、一九九一年）
［北宋］宋敏求撰、洪丕謨等校合『唐大詔令集』（学林出版社、一九九二年）
［北宋］司馬光『資治通鑑』（中華書局、一九九二年）

［北宋］李昉等編『太平広記』（中華書局、一九六一年）
［北宋］李昉等編『太平御覧』（台湾商務印書館、一九六七年）
［北宋］王欽若等編『冊府元亀』（大化書局、一九八四年）
［北宋］李昉等編『文苑英華』（中華書局、一九六六年）
［北宋］曽鞏著、陳杏真、晁継周校合（『曽鞏集』、中華書局、一九八四年）
［北宋］宋敏求『長安志』（大化書局、一九八七年）
［北宋］文瑩著、楊立揚校合『玉壺清話』（中華書局、一九八四年）
［南宋］『玉海』（中文出版社、一九八六年）
［南宋］李燾『続資治通鑑長編』（中華書局、一九九二年）
［南宋］孟元老著、鄧之誠注『東京夢華録注』（中華書局、一九八二年）
［元］馬端臨『文献通考』（中華書局、一九九一年）
［清］秦蕙田『五礼通考』（味経窩初刻試印本、聖環図書公司、一九九四年）
［清］徐松『宋会要輯稿』（新文豊出版公司、一九七六年）
［清］董誥等編、［清］陸心源補輯拾遺（『全唐文及拾遺』、大化書局、一九八七年）
［清］王鳴盛『十七史商榷』（大化書局、一九七七年）

著書と論文（五十音順）

あ

伊藤清司「古代中国の射礼」（『民族学研究』二三―三、一九五九年）
池田温「『大唐開元礼』解説」（古典研究会『大唐開元礼附大唐郊祀録』汲古書院、初版一九七二年、一九八一年再版）
尾形勇『中国古代の「家」と国家』（岩波書店、一九七九年）
井上光貞『日本古代の王権と祭祀』（東京大学出版会、一九八四年）
梅原郁 『皇帝・祭祀・国都』（中村賢二郎『歴史のなかの都市』収録、ミネルヴァ書房、一九八六年）
新城理恵「先蠶儀礼と唐代皇后」（『史論』四六、一九九三年）
新城理恵「唐代先蠶儀礼の復元：『大唐開元礼』先蠶条訳注を中心に」（『史峯』七、一九九四年）
石見清裕『唐の北方問題と国際秩序』（汲古書院、一九九八年）
江川式部「唐朝祭祀における五斉三酒」（『文学研究論集　文学・史学・地理

学』一四、二〇〇〇年）
江川式部「唐朝祭祀における玄酒と明水―『大唐開元礼』の記載とその背景―」（『駿台史学』一一三、二〇〇一年八月）
大原良通『王権の確立と授受―唐・古代チベット帝国（吐蕃）・南詔国を中心として―』（汲古書院、二〇〇三年）
王美華「唐宋礼制研究」（東北師範大学博士論文、二〇〇四年）
穴沢彰子「唐代皇帝生誕節の場についての一考察―門楼から寺院へ」（『都市文化研究』三、二〇〇四年）
石見清裕『唐代凶礼の構造―「大唐開元礼」官僚喪葬儀礼を中心に―』（福井文雅博士古稀記念論集『アジア文化の思想と儀礼』春秋社、二〇〇五年）
江川式部「唐朝祭祀における三献」（『駿台史学』一二九、二〇〇六年）
王瑜「中國古代講武礼的幾個問題―以唐代為中心」（『求索』四、二〇〇九年）
吾妻重二「宋代の景霊宮について―道教祭祀と儒教祭祀の交差」（『宋代思想の研究：儒教・道教・仏教をめぐる考察』、関西大学出版部、二〇〇九年）
王美華『唐宋時期郷飲酒礼変遷の分析』（『史滴』三三、二〇一一年）
王学軍・賀威麗「『国之大事、在祀与戎』的原始語境及其意義変遷」（『古代文明』六―二、二〇一二年四月）

か

高明士「有関中国『古代』下限的時代区分論戦・唐宋間歴史変革之時代性質論戦的参考文献」（同氏『戦後日本的中国史研究』所収、台北、東昇出版事業公司、一九八二年）
郭紹林「唐高宗武則天常駐洛陽原因辨析」（『文史月刊』一九八五―三）
金子修一「唐代皇帝祭祀の親祭と有司摂事」（『東洋史研究』四七―二、一九八八年）
高明士「唐代的武挙与武廟」（『第一届国際唐代学術会議論文集』、中国唐代学会編、一九八九年）
高智群『献俘礼研究』上（『文史』三五、一九九二年）
高智群『献俘礼研究』下（『文史』三六、一九九二年）
小島毅「宋代の国家祭祀-『政和五礼新儀』の特徴-」（池田温編『中国礼法と日本律令制』に収録、東方書店、一九九二年）

金子修一「中国の皇帝制―とくに唐代の皇帝祭祀を中心に―」（青木書店、講座「前近代の天皇」第５巻、一九九五年）
小南一郎「射の儀礼化をめぐって」（『中国古代礼制研究』、京都大学人文科学研究所、一九九五年）
金子修一『古代中国と皇帝祭祀』（汲古書院、二〇〇一年）
甘懐真『皇権礼儀與経典詮釈：中國古代政治史研究』（台北・喜馬拉雅基金会、二〇〇三年）
何平立『巡狩与封禅:封建政治的文化軌跡』（斉魯書社、二〇〇三年）
耿元驪「五代礼制考」（東北師範大学修士論文、二〇〇三年）
何平立「中国古代帝王巡狩与封建政治文化」（『社会科学』三、二〇〇六年）
金相范「唐代講武礼研究」（『宋史研究論叢』第七輯、二〇〇六年）
金子修一『中国古代皇帝祭祀の研究』（岩波書店、二〇〇六年）
久保田和男「宋代の『畋猟』をめぐって」（『古代東アジアの社会と文化』、汲古書院、二〇〇七年）
呉麗娛「関於『貞観礼』的一些問題–以所増二十九条為中心」（『中国史研究』二、二〇〇八年）
郭旭東『甲骨卜辞所見的商代献捷献俘礼』（『史学集刊』三、二〇〇九年）
蓋金偉「献俘礼与北庭大捷質疑」（『西域研究』一、二〇一〇年）
呉麗娛「対『貞観礼』淵源問題的再分析–以貞観凶礼和『国恤』為中心–」（『中国史研究』二、二〇一〇年）
呉麗娛『終極之典–中古喪葬制度研究』（中華書局、二〇一二年）

さ

妹尾達彦「唐代長安の盛り場（中）」（『史流』三〇、一九八九年）
妹尾達彦「唐長安城の儀礼空間―皇帝儀礼の舞台を中心に―」（『東洋文化』七二、一九九二年）
孫継民『唐代行軍制度研究』（文津出版社、一九九四年）
朱溢「唐至北宋時期的皇帝親郊」（『政治大学歴史学報』三四、二〇一〇年）
朱溢「唐代孔廟釋奠礼儀新探―以其功能和類別帰属的討論為中心」（『史学月刊』一、二〇一一年）
孫方圓「北宋廃止皇帝『田猟』之礼考述」（『中国史研究』一、二〇一四年）

た
陳寅恪『隋唐制度淵源略論考』（社会科学院歴史語言研究所専刊、上海古籍出版社、一九四四年）
陳戍国『先秦礼制史』（湖南教育出版社、一九九一年）
陳戍国『中国礼制史・隋唐五代巻』（湖南教育出版社、一九九五年）
陳峰「北宋講武礼初探」（『清華大学学報・哲学社会科学版』五、二〇〇七年）
陳戍国『中国礼制史・宋遼金夏巻』（湖南教育出版社、二〇一一年）
張文昌『制礼以教天下–唐宋礼書与国家社会』（台湾大学出版中心、二〇一二年）

な
西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造』（東京大学出版会、一九六一年）
内藤湖南『内藤湖南全集』八（筑摩書店、一九六九年）
西嶋定生「皇帝支配の成立」（岩波講座『世界歴史』第四巻古代四所収、一九七〇年）
西嶋定生「漢代における即位儀礼–とくに帝位継承のばあいについて」（『榎博士還歴記念東洋史論叢』所収、一九七五年）
西本昌弘「古礼から見た内裏儀式の成立」（『史林』七〇、二、一九八七年）
中村裕一「唐公式令・露布式の研究—唐公式令研究」二（『大手前女子大学論集』九、一九七五年一一月）
中村裕一『唐代官文書研究』（中文出版社、一九九一年）
西岡市祐『卜日・斎戒・陳設儀礼の差異—時享儀礼の比較』（『国学院中国学会報』四五、一九九二年）
西岡市祐『唐代「薦新于太廟」の儀礼復原』（『国学院雑誌』九七、一九九六年）
任爽『中国礼制史』（東北師範大学、一九九九年）
西岡市祐『省牲器・晨祼儀礼の差異—時享儀礼の比較—』（『国学院雑誌』一〇〇、一九九九年）
西岡市祐『鑾駕の構成—「天宝元年２月甲午、親享太廟」の解説』（『国学院大学紀要』三七、一九九九年）

は
彭林『中国古代礼儀文明』（中華書局、二〇〇四年）
伏海翔、李超「新見李建成墓誌管窺唐太宗的政治主張」（『文博』二〇一三―一二）

ま
三島京子「日本古代における天皇の即位儀礼：特に日中比較を中心に―」（『寧楽史苑』四〇、一九九五年二月）
丸橋充拓「唐宋変革期の軍礼と秩序」（『東洋史研究』六四―三、二〇〇五年）
丸橋充拓「魏晋南北朝隋唐時代における「軍礼」確立過程の概観」（『社会文化論集』七、二〇一一年）
丸橋充拓「中国古代の戦争と出征儀礼―『礼記』王制と『大唐開元礼』のあいだ―」（『東洋史研究』七二―三、二〇一三年）
丸橋充拓「唐代射礼の源流」（宮宅潔研究代表、科研費研究成果報告書『中国古代軍事制度の総合的研究』京都大学人文科学研究所、二〇一三年）

や
楊寛『古史新探』（中華書局、一九五六年）
山内弘一「北宋時代の神御殿と景霊宮」（『東方学』七〇、一九八五年）
楊寛『西周史』（上海人民出版社、一九九九年）
楊志剛『中国礼儀制度研究』（華東師範大学出版社、二〇〇一年）

ら
呂思勉『両晋南北朝史』、上海古籍出版社、一九八三年
李斌城「唐代上朝礼儀初探」（『唐文化研究』、上海人民出版社、一九九四年）
李訓亮「唐代講武述論」（『西安文理学院学報・社会科学版』、二〇〇五年第五期）
劉安志「関於『開元礼』的性質及行用問題」（『中国史研究』三、二〇〇五年）
柳立言「何謂『唐宋変革』」（『中華文史論叢』八一、二〇〇六）
楼勁「宋初礼制沿革及其与唐制的関係–兼論‘宋承唐制’説之興」（『中国史研

究』二、二〇〇八年）
梁満倉『魏晋南北朝五礼制度考論』（社会科学文献出版社、二〇〇九年）
雷聞『郊廟之外:隋唐国家祭祀と宗教』（三聯出版社、二〇〇九年）

わ

渡辺信一郎『天空の玉座—中国古代帝国の朝政と儀礼』（東京柏書房、一九九六年）
渡辺信一郎『中国古代の王権と天下秩序』（校倉書房、二〇〇三年）
鷲尾祐子「前漢郊祀制度研究序説–成帝時郊祀改革以前について」（立命館東洋史学会中国古代史論叢編集委員会編『中国古代史論叢』、二〇〇四年）

英文

Michael Puett:Determining the Postion of Heaven and Earth:Debates Over State Sacrifices in the Western Han Dynasty.in Confucian Spirituality,ed.Tu Wei-Ming and Mary Evelyn Tucker,New York:Crossroad Press,2003.